

# 配属将校制度成立史の研究

平原 春好

野間教育研究所紀要



第 36 集

財団法人 野間教育研究所

野間教育研究所紀要 第36集

配属将校制度成立史の研究

平原春好



# 目次

はじめに ..... 五

第一章 臨時教育会議の兵式教練振作の建議——配属将校制度立案前史—— ..... 三

一 「兵式体操振興ニ関スル建議案」の提出（第六回總會） ..... 三

1 建議案の提出 ..... 12

2 建議案の趣旨 ..... 14

3 建議案の審議過程 ..... 21

二 「兵式教練振作ニ関スル建議」の採択（第八回總會） ..... 三

1 建議案の修正 ..... 25

2 主査委員会の報告 ..... 27

3 修正建議案の審議採択過程 ..... 32

第二章 文政審議会諮詢第四号とその答申——配属将校制度立案過程——

一 現役将校配属に関する文部・陸軍両省の協議

- 1 軍縮の進行——協議の背景——……………48
- 2 文部・陸軍両省の協議の開始……………51
- 3 配属将校構想の主導権……………55
- 4 文部・陸軍両省の合意の成立……………58
- 5 議員や政党への説明……………68

二 文政審議会にたいする現役将校配属に関する諮問（第五回總會）……………六九

- 1 諮詢第四号の全文……………69
- 2 諮詢第四号の趣旨……………71
- 3 諮詢第四号の審議過程……………74

三 文政審議会における配属将校制度に関する答申の採択（第七回總會）……………七八

- 1 特別委員会の報告と答申案……………88
- 2 答申案の審議採択過程……………95

第三章 配属将校制度の登場とその意義……………二七

一 陸軍現役将校学校配属令の公布とその目的……………二七

1 陸軍現役将校学校配属令の公布……………117

2 陸軍現役将校学校配属令の目的……………119

3 現役軍人学校配属の先例……………120

4 学生生徒の兵役上の特典の拡大……………122

5 配属将校制度の歴史的意義と問題点……………136

二 配属将校制度と学校教練の変化……………三六

1 教練教授要目の概要……………138

2 教練教授要目の歴史的位罫……………149

3 学校教練の成績……………173

4 学校教練の査閲の制度化……………175

第四章 配属将校制度の批判と初期配属将校の実態……………八九

一 配属将校制度導入にたいする反対論……………八九

1 新聞・雑誌に見られた反対論……………189

- 2 教育擁護同盟の活動……………195
- 3 学生生徒の軍事教育反対闘争……………200

二 初期配属将校の実態……………101

- 1 現役将校の学校配属状況……………202
- 2 初期配属将校の資質……………203

三 配属将校をめぐる事件……………102

- 1 小樽高商事件……………207
- 2 大多喜中学校長排斥事件……………212

おわりに……………100

- 1 東京帝大配属将校増員事件……………220
- 2 上智大学事件・同志社事件……………223
- 3 大学等における教練の強化……………224
- 4 教練強化の効果……………225
- 5 配属将校制度の崩壊……………226

あとがき……………103



## はじめに

いま、「配属将校」とか「教練」という言葉を聞いて、すぐ分かる世代は少数派になった。ここで配属将校というのは、大正一四（一九二五）年勅令第一三三号（陸軍現役将校学校配属令）や大正一四四年勅令第二四六号（文部大臣所轄外ノ学校ニ陸軍現役将校ヲ配属スルノ件）によって中等学校以上の学校に配属された陸軍の現役将校のことである。この配属将校は、第二次世界大戦（太平洋戦争）の敗戦時まで、それらの学校で男子学生生徒の教練を担当していたので、一九九二（平成四）年度中に還暦を迎える人よりも上の世代にはよく知られているところであるが、それ以下の年代の人びとにはなじみが薄い。

この配属将校が新たにその担当者として加わることになった教練なるものは、学校教練ともいわれるもので、軍隊教育の一部としての教練とは異なる。軍隊における教練は、その教典であつた歩兵操典（一）によれば、「教練ノ目的ハ指揮官及兵卒ヲ訓練シテ戦争ノ用ニ供スルニアリ故ニ諸般ノ演習ヲシテ戦争ニ適切ナラシムルヲ要ス」（引用文中の旧漢字は常用漢字に書き改めた。以下同じ）と冒頭（総則の第一）に明記されていたように、戦争のための訓練であり、戦闘技術の習得を目的とするものであつた。これにたいして、学校教練は体操科の一課程で、学生生徒の心身の鍛練と資質の向上を目的とし、結果として国防能力を高めることを狙つたものであり、文部省の説明によれば、学校教練は「国家的觀念ヲ明徴ニシテ献身奉仕ノ精神ヲ振起シ自主自立ノ習慣ヲ馴致シテ責任ヲ尽シ規律ヲ重ンジ節制ヲ守リ協同ヲ尚ヒ且命令ニ服従スルノ氣風ヲ作興シ身体ヲ強壯ニシ志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢為ノ精神ヲ涵養」し、「而シテ之カ励行ニ依リテ国防能力ヲ増進セシムル」結果ヲ生スル（二）ことを目指す戦前日本の重要教科目の一つであつた。しかし、歩

兵操典に基づいて行われたという点では、軍隊の教練と全く異質のものではなかった。

学校教練は、一八八六(明治一九)年の諸学校令以来体操科のなかに設けられてきた兵式体操の趣旨等を引き継ぐものであった。兵式体操は、歩兵操練科を前身として八五(明治一八)年頃から行われていたが、初代の文部大臣であった森有礼の下で制定公布された上記諸学校令により学校に導入され、普通体操とならんで学校体操の一部に定着した。兵式体操に思想的な意味付けを行い、これを強力に推進したのはほかならぬ森文部大臣であり、彼が兵式体操に期待したものは、単なる身体の鍛練としての体操ではなく、また軍事的技能の訓練でもなく、氣質の鍛練であり、より具体的にいえば忠君愛国・護国の精神の養成、忍難の気力の培養であった。とくに森がもつとも関心を払った小学校教員養成の場である師範学校における兵式体操では、従順、友情、威儀という教員の備えるべき三つの資質を身につさせるための手段として考えられていた。<sup>(3)</sup>これは陸軍卿山県有朋の軍人訓誡(一八七八年)が強調した軍隊教育の理念をモデルに、国民教育と師範教育の理念を提示したものと推測されている。<sup>(4)</sup>教練は、この兵式体操と趣旨を同じくするものではあったが、兵式体操が男子のみにたいして行うものであったの<sup>(5)</sup>にたいし、教練は男子にも女子にも課したのが特徴である。中学校と高等学校では一九一一(明治四四)年に、小学校と師範学校では一三(大正二)年に、それぞれ兵式体操に代つて置かれ、また、同年高等女学校にも新たに導入された。

これらの学校で男生徒の教練を担当する配属将校は、陸軍の現役将校であると前述したが、「現役」の軍人というのは、予備役(Reservepflicht)の軍人でも後備役(Landwehrdienstpflicht)の軍人でもない、まさに現役(aktive Dienstpflicht)の軍人のことであり、在營を義務付けられ、軍事訓練に日常的に従事している軍人をいう。<sup>(5)</sup>また、「将校」というのは、軍人の幹部の中心に位置するもので、階級的には、将官(すなわち大将・中将・少将)、佐官(大佐・中佐・少佐)および尉官(大尉・中尉・少尉)の軍人をいう。軍隊教育令によれば、「将校ハ軍隊ノ楨幹教育ノ中枢ニシテ軍人精神軍紀ノ源泉」であつた。<sup>(6)</sup>

このようないわば軍人中の軍人が学校の教練を担当しようというのであるから、現役将校の学校配属制度の創設は、

日本の教育史上の大事件でない筈はない。もともと、それまでも現役軍人が学校で教練などを担当した事例は皆無ではなかったが、それらはいくまで個別の、特例的なものであり、すべての学校に導入されたわけではなかった。これにたいして、一九二五（大正一四）年以降は、中等学校以上の学校に男子学生生徒の教練の担当者として現役将校を配属することが制度化されたのであるから、教育界としては前代未聞のことであり、戦前日本の国民教育と軍事教育との結合を示すきわめて象徴的な出来事であった。

本研究は、この配属将校制度の成立過程を明らかにし、配属将校制度の歴史的意義を考察しようとするものである。そのためにはまず、配属将校制度を審議提案した文政審議会における諮詢⇨答申の過程について調べてみなければならぬが、それには前段階があり、さらに臨時教育会議に遡ってみる必要がある。一九一七（大正六）年一二月、設置早々の臨時教育会議が行った「兵式教練振作ニ関スル建議」についてである。第一章では、この建議案の提出から採択までの過程を会議速記録で辿り、その趣旨等を明らかにした。

臨時教育会議のこの建議は、その意図に反して実現されずに終わったが、政府は一九二四（大正一三）年一二月、文政審議会にたいして同趣旨の諮詢を行った。文政審議会では、兵式体操が当初の精神を離れ、形式に流れていたのを振興するために行った建議が実現されないままになっているのはすこぶる遺憾であるとして、質実剛健の気風を振起し、国防思想を普及させる軍事予備教育の立ち遅れを取り戻すために、現役将校による教練指導の強化を提案し、委員の合意を見、翌年一月に答申を行った。第二章では、この文政審議会の諮詢⇨答申過程を議事速記録で辿り、その趣旨等を明らかにするとともに、その背景にある文部省と陸軍省との関係等についても検討した。

文部省と陸軍省との協議を背景として、文政審議会答申に基づき実施されることになった配属将校制度は、二五（大正一四）年四月の陸軍現役将校学校配属令を中心とする各種の法令により具体化された。この制度は、学校教職員組織や学校管理に変化をもたらしたと同時に、学校教育内容や教育評価方式等にも大きな影響を及ぼし、さらに学生生徒の兵役上の特典を拡大するものでもあった。そこで第三章では、これらの点に照明をあてながら、配属将校制度の意

義を具体的事項に即して考察した。

配属将校制度は、如何に戦前であったといつても、実施以前から批判的な意見が出され、反対運動も行われた。実施後間もなく、懸念されていたトラブルも起こった。そのような状況の中で現役将校が学校に配属され、学校の一員として教育を担当していった。第四章では、このような配属将校制度導入前後の諸状況を明らかにする。

配属将校制度は、日本教育史上重要な出来事であったにもかかわらず、その成立過程についての全体的な考察はこれまでなかったといつてよい。それは、この出来事が日本教育の軍国主義化をあまりにも明確に象徴している事件であるために、あえて、その成立過程を追うまでもないと考えられたためかも知れないし、また、このことが論議され、決定された文政審議会の審議状況や、それに大きなかわりをもつ臨時教育会議の審議状況を見るための史料が一般に公開されていなかったという資料的制約が原因になっていたためかも知れない。

これにたいして一九七〇年代に入る頃から、配属将校制度に詳しく論及したものが出始めた。<sup>(8)</sup>しかし、それが通史のなかでの論及であつたり、審議会研究のなかでの論及である場合には、配属将校制度そのものに関する集中的な考察には一定の限界を余儀なくされ、また、学校教練や配属将校制度にかかわる個別研究は取り扱ひの視点や方法などが限定されることがあり、さらに深められるべき余地がある、といった状態で、なおさまざまな視角や視点から詳細に考察することが必要とされているのが現状である。

本研究が配属将校制度の成立に関する考察を行ったのも、その間隙を少しでも埋めることができればと考えてのことである。

なお、本書では、資料の引用に際しては、極力原文をそのまま引用することとした。これは、一般には引用資料を容易に見ることができなかつたという事情を考慮したことのほか、読者がなるべくその当時の資料に直に接し自分で判断することのできる材料を提供しようと考えたためである。ただし、漢字は氏名を含み常用漢字に改め、新字体のないものについてのみ旧字体を使用した。また、合字（**𠄎**、**𠄏**など）と踊り字（々、々々、くなど）は現代表記に改

め、明らかに誤記と思われる箇所には括弧内に正字を示した。

## 注

- (1) 歩兵操典とは、陸軍の戦闘の原則・法則などを規定した行動教則書をいい、「歩兵ヲ訓練シ戦闘ヲ実行セシムル為準  
規タルベキ事項ヲ示スモノ」(一九四〇年二月改正施行の歩兵操典の総則の第一)であった。戦前の間、何回か改正さ  
れているので、その編別や内容はすべて同一ではない。本文中で教練の目的について書かれた部分を引用した一八九八  
(明治三一)年一月改正施行の歩兵操典の構成は、「総則」第一部 基本教練「第二部 戦闘」「附録」から成り、右  
に引用した一九四〇(昭和一五)年二月改正施行の太平洋戦争下のそれは、「綱領」「総則」「第一篇 各個教練」「第二  
篇 中隊教練」「第三篇 機関銃及自動砲教練」「第四篇 歩兵砲教練」「第五篇 大隊教練」「第六篇 通信隊教練」「第  
七篇 聯隊教練」「附録」「附図」と、より詳細なものになっていた。
- (2) 一九二五(大正一四)年四月一三日、陸軍現役将校学校配属令および同令施行規程が公布された際に、文部省から大  
学、直轄学校、公・私立の高等学校・専門学校、北海道庁、府県に宛てて出された文部省訓令第五号の一節。同訓令の  
全文は「官報」、「法令全書」などに掲載されているが、手近なところでは教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(初  
版)龍吟社、重版『教育資料調査会』第八巻、五七二頁により見ることができる。以下、法令については参照の便宜を  
考え、前掲『発達史』の巻数と頁数を注記しておくこととする。
- (3) 日下部三之介編『文部大臣森子爵之教育意見』(一八八八年)一〇頁、森有礼「兵式体操ニ関スル上奏案」大久保利  
謙編『森有礼全集』第一巻(一九七二年)三四九頁、など。
- (4) 兵式体操については、木下秀明「兵式体操からみた軍と教育」(一九八二年)を参照のこと。
- (5) 当時の兵役は、「徴兵令」により常備兵役、後備兵役、補充兵役および国民兵役に分けられ、服役期間や服役資格は  
次のようであった。

常備兵役

現役 陸軍 三年 服役者は満二〇歳に達した者

予備役 陸軍 四年 四月 服役者は現役を終った者

後備兵役

陸軍 一〇年 服役者は常備兵役を終った者

補充兵役

陸軍 二年 四月 服役者はその年所要の現役兵員に超過する者のうち所要の人員

国民兵役

第一国民兵役 陸軍 服役者は後備兵役または召集された補充兵でその役を終った者

第二国民兵役 服役者は常備、後備、補充、第一国民兵役にあらざる者

なお、一九二七（昭和二）年に制定された「兵役法」では、補充兵役が第一（従来のも）と第二（現役または第一補充兵役に徴集されなかつた者および海軍の第一補充兵役を終った者）に分けられたほか区分のしかたは変らなかつたが、服役期間に変更があり、現役が陸軍、海軍ともに一年ずつ減らされ陸軍二年、海軍三年となつたのにたいし、予備役は逆に一年ずつ増えそれぞれ五年四月、四年になつた。また、第一補充兵はそれぞれ一二年四月、一年とされ、第二補充兵はともに一二年四月となつた（ただし、海軍の第一補充兵を終った者については一二年四月）。

なお、戦前日本の兵役期間の変遷は、おおよそ次のようであつた。

一八七三（明治六）年に「徴兵令」が制定された段階では、国民軍の年齢を一七歳から四〇歳までとし、兵役徴集年齢を二〇歳、常備軍三年、後備軍四年、それを終えた者を国民軍に編入したが、その後、現役三年、予備役四年、後備役五年と改め（明治一六年改正）、さらに、一八八九（明治二二）年の改正で兵役期間を陸軍と海軍とで異なるものとし、現役は陸軍三年、海軍四年、予備役は陸軍四年四月、海軍三年、後備役は陸軍一〇年、海軍五年と改めた。

一九二七（昭和二）年に「徴兵令」から「兵役法」に代つた段階で、現役は陸軍二年、海軍三年とそれぞれ一年ずつ減らし、かわりに予備役を一年ずつ増やして陸軍五年三月、海軍四年とし、後備役は変わらず陸軍一〇年、海軍五年とした。太平洋戦争に突入した一九四二（昭和一七）年の改正では、国民の兵役期間を五年延長してその終期を四五歳

とし、また後備兵役を廃止し、現役を陸軍二年、海軍三年、予備役を陸軍一五年四カ月、海軍一二年とした。

(6) 軍隊教育令は、軍隊内務書およびその他の典範類とともに軍隊教育の三支柱の一つであり、全部隊の教育の方針と教育の体制の統合を図って一九一三(大正二)年に制定された。ここでは、部隊の教育の中心を軍人精神と軍紀に置き、教練と勤務と内務によってそれを実現し、また、良兵即良民の理念に立つて軍隊教育と国民教育の一体化を進めることを目指した。二〇(大正九)年、三四(昭和九)年、四〇(昭和一五)年に大きな改正が行われた。本文の引用部分は、四〇年改正の軍隊教育令の最初に掲げられている「綱領」の第四項の一部分である。同項は、この引用部分に続けて、「故ニ居常該博ナル識量ヲ養ヒ卓抜ナル技能ヲ鍊リ忠実ニ其ノ職務ヲ履行シ且常ニ自ラ士風ヲ振起シ志氣ヲ旺盛ニシ躬行ヲ慎ミ率先ニ勉メ其ノ一言一行ハ部下ヲシテ仰イデ之ニ則ラシムルコト恰モ形影相伴ヒ響音相応スルガ如クナラザルベカラズ」と述べて、将校の識量、技能および職務の履行について、常に向上の自己努力を要請していた。

(7) 配属将校制度の導入とその後の学校教練の強化は、教育の軍国主義化の典型であったとして、極東軍事裁判(一九四六(四八年)で教育問題の重要論点の一つにとりあげられた。それに関しては海後宗臣、大内兵衛、瀧川幸辰、前田多門、吉田章雄、岩松五良氏らの証言がある。このうち、海後、大内、瀧川証言については、本書「おわりに」を参照。また、全体については、国民教育研究所編『極東裁判——教育証言の記録』(戦後教育の原典3)(一九七五年)を参照。

(8) たとえば、一九六〇年代から七〇年代においては、海後宗臣編『臨時教育会議の研究』(一九六〇年)、久保義三『日本ファシズム教育政策史』(六九年)、前田憲『日本軍国主義と教育』(講座現代民主主義教育)第二巻、六九年)、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(七四年、全一〇巻)、阿部彰『文政審議会の研究』(七五年)、土屋基規『戦前日本の軍国主義教育』(前掲『極東裁判』所収)、竹中暉雄『学校教練についての一考察』(上)(下)(桃山学院大学人文科学研究所)第一二巻第一・二号、七五年二月・七六年三月)などがあり、その後の関連文献としては、大江志乃夫『国民教育と軍隊』(一九七四年)、菊池邦作『徴兵忌避の研究』(一九七七年)、木下秀明、前掲書、久保義三編著『天皇制と教育』(一九九一年)などがある。

## 第一章 臨時教育會議の兵式教練振作の建議——配属將校制度立案前史——

### 一 「兵式体操振興ニ関スル建議案」の提出（第六回總會）

#### 1 建議案の提出

最初に、配属將校制度が立案され、準備される過程で、この制度を導入する真の狙いがどこにあつたかを明らかにしたい。「陸軍現役將校學校配属令」の公布の趣旨を明らかにした文部省訓令第五号（前出）において、配属將校制度は一八八六（明治一九）年森有礼文相によつてはじめてめられた兵式体操の伝統を再建強化するものであつたことが明らかにされていたが、學校に現役將校を招致するなどして兵式体操を振興しようという提案が公の場でなされたのはこの配属令が最初ではなく、実はその八年ほど前の一九一七（大正六）年、臨時教育會議においてすでに行われていた。臨時教育會議は内閣總理大臣の諮問に應じて教育に関する重要事項を審議するため一七年一〇月から一九年三月にいたる間設置された審議會であるが、諮問第一号「小学教育ニ関スル件」の審議が行われていた最中に、「兵式体操振作ニ関スル建議案」が委員のなかから提案された。これは若干の修正を経て一七年一月一日付けで總理大臣に建議されるのであるが、この建議案の提案から採択にいたる過程がまさにその論議の場であつた。

まず、建議案の提出者とその全文を確認することからはじめよう。臨時教育會議で諮問第一号「小学教育ニ関スル

件」が總會審議から主査委員会の討議に移されて間もない一九一七（大正六）年一〇月九日、江木千之（貴族院議員・元文部省普通学務局長）ら七人の委員から「兵式体操振興ニ関スル建議案」が提出された。提出者は江木千之のほか木場貞長（元文部次官）、大津淳一郎（衆議院議員・憲政会）、鎌田栄吉（慶応義塾塾長）、桑田熊蔵（貴族院議員）、関直彦（衆議院議員・立憲国民党）、三土忠造（衆議院議員・立憲政友会）の六人であり、建議案の全文は次のようであった。<sup>3)</sup>

兵式体操振興ニ関スル建議案別紙及提出候也

大正六年十月九日

臨時教育會議委員	江木千之
同	木場貞長
同	大津淳一郎
同	鎌田栄吉
同	桑田熊蔵
同	関直彦
同	三土忠造

臨時教育會議總裁法学博士子爵平田東助殿

（別紙）

兵式体操振興ニ関スル建議案

学校ニ於ケル兵式体操ヲ振作シ以テ大ニ其徳育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝国学界ノ現状ニ鑑ミ之ヲ宇内大局ノ将来ニ察シ誠ニ緊急不可措ノ一大要務ナリト確信ス政府ハ速ニ適當ノ措置ヲ取ラレンコトヲ望ム

右建議ス

年 月 日

臨時教育會議總裁 法学博士子爵 平田東助

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

この建議案は、一七（大正六）年一〇月二七日に開かれた第六回總會（午後一時四五分〜五時三〇分）でとりあげられ、討議された。

討議経過のあらましを紹介しておく、はじめ江木千之、木場貞長、関直彦、鎌田栄吉の四委員から提案の趣旨説明が行われ、続いて質疑討論に入った。発言者は阪谷芳郎（貴族院議員）、嘉納治五郎（東京高等師範学校長）、大津淳一郎（前出）、田所美治（文部次官）、高木兼寛（慈恵医学専門学校長）、小松原英太郎（枢密顧問官・元文相）、鶴沢総明（明治大学教授、衆議院議員・立憲政友会）、荘田平五郎（明治生命保険会社・東京海上保険会社社長）、久保田讓（枢密顧問官・元文相）、成瀬仁蔵（日本女子大学校長）の各委員であった。質疑討論の結果、建議案は九人の主査委員に付託され、「兵式教練振作ニ関スル建議案」に生まれ変わるのである。

## 2 建議案の趣旨

提案者による趣旨説明を見よう。最初の説明者は江木千之委員であった。江木は、「提出者ハ此提案ノ明文ニアリマスル此趣意ニ於テ一致シテ」いるにすぎないのであって、「提出者一同ノ意見ガ細目瑣節ニ至ルマデ一致シテ居ルト云フ訳デハナイ」から、以下に「述べマス所ハ私ダケノ所見デアリマス」とことわったうえで、建議書提出の趣旨が徳育の強化にあると、次のように述べた。

「此建議ノ大体ノ趣旨ハ（中略）近來衰微致シテ居ル所ノ兵式体操ヲ大ニ振作シテ主トシテ德育ヲ補フ、德育ノ補ヒニスル、併セテ体育ニ資スルト云フ趣意デアリマス、建議案ニモ大ニ意ヲ用ヒテアルモノハ主トシテ德育ノ補ヒニスルト云フ点ニアルデアリマス。」「近來德育ノ方法ニ就テ色々ノ說ハアルヤウデアリマスルガ、（中略）今日ニ於テ此勇氣ヲ作興スルト云フコトハ主トシテ兵式ノ体操ニ依ラナクテハナラヌト考ヘルノデアリマス。』

「此兵式体操ヲ我が学界ニ初メテ之ヲ入レテ創設シタノハ故ノ文部大臣森有礼君デアリマス、（中略）森子爵ハ此兵式体操ヲ実行スルニ就テ三氣質ノ養成ト云フコトヲ眼目トシテ居ラレタシデアリマス、此三氣質ト云フノハ自重、親愛、服従、此三氣質ヲ養成スル、之ハ森子爵ノ主義デアッタ、兵式体操ハ森子爵ノ時代ニ於テ先ツ全盛ニ赴イタノデアリマスルガ子爵ノ薨去後又教育界ニ於ケル熱心家が退職シ或ハ死亡シ、或ハ転職等ヲ致シマシテ漸次衰退ノ兆ヲ呈シ、遂ニ今日ノ有様ニ陥ツテ参ツタノデアリマス、然ルニ日露戦争ノ後歐羅巴諸國ハ御承知ノ通り青年団、或ハ學校ノ兵式体操、又ハ學校付属ノ射的場ト云フモノハ非常ニ盛ニナツテ参ツタノデアリマス。」「日露戦争後歐羅巴諸國ノ青年ノ軍事教育ガ非常ニ盛ニナツタノハ（中略）之ハ全ク日本ノ學校ノ兵式体操ニ鑑ミテ斯様ニ拡張シタモノデアアル、（中略）ソレニモ拘ラズ本家本元タル我國ノ現状ハドウデアアルカ、今日洵ニ萎微不振ノ有様ニ陥ツテ実ニ歎クベキ次第デアルト考ヘルノデアリマス。」「兵式体操ヲ振興シテ學生ノ志氣ヲ引立テ一助ニスルト云フコトハ今日最モ必要ノ挙デアラウト考ヘルノデアリマス、又現今及ビ將來ノ世界ノ大勢ニ照ラシテ考ヘテ見マシテモ（中略）今日一日モ猶予スベカラザル急務デアルト考ヘルノデアリマス。』

このような趣旨を明らかにした江木千之は、さらに兵式体操の振興は「軍事ノ必要ヨリ他ヨリ迫ラレタト云フコトデハ決シテナイノデアツテ、教育ソレ自身ノ為ニ必要ナル所カラシテ之ガ振興ヲ計ル」ものだという点を強調しながら、兵式体操の振興にあたり次の九点の実施を要望した。

「第一ニハ學校ニ於テ兵式体操ヲ実施スルノハ之ハ學校教育ソレ自身ノ必要ヨリ起ルモノデアアル、之ガ為ニ惹イテ軍事教育ノ補ヒトナルコトガアレバ洵ニ幸デアアル、斯ウ云フ趣意ヲ定メテ掛リタイト考ヘルノデアリマス。」「第二ニハ現役將官ヲ文部ニ入レテ兵式体操ノ施設上及ビ全國ノ兵式体操ヲ指揮スル上ニ干与セシムル、」「第三ニハ高等師範學校ニ部長ヲ置キ將官ヲ以テ配シ専ラ兵式体操ヲ指導セシムル、」「ソレカラ第四ニハ中央タルト地方タルトヲ問ハズ學校ノ兵式体操ノ教

官ハ現役將校ヲ煩ハスコト、斯ウ致シタイト考ヘマス」。

「第五ニハ學校ニ於ケル兵式体操ハ隊伍ニ在ル生徒ニハ服従共同等ノ徳ヲ養ハシメ又指揮スル位置ニ在ル生徒ニハ威重、森子爵ノ云ツタ威重、其他人ノ上ニ立ツベキ人格ヲ享有セシムルコトニ最モ意ヲ須ヒルコトニ致シタイ」。

「第六、兵器彈藥等ハ現ニ陸軍ニ於テ用ヒルモノト同様ナル最モ新式ノモノヲ貸与セラレルヤウニ致シタイ、第七、体操器機、障礙物等ハ全然士官學校ノ式ニ則ルヤウニ致シタイ、第八ハ寄宿舎ヲ整頓シ、自習室ハ必ず腰架ヲ用ヒル式ニ依ラシムルヤウニ致シタイ」。

「第九、中学校以上ノ學校ニ於テハ兵式体操ヲ必須科トスルコト、小学校程度ノ學校ニ於テハ隊列運動ノ名称ヲ用ヒテ兵式体操ト云フヤウナ立派ナ名称ヲ用ヒルコトハ許サヌヤウニシタ方が却ツテ幼年生ノ安心ヲ生ゼシムルト云フヤウナコトニナツテ宜カラウト考ヘルノデアリマス」。

ここには、教育、それも主として徳育の振興のために現役將校の學校配属を必要とし、中等學校以上の學校で兵式体操を必修にしたいという意向が希望として表明されている。しかし、江木のこのような考え方がすべての提案者に共通したものであるかといえ、それはそうではなかつた。

案の提出者の一人である木場貞長は、江木の説明には「七分通り同意」するが、森文相の秘書官時代の経験からして自分は「森子ノガ單純ニ教育ノ見解カラ起ツタトハ考ヘテ居リマセヌ、從ツテ江木氏ノ第一ノ希望トシテ明カニ學校自身ニ教育ノ必要カラト云フコトニ致シタイト云フコトハ私ハ御同意ヲ致シ兼ねマス」と、江木の徳育強化の観点のみからする兵式体操の振興に反対の態度を表明し、「陸軍ノ見地ノ方カラ申シマシテモ現役ノ將校ヲ學校ニ出シテ色々世話スルト云フコトハ陸軍ノ見地カラモソレヲ必要トスルコトガナクテハ出来ナイコト」であるから、「之ハサウ双方カラ頑張ルコトハナイ、教育ノ為ニ幸ニ軍事ノ方モ効ガアレバ宜イガ、ソレハ顧ミル所デハナイト云フコトデハドウカ」と、兵式体操の軍事予備教育的性格にも言及しながら、二つの目的の並存を主張した。しかしながら、「現役將校ガ教育ニ關係スルト云フコトハ最モ望マシイコトデ或ル意味カラ云フト森子爵ノ兵式体操ヲ奨励シタノガ十分

ナル結果ヲ結バズシテ今日ノヤウナコトニナツタノハ現役將校ト學校ト密着ノ聯絡ガ取レナクッタコトガ一ノ大ナル原因デハナイカト思フ」くらいであると述べ、現役將校による兵式体操の実施には明確に賛意を表明した。但し、寄宿舎の腰架主義などこまかなことは今後の研究にまかせてよいのではないか、とした。<sup>(6)</sup>

同じ提出者の一人である関直彦も、「徹頭徹尾一カラ十マデ江木委員ノ御説明ニナリマシタル簡条ニ就テ御賛成ノ出来ナイヤウナコトモアル」と述べた。「教育ノ方面カラ致シマシテ教育ニ兵式体操採用ノ必要ト云フコトハ私ハ江木委員ノ御説明ニ徹頭徹尾御同感」であるが、「モウ一ツノ目的ハ之ハ江木委員トハ少シ趣キヲ異ニシテ居ル、(それは)成ル可ク兵隊ト教員ト接近サセタイト云フコトデアリマス、之ハ言葉ヲ換ヘテ云ヘバ国民皆兵、即チ国民皆兵主義ノ基ヲ築キタイト云フコトガ私ノ最モ希望スル所デアリマス」、「徴兵ニ就カナイ者マデモ悉ク有事ノ時ノ役ニ立ツヤウニ養成シテ置キタイト云フノガ私ノ最モ熱心ナル希望」だと、軍事予備教育の観点をより率直に表明し、「江木委員ノ申サレタ教育ノ方面カラ又軍事的ノ国民皆兵主義ニ依ルト輕重ハ何レデアルカト云フト輕重ハ問ハナイ、ドチラモ必要デアル」とした。<sup>(7)</sup>

さらにまた、提案者に名を連らねていた鎌田栄吉は、「江木君ヨリモ木場関両君ノ方ニ近いコトガ多イカト思ヒマス」と前置きして、「私ハ此學校ニ兵式体操ヲ採用スルコトヲ至極宜イ、必要デアリマス、ケレドモ學校其モノヲ純然タル兵營ニスルト云フコトニ就テハ大ニ意見ガアル、サウハシタクナイ、(中略)併シナガラ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズルト云フ奉公ノ大精神ハ国民精神ニ依ルコトデアリマスカラ是非少年ノ時ヨリ国民精神ヲ涵養シテ兵トナツテ活動スル所ノ素質ヲ与ヘテ置キタイ」と述べ、「準備の教育ヲ兵營外ニ於テ予メナシテ居ルガ為ニ兵役年限ヲ減縮スルコトガ出来ルナラバ生産上多大ノ利益ヲ得ルコトガ出来ル」ことや、「民間ノ生活ト兵營生活ト余リニ隔リガアルト云フコトハ種々ノ点ニ於テ非常ナ損ガアル」が、「學校即チ兵營デアルト云フヤウニ總テノコトガ兵ト云フコトニ純化サレテシマフノハ甚ダヨクナイ」ことなどを指摘した。<sup>(8)</sup>

これにたいしてもう一人の提案者の大津淳一郎は、のちの討議のなかで「其趣意ハ江木委員ガ寔ニ其理由トシテ述

ベラレタ所ト違ヒハゴザイマセヌ」。「現在ノ一番欠点デアルモノハ德育デアル」といい、兵式体操については「之ヲ単ニ軍事教育ヲ施スト云フヤウニ極端ニ見ル必要ハナカラウト思フ、矢張り教育ハ教育デ軍事トハ異ナツテ居ル、全ク違ツテ居ル」。「矢張り教育ハ教育トシテ体育ノ上カラ兵式体操ヲ採用」すると考えるべきであろうと述べた。<sup>(9)</sup>

以上五人の提案者の発言に明らかなように、学校で兵式体操を振興し、現役将校を学校に招くこと自体については、意見の一致を見ているものの、兵式体操を振興する目的または観点については提案者内部に違いがあった。兵式体操振興の目的を德育強化に求めた江木千之は、一八七六（明治九）年文部省督学局に入り、九一（明治二四）年六月普通学務局長を辞すまで、いわば「智育偏重、欧米心酔の教育を一変して、皇道主義に引直」<sup>(10)</sup>す方策の実現にたずさわり、一九〇四（明治三七）年貴族院議員に勅選されてからは、貴族院を舞台に国民道徳の振興を主張したというその経歴からすれば、森有礼文相の兵式体操の導入を德育強化の実現としてとらえ、今回の建議案もその線で考えていたことはむしろ当然であつたといえようが、その他の提案者がこれを教育の側からのみ意義づける江木の主張に反対し、兵式体操の目的で軍事予備教育の面をも強調し、あるいは国民教育と軍隊教育の目的の同質性を指摘し、両者の接近をはかるうとしながらも、それぞれの主張の違いを見せているのは、各提案者の経歴や政治的・社会的な立場や信条などの違いによるものではあるが、このような状態を見ると、国民教育の軍事化には複雑な気流状況が伏在しており、学校教育が軍事教育かというような単純な割り切り方では不十分であることを思い知らされる。

なお、後者の、積極的な主張のなかには、いくつかの興味ある問題が含まれている。たとえば、鎌田栄吉が兵式体操の軍事予備教育的性格を「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズルト云フ奉公ノ大精神」から説いているのは、教育勅語（一八九〇年）の理念が国民教育の軍事化を要請する一面を内包し、教育勅語が国民教育の軍事化の支柱になっていることを示しており、これは、国民教育の軍事化が教育外から押し付けられたものというよりは、教育内部にもこれを要請し、これを実現させる要因があつたことを意味する点で重要である。

また、兵隊と教育との接近、さらには軍隊と教育との接近を「国民皆兵」の立場から主張している関直彦や鎌田栄

吉の發言のなかには、意識的にせよ無意識的にせよ、軍隊と民間社会との間にある障壁をとりはらい一般教育と軍事教育との連携を密にしなければならない、軍事教育の改良はつとめて一般教育と根底上の一致をはかりつつ行ふべきだという当時の陸軍の、日露戦争後の新方針とのかかわりが見られるように思う。陸軍に右の如き方針の転換があったればこそ、軍隊と教育との接近の主張について人びとにさほど異和感を抱かしめなかつたのかも知れない。その陸軍の新しい方針は、田中義一や宇垣一成の講演のなかに次のように具体化されていた。

例えば、田中義一（陸軍歩兵大佐）は、一九一〇（明治四三）年八月、歩兵第二旅団長として、町村長や地方有志者之前にして「是マデ軍隊ト地方（民間社会——引用者注）トノ關係ガ兎角疎遠ガチニナツテ、恰モ軍隊ト地方トノ間ニ一ツノ大ナル障壁ガ設ケテアルカノ如ク、相互ノ間ニ於テ意思ノ疎通ヲ欠イテ居ツタ」けれども、「軍隊ガ国民ヲ離レテハ決シテ戰場ニ活動ガ出来ルモノデナク、又国民ノ後援ナクシテ決シテ軍隊ガ成立ツモノデナイ」。日露戦争で日本を上回る兵力をもつたロシアが敗れたのは「大部分ハ露西亜ノ国民ガ自分ノ国ノ軍隊ニ同情ヲ寄セナイ、斯ウ云フコトガ失敗ヲシタ大ナル原因デアラウト思ヒマス」。したがって「今ヤ軍隊ハ、進ンデ此ノ不詳ナル障壁ヲ叩キ毀シタイモノデアル、故ニ軍隊ニ於ケル情態ハ何モカモ、国民ニ披瀝シテ御目ニ懸ケマス」と、国防のために軍隊と民間社会との密接な交流を語りかけた。そこで田中は、「国防ト云フコトハ、軍隊ノミニ責任デハナイ、国民ノ責任デアル、国防ハ国民ガヤラネバナラヌト云フノガ、国民皆兵ノ趣旨」であり、したがって「軍隊ハ一ツノ国防ノ学校デアルト云フ考ヘヲ有タナケレバナラヌト思ヒマス」、「軍隊教育ト云フモノハ、必ズ其ノ国ノ人情風俗ヲ加味シタ教育法デナケレバナラヌ」、「今日ノ教育法ト云フモノハ、所謂良卒ヲ造ルハ良民ヲ造ル所以デアリマス、故ニ軍人ハ必ズ良イ公民デナケレバナラヌ、モウ一ツ言ヒ換レバ、如何ニ武技ニ長ジテ居リ、能ク訓練サレテ居ル者デモ、人民トシテ善クナイ軍人ハ、決シテ戰場ニ於テ用ヲ為スモノデナイ」、「軍隊ト云フモノハ、独リ軍人トシテノ技能ヲ養成スルバカリデナイ、一体其ノ人ノ精神ヲ感化シテ行カネバナラヌノデアリマス、其ノ人ヲ訓育シテ行カネバナラヌノデアリマス」と、軍隊教育の改善、良兵—良民、訓育面の重視などの考えを披瀝する一方で、国民教育における軍事教育の振興も重要

であるとして、「私ハ平生カラ国民ニ軍事思想ヲ注入シテ置ク事ガ極メテ必要デ、之ヲ注入シテ置ケバ急拵ヘデモ、假ヘバ、僅カ三箇月教ヘテモ、其ノ人ガ六箇月位教ヘタ程ノ力ヲ戦場デ出スヤウニナルダラウト思ヒマス、ドウシテモ、国民教育ト云フモノハ、軍事思想ヲ注入シテ置カネバナラヌト考ヘル」と述べていた。<sup>(11)</sup>

宇垣一成(陸軍歩兵大佐)は、同年二月二〇日から二五日まで、大隈重信によつて早稲田大学講堂で開かれた国民教育講習会第一回講演会で「陸軍に於ける教育の現況及び国民教育に対する軍隊の希望」と題して講演したが、そこでも右と同旨の、次のような主張が見られた。

「従来世間の一部に於ては勿論のこと、吾々軍人の仲間にも、軍事教育を以て国民教育以外のものの様に、心得て居るものが在った」が、これは「国家の存立及び帝国軍成立の根本義と決して相容れぬ所のものである。即ち今日に於ては軍隊は国民の学校である」。「尚ほ詳言すれば、国民一般の各種の教育と、軍部に於ける教育とは、常に密接且つ適切なる連繫を図り、相互協同して以て、出でては戦場に於ける忠勇なる戦士となり、歸りては郷党に於ける剛健なる良民たるの國民を養成することは、国民教育の全局に於て着眼すべき重要な点である。此の一般教育者と軍部との協同緊連が円満適切に成立して、始めて真正なる強兵の実を挙げ得ることと思ふ」。現在の軍隊教育は「指揮官及兵卒を訓練教化して、戦争諸般の要求に適應せしむることに在り」、「國民普通の教育と同様に、矢張り徳育、体育、智育の三方面に向て力を用ひて居る」が、軍隊教育は「勝利の獲得に向て、一心同体の如き働きを為さるる必要上からして、普通教育とは多少趣を異にする点を生じ、教育の本旨、原則を害せざる範圍に於ては、勉めて全軍画一主義を採つて指導して居るのである」。しかし「常勝軍」<sup>(12)</sup>「有為の軍隊を作り上んことは、軍部単独の仕事としては、其の負担は甚だ過重であリ」、「必ずや一般國民の協力、就中其教育の衝に當らるる諸君の助力後援に待つ所極めて大なるものである」。「教育当局者たる諸君に於ては、忠勇、淳良、元氣満々として、而も体力強健なる好原料を製造せられ、之を軍部に供給せらるることを望むのである。以上述ぶるが如き性質を有する好原料は、単に軍事の要求に適して、其の方面の歡迎を受くるのみならず、必ずや何れの専門的事業に向けても、好箇の原料たるを失はぬことと信ずる」。「予が茲に縷々数千言を費したのも、其精神を概括して申せば、一般教育と軍事教育との連係を一層緊密にし、且つ各種の教育家、相協同一致して健全なる國民を作りたい微意に外ならぬのである」。

これら二人の主張は、国民皆兵主義の基礎づくりのために、有事の際に役立つ国民形成をめざして軍隊教育と国民教育との結合を主張する関直彦の発言と一脈相通ずるところがあり、また、民間生活と兵營生活との接近は必要だが学校即ち兵營とすることとき考え方はよくないとする鎌田榮吉の発言も、右の陸軍側の方針を念頭に置いたもののように思われる。

### 3 建議案の審議過程

#### ① 目的一元化の要望（嘉納治五郎）

建議案の提案者相互間にこのような意見の違いが見られただけでなく、各提案者が意見の違いを公言しながら提案説明を行ったのは珍しいことであつたが、このような提案にたいして一〇人の委員（前掲）が意見を述べた。そのなかで嘉納治五郎は、「兵式体操ト云フモノヲ一ツノ軍事教育ノ意味ヲ以テ致ス時ニハ矢張り之ヲ德育トシテ教育ヲスルノトハ余程趣ヲ異ニスル」はずであり、「何レノ目的ニ致スカ、又両方ノ目的ヲ兼ネルカ」で「兵式体操ノ内容ガ余程違フト思フ」が、「若シ提出者ノ間ニ御意見ガ違フナラバ私ハ二ツノ目的トシテ茲デ一ツニナルコトヲ希望スル<sup>(13)</sup>」と述べた。

これにたいして江木は、軍事教育または軍隊教育と学校教育とは異質なものであることを述べながらも、意見の一致の可能性を強調した。すなわち、「提案者ノ中ニ大變ニ意見ガ齟齬シテ居ルヤウニ述ベラルル方モアリマスシ、提案者自身ニ於テモ違ツテ居ルト云フコトヲ述ベマシタガ」私はそのように思わない、「話ヲ進メテ見タナラバ帰着スル所ハ」一致するかも知れないが、「軍事当局ノ望ムヤウナコトハ到底学校デ出来ルモノデナイ」、「学校ノ注文ヲ容レテ居ル所ノ軍事教育デアルト云フコトナラ私ハ軍事教育ト云フ言葉ヲ用キテ一向不同意ハナイノデアリマス、併ナガラ容レナイ軍事教育ト云フコトニ至ツテハ学校ニハ実施シ難イ」し、「又教育社会ニ於テモ陸軍ノ依頼ヲ受ケテ陸軍ノ言フ通りノコトヲヤルノダト云フ風ニナル」と「目的ヲ達スル上ニ於テ妨ゲガアルカラ」、趣旨説明であのような言葉づか

いをしたのだといい、「提出者ノ間ニサウ意見ノ相違ト云フコトハナカラウト思フ、必ず矢張り一致点ヲ見ルコトデア  
ラウト信ジマス<sup>(14)</sup>」と述べた。

また木場は、「此建議案ニ付キマシテ、江木委員が最初説明サレタ時ニ、委員ヲ代表シテ言フノデハナイ、江木ノ一  
個ノ考トシテ言フコトデアルカラ、其旨承知シテ貫ヒタイト云フ前置デ頗ル遠慮ノナイ細カイ所ニ這入ラレタカラ、  
サウナツテ来ルト、ソレガ間接ニ委員ノ一致ノ意見見タヤウニ見エルモノデアルカラ、異ナル点モアル<sup>(15)</sup>」といったの  
であつて、「体育ト德育ノ為ニ兵式体操ヲ利用スル」という中心部分については一致していると述べた。

これにたいして嘉納は、江木と木場・関の意見は「違ツタ立場ニ立ツテ居ラヌコトヲ了承シテ、ソレ故必ズシモ是  
ハ二ツノ案トナツテ現ハレル必要ハナイト存ジマス」と、その説明を了承したあとで、「私ノ希望ニ依ルト先ツ学校ニ  
於テ形ハ陸軍ノ純粹ノ教育デナイニセヨ、軍事教育ヲスル必要ガアルカナイカラ先キニ決定シ<sup>(16)</sup>」そのあとで細かい論  
議をすべきだと述べ、高木兼寛の委員付託動議に賛成の意向を明らかにした。委員付託動議については、小笠原英太  
郎<sup>(18)</sup>、沢柳政太郎<sup>(19)</sup>も賛成意見を表明したが、もつとも強い反対意見の持主であつた阪谷芳郎は、建議案そのものの書き  
直しが先決だと、建議の提案者への差し戻しを提案した。

## ② 教育制度独立の主張と建議案差戻しの提案（阪谷芳郎）

阪谷芳郎は大蔵次官を経て一九〇六（明治三九）年西園寺内閣の大蔵大臣に就き、一二（明治四五）年から四年間東  
京市長をつとめた。浅野セメントをはじめ多くの会社の重役をつとめた渋沢栄一の女婿である。阪谷の反対意見は、  
現役将校の導入は教育制度の独立を侵し、兵式体操の強化は子どもを一層鑄型にはめることになるなど、次の六点上  
わたり質問のかたちで述べたものであるが、そこには重要な問題提起が含まれていた。

「第一ノ質問ハ教育制度ト云フモノハ独立ノ出来ヌモノデアルカト云フ疑ヒヲ起シタノデアリマス」、「現役将官ヲ文部省

ニ入レ或ハ高等師範學校ニ入レ其他ノ中小学ニモ現役將校ヲ入レルト云フコトニナリマス教育制度ノ獨立ト云フモノハ何処ニアルノデアアル、甚ダ疑ハザルヲ得ヌノデアアリ、「教育其モノガ軍事制度ニナツテシマウヤウニ考ヘルノデアリマス」。

「第二ニ森文部大臣ノコトガ度々御引合ニ出マスガ」「森文部大臣ノ時代ト今日ノ時代トハ日本ノ教育其他百般ニ就テ殆ンド隔世ノ感ガアリマス」、「ソレヲ森文部大臣ノ令カラモウニ、三十年モ前ノ思想ニ戻サナケレバナラヌモノデアアルカ」。

「第三ニハ又提出者ノ御説明ノ如クセントスレバ少カラヌ經費ヲ増サナケレバナラヌ、例ヘバ現役將校ヲ中小學校ヘ入レルトスレバ數万ノ士官ヲ養成シナケレバナラヌ」、「ドノ位ノ費用ガ入ルト云フ御勘定ニナツテ居ルナラバ其御勘定ヲ承知致シタイノデアリマス」。

「第四ニハ兵式体操ヲ何時間學校デ御ヤリニナルノデアリマスカ」、「既ニ今日マデ教育ノ時間ハ多過ギルト云フ議論ガアルノニ尚其上二十分ノ時間ヲ与ヘルト云フコトガ果シテ出来ルコトデアアルカ」、「何時間小学校中学校デ時間數ヲ増セバ國民ノ体格ガ直ルト御考ヘニナルノデアアルカ」。

第五には「尚武ノ氣風ヲ養成スルノデアルト云フコトデアリマスガ此尚武ノ氣象ト云フコトハ近頃誤解ヲ起シ易クナツタ、或ハ軍國主義ヲ奨励スル、或ハ侵略主義ヲ奨励スル、サウ云フコトヲ奨励スルト云フ意味デアレバ今日ノ時局ニ於テハ甚ダ面白カラヌコトデアルト考ヘマスルガ」、尚武の氣風の養成は「軍國主義、侵略主義ヲ養成スルコトデハナイカト云フコトヲ質問致シマス」。最後に「サナキダニ鑄型ニ箝リカカツテ居ル兒童ノ思想ヲ今一層兵式主義ニ屈服セシムルト云フ弊害ガナイモノデアリマスカ」、「サウ云フコトデアリマスमित思ヒマスガ念ノ為ニ御尋ネシテ置キマス」<sup>(20)</sup>。

これにたいして江木千之は、第一の「教育制度ノ獨立」に関する質問は「ドウモ御尋ネノ趣意ヲ十分了解シ兼ネル位デアリマス」といいながら、「既ニ兵式体操ガアツテ、萎微振ハヌカラ之ヲ振興スルヤウニ、其施設ヲ考究スル為ニ軍人ヲ招クノデ」あつて、「何モ是ガ教育制度ニ害スルト云フヤウナコトハ少シモ考ヘヌノデアリマス」と述べ、教育の側からその主導性において実施するのであるから問題はない、と答えた。「森文部大臣ノ時代ト今日トハ違フ」云々

の第二の点については、「成ル程物質上ノ方ノコトハ日々ニ進ミ、月ニ進シテ居リマスガ、精神上ノコトニ付イテハ森  
文部大臣ドコロデナイ、維新前ニ比シテ大イニ劣ルト云フ論モ、或ハ道德ハ地ヲ払フト云フヤウナ極端ナ論ガアル」  
ほどであり、「ソレ故今日ハ兵式体操ヲ振興シテ道德上ノ補ヒヲスルト云フコトハ少シモ怪シムベキコトデハナイト考  
ヘル」旨答弁した。

第三の質問は「経費ノ増加ハ如何ガカト云フコトデアリマスガ」、「今日ハ聯隊モ沢山殖エル、而カモ将校ハ沢山居  
ル、陸軍カラシテ今日、現在訓令ガ出テ学校ノ要求ガアレバ現役将校ヲ派遣シテ其教授ヲサセルト云フ訓令ガアル」  
し、「又銃器モ沢山要ルト云フコトデアリマスガ」「俄カニ経費ヲ要スルコトデハナイノデアリマス」といい、第四の  
時間数については、「今日ハ体操ノ為ニ時間ガ与ヘラレテアリマスカラ」「大シテ今日ト変更ハナイト思ヒマス」、第五  
の「尚武ノ気性」については「今日既ニ何レノ学校デモ尚武ノ気性ヲ養フト云フコトハ現ニ養ヒツツアル」のであつ  
て「之ニ付テ論議スル必要ハナイト考ヘルノデアリマス」、最後の「兵式体操ニ依ツテ児童ノ精神ヲ鑄型ニ入レルト云  
フヤウナ説」には「是ハサウデナイト御答ヲシテ置キマス」、「決シテ是ハ服従ノミデハナイ、服従協同心ヲ養フ、又  
隊長ノ地位ニ立ツテ他ヲ指揮スル場合ニハ人ノ上ニ立ツ所ノ人格ヲ養成スルノヲ目的トスルト云フコトハ既ニ先刻モ  
説明ヲ致シテ置イタノデアリマス」と、質問者ノ主張をすべて否定した答弁を行つた。

だが、江木などと「多少違ツタ意見ヲ有スル」と自称する阪谷は、このような答弁で説得される筈はなく、建議書  
に「理由ハ口述ニ譲ルトアル」が「先刻承ルト色々熟セヌヤウデアルカラ、一応建議者ニ戻シテ建議者ニ更ニ理由ヲ  
出シ直シテ貰ツタ方が宜シイカト思フ」と建議案提出者への差し戻しを求め、<sup>(22)</sup> 荏田平五郎の賛成を得た。<sup>(23)</sup>

### ③ 主査委員への付託

このほか、鶴沢総明からは、「趣旨ノ判明シナイ点モアルカラ主査委員ニ付託シテ決メタ上ニスル方が宜カラウ」と  
いう意見もあつたが、それは「會議ノ体裁ヲ誤ツテ居ルモノ」であり、「モウ少シ總會ニ於テ(論議)サシテ頂キタイ」

という提案が出され、これは成瀬仁蔵の支持をうけた。<sup>(24)</sup>

これに先立ち討論なかばで、「大抵御論モ尽キタヤウデアリマスルノデ決ヲ採ラウト思ヒマス」<sup>(26)</sup>と言つて委員の反発をうけた議長平田東助は、これらの提案をうけた後に、「色々ナ御説ガ出マシテ、大分決ヲ採ルニハ混雜ヲ致シマスガ」<sup>(27)</sup>と、予期以上の異論の続出に当惑の色を浮かべながら採決に入った。

その結果、「本案ヲ委員ニ付託シテ審査ノ上再ビ議スル」という案が多数で採択され、<sup>(28)</sup> 阪谷らの反対意見は否決された。議長によつて指名された委員は村上格一（海軍教育本部長）、江木千之（前出）、高木兼寛（前出）、北条時敬（東北帝国大学総長）、山梨半造（陸軍次官）、嘉納治五郎（前出）、児玉秀雄（内閣書記官長）、水野直（貴族院議員）および鎌田栄吉（前出）の九人であつた。<sup>(29)</sup>

## 二 「兵式教練振作ニ関スル建議」の採択（第八回總會）

### 1 建議案の修正

兵式体操に関する主査委員会は、一九一七（大正六）年一〇月三〇日、十一月二日および六日と三回の審議を行い、新しい「建議案」と「理由」書を決定した。主査委員会における審議の詳細には直接ふれることはできないが、一月五日の第八回總會（午後一時五〇分〜五時四三分）の冒頭に、主査委員長江木千之から報告された同委員会の「經過並ニ結果」によつて審議の概要を知ることができる。

主査委員会では左のように「建議案」の案文を若干修正し、建議の「理由」を成文化した。<sup>(30)</sup>

これによると、建議案文では、先の建議案に「兵式体操」とあつたのを「兵式教練」に、「帝国学界ノ現状ニ鑑ミ」を「帝国教育ノ現状ニ鑑ミ」にそれぞれ改め、そのあとに「之ヲ宇内大局ノ将来ニ察シ」とあつたのを削つた。そし

て新たに長文の「理由」を添付し、そこで兵式教練の振作の目的は、(1)勇敢の氣を助長し、諸徳目実行の原動力たる誠心を發展させること、(2)紀律、服従等の良習に馴致すること、(3)体育上強健なる國民たるの素地をつくりあわせて軍事上の知識技能を啓発し、他日軍務に服する素養を得しむることにあることを明らかにした。

江木は「経過並ニ結果」の報告の冒頭で、これに関して次の点を強調した。すなわち、「特ニ説明致シテ置カナクテハナラヌト考ヘマスルコトハ、建議文中ノ『併セテ体育ニ資ス』トアル、『体育』ト云フ文字ノ意味デアリマス」といひ、「体育」という文字の意味が「広クナツタ」ことを強調した。それによれば、「最初ハ体育ト云フ普通ノ意味デ用キラレテ居ツタ」のが「決議文ニ於テハ軍事教育ノ一部ヲ含ムコトニナツタ」こと、いい換えれば、体育が軍事教育の「知識、技能的方面ノ一部」を含むことになり、体育の軍事教育への接近が進んだということでもあつた。

### 建 議 案

学校ニ於ケル兵式教練ヲ振作シ以テ大ニ其ノ徳育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝国教育ノ現状ニ鑑ミ誠ニ緊要不可措ノ一大要務ナリト確信ス政府ハ速ニ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム

右建議ス

臨時教育會議總裁法學博士子爵 平田東助

内閣總理大臣伯爵 寺内 正毅 殿

理 由

徳育上ニ於テ諸徳目ノ躬行実践ヲ必セシムルハ一ニ誠心ニ頼ラサルヲ得スシテ其ノ誠心ナルモノハ勇敢ノ氣ニ因テ長シ勇敢ノ氣ハ兵式教練ニ因テ長スルコト少小ナリトセス而シテ兵式教練ニ因テ勇敢ノ氣ヲ長シ勇敢ノ氣ニ因テ諸徳目実行ノ原動力タル誠心ヲ長スルカ如キハ我国教育ノ現状ニ照シテ緊急不可措ノ要務ナリト謂ハサルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ裨補スル所アラシメントスル所以ナリ

兵式教練ハ紀律、服従等ニ関スル良習ニ馴致スル上ニ於テ大ナル効果アルコト多言ヲ要セサル所ナリ是レ亦兵式教練ヲ振作シテ德育ニ裨補スル所アラシメントスル一理由ナリ

体育上ニ於テ能ク身体ノ発達ヲ完フシテ強健ナル国民タルノ地ヲ做サシメ併セテ軍事上ノ智識技能ノ一端ヲ啓発シテ彼ノ德育ニ依リ涵養スル忠愛心（國民精神即チ軍人精神）ト相俟テ他日軍務ニ服スルノ素質ヲ得シムルコトハ亦我國教育ノ現状ニ照シテ緊急不可措ノ要務ナリト為ササルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ資益スル所アラシメントスル所以ナリ

## 2 主査委員會の報告

江木委員長は、このような「体育」の意味の拡大について特別に一言したあと、主査委員會における審議の紹介を行った。江木によれば主査委員會での主な質疑応答は次のようであつた、<sup>(32)</sup>という。

### ① 陸軍当局の学校教育にたいする希望

委員會の開會冒頭、ある委員から「陸軍当局ノ学校教育ニ対スル御希望ハドウ云フコトデアルカ」という質問が出されたのにたいして、陸軍側委員の山梨半造は、「抑モ此國民皆兵ノ趣意カラシテ学校教育ト軍隊教育トノ連繫ヲ密接スルコトノ必要ナルコトハ今更多言ヲ俟タヌ次第デアル」が、「兵式体操振興ノ建議案」は「畢竟学校教育ト軍隊教育トノ間ノ連繫トシテ、又近頃段々衰ヘテ行ク所ノ士氣ノ救済策トシテ必要ヲ感ゼラレタカラデアラウト思フ」と答へるとともに、「軍隊教育ト学校教育トノ關係」について次のように述べた。「軍事教育ナルモノハ一方ニ於テハ軍隊ノ成立ニ緊要ナル所ノ嚴格ナル軍人精神及嚴肅ナル元氣心ノ涵養ト他ノ一方ニ於テハ軍人ニ必須ナル智識ノ啓発及技能ノ練達、此二者ヲ以テ成立スルモノ」であるが、「其一方ノ軍人精神トナルモノハ煎ジ詰メルト一般ノ國民教育ニ於テ

涵養セントスル所ノモノ、即チ忠君愛國ノ堅実ナル思想ト一致シテ動カスベカラザルモノデアル、故ニ学校教育ニ於テ十分此精神ヲ涵養セラレムコトヲ望ム」ものであるのにならして、「他ノ一方ノ軍人智識ノ啓発及技芸ノ練達ト云フコトニ至ツテハ是ハ所謂軍事専門教育ニ属スルモノデアツテ」「学校教育ノ副産物トシテ收穫シ得ラレルモノデハナイ、故ニ此点ニ付テハ学校教育ニ向ツテ紀律、節制アリ、旺盛ナル士氣ヲ保ツテ軍事教育ニ堪ヘベキ所ノ体力ノ養成ヲ望ム次第デアル」。「此見地ヨリシテ現在学校教育ノ施設ト其結果トヲ見ル時ハ洵ニ満足スベキ所ガ少イ」から、「軍事教育ニ直接連繫スル所ノ兵式体操並ニ劍術、柔術等ヲ以テスルト云フコトハ最も有力ナル方策デアルト信ズル」とこれによれば、学校教育は軍事専門教育とは異なるが、学校教育にたいしては軍事教育の一部としての忠君愛國の思想の涵養や軍事教育に堪え得る体力の養成を受け持つことを期待していた。

接敵動作や銃訓練などは学校でやる方がよいかとの質問にたいして、陸軍側委員は「接敵動作、即チ敵ニ接スル動作ハ能ク誠心ガ這入ツテ実行シナイトイケナイ、併シ其趣旨ヲ貫徹シ得レバヤル方ガ宜シイ、陸軍デモ望ム所デアル」といい、独逸などでは「銃ヲ持ツテ練習スルコトハシナイガ、彼ノ国デハ遊獵ガ非常ニ盛ンデアル、小サイ射的場ガ沢山アル、(中略)ソレハ陸軍ニ這入ツテ来テモ余程便宜ヲ得ル、又射的ハ日本男子トシテ弁ヘテ置ク方ガ宜シイト思フ」などと答えた。

「士官ナドノ心得ベキコトノ簡單ナルモノハ学校デモ教ヘテ置ク方ガ宜シイト云フ御考デアルカ」という問いにたいしては、「人ノ上ニ立ツテ、人ヲ包容シテ、人ヲ使フ者ニハ最も必要」だと答え、「小学校教員ノ六週間現役制度ノ可否」については、「現行制度ハ不十分」だと答え、「此案ガ通過シタラドウ云フコトヲセラルル積リデアルカ」との問いにたいしては、「現役將校ノ多数ヲ教練ノ指導ニ望ムト云フコトト、無論成ルベク戸山学校体操科卒業ノ者ニ依嘱スルヤウニ致シタイト思フ」と答えた。

## ② 体操科教員の地位向上策

また、文部当局にたいして「概シテ他ニ比シテ体操ノ教員ハ低ク見ラレテ居ル、生徒カラ余リ重ンジラレナイ、從ツテ体育ノ成績ハ十分挙ラナイ」というのが現状であるが、それを改めるために「体操科教員ガ修身科ヲ兼ネルヤウニシタラ宜シカラウト云フ説ガアル」がどうか、「体操教員ハ他ノ教員ヨリモ重キヲ置カレテ居ラヌ」ことについて「当局ノ考ハドウデアルカ」、「体操科以外ノ教員ガ体育ニ趣味ヲ有タヌ」のが「体育ノ挙ラヌ一原因デハナイカ」との三つの問いが出された。これにたいして、第一問については「如何ニモ重ンジラレヌ意味ガアル」が、「体操教員ニハ修身科ヲ兼シメ得ルヤウニ、今日高等師範ノ体操専修科デハ其教育ヲ努メテ居ル、之ヲ理想トシテ、主義トシテ居ル」という答えがあり、第二、第三問についても「当局ハ其事実ヲ否定セ」ず「種々改善ヲ努メツツアル」と答えた。

### ③ 兵式体操の目的

また、委員の一人から建議案に「兵式体操ヲ振作シテ大イニ德育ヲ裨補シ、併セテ体育ニ資ス云々」とあるが、「是ハ顛倒シテ居ラヌカ」、すなわち「是ハ兵式体操ヲ振作シテ体育ヲ裨補シ併セテ德育ニ資スル云々」とすべきではないかとの問いにたいして、提案者の一人は次のように答えた。

「其趣意ハ近來德育ノ実行ヲ挙グルニ付テ有力ナル説ハ総テ徳目ハ之ヲ一ツノ誠心、至誠ノ心ニ依ツテ躬行実践ニ努メルヤウニシナクテハナラヌ、斯様ニ致サナクテハ德育ノ実効ハ挙ラナイト云フコトデアル、然ルニ此至誠ノ心ナルモノハ決シテ文弱懶惰ノ人ニハ望ミ難イノデアル、畢竟既ニ至誠ノ心ノアル者ハ敢為ノ気性ヲ助長シナクチャナラヌ、而シテ敢為ノ気性ヲ助長スルニハ兵式教練ニ依ルコトガ一ノ捷徑デアル」、「即チ兵式教練ノ目的ハ第一ニ此德育ノ助ケトスルノデアル」。

以上①から③の質疑応答の過程で明らかにされたことは、学校教育（兵式教練）は軍事教育とは違つて技術的訓練に重点があるのではなく、精神（忠君愛国）または德育の涵養に重点があるということであつたが、これは江木の持論でもあつた。しかしこのような考え方が主査委員会で一致を見るのが難しかったことは、次のような討論が行われてい

たことから明らかである。

④ 国防—軍事教育的観点の強調を求める意見  
委員会における討論の概要については、江木委員長は次のように述べた。

「ソレカラ委員会ハ討論ニ移ルコトニナリマシテ、主査委員外ノ山川委員ガ発言セラレマシタ、同委員ノ発言ノ極ク概略ヲ申シマスルト、第一兵式教練ヲ学校ニ実施スルニ付テハ本案提出者諸君ノ意見ト概ネ同様デアル、過日日本案提出者ガ總會デ述ベラレタ如ク兵式教練ハ学校ノ訓練ノ為ニスルコトガ根柢デアルガ、尚ホ是ハ生徒ガ他日国家有事ノ日ニ処スル素養ノ為ニ必要ナモノデアルト云フ、斯ウ云フ趣意ヲ加ヘタナラバ生徒等ガ国家ニ対スル義務トシテ兵式教練ニ従事スル考ヲ起スノデ、此教練ニ大イニ励ムコトトナツテ兵式教練ガ自カラ盛シニナルデアラウト思フ」、「第二ニハ兵式体操ト云フ名称ハ古クカラ用キラレテ居ルガ、如何ニモ形ダケノコトヲヤルヤウニ聞エル」、「相成ルベクハ軍事教育ト云フ名称ニ改メタイ」、「我帝国ハ嘗テ侵略主義ナルモノヲ有ツテ居ラヌカラ、学校ニ於テ軍事教育ヲ施シタカラト云ツテ外カラ非難ヲ受ケルヤウナ憂ヒハナイ、因ツテ軍事教育ト云フ名称ニ改メタイト思フ」、「第三ニハ軍事教育ヲ国防ト結び付ケルコトガ軍事教育ヲ盛ニスルノ一段デアアル、其所デ軍事教育ハ先ツ小学校カラ始メルコトニスル、尤モ小学校デハ木銃位持タシテ教練ノ真ノ初歩ヲヤラセルダケノコトニ過ギナイ、ソレカラ中等学校ニアツテハ本當ノ軍事教育ヲ施スコトニシテ、助ケニナリ得ル位ノ教育ハ受ケサセタイ、中等学校ニハ少クトモ一名ヤソコ等ノ現役將校ヲ配布シテ貫ヒタイ、中等学校デ五ノ年間ノ軍事教育ヲ受ケタモノニ対シテハ厳密ナル試験ヲ行ツテ之ニ合格スル時ハ兵營ニ入レ、兵營デ三四箇月間厳重ナル教育ヲ施シテ、サウシテ其試験ニ合格シタ者ニハ下士適任証書ヲ与ヘテ直チニ子備役ニ編入スルコトニスル、又専門学校程度ノ学校デハ尚ホ三箇月軍事教育ヲ受ケサス、即チ合計八年間ノ軍事教育ヲ受ケサシテ、サウシテ厳重ナル試験ニ合格スル時ハ入營サシテ兵營デ三四箇年厳重ナル教育ヲ施シ、サウシテ試験ニ合格シタルモノハ見習士官ニスル、ト云フコトニ致シタイ、斯様ニ致シタナラバ教員モ、学生モ大奮発ヲシテ本氣ニナツテ兵式教練ヲヤルデアラウト考ヘル、斯ノ如ク知識階級ノ人が悉ク軍事教育ニ向ケテ居ツタナラバ、有事ノ日ニ非常ニ国防ノ用ニ立ツデアラウト考ヘル、斯様ナ意見デアリマシタ」<sup>(33)</sup>

兵式教練の目的に「国家有事ノ日ニ処スル素養ノ為」という趣旨を加え、兵式教練の名称を「軍事教育」に改め、軍事教育を国防と結びつけ、小学校から開始し、軍事教育を終った者に各種の資格を与えるという右の山川健次郎(枢密顧問官)の意見は、学校教育の軍事教育化、学校の兵營化を主張するもので、委員会のなかでも最強硬派に属するものであった。だからこそ江木は、山川意見を紹介したあとで「当委員ノ意見ハ決シテ将来民兵制度ヲ採用スルナドト云フヤウナ趣意カラ起ツタモノデハナ」く、「非常ナ国家有事ノ日ニハ何時モ沢山ナ兵員ノ補充ノ必要ガ起ル」のに「応ズルガ為ニ軍事教育ヲ受ケタモノヲ沢山ニ拵ヘテ置キタイト云フ趣意ニ外ナラヌ」と付け加え、反発を最小限度に食い止めようと配慮したのであろう。

また、陸軍側委員(前出、山梨)は、山川のあまりにも直線的な意見にたいして、「学校デ十分ナル軍事教育ヲスルト云フコトハ、軍事ノ方カラ申シテモ、学校ノ方カラ申シテモ出来難イコトト思ハレ」、「又学校ノ片手間ノ仕事デ下士ヤ、将校ヲ造ルト云フコトハ到底不可能デアル、要スルニ学校ノ兵式教練ハ軍事ニ資スルト云フコトノ外ハ難シカラウト思フ」と、軍事教育の安易な理解をたしなめるような発言を行ったほどであった。

討論ではほかにも、「徴兵ノ服務ハ国民教育ノ一部」であり、国民教育は「徴兵ノ服務ハ即チ軍事教育ト、学校教育ト相俟ツテ成就スルモノ」であるから、「徴兵教育、軍事教育ハ学校教育ニ資スルヤウニ」し、「学校ノ教育ハ軍事教育ニ資スルヤウニ」しなければならぬのにたいし、「目下徴兵ノ服務ヲ為ス者ハ壮丁ノ五分ノ一二過ギ」ず「其五分ノ四ハ兵役ニ服セヌカラ軍事教育ヲ受ケナイ」、「願クバ是等ノモノニ対シテハ地方ノ青年団等ニ於テ相当ノ軍事教育ヲ施シテ国民教育ヲ全ウスルヤウニ致シタイモノデアル」などという軍事教育の拡充を求める意見があった。これにたいして、「兵式体操ノ真価、即チ本当ノ価値ヲ了解セズシテ之ヲ実施スルハ頗ル弊害ガアル」、「軍隊ニ於テハ総テノ教師ガ揃ツテ居ルカラ実効ガ挙リ易イガ、学校デハ左様ニ参ラヌカラ此点ニモ余程注意ヲシナクチャナラヌ」という発言や、兵式教練の実施によつて「学校へ別種ノ事業ガ付加ヘラレタ、即チ陸軍出張所ガ設ケラレタト云フヤウナ觀ヲ呈スルコトガアツテハナラヌ」、「兵式教練ハ畢竟学校長ガ管理スル学校ノ訓育事業ノ一成分デアル、即チ学校長ノ

統轄スル諸教育ノ一ツデアルト云フ説ヲ行ハシメンヤウニシタイ」などの意見が出された。<sup>(36)</sup>

### 3 修正建議案の審議採択過程

#### ① 兵式教練強化にたいする質問（阪谷芳郎）

江木の主査委員会報告にたいして最初に質問の矢を放つたのは阪谷芳郎であった。その質問点の主なもの、第一に兵式体操を兵式教練と修正した意味の違いは何か、第二は体操科のほかに兵式教練科が併立されるのか、時間数は増加されるのかどうか、第三は教育費はどれ位増加するか、第四は兵式教練は小・中・大学から女子にもおよぶのかどうか、第五は「帝国教育ノ現状ニ鑑ミ誠ニ緊急不可措ノ一大要務ナリ」とはいかなる意味か、であった。<sup>(37)</sup>

これにたいする江木委員長の答えは次のようであった。第一については「体操ト云フト何ダカ斯ウ集散離合、形式ニ係ルト云フヤウナ感ジモナイデハナイ、精神的方面ヲ少シ外レルヤウナ感モ起ラヌデハナイト云フヤウナコトモアリマシタシ、又兵式体操ト云フノハ以前用キタ言葉デアルガ、近年ハ兵式教練ト名付ケル、殊ニ「現在ハ単ニ教練ト云フテ居ル位デアリマスカラ体操ト云フ字ハ改メルノデハナイ、体操ト云フ字ハ用キズシテ兵式教練ト云フ字ヲ用キタ方ガ宜カラウ、教練ニスレバ精神的方面モ余程含ムヤウニモ聞エルト云フヤウナ辺カラ」兵式教練にしたと答え、第二は「委員会デハ別ニ深く立入ツテ議シタコトハナイ」が、体操科に「普通体操及兵式教練」が含まれるとすればそれでよく、時間等については委員会では協議してない、と答えた。

第三の費用については、「銃器ナドハ従来モ相当ニハ払下ゲモ受ケテ居リマスルシ、是ハ大シタコトハナカラウ」と考えられるし、「此前總會ノ際ニハ是ガ為ニ現役将校ハ増サナクチャナルマイト云フヤウナ御説モ出タヤウデアリマシタガ、陸軍側ノ委員ノ意見ヲ承ツテ見マスルト、五百人ノ人数ハ用立テラレルト云フコトデアリマスルカラ」「サウ費用ノ点ニ付テノ心配ハナカラウト考ヘテ居ル」と答え、第四については、「今日ト別ニ変ツタコトハナイ積リデ居リマスガ、主トシテ小学ヲ除ク中等学校以上ニ」奨励しようというつもりであり、「女子ノコトハ一向私共ハ頭ノ中ニナ

カッタ」といい、第五の問題については、「今日青年ノ士氣ノ甚ダ振ハナイ」のは「教育上ノ大欠点デアル」が、兵式教練は「其ノ士氣ヲ惹起ス一大要務デアルトノ趣意」であつて、「是ガ唯一ノモノデアルト云フ考ハ委員会ニ於テハ更ニナイ」と答えた。<sup>(38)</sup>

意見の異なる阪谷は、これにたいする再質問は行わず、以後口を閉ざした。

## ② 教練実施施策・歩兵操典への準拠などに関する質問（沢柳政太郎）

質問を引き継いだのは沢柳政太郎であつた。沢柳の質問は、第一に「学校ニ於ケル兵式教練」とは小学校から大学まで「学校總テ」をいうように見られるが、「特ニ重キヲ中等学校ノ兵式教練ノ振作ニ置イタノデアルカ」どうか、第二は「兵式教練ハ即チ軍令ヲ以テ示サレテ居ル所ノ歩兵操典ニ依ツテ」行うのであるか、第三は「振作スルト云フノハ或ハ兵式教練ニアツタ時間ヲ殖ヤスト云フモノデアルカ、或ハ教員ヲ大イニ改善シテヤルト云フノデアルカ」、第四に歩兵操典は規律、服従、共同、勇武の氣象などを養うことはできても、「至誠ノ心、誠心ト云フモノヲ養フ」ことまでは期待されないのではなか<sup>(39)</sup>か、というものであつた。

これにたいして江木は、第一の点については「主トシテ中等学校カラ高等学校ニ及ブ」ところで考えられ、第二については、「無論歩兵操典ニ準拠致シマスルガ」、技能の点などはとても歩兵操典のままにできるわけではなく、「寧ろ技ニ適セシムルヨリハ精神的ノ方面ニ主キヲ置イテ兵式教練ヲスルト云フ趣意」だと答えた。第三の「振作」は「非常ニ衰微シテ居ル」ものを「本氣デ実行サス」というような意味であり、「広ク下士ヲ採用シテドウシヤウト云フヤウナ意見ハ委員会ニ於テハ少シモ現ハレナカッタ」といい、第四の問題については正面から答えず、勇氣が至誠の心を呼び起し、至誠の心がまた勇氣、勇敢の氣を起すことなどを述べた<sup>(40)</sup>にすぎなかつた。

むしろこの沢柳質問に反発を示したのは山梨半造で、山梨は「歩兵操典ニ付テ、其誠心ノコトガ何等ナイヤウナ問題ガアリマシタヤウデアリマスルガ、是ハ少々違ツテ居ル御見解ノヤウニ思ヒマス」といい、「歩兵操典ト云フト是ハ

典デアル、決シテ形バカリノコトデナイ」、「誠心上ノコトガ十分籠ツテ居ル」と主張した。たとえば、開卷第一の「不動ノ姿勢、氣ヲ付ケ」には「軍人精神中ニ充ツル時ハ外客（容か）自ラ厳正ナルモノトス」と書いてあり、「行進ノ条」は「勇往邁進ノ四字ヲ以テ其全部ノ精神ヲ現ハシテ居ル」のであり、「仏ニ一ツ一ツ誠ノ心ヲ籠メテ行クノガ歩兵操典ノ精神」だと反論した。<sup>(41)</sup>

③ 現役将校の威信や質を危惧する意見（湯原元一）

続いて立つた湯原元一（東京女子高等師範学校長）は、現在予備将校や下士などによつて行われている教練は「成績ノ挙ラヌ」ものであり、「現役将校ヲ聘シマスト云フコトハ是ハ一段ノ進歩ニ相違ナイ」けれども、学校の学生生徒相手の場合、「兵士ニ対シマスト通りノ威信ガ此ノ現役将校ナドニアルヤ否ヤ」、「中学校ノ五年生等ニナリマスト云フト、殆ド学識其他ノ点ニ於テハ此青年ノ将校ナドニ劣ラナイ者ガアル」し、青年の思想は「極メテ複雑デアリ、極メテ懷疑的」であるから、「恰モ新兵在營者ヲ教育スルヤウナ筆法デアリマシテハ」<sup>(42)</sup>「却ツテ面白カラヌ感動ヲ起スヤウナコトハナイノデアルカ」、この辺の心配はないかと質した。

これにたいして江木は、「成ル程其御心配モ一応ハ御尤モノコト考へ」られるが、これは「単（独）リ兵式教練ニ付テノ心配」ではなく「私ハドウモ学校ノ全体ノ訓育」についての問題だと思ふ。「各学校ニ於テ教員会議ト云フモノガ十分ニ行ハレテ、諸学科ノ教育ノ打合せト云フモノガ十分ニ行ハレテ居ッタナラバ訓育ノ成績ハ余程挙ルト考へ<sup>(43)</sup>ル」と答えた。

④ 現役将校配属への疑問（鵜沢総明）

鵜沢総明は「實際ノ通過ノ暁ニ於テ目的ヲ達シタイト思」うので「万一実行上ニ差支ガアルヤウデハ困リマスカラ承ツテ置キタイ」とことわりながら、次の三点について質問した。

第一は兵式教練を「小学ハ簡單ナモノニ致シマシテモ、小学カラ……中学以上ニ置ク」ことになる。「学校教育ノ監督ノ任務ガ複雑」になるという問題であった。それは、小学校では、「懲戒ヲ加フルコトハ出来ル」けれども「其懲戒權ノ範圍ニシマシテモ、ソレカラ又義務ニ対スル監督ノ範圍ガ明白デナイ」、「中学以上ニナリマスト云フト殆ド此制度上ニ於テハ懲戒ヲ加ヘルコトモ困難デアル」というような状態のもとで、「生徒ガ命令ヲ守ラナイ時ニ」現役配属將校が軍隊におけるがごとく「威厳ヲ以テ之ニ臨ムコトガ出来ルカ」ということであるが、「此辺ノ御研究ハ如何ナコトデアッタノデアリマスカ承リタイ」というものであった。第二は「軍隊ニ於テハ絶対服従ヲ精神トシテ居ル」のたいし、「普通教育ニ於テハ自由ノ精神ヲ本ト致シテ居ル」状態のもとで、学校に「絶対服従ト云フ精神ダケヲ鼓吹スルコトハ困難」であり、「衝突ハシナイモノデアラウカドウカ、弊害ヲ生ジナイモノデアアルカドウカ」という問題であり、第三は「小学教育ニ於テ必要ナノハドウシテモ此主任教師ノ多イト云フコト」、つまり小学校では朝から夕方まで専任教師が学校にいて、授業時間外も「成ルベク生徒ト接触ヲ保ツテ」指導することによつてはじめて目的を達することができるのであるが、自分の授業だけしてそれが済むとすぐ帰るようなことでは「恰モ教育ヲ単ニ職業ニシテ居ルト云フヤウナコトナリ」「生徒ニ対スル重ミガ無クナル」、現役將校がそうだとしたら「単ニ此兵式ト云フ技術ヲ教ユルニ止マルヤウナ結果」になり、徳育、勇氣の養成はできないのではないか、という質問であつた。

右の質問は、現役將校による学校教練に反対するものではないといひながらも、それが学校教育の本質やあり方となじまないであろうと思われる点を鋭く衝いたものであり、数多くの質問のなかでも出色のものであつたといえる。これにたいして江木は、それぞれの疑問は「如何ニモ御尤モナ御尋ネ」であり、「此辺ニ付テハ相当ノ規定ヲ設ケ」る必要があるが、第一の点については「懲罰ニ付テモ指導將校ガ兵卒ヲ扱フト同様ニスル訳ニハ行クマイ」、「生徒ノ懲罰ハ学校長ノ権内ニアルノデ、何所マデモ学校長ノ威厳ヲ以テ懲罰スル」ものであり（指導將校ガ委任ヲ受ケレバソレモ宜シイ）が、第二の点に關しても「指導將校ノ教育ハ学校ノ訓育ト一致シナクチャナラヌ」（学校ノ訓育ノ目的ヲ達スル為ニヤルト云フコトナレバ其矛盾ハ起ルマイト考ヘル）と、たてまえの論理で答弁し、あとは「能ク文部當局ト軍

事当局ト打合セラレマシテ、相当ナル規定ヲ設ケラレナクテハナラヌ」というにとどまった。なお第三点については、湯原委員への答弁と同じく、「是ハ併シ兵式ノ教練ノ問題デハナイ」、学校全体の問題であつて「教員會議ト云フモノヲ十分ニスル、其方法ヲ立テナクチャイクマイ」といい、「ソレハ兵式教練ノ委員會ノ主トシテ議スルコトデハナイ」と述べた。

なお、現役将校の配属と学校の方針についての問題にたいしては、文部次官(田所美治)から次のような補足説明があつた。「鶴沢委員、湯原委員カラノ御尋ネモアリマシタヤウデアリマスガ、是ハサウ云フ場合ニ於キマシテハ校長ノ指揮ノ下ニ董督ノ下ニ、学校ニ於ケル教育ノ目的方針ノ下ニ大項ヲ示シマシテ、サウシテ此兵式体操ニ従事スル現役将校ト雖モ矢張り一般ノ教員ト同様ニ学校ノ教育ノ大目的ノ下ニ、校長ノ指揮ノ下ニ言葉ヲ換ヘテ申シマスレバヤラナケレバナラヌコトト思フノデアリマスル、斯ウ云フヤウニ今日ニ於キマシテモ致シテ居ル筈デアルノデゴザイマス又ソレ等ノ間ニ付テハ規程ノ欠ケテ居ル点ハ(中略)一步進ンデ整ヘル必要ガアラウカト考ヘルノデアリマス」と。

この田所次官の発言は、小松原英太郎委員から、「当局ニ於テ是ガ実行ニ関シテ相当ノ御考ヲ御有チニナツテ居ルコトト信ジテ居ルノデアリマスガ、就キマシテハ本案ニ対スル当局ノ御意見ヲ一応承リタイ」との質問をうけて行つた答弁のなかでなされたものであるが、田所次官はこのほか、建議が成立した既にはその方向に進む所存であること、および、そのことについて陸軍当局とは連絡を行つてゐるなど、次のような答弁を行つた。

「兵式体操ニ付キマシテモ相当ノ徹底ヲ期スル積リデ数年来殊ニ其方面ニ努メテ居リマス」、「具体的ニ今ヤツテ居リマスルコトノ一ツヲ申上ゲマスルト、即チ今日マデ兵式体操ニ付テハ予備将校ヲ以テヤツテ居ツタガ、予備将校デハ十分デナイカラ現役ノ将校モ出来ルダケ陸軍ノ当局ト連絡ヲ計ツテ、有好ニ兵式体操ノ効果ノ挙ルヤウニ努メテ行ク、斯ウ云フコトナドニ付テハ、此建議ガ若シ成立ラ致シマスレバ、当局者ガ思ツテ居ル所ト一致スルノデアリマシテ、此ノ方針ニ進ンデ宜カラウト考ヘテ居ルノデアリマス、其コトニ付テモ今日マデ相当ニハ陸軍ノ当局ト連絡ヲ計ツテ居リマスヤウナ訳ナノデアリマス」。建議における「適當ノ措置ヲ執レムコト」をとの要請については「是カラ考案ヲ尽シマシテ、又現在ヤツテ居

リマス点ニ付キマシテモ、尚一層ノ講究ヲ重ネマシテ、又軍事ノ当局トモ此精神ヲ貫徹スル上ニ於テ聯絡ノ歩ヲ進メ<sup>48</sup>ていきたいと。

⑤ 建議案への反対意見（阪谷・沢柳）

第八回總會の審議も後半に入ったところで、委員の間から建議案にたいする賛否の見解が具体的に表明された。その概要は、次のようであつた。建議案にたいする反対意見は、阪谷芳郎と沢柳政太郎の二委員から大要次のごとく述べられた。

○阪谷芳郎「主査委員会ニ於キマシテハ御忙ガシイ所ヲ度々御会合ノ上御研究ニナツタコトデアリマスルカラ、其御研究ノ勞ハ深く謝シマスノデアリマスガ」、「今マデモアツタカラ成ルベクサウシヤウト云フヤウナ類ノモノデハ建議致シマシテモ如何デアラウカ」、「余リ輕卒ナ建議ヲ致スト會議ノ威信ニ関スル」とともに、「内容カラ甚ダ貧弱ニ考ヘラレマス、デ如何ナモノデアリマセウカ此建議スルト云フコトハ御止メニナツテ」、「単ニ總裁カラ当局ニ御注意ヲナサルト云フヤウナコトデ」、「口頭デ御話ニナツテ置クト云フ位ニ止メテ、此建議案ヲ否決致シタラ如何デアリセウカ」、「学校デ兵式体操ヲ御用キニナルト云フコトニ付テ私ハ反対ノアル意味デハアリマセヌケレドモ」、「余リマダ研究ガ詰ンデ居ラヌカト思ヒマスノデ」<sup>49</sup>

○沢柳政太郎「私ハ遺憾ナガラ本案ニハ反対致シマスルガ、其大体ノ理由ハ十二番（阪谷）ガ御述ベニナリマシタノデ再ビ之ヲ繰返ス必要ハナイト思フノデアリマス」、「若シ委員会ニ於テ山川委員ガ御述ベニナツタト云フヤウナ、サウ云フ現在ヤツテ居ル以上ニナリ、或ハ以外ニ何カヤラウト云フ意味デアツタナラバ建議ヲ為ス必要モ大イニアルト思フノデアリマスルガ、是ハ現在ヤツテ居ルコトニ洵ニ魂ガ這入ツテ居ラス、ソレダカラ魂ヲ入レテヤラウト云フコトデアリマシテ、其コトハ当局ノ御弁明ニ依ツテ見テモ其積リデヤツテ居ル（中略）、而カモ徐々ニハ改善ヲ加ヘテヤツテ居ルト云フヤウナ御弁明デアアルノデアリマスルカラ、此建議ヲ為ス必要ハ殆ドナイト思フノデアリマス」、「平素尊敬シテ居ル所ノ三十五番（湯原）カラ（中略）今回斯ノ如キ御説ヲ承ルトハ私ハ意外千万デアル」<sup>50</sup>。（湯原の賛成意見の内容は左に掲げるところ

を参照。)

右の反対意見はいずれも、建議案の内容に決定的に対立するといふのでなく、むしろその趣旨には不賛成ではないが、このような内容の建議をする必要はないという言い方における反対意見であつた。

⑥ 建議案への賛成意見（小笠原・湯原・大津・有松・江木・山川・鶴沢・三土・久保田）

これにたいして賛成意見は、小笠原英太郎、湯原元一、大津淳一郎、有松英義（法制局長官）、江木千之、山川健次郎、鶴沢総明、三土忠造（衆議院議員・立憲政友会、後の文相）、久保田讓（枢密顧問官・臨時教育会議副総裁、元文相）の各委員から表明された。しかし賛成意見といつても一様ではなく、兵式教練の形式化を是正する点で必要だといふ賛成論もあれば、軍事教育と学校教育との結合という観点からする賛成論、さらには細部においては異論があるが文面限りで賛成だとする意見もあつた。賛成意見の要旨は次のごとくである（発言順）。

○小笠原英太郎「今日マデノ兵式教練ガ形式ニ流レ、十分精神ガ這入ッテ居ラヌト云フコトハ既ニ一般ニ認ムル所デアラウト信ジマス、当局ニ於キマシテモ是ガ改良ニ付テハ既ニ色々御攻究ニナツテ居ルサウデアリマス、又本案ニ対シテモ文部当局ニ於テ此建議ガ通過ノ晩ニ於テハ、是ニ処スルニ付テ色々御講究ニモナツテ居ル趣キデアリマスカラシテ」、「此會議ニ於キマシテ此案ヲ決議ニナリマシテ、政府ニ建議ニナリマスカラコトハ、今日ニ於テ当局ガ進ンデ其処置ヲ執ルニ於テモ非常ナ力ヲ得テ目的ヲ達スルニ於テ大イニ便益ノアルコトデアアラウト考ヘマス、依ツテ本員ハ此建議案ニ賛成ヲ致シマス、ドウゾ諸君ニ於カレテモ此案ニ御賛成アラムコトヲ希望致シマス」<sup>(9)</sup>

○湯原元一「本員モ本案ニハ賛成デアリマス、唯賛成スル理由ヲ簡單ニ申上ゲテ置キマス」、「教練ヲ德育ノ為ニスルト云フコトハ（中略）ドウモ法規ノ上ニ現ハレテ居ラヌヤウニ思フノデアリマス」、それで「是ハ特別ニ是ダケノ建議ヲナス必要ガアルデアラウト思フ、又私共平素ノ持論トシテ、此教育ハ文武併行、文武ノ要素ヲ同一ニ加味シテ行クト云フ議論ノ上ニ立ツモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス」、「幸ニ二件ニ於キマシテハ唯今申スヤウニ兵式……軍事教育ハ国民教

育上ノ一大要素ナル所ノモノデ、之ヲ教育ノ上ニ採用シヤウト云フノデアリマスカラ、誠ニ結構ナコトト思ヒマスルカラ喜ンデ賛成致ス次デアリマス」<sup>(32)</sup>

○大津淳一郎「私ハ建議者ノ一人トシテ本案ヲ（一）賛成致スモノデゴザイマス、本案ヲ建議スルノ必要ヲ述ベラレタ十番（前出・小松原）、三十五番（前出・湯原）等ニ於テ尽キテ居ルト信ジテ居リマスガ、「私ハ此案ニ於テ最モ力ヲ入レテ居ルト云フノハ」<sup>(33)</sup>「德育ヲ裨補シ」、此点デアリマス、「德育ヲ裨補シ」、ト云フ点ニ於テ最モ此案ガ宜シキ法案デアルト思ツテ居リマス」<sup>(34)</sup>。

○有松英義「本員ハ本案ニ賛成ヲ致シマス理由ハ尽キテ居リマスカラ申述ベマセヌ、唯瑣末ナコトデアリマスルガ、此建議案中ノ『政府ハ』ト云フ文字ダケハ御削リヲ願ヒタイノデアリマス、官制ヲ以テ内閣ニ置カレマシタ臨時教育會議ガ、帝國議會ノ例ニ倣ヒマシテ政府ハト申スヤウナ文字ヲ使ヒマスコトハ本会ノ性質ニ鑑ミマシテ聊カ異様ノ觀ガゴザイマスルカラ」<sup>(34)</sup>。

○江木千之「本員ハ二十一番（有松）ノ三字ヲ削ルト云フ御説ニ賛成致シマス」<sup>(35)</sup>

○山川健次郎「五番（沢柳）、十二番（阪谷）等ノ有力ナ反對説ガ出マシタノデ、一言賛成致シマス理由ヲ述ベタイト思フノデアリマス」、「兵式體操ノ現状ハ（中略）言語同（道）断ナ有様デ」、「私共ノ望ム本當ノ兵式教練ト云フモノニハ（中略）余程遠イモノデアアル」、「モウ一層諸學校ノ教官、教員ヲ鞭撻シテ十分ニ此兵式教練ノ目的ヲ達セラレルヤウニ御貫ヒ致シタイト思ヒマスカラシテ、五番ノ言ハルル通り一向必要ガナイモノデハナイ」、「又十二番ノ御意見ハ（中略）時間割ガドウダ、経費ガドウダト云フヤウナ詳シイ調べガナイカラシテ建議ハ宜シクナイト云フ御考ノヤウデアリマシタガ、此臨時教育會議ハ私ノ見マス所ハ大体ニ亘ツテ議スベキモノデ、決シテ詳細ニ亘ツテ參事官會議ノヤウナコトヲヤル所デハナイト考ヘテ居ル」<sup>(36)</sup>「カラシテ、阪谷委員ノ言ハルル（中略）粗漏ナ建議ダト云フヤウナコトハ決シテナイノデアリマス、又『政府ハ』ト云フ三字ヲ削ルコトモ私ハ至極御同意デアリマス」<sup>(36)</sup>。

○鶴沢清明「私ハ別ニ本案ニハ反對デハナイノデアリマスルガ、反對ノ意見ヲ述ベタカノ如キ批評ガゴザイマシタカラ、一言ドウシテモ是ハ弁明スベキモノデアラウト思ヒマス」、「私ノ意見ハ其兵式教練ヲ學校ニモ完全ニ行フ為ニハ今ノ懲戒ノ法規ニテハ足りヌト云フ意味デアリマス」、「軍人ノ精神トシテハ善惡ニ拘ラズ服從センケレバナラス」ガ「學校ノ教育ニ於テハ善惡ニ拘ラズ校長ノ命令ニ服スベシト云フヤウナコトハナイノデアリマス」、「唯今隣席ノ山梨委員ニ承リマス

ト、現役將校ヲ出スト云フコトニ対シテモ、是ハ決シテ此現役將校其モノトシテデハナクシテ、(中略)矢張り是ハ学校ノ教育ノ精神ト云フモノノ下ニ働クノデアツテ、軍人が這入ッテ軍人ノ教育ヲスルノデハナイト云フコトヲ承リマシタ、其通りナラバ(中略)安心致ス次第デアリマスルガ、(私ハ矢張り抽象的ノ是ダケノ案ニ付テノ決議ナラバ賛成致シタイト思フノデアリマス)。<sup>(57)</sup>

○三土忠造「私ハ本案ニ賛成スルモノデアリマシテ、最早理由ハ申述べマセヌ、四番(山川)ノ御説ガ私共ノ考ヲ言ヒ尽サレタト思ヒマス」、「唯序ニ私ハ茲ニ全体ヲ見マシテ少シ字句ノ上デ如何ト思ヒマスルノハ、『帝國教育ノ現狀ニ鑑ミ誠ニ緊急不可措ノ一大要務ナリト確信ス』ト書イテアリマスガ、如何ニモシツコイヤウニ思ヒマス、(中略)試ミニ『帝國教育ノ現狀ニ鑑ミ誠ニ緊急ノ要務ナリト信ズ』是位デ宜カラウト思フノデアリマス」。<sup>(58)</sup>

○久保田讓「私ハ今三土君ノ説ニ賛成致シマス、併セテ沢柳君、阪谷男爵ニ懇願致シマス、是ハ此問題ハ私ハ全会一致ヲ以テ決議ヲシタイト云フコトヲ考ヘテ居リマシタ、然ルニ兩君ガ御反對デアアルノハ甚ダ遺憾トスル所デアリマス、ソレハ併ナガラ反對ノ確実ガ(ナ)理由ガアレバ私ハ決シテ強イテ御同意ヲ求メルコトヲ好ミマセヌ、併シ本案ニハ御同意ニナツテ居ルノデ、(中略)御同意デアツテ色々々々關係カラ御不賛成ニナルト云フコトハ如何ニモ残念デアリマス」、「建議者タル江木君ハ此コトニ付テ非常ナ熱心ヲ有ツテ居ラレル、(中略)御説明ニ於テモ其熱心ガ溢レテ居ルト云フコトヲ各人感じテ居ル、サウ云フコトカラシテ現在何ニモ出来テ居ラナイ、少シモ何モナイト云フモノデハナイ、ソレヲ良クサスノデアアル、之ニ沢柳君ガ反對セラルルサウ云フコトハ私ハ理解ニ苦シムノデアリマス、ドウゾ是ハ兩君ニ懇願シマス、サウ云ウコトハ御止シニナリマシテ、ドウゾ是ハ御同意ヲ、次ノ案モ矢張り同様ニ御賛成ニナラムコトヲ希望致シマス、三土君ノ唯今ノニ賛成スルト同時ニ兩君ニ御相談シテ懇願致シマス」。<sup>(59)</sup>

### ⑦ 建議案の採択

このような久保田の懇願にたいして、沢柳は「趣意ニ於テハ先刻モ明言シタ通り決シテ反対スルノデハナイノデアリマスカラ、賛成ヲ致スト共ニ三土君ノ御説ノ採用ヲ望ミタイト思フノデアリマス」<sup>(60)</sup>と、あつさり賛意を表明した。阪谷は「私ハ輕卒ニ建議スベキモノデナイト云フ、私ハ徹頭徹尾其説ヲ固持致シマス、併シ私ノハ議長ヨリ注意ヲ望

ムト云フノト、建議ト云フノト僅カノ差デアリマスルカラ、モウ満場ノ諸君ガ御同意ガアリ、私一人反対スルガ為ニ決議ガ多少デモ輕クナルト云フコトハ甚ダ遺憾ニ存ジマスカラ、今ノ二十三番（久保田）ノ御協議ニ応ジマシテ、私モ前説ハ撤回致シマス」と譲歩し、これも賛成にまわつた。

この結果、この建議案は「全会一致」で可決され、有松、三土の各修正案も異議なく了承された。建議の正文は左のごとくである。

学校ニ於ケル兵式教練ヲ振作シ以テ大ニ其ノ德育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝国教育ノ現状ニ鑑ミ誠ニ緊急ノ要務ナリト信ス速ニ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム

右建議ス

理 由

德育上ニ於テ諸徳目ノ躬行実践ヲ必セシムルハ一ニ誠心ニ頼ラサルヲ得スシテ其ノ誠心ナルモノハ勇敢ノ氣ニ因テ長シ勇敢ノ氣ハ兵式教練ニ因テ長スルコト少小ナリトセス而シテ兵式教練ニ因テ勇敢ノ氣ヲ長シ勇敢ノ氣ニ因テ諸徳目実行ノ原動力タル誠心ヲ長スルカ如キハ我国教育ノ現状ニ照シテ不可措ノ要務ナリト謂ハサルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ裨補スル所アラシメムトスル所以ナリ

兵式教練ハ紀律等ニ関スル良習ニ馴致スル上ニ於テ大ナル効果アルコト多言ヲ要セサル所ナリ是レ亦兵式教練ヲ振作シテ德育ニ裨補スル所アラシメムトスル一理由ナリ

体育上ニ於テ能ク身体ノ発達ヲ完ウシテ強健ナル国民タルノ地ヲ做サシメ併セテ軍事上ノ知識技能ノ一端ヲ啓発シテ彼ノ德育ニ依リ涵養スル忠愛心（国民精神即チ軍人精神）ト相俟テ他日軍務ニ服スルノ素養ヲ得シムルコトハ亦我国教育ノ現状ニ照シテ不可措ノ要務ナリト為ササルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ資益スル所アラシメムトスル所以ナリ

大正六年十二月十五日

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

臨時教育会議総裁 法学博士子爵 平 田 東 助

以上の臨時教育会議における兵式教練振作の建議案の審議採択過程を見ると、次のようなことが明らかになる。

第一は、学生生徒の志気を向上させるために兵式体操の振興を図るといふ建議案を提出するにあたり、提出者七人の間では、建議案を提出することについては全員の一致をみたものの、建議の趣旨(目的)の細部については必ずしも意見の一致はみられなかつたということである。

第二は、建議の趣旨に関して、兵式体操を振興するのは、軍事の必要から強制されたものではなく、教育それ自身の必要からするものである、という点をめぐって意見の分れが見られたということである。

第三は、建議の趣旨の一元化を求める意見もあり、論議を重ねた結果、学校における教練を振作し、徳育を裨補し併せて体育に資することが緊急の要務であるから、政府においては速やかに適當の措置をとるようという建議本文に添えて、長文の理由を付し、学校における兵式教練は、勇敢の氣を育て、誠心を助長し、また紀律等に関する良習に馴致することによって徳育に裨補すること、および、体育面で、強健な国民の素地をつくり、あわせて軍事上の知識技能を啓発することを併記することによって、全員の合意を得たということである。

但し、この建議は、政府によって実現されることなく終わり、そこで提起された趣旨については数年後、文政審議会においてももう一度審議されなければならなかつた。



7	実業教育ニ関スル件へ実業教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何	大正7・9・18	大正7・10・25	2	2
8	通俗教育ニ関スル件へ通俗教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何	大正7・10・30	大正7・12・24	2	2
9	学位制度ニ関スル件へ学位ニ関スル制度ニ就キ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点如何	大正8・1・17	大正8・3・28	2	3

〈建議〉

件名	建議年月日	開會数	
		總會	特別委員会
兵式体操振興ニ関スル建議	大正6・12・15	2	3
教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議	大正8・1・17	2	5

〔備考〕 本表は、『臨時教育会議要覧』および文部省教育調査部「学制に関する諸調査会の審議経過」(昭和二年)による。

(2) 臨時教育会議の議事録については、海後宗臣、前掲書に詳しい紹介があり、そこで一定の研究成果も出されているので、それを参照していただく必要があるが、私にはそこに若干補足を要すべきだと思われる点や、資料の解釈を再検討すべきではないかと思われる点などがあるので、あえて右建議に関する審議の全過程をもう一度たどってみることにした。なお、臨時教育会議と文政審議会(後出)の速記録の参照にあたっては、当時国立教育研究所室長であった佐藤秀夫氏のご協力を得たことを明記し、ここに感謝の意を表する。

(3) 『臨時教育会議要覧』三七―三八頁。

(4) ・(5) 『臨時教育会議(総会)速記録 第六号』一一―二三頁。

(6) 同前、二三―三〇頁。

(7) 同前、三〇―三三頁。

(8) 同前、三三―三五頁。

(9) 同前、四五―四六頁。

- (10) 江木千之翁経歴談刊行会『江木千之翁経歴談 上巻』(一九三三年)五〇頁。
- (11) 田中義一「地方ト軍隊トノ關係ニ就テ」中内敏夫編集・解説『ナシヨナリズムと教育』〔近代日本教育論集1〕(一九六九年)七五―八七頁。
- (12) 字垣一成「陸軍に於ける教育の現況及び国民教育に対する軍部の希望」大隈重信監修『国民教育東京講演』(一九一一年)一四九―一六一頁。
- (13) 『臨時教育會議(總會)速記録 第六号』四三―四四頁。
- (14) 同前、五二―五四頁。
- (15) 同前、五四―五五頁。
- (16) 同前、五六―五七頁。
- (17) 同前、五六頁。
- (18) 同前、五七頁。
- (19) 同前、五八―五九頁。
- (20) 同前、三六―四〇頁。
- (21) 同前、四〇―四三頁。
- (22) 同前、五九―六〇頁。
- (23) ・(24) 同前、六〇頁。
- (25) 同前、六四頁。
- (26) 同前、五七頁。
- (27) 同前、六四頁。
- (28) ・(29) 同前、六五頁。
- (30) 『臨時教育會議(總會)速記録 第八号』六一―七頁。
- (31) 同前、七頁。
- (32) 同前、八一―一二頁。

- (33) 同前、一二—一四頁。  
 (34) (35) 同前、一五頁。  
 (36) 同前、一六—一九頁。  
 (37) 同前、一九—二一頁。  
 (38) 同前、二—二六頁。  
 (39) 同前、二六—二九頁。  
 (40) 同前、三〇—三三頁。  
 (41) 同前、四七—五〇頁。  
 (42) 同前、三三—三八頁。  
 (43) 同前、三八—四〇頁。  
 (44) 同前、四〇—四五頁。  
 (45) 同前、四五—四八頁。  
 (46) 同前、五三—五五頁。  
 (47) 同前、五三頁。  
 (48) 同前、五六—五九頁。  
 (49) 同前、五一—五二頁。  
 (50) 同前、六二—六六頁。  
 (51) 同前、五九—六〇頁。  
 (52) 同前、六〇—六二頁。  
 (53) 同前、六六—七〇頁。  
 (54) 同前、七〇頁。  
 (55) 同前、七一頁。  
 (56) 同前、七一—七三頁。

(57)	同前、七三―七五頁。
(58)	同前、七五―七六頁。
(59)	同前、七六―七八頁。
(60)	同前、七八頁。
(61)	同前、七九頁。
(62)	同前、八〇頁。

## 第二章 文政審議会諮詢第四号とその答申——配属将校制度立案過程——

### 一 現役将校配属に関する文部・陸軍両省の協議

#### 1 軍縮の進行——協議の背景——

前章で述べたような経過をたどつて採択された「兵式教練振作ニ関スル建議」は内閣総理大臣寺内正毅に提出された。しかし、元老山県有朋の強い推薦によつて成立した超然官僚内閣たる寺内内閣は、翌一九一八（大正七）年米騒動の責任をとつて交代を余儀なくされ、文部大臣岡田良平は「何等の施設をも成さずして去つた」<sup>(1)</sup>。かわつて新たに典型的な政党内閣（立憲政友会）である原敬内閣が成立した（文部大臣——中橋徳五郎）。この内閣の成立（同年九月二十九日）後間もなく、四年余り続いた第一次世界大戦が終わり（一月一日）、国内ではいわゆる大正デモクラシー時代の開幕を迎える。各地でデモクラシーの思潮が高まり、労働問題の徹底的解決と普通選挙要求運動が起つた。教育行政上の二大焦点は、高等教育の拡充と市町村教育費の整理節約問題であつた。このような情勢のなかで、右の建議は実現に移されないままに放置された。

その頃の軍事情勢はといえば、二一（大正一〇）年末から翌年にかけて、アメリカの提唱でワシントン會議が開かれ、中国の領土保全、門戸開放、機会均等を約束した九カ国条約が調印され、日本は中国・山東省の權益を中国に返

還し、シベリアからの撤兵を余儀なくされたが、同時に、米・英・日・仏・伊の間に主力艦の保有量を制限する海軍条約が結ばれ、日本は米・英の六割に制限された。<sup>2)</sup>二〇（大正九）年から経済界が戦争恐慌に落ち込み、財政緊縮のためには国費の半分以上を占めていた軍事費（軍事費の支出額については次頁の表を参照）の縮小が不可欠とされる情勢下にあつたため、第四四回帝国議会（二〇年二月～二一年三月）ではじめて軍備縮小の声が発せられ、第四五回帝国議会（二二年二月～二三年三月）では与党の政友会をも含めて軍備縮小が議論され、軍部大臣制のあり方までも議論された。軍部は軍部大臣武官制を譲らなかつたものの、陸海軍軍縮には応ぜざるをえなかつた。

陸海軍は二二（大正一一）年七月八月、加藤友三郎内閣（貴族院を中心とした超然内閣、陸軍大臣⇨山梨半造、海軍大臣⇨加藤友三郎）のもとで第一次軍縮を発表、実施した。海軍は企画以来一二年もかかつてようやく前年に全予算を通したばかりの八八艦隊計画を放棄し、加賀・土佐・天城・赤城など建造中の主力艦の建造中止を指令し、摂津・安芸・薩摩以下廃棄予定艦の武装解除を命じた。これにともない、士官以下一万二〇〇〇人が淘汰され、海軍諸工廠の離職者・解雇者は五一〇〇余人にのぼつた。これにたいして陸軍は、歩兵聯隊から三中隊を欠隊させ、あらたに機関銃隊を増設し、騎兵聯隊から一中隊を欠隊させ、あらたに旅団騎兵聯隊に機関銃隊を増設するなど、編制を改めて内容的に縮小する方式をとつた。改組部分をさし引いて将校下士卒合わせて五万七八〇〇人が整理された。ほかに、行政整理と関連して、満州独立守備隊と朝鮮駐屯師団の双方から将校下士卒五四〇〇人が淘汰され、約五個師団に相当する分の縮小が行われることになつた。

だが、このような軍縮のしかた、とりわけ陸軍のそれにたいして、資本家・政党側は不満であつた。第四六回帝国議会（二三年二月～二三年三月）で憲政会から野党は、さらに軍縮を要求しようと準備した。二八一人という絶対多数を擁する政友会の内閣支持のもとで、野党側は十分な効果をあげることができなかつたが、それでも二三年には第二次陸軍軍縮、二五年には第三次陸軍軍縮が実施された。

第三次陸軍軍縮は、いわゆる護憲三派内閣（政友・憲政の両会と革新倶楽部）の加藤高明内閣（陸軍大臣⇨宇垣一成、海

軍事費の支出額とその国家歳出総額中に占める割合

年 度	支 出 額	歳出総額中に占める割合	備 考
1915(大正4)	212,695(千円)	34.7(%)	徐々なる膨脹
1916(大正5)	235,134	38.3	
1917(大正6)	320,672	41.7	軍 備 期 軍 拡 張
1918(大正7)	493,756	43.2	
1919(大正8)	683,708	51.8	
1920(大正9)	866,636	55.0	
1921(大正10)	839,316	52.5	軍 縮 期
1922(大正11)	690,295	45.6	
1923(大正12)	527,533	34.0	
1924(大正13)	484,683	29.3	
1925(大正14)	445,639	29.2	
1926(大正15)	434,428	27.5	
1927(昭和2)	491,641	27.8	
1928(昭和3)	517,238	28.5	
1929(昭和4)	494,920	27.0	

反対を強引に押し切るとともに、他方、閣議では、財部海相と結び、与党閣僚間の対立を利用して、大臣武官制などの重大な制度的改革を見送らせ、軍縮方法を右の軍備改革案の方に誘引することに成功した。

結局、第三次陸軍軍縮は宇垣の意図通り、二五年度において第一三・一五・一七・一八の四個師団を廃止し、将兵三万六九〇〇人、馬匹五六〇〇頭を整理する一方で、かわりに戦車一隊、高射砲一聯隊、飛行二聯隊、台湾山砲兵一大隊、自動車学校、通信学校を新設し、ほかに軽機関銃、火砲、射撃材料等を整備改良することが認められた。この

軍大臣(財部彪)のもとで行われた。山梨半造・田中義一両陸相時における第一次・第二次軍縮の痛手の治らぬ陸軍当局にとつて、この第三次軍縮はまさに大事件であった。政府は行財政整理案のなかで懸案の軍部大臣武官専任制の撤廃と各種機関の縮小を強調し、陸軍については六個師団の廃止、在営年限の一年四ヵ月への短縮、朝鮮と南満州以外の憲兵の廃止などを、海軍については舞鶴要港部の廃止、第二艦隊の廃止などを盛り込んだ。与党三派の調査会案も、軍部大臣武官制の撤廃や陸軍六個師団の廃止などをうたっていた。

このようなかにあつて重大な岐路にたたされた宇垣陸相は、いちはやく部内に軍制調査会を設け、四個師団の廃止を承認するかわりにその経費を新兵器の拡充に転用するという独自の軍備改革案をひそかに構想した。そして一方で、参謀本部を中心とする部内の猛

場合、整理によつて浮いた軍費はほとんど右の新設・改良に転用されたから、予算上の実質的節減額はわずか一八〇〇万円にすぎなかつた。とはいへ、この結果、陸軍の常備軍は一七個師団、将兵約二三万人となり、その規模は日露戦争時代のそれにおしもどされたことは厳然たる事実であつたから、宇垣は失つたものを他の方法でとりもどそうとあらゆる努力を試みることになつた。この時期に配属将校制度の設置が具体化するのであり、したがつて配属将校制度は右の陸軍軍縮の事後措置と深い関係をもつものであつた。

## 2 文部・陸軍両省の協議の開始

右のごとき軍縮進行の時期には、軍部批判がかなり広まり、将校のなかにも、後述のような小田切政純陸軍中将や水野広徳海軍大佐のように、軍国主義を非難し、軍隊の「デモクラ化」を主張する者があらわれるほどであつた。軍人は制服を肩身の狭いものと感じ、軍隊の外に出るときには私服に着替えるような雰囲気が強く、また、「世人モ誠ニ軍人ヲ軽シズル、婚姻ノ有様ヲ見テモ、マア娘ヲ持ツタ者が軍人ナラ御免ヲ蒙ルト云フヤウナ有様」であつたから、「斯ノ如キ世ノ中ニ学校ニ兵式教練ノ必要ヲ説イテモ、又之ヲ急ニ実施シヨウトシテモ、好イ結果ハ得ラレヌ」として、かつての兵式教練振作建議の主唱者であつた江木千之文相（清浦奎吾内閣、二四年一月〜同年六月）も臨時教育會議の建議の実現を差控えていたが、そのあとに成立した加藤内閣（二四年六月〜二五年八月）のもとで陸相に宇垣一成、文相に岡田良平が就くにおよんで、現役将校の学校配属とそれによる教練の強化という方策がようやく実現を見ることになつた。

いわゆる護憲三派内閣といわれた加藤内閣のもとで、このような軍事予備教育が強化されたことは一見矛盾に見えるかも知れない。だが、その内閣のもとで「普選法」すなわち改正衆議院議員選挙法（法四七）と治安維持法の法案が抱き合わせに国会に提出され成立したことを想起すれば、その疑問は容易に氷解するであろう。

さて、加藤内閣の成立後、学校教練振興計画案の作成は急速に具体化した。阿部彰氏の研究によると、はじめて右

計画案の具体化を報じたのは一九二四(大正一三)年八月一九日付の『東京朝日新聞』だといわれるが、それは加藤内閣成立後二ヵ月経ったところであった。

その後の推移を『教育時論』誌の記事を中心に整理してみると、おおよそ次のようになる。まず八月二五日、配属将校制度実施による学校教練強化の具体的方策を検討中であつた陸軍省と文部省は、第一回の打合せ会を開いた。文部省側からは松浦鎮次郎事務次官、関屋龍吉普通学務局長以下各関係局課長、陸軍省側からは畑英太郎軍務局長、坂本大佐、梅津中佐などが出席し意見交換を行ったが、配属将校の所要員数、訓練担当時間数など、さらに研究すべき点があるとして、四時間ほどの会談のち再会を約して散会した。

同月二九日、陸軍省の畑軍務局長は、文部省にたいし青少年軍事訓練の綱領ならびに訓練草案を手交し、これまでの一致点を確認した。それは次のようなものであつた、と報じられている。

#### 一 綱領

青少年に集団訓練、規律の精神を養ひ体育を助成し並せて国防の觀念を涵養する  
管轄

青少年訓練は文部大臣及び内務大臣の主管とし陸軍大臣は之を援助し監視する

#### 現役将校派遣

成績最も優秀なる少尉乃至大佐を派遣して訓練の指揮に当らせる

#### 教育方法

(イ) 将校は陸軍省所屬のものであるから直接に修身訓育に当らず文部省教員の訓育を指揮監督する

(ロ) 将校は体操教育に当らず教練を受持つ

#### 在營年限短縮

(イ) 中等学校以上大学までに於て各々訓練を受ける年限が違ふから其の程度の差に従つて夫々在営年限の長短を定め成績を見て之れを実施する

(ロ) 但し大学卒業者と雖も必ず一定の時日の間は入営せしむる

(ハ) 義務教育年限が八年となれば最後の二ケ年に訓練を施す

師範生徒在営期

(イ) 小学生徒に良好なる訓練を施すため師範学校生徒に在営年限の特典を認めない方針とする

(ロ) 高等師範学校の生徒に特典を認るや否やは両当局の意見が未だ一致せぬ

実現期

中等学校以上は来年四月より実施し得る見込<sup>(6)</sup>

これによると、「綱領」(『目的』)、「管轄」、「現役将校派遣」、「教育方法」などの部分には文部省側の意向がかなり盛り込まれているように思われる。

このような文部・陸軍両省の動きは関係者の注目するところであり、たとえば

「広き意味に於ける文武併進主義を以て教育方針と為すべきことは吾人の固より賛意を表するところであるが、(中略)若し体操方法の改正と共に、多数の軍人を以て直ちに学校教師とするやうなことにでもなつたならば、或は不測の悪結果を来さないとも限らぬと思ふ。今日の学校組織の中に軍事専門家を加へることは大に考へものである。殊に小学校の教育に於いて然りである。尤も具体的成案が作製されたなら、いづれは文政審議会に諮問することにもならうし、特別委員を設けて審議することにもならうから其時を待ちて意見を述べても敢て遅かるまいと思ふが故に、茲には唯僅に其の注意を促すだけに止めて置く。」<sup>(7)</sup>

というように、配属将校制度の問題性・危険性を指摘する意見が早速発表された。その後の新聞・雑誌上に発表され

た意見の要点は、後（第四章）に掲げるところである。

このような意見にたいして、文部省や陸軍省は配属将校制度の立案をどのように説明していたのだろうか。岡田文相は世間の批判にこたえて、教練担当者として現役将校を配属することは、軍縮の後始末として陸軍省が無理強いしたものではなく、また、軍部の勢力を教育界に潜入させることでもなく、心配することはないと、次のごとく語るのが常であった。

「軍事予備教育の普及問題については、世間で多少の誤解もあるやうであり、殊に中等学校、専門学校等の兵式体操教練に現役将校を使用することについて、或は軍縮に伴ふ師団減少の結果として生ずの（る）陸軍将校の処置に因（困）つて、陸軍省が之を無理押しつけに、学校方面に振り向けんとするものあるとか、或は学校で現役将校を使用する結果は軍部の勢力を教育方面に潜入せしむるの結果を生ずるとかの非難もあるやうであるが、この問題は決して陸軍省から強制的に持ち込まれた問題でなく、寧ろ文部省から自発的に提議したので、その趣旨は嘗て寺内内閣当時教育評議會（臨時教育會議）の誤り——引用者注）で決議した学校に於ける兵式体操をより以上に有意義なものたらしめるといふ精神を再現したものに外ならない。又現役将校使用の結果が軍部の勢力を教育界に潜入せしむるといふ非難は少しく杞憂に過ぎはしないかと思ふ。教官たる将校の職務規定を設けて、学校長の監督下に置きさへすれば、決してそんな心配はない筈である。上官の命令を尊重し、その職務規律を守るのは軍人の最も尚ぶべき特長であるから、この点については何等危惧すべき問題はないと思ふのである。尚ほ小学校に於ける軍事訓練については反対である。高等小学校に於ては或る程度の訓練は行ひ得ないことはないだらうと思はれる。（後略）」

陸軍省側も、「この案は師団減少に伴ひ過剰将校の処置に窮した結果案出されたものでない。その目的は青少年の心身の鍛練、団体的觀念の体得、国防能力の増進にある」と述べ、平仄を合わせていた。

## 3 配属将校構想の主導権

しかし、配属将校制度の構想は陸軍省側からの押しつけによるものではないかという疑惑は、在野批判勢力の間では圧倒的に強かった。岡田文相らが陸軍省押しつけ論を否定すればするほど、世論は逆に押しつけ論への確信を強めるようであった。文政審議会の席上、岡田文相の右の対応について、江木委員(前文相)さえも「事実カラ見テドウモ今度ハ軍部カラ文部ガ引摺ラレテ遂ニ之ヲ実施スルト云フ有様デハナイカト考ヘルノデアリマス」と発言したのは、陸軍省押しつけ論がいかに多くの人びとのなかに深く浸透していたかを示す適例であろう。

しかし、真相はどうであったのだろうか。岡田文相のもとで次官をつとめた松浦鎮次郎が発起人代表者となり編纂した『岡田良平先生小伝』を見ると、加藤内閣に「再度の文部大臣に就任した(中略)先生と宇垣陸相とが意気相投じ、此の両者の一致の努力に依て、画期的の大事業ともいふべき現役将校の配属に依る学校教練の振作と、一般青年大衆に対する青年訓練所の制度とが為し遂げられたのであった」と述べられており、どちらが主導権をもったかにはふれず、両者の一致した努力により実現されたものだとしている。

岡田文相のもとで宗教局長をつとめていた下村寿一があらわした『岡田良平』も同様の立場を採り、臨時教育会議の建議をうけながら何ら手をつけないままに文相の椅子を下りた岡田文相は「加藤内閣の文相として、再びその職に就くに及んでは、所詮之を打棄てては置かれぬ立場にあった」が、宇垣軍縮の結果「多数の現役将校の手があいて来たので、之を全国各学校に配属せしめ、学校の教練を振作し、且つ併せて一般青年の訓練を行ひ、それによつて一般兵士の在營期間の短縮を計るには絶好の機会が到来した」ので、「岡田文相は宇垣陸相と協議の上」で、これを実施したと述べている。ここでは、そのほか、配属将校制度の設置が軍縮を条件として考えられ、実施されたものであることが明らかにされている。

これらは岡田文相の側近くにおいて、岡田文相の当時の行動を十分に知悉している人によつてあらわされた書物であ

るから、ここに書かれていることが真相だと見るのがよいかも知れない。しかし、伝記などの場合は、逆に側近の人だからむしろ、当時社会的に大きな問題とされた事項については本人の誤りや弱さを隠して書くことがある。したがって右の場合はどうかということについては、なお吟味してみる必要がある。

軍部の主導性を証拠だてる材料として、『宇垣一成日記』の次の箇所が引用される場合がある。

「青少年に軍事訓練を施すことに就ては、陸軍が文部を引づり、文部省は陸軍省の文部局と改称すべし、などと批評するものもある。(中略) 敢て引づりたる訳でもないが、事實は何となく右様の傾を呈して居るから彼等は噂の立つのも止むを得ぬ。又陸軍の力の大を示す為には難く有さうに思はれるが、高木風に嫉まるるのとへもあることにて夫れが為に対文部(中略)の關係に円満を欠くことありては為二邦家一大なる損失である。故に軍部としては勉めて斯の如き批評噂を打消し彼等の成功でありしが如くに花を持たして行くことが肝要である。その意味に於て下僚は(一に)戒め置けり。」

これは陸軍側の力の強大さを誇示していることはたしかであり、陸軍側が文部省側を引きずった確証と見てよいかも知れない。しかし、「引づりたる訳でもない」と記されている以上、陸軍側の主導性を証明するためには他の明確な証拠が欲しいところである。その点では同じ『宇垣一成日記』の次の箇所にも必要かも知れない。

「御国の中心として働くべきは上御一人にして補助者も翼賛者もなき実状である。余は此の見地よりして平時は兎に角有事の日に於ては陸軍が是非至尊補翼の中枢として働かねばならぬと数年来深く感得して居る所である。夫れが余をして中等以上の諸学校に現役将校を配属して、土風の振興、体力の増進に資し近く一般的に青少年訓練を實現せしめて健全なる国民を作り、同時に、之等をして陸軍との密接なる連繋を作らしめんと企図せしめたる所以である。余は此等の企画によりて全帝国を引締め将又必要ある場合は全帝国を引連れて至尊の膝下に大活動を行はしめんと欲するのである。余の青少年訓練を全般的に實現せしめんと努力したりし真意は這辺に存する。」

「政党の対立、鼎立の如き趨勢の継続する限りは、夫れの一派が政権を支配する限りは、平戦両時を通じて真正なる挙国一致の如き七千万同胞を挙げて至尊の下に馳せ参ぜしむべき采配を振るべき仕事は、如何に考ふるも吾々陸軍が進んで之

れに任せねばならぬ。海軍の如きは社会に對する狭き接触面よりするも其任でない。二十余万の現役軍人、三百余万の在郷軍人、五六十万の中上級の学生、千余万の青少年に接觸する陸軍にして始めて此の仕事遂行し得べき適性が存在する。<sup>(14)</sup>

引用の前半で「夫れが余をして(中略)作らしめんと企図せしめたる所以である」と記している部分は、宇垣の配属将校制度設置に関する意図を明らかにしたものである。後半の「至尊補翼」の大任を果しうるのは陸軍を置いて外にないという宇垣の信念と重ね合わせて右の設置の意図を見てみると、陸軍側の主導性を裏打ちすることができるよう思われる。しかし、文部省側からそれを明らかにする材料が欲しい。しかし、文部省側の材料はといえば、配属将校制度設置に関する文部側の熱意または熱狂的主張を示すものはあつても、陸軍側の押しつけ、引きまわしを証拠だてる材料はない。

例えば、岡田文相ははじめから、山川健次郎(枢密顧問官)のごとく、国防＝軍事教育の積極的な主張者であつたといふ。例えば、文政審議会の第七回総会で、大島健一(陸軍中将)は、山川の国防＝軍事教育推進の立場からする修正案にたいする意見のなかで、「文部大臣ナドノ御意見ハ最初ヨリ厳格ナ只今山川委員ノ御説ノヤウナ御意見ハ伺ツテ居ツタ」と述べている(後述本章三②⑧を参照)。また、文部省には、以前から兵式体操＝学校教練の強化、現役将校の導入を求める意見や施策があつたことも、臨時教育会議や文政審議会の審議過程で明らかにされている。例えば、森有礼文相は「自重、親愛、服従」の三氣質を養成するために兵式体操を導入し、現役軍人の学校への招致、新式銃器貸与の要請などを陸軍当局に強く行うなど、「文部省ガ陸軍省ヲ引摺ツタ」といつてよいほどの状況をつくり出したし(第一章一②を参照)、大正期に入り臨時教育会議で兵式教練振作の建議がなされるにあつても、森の施策の再現を求める江木千之の積極的な役割が見られ(第一章一・二を参照)、それが文政審議会の審議にも引き継がれている(後述二・三を参照)ことなどから考えると、文部省側にも配属将校制度と学校教練強化の潜在的な志向は以前から見られたといふことになる。

しかし、社会的・政治的状況や噂を含む人びとの意見などからすれば、軍部の強い主導性を推測することはでき、また、次に述べるような具体的な詰め段階では軍部から要求が強く出され、軍部の意向がかなりとり入れられたところからすると、制度の採用を論議する段階でも、陸軍側の強い主導性を肯定することはできる。

#### 4 文部・陸軍両省の合意の成立

一九二四（大正一三）年一〇月三日に文部・陸軍両省の第二回協議が行われた。依然として在営年限および将校を配属すべき学校の範囲で両省間の折り合いがつかず、また「教育の軍隊化」にたいする文部省内部の反発もあり難航している、と報じられた。<sup>16)</sup>

この第二回協議を前にして両省の間に交換された「文部省側協定案」、「陸軍省側実施案」および「文部省提案にたいする陸軍省回答案」がある。両省の主張の内容やその相違点はこれらによつてより具体的に知ることができる。その全文は左に掲げることとくであるが、「文部省側協定案」では、配属将校の質、権限、資格、経費、学校長との関係、体操教員との関係などが主要関心事として記されていたのに対し、「陸軍省側実施案」では、青少年訓練の目的を明記し、訓練程度および課目、成績の審査権、訓練実施にともなう特典などが細かく定められていた。中等学校段階ではおおむね歩兵初年兵第一期教育程度の訓練を行い、大学学部では教練軍事学を行い、体操に代えるという規定や、訓練時間は原則として一週間三時間以上とすることなどの規定には、軍事教育の強化を求める意向が明らかにされていた。

「陸軍省回答案」では配属将校の階級や配属将校旅費の負担などについて明らかにされたが、もつとも重要な点は、「身分関係」の第三で「学校長に於て学校管理上不適任と認むる時は之が更迭を請求し得るの余地」を認めることが明文上から削られた点であろう。これらは、実施上の細目を決めるにあたって陸軍省側からかなり強い主張が行われたことを推測させる。<sup>17)</sup>

一 文部省協定案

学校に於ける軍事教練実施に関し陸軍省と協定すべき事項

▲身分関係

第一、配属将校下士等の身分関係及学校長との関係に関しては勅令を要するものと認む

第二、将校以下の人員に付ては出来得る限り優秀なる人物を選び殊に青少年の心裡に了解あるものを挙げられ  
たきこと

第三、配属は陸軍大臣の指揮に俟つべきも若し学校長に於て学校管理上不適任と認むる時は之が更迭を請求し  
得るの余地を存せしめられたきこと

第四、一学校に対する配属将校及下士の数如何

第五、将校は成るべく大尉以上の人を希望す

▲勤務権限

第一、一学校に於ける勤務の期間は凡そ三年位を適當と認む而して其更迭の時期は成るべく学年末又は学期を  
一致せしむること

第二、将校以下の権限は差当り教練の範囲に限るものとし其以外の事項に就ては将来の成績を見て決定するこ  
と而して教練の範囲及時間数に関しては陸軍省の意見を徴し決定すること

第三、体操教員との関係に就ては何れか一方主任的地位に立ち得る場合は之をして統括せしむるも然らざる場  
合は主任を置かず学校双方の間に立ち協定を図ること

第四、教官をして数校兼任せしむることは成るべく之を避くること

▲勤務心得

第一、学生生徒の取扱は出来得る限り教育者の態度を執られたく希望す

▲経費

第一、経費に関しては俸給赴任転任等の費用は陸軍の負担とし学校勤務中の費用は学校に於て之を負担すること

▲教員資格

第一、文部省令を以て将校は有資格教員と看做し教員の定員内に計算し下士等の補助員は之を除くこと

▲其他問題

第一、私立学校と夜学校との関係如何

第二、一年現役及一年志願兵制度を如何に改正するか

一 陸軍省実施案

青少年を訓練して其心身を鍛練し団体的觀念を体得せしめ以て国民の資質を向上することは国力の増進並に国防上必要な要件なり是れ大戦後欧米各国が種々なる形式に於て之が実現に努力しつつある所以にして帝国の實情は欧米各国に比し切要の度一層大なることは周知の事實なり今にして之が実施に努めざるに於ては遂に百年の悔を貽すに至るべし以上の主旨に基き帝国の現情に鑑み青少年を訓練せんと欲せば概ね別紙の如き方法を適當なりと信ず本件の実施に伴ひ国家として支出すべき経費の増加は固より免れざる所なりと雖も之が為国家国民の享くる利福を稽ふるときは蓋し易々たるものなるべく又之が成果に伴ひ自然兵卒の在當期限を若干短縮し得るに至るべし

▲青少年訓練要綱

〔第一〕 本訓練の目的は国家全青少年の心身を鍛練し団体的觀念を体得せしめ以て国民の資質を向上し併せて国防能力を増進するに在り本訓練を必任義務とせざるも之を終りて成績良好なるものには兵役上の特典を与

へ其他適宜の奨励法を設く

〔第二〕 管轄機関在学者は文部大臣（文部省所管以外の在学者は当該所管大臣）其他は内務大臣の管轄とす  
但し陸軍大臣は訓練者の範圍訓練科目及其程度並に訓練時間其他軍事上必要と認むる事項に關し所用の要求を為し且つ訓練の成績を審査す之が為師団長及聯隊区司令官は当該管区に於ける青少年訓練に關し軍事關係事項を管掌す

〔第三〕 軍部に於て担任すべき事項

（一） 教育者たるべき将校以下の配属

（二） 兵器器械馬匹廐舎練兵場野营地等の使用に關する便宜供与

（三） 訓練方法の指導

（四） 訓練成績の審査

〔第四〕 成績の審査

陸軍大臣は毎年少くとも一回適宜の時期に於て其任命する陸軍将校をして訓練の成果を審査せしむ

〔第五〕 中学校又は之と同等以上の学校に在学する者に対する訓練

（一） 被訓練者

中学校又は之と同等以上の学校に在学する者の在学期間之を行ふ

（二） 教育者

陸軍大臣の配属したる現役将校を主任とし学校職員若しくは別に臨時派遣する現役将校准士官下士を補助とす

（三） 訓練程度及課目

（一） 中学校又は之と同等若しくは之に準ずる学校に於ては概ね歩兵初年兵第一期教育の程度に準ず

(2) 専門学校又は之と同等若は之に準ずる学校並に師範学校に於ては前項の程度を向上す

(3) 本訓練は之を現行学校規程に依る体操に代ふ

(4) 大学の学部在りては特に教練軍事学を課す

(四) 訓練時間

一週間三時間以上とす

但し師範学校に在りては一週四時間以上とし大学の学部に於ける教練及び軍事学は一週間一時間の割とす

(五) 実施機関

当該学校とす

(第六) 特典其他

一、本訓練の実施に伴ひ現制の一年志願兵制度は之を廃止す

二、左記の者は各其在学間の訓練に應じ在営年限を短縮す其期間は別に研究す

(イ) 中学校又は之と同等の学校に於て本訓練を終了し且つ当 該学校を卒業したる者

(ロ) 前項の訓練を終了し更に専門学校又は之と同等以上若は之に準ずる学校に於て本訓練を終了し且当

該学校を卒業したる者

(ハ) 師範学校を卒業し小学校の教職に在る者にして本訓練を修了したる者

三、前項に示す在营年限の短縮は前後の成績審査に於て其資格を認定せられる者に限る審査の成績不良なる者

並に本訓練を受けざる者は在营年限を短縮せず

(第七) 学校の認定

現制に同じ

但し本訓練を怠る学校に対しては認定を与へず若くは之が認定を取消すことあるべし

〔第八〕 徴兵延期

在学者は総べて適齡年に於て徴兵検査をなすの制を改め徴集延期の終年末に於て徴兵検査を行ふ徴集延期間は概ね現制に同じ

〔第九〕 中学校及師範学校又は之と同等以上の学校に在学せざる者に対する訓練

(一) 被訓練者

義務教育終了後より二十歳未満に至る者にして中学校又は之と同等以上の学校に在学せざる者

(二) 学校教員(成るべく現役に服したる者)又は在郷軍人

(三) 訓練程度及課目

年次に依り適宜左の学術科の一部若は全部を施行す其程度は年次の進むに従ひ逐次之を向上し概ね歩兵初年兵第一期教育の程度を以て目標とす

学術科

(イ) 体操 (ロ) 教練 (ハ) 射撃予行演習及射撃 (ニ) 競技(地方の状況に応じ適宜之を選定し成るべく尚武的及団体なるもの) (ホ) 遠足、野営、各種作業馬術(随意) (ヘ) 学科国防観念向上の目的を以て行ふ訓練前記術科を実施するに必要なる学科

(四) 訓練時間

訓練時間は年次に依り概ね毎週二時間乃至三時間を標準とす但し其時機に於て引続き訓練を行ふことを得

(五) 実施機関

概ね市町村毎に団体を設け之を実施す、但し学校(中学校及び之と同等以上の学校を除く)に於けるものは学校に於て之を行ふ

(六) 特典其他本訓練を終了し最後の成績審査に於て其資格を確定せられたものは若干月在営年限を短縮

す本訓練を受けざるもの又は審査の成績不良のものは在營年限を短縮せず」

一 文部省提案に対する陸軍省回答案

▲身分関係

第一、配属将校並に下士等の身分関係及学校長との関係等に関しては勅令を要するものと認む

第二、異議なし

第三、配属は陸軍大臣の指揮に俟つべきも配属将校は学校長の区署に属す

第四、一学校に対する配属将校は一人とし下士等の補助員は此限りにあらず

第五、将校は少佐若は大尉とす

▲勤務関係

第一、異議なし

第二、大体異議なし

第三、異議なし

第四、教官をして数校兼任せしむることは成るべく避けたきも止むを得ざる時は此限りにあらず

▲勤務心得

第一、異議なし

第二、俸給赴任転任等の費用を除外したる旅費其他学校勤務中の諸経費は所属学校の負担とせられたし

▲教員資格

第一、異議なし

▲其他問題

第一、当分懸案となし調査考究をなすこと

第二、後日考究す」

その後一〇月二一日の閣議で、岡田文相と宇垣陸相との間で種々協議が行われ、その結果、

「一、大正十四年度より中等学校に於て之を実施すること

一、専門学校以上はこれを任意とすること

一、これに要する経費中現役将校の俸給等は陸軍省其他は文部省に於て負担することとし明年度予算を計上すること

一、軍事予備教育を受けたるものに対しては在営年限を短縮すること」

を決定し、配属将校にたいする学校長の監督権、教練担当時数、在営年限短縮の程度など細目の点については、近く開かれる両省間の協議会で決定することとした、<sup>18)</sup>という。

このうち在営年限の短縮については、一一月七日文部省首脳部による協議の結果、

「文部省としては一年現役兵については陸軍案の五ヶ月以下に短縮したき希望であるが、これは将来の交渉に待つこととし、この際は一まづその主張をまけて陸軍案に同意することとした。その他の点においても陸軍案を全部承認することに決定し、直に陸軍省に回答することとなつたが、その内容は大要左の如くである。

一、中等学校卒業者は一年に短縮

一、専門学校卒業者は十ヶ月に短縮

一、師範学校卒業者は五ヶ月に短縮（何れも実施の成績に依つて更に短縮をなすこと）

一、従来の一年志願兵制度はその儘とし特別の事情によりて志願費用の前納をなし得ざるものに対しては之れを国庫より補助すること

一、年限短縮は来年度より直ちに実行すること<sup>(19)</sup>

との見解をまとめたという。

一月二十八日、文部・陸軍両省の第三回協議会が開かれ、すでに決定された大綱にそつてその細目についての協議が行われた。その大要は次のようであつた。

「先づ教練時間数の問題に就て協議した」が、「文陸両省間には、此の点に関しては既に大体現在の体操時間数を越えざることの原則については一致してゐるけれども、更に(一)普通体操との時間の割当を如何にすべきか、(二)中学第一学年より第三学年までは基本体操に止め、第四学年より第五学年に亘つて執銃教練を行つては如何等につき協議したが、結局両省間に於て時間数に多少の開きあるため陸軍則(側)にて一考すること」になつた。

「次に現役将校の身分関係については、現役将校は勿論陸軍大臣の管轄に属するも、若し校長に於て不適任と認めたる場合は如何にすべきかは勅令を以て定むる必要があるも、規定すべき内容は両省間に議論ありたる為め、次回に譲」つた。「次に学生の成績審査は、(中略)その方法を如何すべきかは在営年限の短縮に影響があるもので、若し陸軍則(側)に於て極端に厳格に行ひ、多くの不合格者を出すに於ては結局在営年限短縮を適用さるべきもの少き結果となるのであるが、之亦決定を見ず」に終つた。

最後に「在営年限短縮実施年度は、(中略)十五年度といふことになつてゐるが、師範学校のみは明年から短縮することに陸軍省は承諾した<sup>(20)</sup>」という。

その一週間後の一二月五日、両省の第四回協議会が開かれ、前回に引続き教練の時間配当その他について協議し「両省の打合せは大体終了し、実施に関する骨子はいよいよ決定した」。当日は午前九時から午後三時まで永田町の文相官邸で、陸軍省側から畑軍務局長、阪本大佐、文部省側から松浦次官、関谷普通学務局長などの出席のもとに開かれた。

決定事項のあらましは左のごとくであつた。

「時間配当 兵式教練その他現在の体操時間数は従来通りとしこれを動かさないうで、普通体操、武芸、兵式教練を適宜に伴ふこととするが各学年における時間配当はなほ多少考慮の余地あるも、大体下級の学年では普通体操を多くし、武芸、兵式教練の時間を少くし、上級の学年ではこれと反対に武芸、兵式教練を多く課するが、細目は各学校で決定しこのほか所定時間外に毎年度時間(下級学年は土曜から日曜位で一二日)野外の兵式教練を行ふ、しかしてこれ等に関する教科課程はさらに両者で協議決定する。

成績考査 学校における兵式教練についての配属將校の採点は直に兵役関係における(特典既報の一年志願兵その他)に影響するものであるが、この採点、即ち成績考査はもち論学校の成績であつて(陸軍と関係がない)この成績の普通なるものは、兵役関係における特典を得るが、しからずして成績不良なるものは個人々々についても特典を与へないのはいふまでもなく、学校全体として不良なれば学校の特典を廃止することは現制通りである。

夜学校卒業業者 その他も場合によつて特典を与へる、専門学校入学試験檢定に合格して専門学校に入つた卒業業者及び陸軍大臣の認定をうけた夜学校卒業業者に対しては、直にこの特典を与へることは困難であるけれども、入宮後試験をした上成績良好なる者には途中より予備役幹部候補者(一年志願兵)として編入することとする。

このほか実業学校における兵式教練の時間割配当については相当議論があつたが、これもこれまで通りとすることとなつた<sup>(2)</sup>。

ここでは、未決定事項であつた学校教練の時間配当についての一般原則が決定され、また学校教練の成績如何が兵役上の特典に関係することも明らかにされた。だが、それらはいくまで夜学校卒業業者でない、いわば全日制課程の学生生徒に適用されるものであつた。

また、未解決事項の配属將校にたいする学校長の権限問題については、協議会の結論は出ていない。これは学校長にも現役將校の任免に関して若干の権限を認めることを主張する文部省側と、その制度化を嫌う陸軍省側との間で論

議が続き、この段階でまだ合意が形成されていなかったためであろう。文部省側としては一般教職員にたいする学校長の身分上職務上の監督権との釣り合いを乱すわけにはいかなかったからである。

## 5 議員や政党への説明

文部省は陸軍省との間で細目を話し合い、合意を形成するかたわらで、反対意見を和らげこの施策の支持者を獲得するために、あらかじめ議員や政党にたいしてこの計画の説明を行った。

岡田文相は一月一三日、貴族院公正会の教育問題調査会に出席して計画の概要を紹介し支持を求めながら、

「世間や教育界では、軍事教育に反対であるかのやうに云ふものもあるが、自分はさうは思はない。沢柳博士にしても雑誌等に散見する同博士の意見を見れば、軍事教育そのものには反対ではなく、唯之がために学校が軍人の支配下に置かれることのないやうにと心配してゐるやうである。とにかく自分は世間が軍事教育に反対であるとは思はれないから、従つて反対運動をしてゐるものがあつても、それは一部のものに過ぎないから、従つて之に対して決して圧迫を加へると云ふが如きことはしたこともないしまたそんな必要もない」。

と実施の見通しに自信のほどを誇示し、「確りした軍事教育を施すつもりである」と述べた。<sup>(22)</sup>

また一二月二六日に開かれた憲政・革新両派招待会に臨んでは、

「兵式訓練は明治二十年以来行はれて来たのであるが、時勢の進むにつれ其訓練が緩み現今の学生は情弱に流れ、服従、規律、義勇、奉公の念も稍々薄らいで来た。之が矯正には修身その他の学科もあるが兵式訓練が最も有力と思ふ。而して退職将校では軍人精神が次第に薄らぐから現役将校を之にあてたい。然るに今回陸軍省が師団を減少し将校に余裕が出来たら陸軍側と交渉して現役将校を得るに至つた。」

と教練の充實こそが服従、規律、義勇、奉公の念を厚くせしめるゆえんであることを強調し、「反対論もあるがこれは或は戦争を否認せんとする平和論者の説ではなからうか」、「軍隊は資本家の無産階級に対する圧迫の具であると云ふものもあるが、それはユートピアンの言に過ぎない」などと述べていた。<sup>(23)</sup>

このような根回しが行われたあとで、配属将校制度による学校教練振興計画案は二月一〇日、文政審議會に諮問されるのである。

二 文政審議會にたいする現役将校配属に関する諮問（第五回總會）

1 諮詢第四号の全文

文政審議會は、臨時教育會議と同様内閣總理大臣の諮問に依じて教育に関する重要事項を審議する審議會であったが、規模は臨時教育會議より一回り大きかった。<sup>(24)</sup> この文政審議會（總裁―加藤高明）にたいし内閣總理大臣加藤高明から、一九二四（大正二三）年二月一〇日、中等学校以上の学校に陸軍現役将校を配属し、この配属将校をして教練を担任させることについての諮問が、諮詢第四号として出された。その全文は左のごとくである。<sup>(25)</sup>

諮詢第四号

学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役将校ヲ配属セシメ学校長ノ指導監督ノ下ニカ  
教授ニ当ラシメムトス  
右ニ関スル意見ヲ求ム

説明

学校ニ於ケル教練ヲ振作シ以テ大ニ学生生徒ノ体育ヲ促進シ且其ノ德育ヲ裨補シ併セテ国防能力ノ増進ヲ図ルハ我カ国ノ現状ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノ要務ナリト認ム故ニ政府ハ先ツ師範学校、中学校、卒業者カ一年志願兵タル資格ヲ有スル官立公立私立ノ中等学校、官立公立ノ高等学校及大学予科並専門学校（私立学校ハ学校ノ任意）ニ優秀ナル現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ノ教授ニ当ラシメムトス而シテ之カ実施ニ関シテハ現行ノ規定ニ依リ体操科教授時数中ニ就キ適當ニ教練ノ時数ヲ安排シ又学校經濟ノ許ス範圍内ニ於テ毎年数日ノ野外教練ヲ行フコトトシ銃器器具其ノ他ノ教育資料ハ特ニ軍部ニ於テ之カ便宜ヲ与ヘ且其ノ教授ハ青少年心身発達ノ状況ヲ顧慮シテ之ヲ行フモノトス尚之カ実施ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ相当ニ在營年限短縮ノ特典ヲ付与セムトス

右の諮詢第四号の本文は短く、ごく簡単な表現にしかすぎなかつたが、そこで「学校ニ現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシメムトス」と、学校長の指揮監督権が明記されていたことは、陸軍当局との間にこの点について合意が形成されたことを意味するのであろう。合意の内容は、同審議会で、「学校ニ來テ居リマスル間ハ学校ノ校長ノ指揮ノ下ニ教授ヲスル、詰リ学校ノ一職員ト云フ資格ニ於テ、校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ヲスルト云フコトニ（中略）協定シタ」とか、あるいは学校長は現役將校が「学校ノ職員トナツタ場合ニ於テ、不適任デアツタ場合ニ処置ヲ取ルコト」は可能であるが、「マダ学校ノ職員ニナラヌ先ニ、又職員ニ任命セムトスル場合ニ於テ、校長ガ之ニ対シテ異議ヲ申立テルコト」はできないという答弁<sup>(26)</sup>によつて、明らかにされた。

諮問の主旨は本文に付加された「説明」文に明らかにされている。それによると

- ⑦ 学校教練の目的は「学生生徒ノ体育ヲ促進シ且其ノ德育ヲ裨補シ併セテ国防能力ノ増進ヲ図ル」ことである。
- ⑧ 学校教練の振作は「我カ国ノ現状ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノ要務」である。
- ⑨ 政府が現役將校を配属しようと考えている学校は「師範学校、中学校、卒業者カ一年志願兵タル資格ヲ有スル

官立公立私立ノ中等学校、官立公立ノ高等学校及大学予科並専門学校（私立学校ハ学校ノ任意）」である。

⑤ 現役将校は「優秀ナル」者を配属せしめ、「学校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ノ教授ニ当ラシメ」る。

⑥ 時間数は「現行規定ニ依リ体操科教授時数中ニ就キ適當ニ教練ノ時数ヲ按排シ又学校經濟ノ許ス範囲内ニ於テ毎年数日ノ野外教授ヲ行フコト」。

⑦ 「銃器器具其ノ他ノ教育資料ハ時ニ軍部ニ於テ之カ便宜ヲ与ヘル」。

⑧ 教練の「教授ハ青少年心身発達ノ状況ヲ顧慮シテ之ヲ行フ」。

⑨ 「之カ実施ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ相当ニ在營年限短縮ノ特典ヲ付与」する。

——などのことが政府においてすでに考えられ、実施の方針が固められていることが明らかにされていた。これらはいうまでもなく、文部省と陸軍省との間に合意が成り立ったことを示しているが、⑦や⑧などを見ると、合意に当たり両省が、軍事教育の直接的移入と見られないように配慮したことを、あらためてうかがい知ることができる。

## 2 諮詢第四号の趣旨

一月一三日に開かれた第五回總會（午前一〇時一〇分〜午後一時五分）で、岡田良平副總裁は議長席から、文部大臣としての資格において、諮詢第四号の趣旨説明を行った。

岡田はまず、

「国力ヲ増進シ国運ノ隆昌ヲ期セムトスルニハ、申スマデモナク国民ノ心身ヲ健全ニ発達セシメマシテ其資質ヲ向上セシムルヲ以テ最大要件ト致スノデゴザイマス、而シテ其目的ノ達成ハ主トシテ教育ノ効果ニ俟タナケレバナラスノデゴザイマス、故ヲ以チマシテ明治維新以来教育ノ制度ヲ定メマスルニ常ニ思ヒラ此ニ致シマシテ施設經營ヲ怠ル所ナカツタノデアリマス、而シテ明治十九年学校令ヲ改正スルト共ニ教育ノ実績ヲ進ムル切要ナル手段ト致シマシテ、特ニ学校ニ於テ兵式体操ヲ設ケルコトト致シマシタノデアリマス」

と、国民教育制度の目的と兵式体操導入の理由を明らかにしたあとで、今回の諮詢案がその兵式体操の理念をうけ継ぐものであることについて次のように述べた。

「当時一般ノ学校ニ於キマシテ教師モ亦生徒モ熱心ニ此兵式体操ノコトニ從事致シマシタノデ、国家的觀念ヲ涵養シテ、献身奉仕ノ精神ヲ振起シ、自守(主)自立ノ習慣ヲ馴致シテ、責任ヲ尽シ規律ヲ重シ協同ヲ尊ブノ氣風ヲ作興シ、身体ヲ強壯ニシ、士氣ヲ鼓舞シ、堅忍敢為ノ氣力ヲ旺盛ナラシメタ功ハ顯著ナルモノガアツタノデアリマス、然ルニ時勢ノ変遷ニ伴ヒ、社会ノ人心漸ク緊張ヲ欠キ、浮華輕佻ノ弊習ヲ生ズルニ及ンデ参リマシタノデ、学校ニ於ケル兵式体操モ当初ノ精神ヲ離レマシテ、往々形式ニ流レ其真髓ヲ失フノ嫌ヒガアツタノデアリマス、此ニ於テ大正六年十月臨時教育會議ニ於キマシテハ内閣總理大臣ニ(中略)建議ヲ致シタノデアリマス、齟ツテ世界ノ大勢ヲ察シマスルノニ、大戦以來諸國ニ於テハ国民訓練又ハ軍事予備教育ト称スルモノガ著シク發達致シマシテ、(中略)其効果ノ偉大ナルヲ認ムルト共ニ国民兵役ノ年限ヲ短縮セムトスルノ趨勢ヲ現シテ居ルノデアリマス、我國ニ於キマシテハ世界ノ列強ニ先ダツテ学校教育ニ兵式体操ヲ加ヘ国民訓練ノ実ヲ示シタルニ拘ラズ、近時却テ彼ニ一籌ヲ輸スルノ状態ニアルコトハ頗ル遺憾トスル所デアリマス、(中略)文部省ニ於キマシテハ学校ニ於ケル教練ニ対シテ今後一層意ヲ用フルノ方針ヲ定メマシテ、之ガ為ニハ現役ノ將校ヲシテ其指導ノ任ニ当ラシムルコトノ有効ナルヲ信ジマシテ、尚ホ之ト共ニ在營年限ニ関スル問題ヲ解決セムト欲シマシテ、(中略)一昨年陸軍省其他関係諸省トノ間ニ屢々交渉ヲ重ねテ之ガ実行方法等ニ就テ協議シテ居リマシタガ、偶々昨年ノ大震災ニ遭ヒマシテ、一時其協議ヲ中絶スルノ已ムヲ得ザルニ至ツタノデアリマス、然ルニ最近ニ及ビマシテ本件ニ関スル当局者ノ意見ガ合致イタシマシタ故ニ來年度カラ之ガ改正ヲナサントスルノデアリマス」

つまり、質実剛健の氣風を振起させ、国防思想を普及させる軍事予備教育において、日本の立ち遅れを解決するために現役將校による教練指導が考え出されたと同時に、それによって在營年限短縮を実現するためのものであることや、それがすでに文部省と陸軍省の間に合意を見ていることなどについて明らかにしている。続いて、

「学校に於テ教練ヲ課シマスル重ナ目的ハ、學生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シテ其資質ヲ向上セシムルニ在ルノデアリマス、而シテ

之ガ励行ニ依リマシテ国防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生ズルノハ論ヲ須タヌコトデアリマス、故ニ今次ノ改正ハ現役ノ将校ヲ学校ニ配当シマシテ、従来ノ課程タル体操中ノ教練ヲ一層確實ニ実施シ、且ツ之ニ依ツテ在営年限ノ短縮ニ資セムトスルノデアリマシテ、軍隊教育ヲ其儘学校ニ適要（用）セムトスルノ趣旨デハナイデアリマス」

と、配属将校による学校教練が学校の軍隊化をもたらずものでないことを強調するとともに、これまでの状態を大幅に変更するものでないと、次のように述べた。

「我国中等学校中ニハ既ニ生徒ノ教練ニ対シマシテ現役将校ニ之ガ検閲指導ヲ依嘱致シマシテ、其成績ノ頗ル見ルベキモノガアルノデアリマス、又中等以上ノ専門学校ニ於キマシテモ此例ガアルノデアリマス、此度ノ改正ハ現役ノ将校ヲ学校ニ配属セシメルヲ以テ主要ナル点ト致シマスケレドモ、之ヲ以テ在来勤務ノ体操教師若クハ教練ノ教官タリシ者ニ全然交代セシメントスルノ趣旨デハナイデアリマス」

問題とされる配属将校と学校長との関係についても、「配属将校ハ学校教育ニ関シテハ学校教員トシテ当該学校長ノ監督ノ下ニ立ツテ其指揮ニ基イテ業務ニ従事スベキハ勿論ノコトデアリマス」と述べた後に、これは全国民に普及する第一段階であることを次のように明らかにして説明を終つた。

「之ヲ欧米諸国ノ例ニ徴シマスルト、所謂国民訓練ハ学校ニ於ケル学生生徒に対シテノミ実施スルコトヲ以テ足レリト致シマセズ、広く全国民ニ及ボシマシテ、且ツ之ニ依ツテ一般ニ在営年限短縮ノ前提ト致スベキデアリマスルガ、我国現下ノ事情ニ於キマシテ一挙ニ之ヲ実施スルコトハ極メテ困難デゴザイマス、故ニ先ツ以テ之ヲ学校在学者ヨリ始メマシテ、当局ハ速ニ之ヲ全国民ニ普及セシメンコトヲ切望シテ已マザル次第デゴザイマス」<sup>28)</sup>

岡田の右の趣旨説明は、兵式教練の振作について建議した臨時教育会議の考え方と大きく変つてゐるわけではないので、多くをつけ加える必要はない。ただ臨時教育会議の場合とくらべて新しく登場した論点を指摘しておけば、現

役將校による教練の充実を官立・公立学校に義務づけたこと、これが在營期間の短縮という「恩典」につながることに、および将来これらの学校以外にも国民全般におよぼして行く計画があることであった。

### 3 諮詢第四号の審議過程

この岡田副總裁―文相の趣旨説明をうけて、阪谷芳郎（貴族院議員）、山川健次郎（枢密顧問官）、江木千之（枢密顧問官）、前文相、関直彦（衆議院議員）、沢柳政太郎（帝國教育会長）、田所美治（貴族院議員）の各委員が発言した。これらの委員はいずれもかつての臨時教育会議の兵式教練振作の建議に関与した人びとであった。諮詢第四号が臨時教育会議の右の建議とほとんど同趣旨のものであったところから、問題点を熟知しているこれら委員の発言となったのであるが、その故に論点は整理されており、また諮問案にたいする基本的な反討論は見られなかった。文政審議會の諮問第四号の審議状況についても、臨時教育会議の場合と同様に、やや詳しくその経過をたどってみることにする。

#### ① 文部当局の怠慢を責める意見（山川健次郎）

最初に意見を述べたのは、臨時教育会議における軍事教育の熱烈な主唱者であった山川健次郎であり、その発言は文部当局の怠慢を責めるものであった。すなわち、山川は、「此議案ノ精神ト云フモノハ既ニ大正六年ノ臨時教育會議ニ於テ全会一致デ以テ議決ノ精神」であるのに、「ソレヲ今日即チ大正十三年マデ殆ド滿七年ノ間一向何モノサラヌデ」「抛ツテ御置キニナツタ」うえで、実現の「一日モ早カラムコトヲ希望スル」と言うのは「余程矛盾ノヤウニ思フ」、<sup>(29)</sup>「即チ一言ニシテ言ヘバ文部当局ハ此事ニ就テ甚ダ怠慢デアツタ」と文部省を追及し、それにたいする説明を求めた。これにたいして松浦鎮次郎幹事長（文部次官）は、「多少年月ヲ経マシタノハ或ハ緩慢ト云フ御叱責ヲ受ケレバ已ムヲ得ヌコトデアリマスガ」、<sup>(30)</sup>「其後文部当局ト致シマシテモ之ヲ等閑ニ付シテ居ツタ訳デハナイノデアリマス、現ニ此直轄ノ高等学校等ニ対シマシテハ、成ベク現役將校ノ配置ヲ乞ウテ、兵式教練ノ振興ヲ図ルガ宜シイト云フヤウナ注意モ屢々致シタノデゴザイマシタ」と、努力をしたことを強調し、具体化の過程で大震災があり一時頓挫したのだと

答えた。<sup>(30)</sup>

② 文部省の陸軍省への従属を非難する発言（江木千之）

右の松浦幹事長の答弁をうけて、江木千之は、臨時教育会議の建議案提出者の一人として建議は「其後速ニ実施スヘキ」であると考えていたが、その後の軍縮の動きや軍人が軽んじられ嫌われる傾向が強まるのを見て「又ト云フ時期が到着スルデアラウト考ヘ」るようになった、「之ニ着手スルト云フコトハ余程慎重ニ考慮シナクチャナラヌ」と述べ、文部省を弁護するが如き発言（前文相としての自己弁護でもあろう）をしたあとで、「此度之ヲ提案セラレル迄ノ政府ノ取ラレタ所ノ順序ニ就テハ、甚ダ私ハ遺憾ニ堪ヘヌコトガ多イ」と、別の観点から批判的見解を述べた。別の観点とは「順序」であり、換言すれば政策の主導性についてであった。

「世間デハ何ト云ツテ居ラレルカ、ドノ新聞ヲ見マシテモ国民皆兵ノ上カラシテ此軍事教育ガ必要デアアル、ソレ故ニ之ヲヤラナクチャナラヌト云フヤウナ御話ガ彼方此彼（方）デ出テ居ル、」<sup>(31)</sup>「事実カラ見テモドウモ今度ハ軍部カラ文部ガ引摺ラレテ遂ニ之ヲ実施スルト云フ有様デハナイカト考ヘルノデアリマス、又今日天下ノ人ハ多クハサウ考ヘテ居ルノデ、ソレ故ニ此軍事ノ為ニ教育ガ犠牲ニナツテハ堪ラヌ、斯ウ云フノデ学校ニ従事スル職員ノ中ニモソレヲ心配スル者ガアリ、学生等ハ一般ニ振起ツテ之ニ反対シナクチャナラヌ、斯ウ云フ態度ヲ取ツテ、或ハ連合シテ当局ニ迫ル、或ハ演説会ヲ開カウトスルト、種々ノ手段ヲ以テ政府ハ之ヲ抑ヘテ居ラレルト云フ有様デアリマス」、<sup>(31)</sup>「之ヲ実施セラルルノハ吾々生徒トシテハ甚ダ迷惑デアルト云フヤウナ考ヲ持ツタナラバ、決シテ此精神ハ這入ラナイ」

江木はこのように、今回は文部省が陸軍省に引きずられている傾向が顕著であるが、これは学校教練の充実にとつてマイナスであることを強調し、

「私は是非実行ニナリタイト云フ精神ヲ持ツテ居ルノデアリマスルガ、モウ少シ此德育ノ為ニ必要デアルト云フコトデアルナラバ、其事例ヲ示シ、又文部カラ起ツテ斯ウ云フ事ヲスルノデアルト云フ事実ヲ示シテ其事ヲ能ク明カニシナケレバ、

此目的ヲ達スルコトハ出来ナイト考ヘルノデアリマス」

と、文部省に善処方を要請し、続いて臨時教育会議の建議の趣旨を再確認し、森文相当時は「文部省が陸軍省ヲ引摺ツタ」ことについて、現役軍人の学校招致、新式銃器貸与の要請、兵式教練教官の帯剣実施などの例を引き、臨時教育会議における自身の発言を繰り返したのち、六点におよぶ質問を行った<sup>(32)</sup>。これにたいして松浦幹事長は次のように答えた。

⑦ 「第一ニハ今回ノ兵式教練振作(中略)ニ就テハ、其動機ガ文部省ガ其必要ヲ認メタト云フヨリモ、寧ロ陸軍側ノ方ノ必要カラ之ニ迫ラレテ已ムヲ得ズニヤツタノデアルト云フヤウナ疑惑ヲ世間ノ或ル部分デ持ツテ居ル、(中略)斯ウ云フ風ナコトデアルト(中略)効果ヲ充分ニ挙ゲ得ルヤ否ヤ甚ダ心配デアル、サウ云フコトデアルナラバソレヲ明カニスル方法ヲ取ルベキデハナイカト云フ風ノ御趣旨ノ御尋ノヤウニ承知致シタノデアリマス」が、これに關しては「文部省ニ於テ必要ヲ認メテ陸軍ノ方ト熟議ヲ遂ゲマシテ此案ヲ立テタ訳デアリマシテ、決シテ陸軍側カラ迫ラレテ之ヲヤツタト云フ次第デハナイノデアリマス」、「是ハ自ラ事ノ真相ガ解ルニ連レマシテ、サウ云フ誤解ナドハ勿論ナクナルコトデアラウト考ヘテ居リマス次第デアリマス」

① 「ソレカラ此現役將校ヲ配置スルト云フコトハ、全ク学校デ教練ヲヤル為ニ特ニ將校ガ置カレルト云フコトデアツテ、軍隊ノ方ニハ余リ用ハナイガ、特ニ学校デ教育ヲスル為ニ現役將校ヲ置クノダト云フヤウナ感ヲ抱ク者ガアルガ、此關係ハドウデアルト云フヤウナ御尋モアリマシタ、今回ノ案ハ現役將校ヲ配置スルトデアリマスケレドモ、一人ノ將校ガ何時迄モ長ク学校ノ教練ニ当ルト云フ趣旨デハアリマセヌ」、「二年内外位ノ間ニ始終交代シテ学校ヘ參ルト云フコトニナツテ居リマス」、なお「斯ウ云フ点ハ畑軍務局長カラ便宜御説明ヲ願ツタ方ガ宜クハナイカト考ヘマス」

② 「ソレカラ銃器等ヲ陸軍カラ学校ヘ貸渡シ若クハ払下ル」場合、「新シイ——兵營デ使ツテ居ルヤウナ極ク新シイ銃器等ヲ貸スノデアルカ、若クハ非常ナ旧式ナ廢銃ノ如キ物ヲ貸スノデアルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ最モ新シイ銃器等ヲ融通スル、斯ウ云フ積リニナツテ居ルノデアリマス」

③ 「学校デ課シマスル兵式教練ト申シマスノハ、単ニ普通ノ兵ノヤルヤウナ仕事ヲヤラセルノデアルカ、又ハ多少指揮

ト云フヤウナ指揮法ナドモ学バセルノデアルカ、云フ御尋デアリマシタガ、是ハ單純ナ兵士ノヤル仕事ヲヤラセルト云フ趣旨デアナクシテ、隊ノ長トナリ指揮ヲスルト云フヤウナ技能ヲ授ケルト云フ趣旨デアリマス」

④ 「尚ホ今回ノ案ヲ実施スルニ就テハ、全国一斉ニヤルノデアルカ又ハ順次ニ之ヲ行フノデアルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ成タケ全国一斉ニ之ヲヤラセタイト考ヘルノデアリマス」、「中等学校ニ於キマシテハ前申上ゲマス通り今日ヤツテ居リマスル所ト遣方ニ就テハ大シタ変更デモナイノデ」是ハ一斉ニヤルト云フ積リデアリマス」

⑤ 「最後ニ兵式教練ノコトニ就キマシテ、独リ学校ノミナラズ全国ノ青年団ト云フヤウナ者ニ対シテモ此教練ヲ及ボス考デアルカドウカ(中略)ニ就キマシテハ充分考慮致シマシテ、何トカサウ云フ意味ニ於テ改善ヲ施シタイト考ヘテ居リマス次第デアリマス」<sup>33)</sup>

③ 文部が主か陸軍が主かの質問 (阪谷芳郎)

「陸軍ヲ主トシタノカ文部ヲ主トシタノカ」については、阪谷芳郎も次のように質問を行い、文部当局の意見を質した。

「本員ガ謹聴シテ居ル所デハ、陸軍ヲ主トシタノカ文部ヲ主トシタノカ、ドウモ当局者ノ頭ガ未ダ明瞭デナイヤウデアリマス、教育ガ主義デアツテ即チ教育ノ中ニハ智育、德育、体育トアル、其体育ノ一ツデアツテ、其陸軍ノ方ノ役ニ立ツノハ副産物デアル、斯ウ看做スノガ此立案ノ趣旨デアルカ、又サウデナクシテ陸軍ト云フモノガ主デアツテ、陸軍ノ方ガ成ベク此教育ヲ利用シヤウト云フ、即チ陸軍ガ主デ此案ヲ立テラレタモノカ」、「ドチラガ主カ、ドチラガ従カ、云フコトヲ明カニ御答ヲ願ツテ置キタイ」<sup>34)</sup>

阪谷がこのような質問を行った趣旨は、江木のごとく政策の主導権がどちらにあるかという発想とは違い、この理解について「国民間ニ誤ガアツテモナラヌ」し、「平和議定書」が採択されている今日「列強カラ此日本ノ此度ノ軍事教育ノコトヲ見テ誤解サレテハナラヌ」<sup>35)</sup>と考えるからにはほかならないという。だからして「主従」という表現にしても、阪谷は江木とは違い、「教育トシテ何モ之ガ為ニ犠牲ヲ払フニ及バナシ、教育即チ智育、德育、体育ノ本分ヲ陸軍

ノ為或ハ海軍ノ為ニ何モ犠牲ニスルコトハナイ、即チ教育ノ範圍ノモノヲヤル、斯ウ云フコトヲ主ト」<sup>(36)</sup> いたのである、と述べていた。

これにたいして岡田副総裁は、今回の案は「文部ノ側カラ陸軍ノ方ニ御相談ヲシテ其結果ガ成立シタノデアリマス」と従来の答えを繰り返したのち、「併シ是ハドチラデモ宜シイト思フ、要スルニ国家ノ為ニナリ、教育ノ為ニナリ、又軍事ノ為ニナルナラバ、ドチラガ申出テモ、ドチラガ余儀ナクサレテモ、其辺ニ区別ヲ立テル必要ハナイ、兎ニ角善イ事ガ行ハレレバ、(中略)サウ云フコトハ深く考究スルニ及バヌデアラウ」と一旦は答弁したが、「主従」<sup>(37)</sup> についての阪谷の重ねての質問に、岡田は「全ク御尋ネノ通りデアリマス、今回ノ此学校教育ノ上ニ兵式教練ノ改善ヲ図リマスルコトハ何等犠牲ヲ払フ所ハナイ、従前カラ既ニヤツテ居リマスルコトヲ一層改善シテ其効果ヲ完ウスルト云フダケノ目的デアリマス」と、教育が「主」であることを確認した。

④ 文部・陸軍両省間の交渉経過と文政審議会の役割についての質問(関直彦)

前掲②の江木発言を引き継いで発言した関直彦は、臨時教育会議の建議案提出者として、今回の政府の諮問を「衷心カラ喜ブ所デアリ」「大ニ賛成ヲ致シタイ」と前置きしながら、「併シ一ニ此実行ニ就テ文部当局及陸軍当局ニ御伺ヒシテ置キタイコトガアリマス」と、次のように質問した。

「先ツ第一ニ文部陸軍両当局ノ交渉ノ顛末ヲ御話ヲ願ヒタイ、ソレカラ既ニ其交渉ガ済ミマシテ予算ノ上ニ幾分カノ御決定ニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、其予算ノ額ハ如何程ニ相成リマシテ、其予算ノ配分ハドウ云フ風ニスルカト云フコトヲ一応承リタイ」

賛成論者関がこのような質問を行ったのは、事実を知りたいということよりはむしろ、文政審議会を事後承認機関としている政府の態度に不満を表明した面が強かった。それは右の質問に続いて、次のように述べているところを見ると明らかである。

「ソレカラ是ハ甚ダ取越苦勞デアリマスガ、既ニ文部軍部兩当局ノ間ニ決定サレ、閣議ニ於テ予算モ既ニ決定ヲサレ、最早実行ト云フコトニハ更ニ疑フ容レナイコトデアリマス、既ニ定ツタ後ニ於テ之ヲ本会ニ御諮問ニナリマシテ、万々ガ一之ガ本会ノ決議ノ上ニ於テ反對ト云フコトニデモナリマシタ場合ニハ、政府ハドウスル御積リデアリマスカ」、「私ノ将来ニ於テノ希望ハ、斯カル問題ハ（中略）政府ガ施設計画ヲスル前ニ、成ベク（中略）前ニ御諮問ニナツテ、大体ノ意嚮ハドウデアルカト云フコトヲ御參酌ニナツテノ上ニ政府ニ於テ決定ヲサレル方ガ順序デアリ便利デアリハシナイカ、既ニ決定ニナリマシタモノヲ御諮問ニナリマシテハドウスルコトモデキナイ」故ニ相成ルベクハ政策ヲ行ハレル前ニ於テ予メ御諮問アラシコトヲ希望トシテ附加ヘテ申上ゲルノデアリマス」

戦前末期の大諮問機関であつた教育審議会でもこのような問題が指摘されたことがあつたが、内閣総理大臣を總裁とし、文部大臣を副總裁とする戦前諮問機関の典型であつた文政審議会は、諮問機関としての相対的獨自性を政府にたいして發揮することは難しく、運営に關しても諮問機関の存在を無視するがごとき事例が見られたのはむしろ必然といつてよいほどであつた。

関は最後に、「ソレカラ一ツ陸軍ノ当局ニ向ツテ御伺ヒ致シタイ」といつて、現役將校の生徒にたいする対処のし方について質問した。

「恰モ兵營ニ於テ兵隊ヲ扱フ如キ態度ヲ以テ学校ニ臨マレマシテ、学校ノ生徒ヲ教育サレルト云フコトニナリマスルト云フト、或ハ私ハ全国諸学校カラシテ反抗ノ態度ヲ受ケハシナイカト思フノデアリマス、私共若イ時分学校ニ居リマスル時ニ現役將校デハアリマセナカツタケレドモ、陸軍ノ將校カラ致シマシテ、体操ノ教授ヲ受ケタコトガアリマスルガ、其人ニモ依リマセウガ、恰モ兵隊ヲ扱フ如キ態度ヲ以テ吾々ヲ扱ハレタノハ甚ダ不愉快ニ感じテ、今以テ追想シテ居ルノデアリマス」、「希クハ学校ニ臨ンデ兵式教練ヲサレル場合ニ於テハ成ベク学校ノ生徒ノ人格ヲ認メラレマシテ、余リニ何ト申シテ宜シイカ兵隊扱ヲシナイヤウニ、生徒ヲシテ悦ンデ面白ク感じツツ此訓練ヲ受ケルト云フヤウナ扱方ニシテ戴キ」たい、「此辺ニ就テ軍務当局ノ思召ハ如何デアルカ、又学校ニ派出スル所ノ現役將校ニ對シテ懇篤ナル訓示ヲ与へ、生徒ヲシテ悦ンデ

此教練ヲ受ケシムルコトノ出来ルヤウニ致シト思フノデアリマスガ、其辺ノコトモ併セテ承ツテ置キタイト思ヒマス」<sup>(40)</sup>

はじめの文部当局にたいする質問については、松浦幹事長が次のように答えた。

⑦ 文部省と陸軍省との協議はまず兵式教練の時間数についてであり、文部省側は「成ルベク規定ノ体操トカ武科等ニ充テマシタ此時間ノ範囲内デヤリ得ルナラバ甚ダ好都合デアル」との立場で「数回ニ涉ツテ」協議した結果、「幸ニ此規定ノ時間ヲ増サズシテ、規定ノ時間ノ範囲内ニ於テ適宜ニ之ヲ配置シテヤリ得ルト云フ成果ヲ得マシタ」。

また、④ 配属将校と学校長との関係についても「種々協議」したのであるが、結局「学校ニ来テ居リマスル間ハ学校ノ校長ノ指揮ノ下ニ教授ヲスル、詰リ学校ノ一職員ト云フ資格ニ於テ、校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ヲスルト云フコトニ協定シタ」。

⑧ 兵式教練の成績の決め方については、「学校ニ配置サレマシタ現役将校ノ極メタ成績ヲ本ニシテ」合格不合格を決定することとし、「兵式教練ダケニ就テ特別ノ成績ヲ極メルト云フ方法ハ採ラナイト云フコトノ協定ガ出来タ」。

⑨ 在営年限短縮については、「先ヅ中等学校ノ卒業者ハ従来在営年限ガ士官ニナリマス者ハ一年四箇月デアリマシタノガ、四箇月ヲ短縮シテ一年デ宜シイト云フコトニナリ」、「専門学校、高等学校等ニ就テ八十箇月デ予備将校ニナル」ことになった。

⑩ 陸軍当局にたいする質問に一言すれば、「之ガ最モ大切ナル事デアツテ、此点ニ就キマシテハ陸軍省ノ方デモ特ニ注意サレマシテ、人選等ニ就テモ余程精選サレル御方針ノヤウニ承ツテ居リマス、尚ホ又初メテ配置ヲ致シマス場合ニハ、予メ配置スベキ将校ヲ集メテ、之ニ対シテ充分ノ注意ナリ訓戒ナリヲ与ヘルト云フヤウナコト、又文部省ノ方カラモサウ云フ機会ガアリマスレバ之ニ充分ノ話ヲ致スト云フ風ニシマシテ、万遺憾ナキヲ期シタイ」<sup>(41)</sup>と考へてゐる、と答弁した。

諮問機関にたいする諮問の順序、諮問機関の役割についての質問と意見にたいしては、岡田副総裁が答弁に立ち、

「是ハ毎回起リマス困難ノ問題」であるが、「何レヲ先ニシ何レヲ後ニスルカト云フコトハ、是ハ一定ノ規定ニ依ル訳ニハドウモ参リ兼ルヤウデアリ」、「臨機応変ニ致スヨリ外致方ナイト考ヘマス、只今提案致シマシタ案件ハ、是ハ既ニ臨時教育會議ノ御建議モアリ」「大体其脈絡ハ繼續シテ居リマスカラ」「万々絶対否決ト云フヤウナコトハナイモノト確信致シテ、茲ニ既ニ予算等ノコトハ決定致シマシタ後ニ於テ諮問ヲ致スト云フコトニ取計ヒテ致シタノデアリマス」と述べて、了承を求めた。

陸軍当局を代表して臨時委員の畑英太郎（陸軍中将）は次のように答弁した。

⑦ 予算については、「一体ナラバ陸軍ノ編制内ノ現役将校ヲ各学校ニ配置スルコトヲ希望スルノデアリマスガ、再度ノ整理デ陸軍ノ将校人員ガ非常ニ減少シテ居リマス」うゑに、「来年師団減少ニナリマスレバ師団ノ編制内デハ到底学校ニ配属スル所ノ将校ノ余裕ガナイノデ」「ソレデ此将校ノ俸給トソレカラ赴任旅費其他事務費ヲ約七百三十人バカリ」「約二百万円、之ガ来年度ノ予算ニ要求シテゴザイマス」。

④ 現役将校の選抜については「御話ノ通りニ非常ニ御心配ガアルノデゴザイマシテ」「当局トシテモ一番考慮ヲ置イテ居ル次第ゴザイマス」。「身体ノ各部ヲ均整ニ発育セシメ、身体ヲ強健ナラシメ、動作ヲ機敏ナラシメ、快濶、剛毅、堅忍、持久ノ精神、紀律ヲ守リ協同ヲ尊ブノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」る体操は、「軍隊ノ教育、兵卒ノ教育トハ全ク目的ヲ異ニシテ居ル」ものであるから、人選に注意し「全軍ノ将校ノ中カラ最モ優秀ニシテ最モ適當ナル、成ベクナラバ陸軍大学出身ノ将校ヲモ多ク其処ヘ入レタイト思フノデアリマス」、また「母校ニ将校ヲ派遣スルト云フヤウニ致シマシテ、成ルベク地方ノ青年、地方ノ学生、地方ノ風習ヲ能ク知ツテ居ル将校ヲヤルヤウニ選抜致シマシテ、サウシテ選抜シタ上ハ毎年ソレヲ皆集メマシテ充分ニ訓示ヲ与ヘ、又注意モ与ヘ、又文部省カラモ其学校ノ御話ヲ承リ、充分ニ準備ヲシテ学校ノ方ヘ配布スル積リデアマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス」と答弁した。

⑤ 平和議定書のもとでの国防教育のありかたについての質問（阪谷芳郎）

関直彦発言をめぐる質疑応答が一段落したところで、阪谷芳郎が質問に立った。阪谷の質問は二点あり、一つは、

本審議會への諮問案は臨時教育會議の建議と同趣旨だといわれるが、臨時教育會議の時代と現在とでは國際情勢や思想が変化しているのをどう考えるかというものであり、他の一つは、文部が主か陸軍が主かの質問であつた。このうち後者については既にふれた(③を参照)ので、ここでは前者のみを抄出する。

「近来一体ノ思想界ノ考ガ段々變遷シテ、殊ニ此戰爭ト云フコトニ就テノ考ガ非常ニ變化シテ、既ニ『ゼネバ』ノ國際聯盟ノ會議デ平和議定書ト云フモノガ出来テ、ソレニハ帝國ノ全權モヤカマシイ議論ヲセラレテ、ソレガ全回(念)一致デ決定ニナツテ居ル」、「平和議定書ノ趣意カラ申シマス、戰爭ト云フモノガ從來ハ適法ナモノト國際法ノ上デナツテ居リマシタノガ、今後ハ不法ナモノト云フ」、「ソコデ國際議定書ニ背イタ者ガ起ラヌ外ハ戰爭ハナイコトニナル、併シ國防ト云フモノハ是ハドウモ國家ガ存在スル限りハナクナル氣遣ヒハナイ、ソコデ國防ト云フ思想モ亦變ルノデアルカラ、陸軍ノ國防ニ對スル根本觀念モ變ラナケレバナラズ、又文部側ノ國防ニ對スル根本觀念モ變ラナケレバナラヌト思フノデアリマス、サウシテ見ルト云フト、ココデ兵事教育ト云フモノヲ臨時教育會議ガ建議致シタ時ト今日トハ大分其処ニ事情モ變リ、思想モ變ツテ居ルノデアツテ、前ノ臨時教育會議ガ建議シタ時ト、結果ハ同ジデアツテモ根本ノ考ト云フモノノ上ニハ、既ニ吾々ノ頭ニ於テ變化シテ居ルト云フコトハ是ハ否認ハ出来ナイト思フ」、「サウナツテ來ルト此際政府ノ御考ヲ御尋シテ置キタイト思ヒマスルノハ、今平和議定書ト云フモノハ現内閣ニ於テハ之ヲ(ガ)御批准ヲ奏請セラルルモノト吾々ハ考ヘテ此案ヲ議シテ宜イノデアラウカ」<sup>44)</sup>

國際情勢において平和志向が強まり、戰爭の國際法上の性格に転換が見られるなかで、國防に寄与する教育はいかにあるべきかという阪谷の質問は、彼自身の思想は別として重要な論点を提示したものと見える。これにたいして岡田副総裁は、今回の計画は「戰爭ヲ奨励スルトカ、或ハ軍國主義ヲ盛ニスルトカ云フ如キ」ものではない、と次のように答弁し、論議はそれで終つた。

「此平和議定書ナルモノガ我國ニ於テ御批准ニナルカナリマセヌカ、是ハ只今茲ニ申述ベルコトハ出来マセヌガ、仮令御批准ニナリマシテモナリマセヌデモ、昔カラ兵ハ凶器ナリ、戰爭ト云フモノヲ大變結構ナモノデアアル、善イモノデアルトシテ

居ツタコトハ私ハナイデアラウト思フ、「我が国トシテハサウ云フコト（侵略主義ヲ取ツタ）ことハ歴史上ナカッタト思フノデアリマス、少クトモ維新以来又最近ニ至リマスルマデ政府ノ取リマシタ方針ハ決シテサウデハナカッタ」、「斯様ナ趣旨デゴザイマスカラ政府ト致シマシテハ今回ノ計画ニ於キマシテモ、決シテ此戦争ヲ奨励スルトカ、或ハ軍国主義ヲ盛ニスルトカ云フガ如キ意味ハ更ニ申シテ居ラヌノデアリマス」<sup>45</sup>

⑥ 配属将校の資格と学校長との関係（沢柳政太郎）

沢柳政太郎は、「未ダ一向御尋ネナイ二三ノ点ニ就テ御尋ネヲ致シタイ」と、配属将校の資格や学校長との関係などに就いて質問した。

「先刻文部大臣ノ御説明ノ中ニ各学校ニ配属セシムル所ノ現役将校ハ、学校ノ職員トシテ学校長ノ指揮監督ノ下ニ在ルト云フ御話デアツタノデアリマス」が、⑦「学校ノ職員即チ教員ト云フ者ハ今日教員タルノ資格ヲ有スルト云フコトガ原則デアツテ、何レノ学科ヲ教フルニ致シテモ其学科ヲ教授スルニ堪能ナル資格ヲ法令ノ上デ認メテ居ルノデアリマス、已ムヲ得ズシテ無資格ノ教員ヲ用フルト云フ事実モアルニハ相違ナイノデアリマスガ、先刻軍務当局ノ御話ノ（中略）最モ優秀ナル将校ヲ選ンデ（中略）配属セシメタイト云フヤウナ御希望デアルト云フコトデアリマスガ、之ガ学校ノ職員トシテ考ヘマスト、甚ダ御氣ノ毒ナル無資格ノ教員デアルト云フ、身分ト申シマスカ位置ヲ得ルコトニナルノデアリマスガ、文部省ハ此現役将校ニ対シテ特別ノ法令ヲ設ケテ無試験檢定ノ制デモ御立テナツツテ、サウシテ生徒ニ体操科ヲ教授スル資格ヲ御与ヘニナル積リデアアルカドウカ、矢張無資格ノ教員トシテ——囑託教員トシテ御雇ニナルノデアリマスガ、ドウカト云フコトヲ御尋致シタイト思フノデアリマス」

④ 次に学校の職員ならばその職務や進退任免については「学校長ノ意見ヲ上司ニ具申スルト云フコトハ是ハ当然ノ事デアラウト思フノデアリマスガ」、配属将校の進退等については「既ニ両省デ御協定ニナツテ居ルコトト思ヒマスガ、此点ヲ伺ツテ見タイノデアリマス」

⑦ さらに、学校の「職員ト現役将校タル職員トノ席次待遇ト云フヤウナコトハ、小サイ事ノヤウデアリマスケレドモ、是ハ余程前以テ考ヘテ置カナケレバナラヌコトデアアラウト思ヒマス」、「恐ラク学校ニアル場合ニ於テハ、中等学校等ニ於テ

ハ校長以上ノ官等ノ人ガアリ、少クトモ首席ノ教頭或ハ主任デアルト云フヤウナ者ヨリハ上席ノ位置ニ着クト云フコトニナラウト思ヒマスガ、「十数科目アル中ノ体操科ノ一部分デアル」「教練ヲ担任スル所ノ教員ガ上席ヲ占メルト云フヤウナコトハ如何デアアルカト思フノデアリマス、其辺ノ取扱ハ如何デアリマスカ」

⑤ 「次ニハ是ハ何方ニ御伺シテ宜シイノデアルカ」分らないが、「配属將校制の實施にあたって「勿怪ノ幸ニ軍縮」があり「四箇師団減少ト云フコトノ為ニココニ千人内外ノ現役將校ヲ其方ニ充テルコトニナツタノデアリマスガ、若シ之ヲ教育上ニ於テ必要ナリト永遠ニ認ムルコトニナリマシタナラバ」、「陸軍ニ於ケル士官ノ養成ハ永久ニ軍隊ノ要スル以外ニ千人内外ノ者ヲ養成スル計畫ヲ立テナケレバナラヌト思フノデアリマス、政府ハ其点ニ就テドウ云フヤウナ御決心ヲ持つテ御出ニナルカ、ソレヲ承リタイノデアリマス」

⑥ 最後の質問は、「物ニハ釣合ト云フモノモアリマス、此為ニ二百万円ト云フモノヲ特ニ是ダケニ増加スルト云フコトハ、権衡ヲ得タモノデアルト御考ニナリマスカ」、「若シ兵式教練ノ目的ヲ達スルコトガ二百万円ヲ要スルト云フコトデアリマシタナラバ、今日他ノ一部デアル所ノ体操モ決シテ其目的ヲ達シテ居ラヌノデアリマシテ」「体操科ノ為ニモ少クトモ其位ノ金ヲ投ジテ、サウシテ優良ナル体操科教員ヲ養成シナケレバナラヌト云フコトニナラウト思フノデアリマス、他ノ修身、國語、歴史、地理、理化、数学、何レノ学科ニ於テモ決シテ今日満足ノ結果ヲ生ジテ居ル訳デハナイノデアリマス、之ニ對シテ矢張文部當局ハ斯ノ如キ学科ニ就テ必要ナル經費ヲ投ジテ、其改善ヲ図ルト云フ御決心ガアルノデアルカ、尚ホ具体的ニ申シテ見マスト仮リニ大尉ノ受ケル所ノ俸給ト云フモノハ千七百八十円ヨリシテ確カ一級俸ニナリマスレバ二千円以上ニナルノデアリマス、今日(中略)中等学校等ニ於テ千八百円二千円ノ俸給ヲ受ケル者ハ、是ハ校長ノ次即チ教頭デアアルノデアリマス、サウ云フ關係カラ考ヘマシテ、大變ニ不釣合デアルト云フヤウナ感じヲ一般ノ教育ニ与ヘルコトハナイデアラウカ」<sup>(46)</sup>

これにたいする松浦幹事長の答弁は次のごとくであつた。

⑦ については「今日ニ於キマシテモ將校ハ兵式教練ヲ授ケル教員トシテ所謂無試験檢定ナルモノデアリマスケレドモ、今回ノハ組織的ニ斯ウ云フ制度ヲ設ケルノデアリマスガ故ニ、特ニ各人別ニ無試験檢定ト云フヤウナ方法デ資格

ヲ与ヘルト云フコトハシマセヌデモ、是ハ特別ノ規定ヲ以テ兵式教練ヲサセル、現役将校ハ有資格ト見ルト云フ規定ヲ設ケルト云フコトニシタイト考ヘテ居ルノデアリマス」と答えた。

①については、「若シ万々一サウ云フ適當デナイト云フコトヲ感ジマスル場合ガ起リマシタナラバ、ソレ等ノ学校長カラサウ云フ意見ヲ申シ立テルト云フコトハ、無論是ハ認ムル積リデアリマス」と原則論を述べた。

②については、「是ハ成程御話ノ通り随分『デリケート』ナ問題デアリマシテ、殊ニ地方等ニ於テハ随分此問題ガ面倒ヲ惹起スト云フコトモ從來アルコトデアリマス、併ナガラ斯ウ云フコトヲ確定不同ナ総テノ場合ニ通ジテ決メテ置クト云フコトハ、却テ如何ノモノデアリマセウカ、是ハ其学校ノ事情亦其場合ニ依ツテ自ラ此慣例ト申シマスカ、自然ニ決マリノ着クモノデハナイカ」と結論を避けた。官公吏や軍人、教員などにとつて官等席次は権威の具体化であり、軽々に特例を定式化できなかつたためである。

③について松浦は、「ソレガ宜イト認ムレバ将来長クヤル積リデアル」と答えたに過ぎなかつたが、岡田文相<sup>11</sup>副総裁は「唯一時陸軍ニ於テ閑ナ将校ガ出来タカラ手伝ニ学校ノ方ヘ出スト云フコトデハナク、斯様ナ計画ハ永久ニ制度トシテ之ヲ実行スル積リデアリマス、即チ陸軍ニ於キマシテハ之ニ要スル所ノ将校ハ年々之ヲ養成シテ参ル訳ニナルノデアリマス、是ハ単ニ希望ト申スノデハナイ、サウ云フ計画ニナツテ居ルノデアリマス」と確言した。

④の政策的問題については、同じく岡田副総裁が文相として答弁にあたり、「成程此金額ダケ御覽ニナリマス、如何ニモ過大ニ見エマス」が、「是ダケノ支出ヲ為シ得ルト云フノハ、之ヲ為スガ為ニ、是以上ノ費用ヲ減ズルカラデアリマス」と述べ、一年現役兵の在營年限を五カ月に短縮し、從來一年のうえにさらに付加されていた四カ月の勤務演習もなくなるにより経費節約がなされる結果、節減額は二百万円を遙かに超えることを強調した。教練担任の「教員ノミガ待遇ガ好クテ、他ノ者ニ対シテ釣合ヲ失シテ其間ニ或ハ不平ノ声ガ起リハセヌカ」という問題については「是ハ出来得ベキダケ注意ヲ致シマシテ、高級ノ将校ハ高級ノ学校ニ配置シ、低級ノ将校ハ低級ノ学校ニ配置スルト云フコトニ致シテ其間ニ均衡ヲ失スルコトノナイヤウニ取計フ積リデアリマス」と答えていた。<sup>12</sup>

⑦ 実施上の諸問題について（田所美治）

最後の質問者の田所美治は、元文部次官らしく制度実施上の細かい、具体的な点を選び、次のような質問を行った。

① 最近設置された「体育研究所ハ是等ノ問題ニ対シテ研究シ施設ヲスル、斯ウ云フ準備ヲスル所デアラウト思フノデアリマスガ、本案ハ体育研究所ニ於テ既ニ研究ヲ致シマシタモノデアリマセウカ、若シ又未ダデアアルナラバ、本会議決ノ後ニ其審査ニ付シ」「御攻究ニナル御考デアリマセウカ」

② 「大正二年ニ学校ノ体操教授要目ト云フ（中略）中々精細ナルモノガ、数十頁ニ涉リマシテ出テ居ルノデアリマス」が、「是ハ勿論今度相当御改正アル筈デアラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ニ心得テ宜シウゴザイマスカ」

③ 「先程文部次官ノ御説明デハ体操教練改良ノ為ニ、体操ノ時間ニ何等変化ヲ及ボサヌト云フコトデアリマシタガ、記憶デハ中学校等ニ於キマシテ僅ニ三時間シカ体操ニ与ヘテナイヤウニ心得ルノデアリマス」けれども、「或ハ一時間トカニ時間トカ云フモノヲ御殖シニナル必要ハナイモノデアリマスカ」

④ 「中学校アタリニ於キマシテハ此施設ハサウ困難デハナイカトモ思ハレマスガ、高等学校専門学校等ニ就キマシテハ中々今日ノ思想ノ変化、又数年来ノ兵式教練ノ弛緩シテ居リマスル為ニ、之ヲ実施シテ実効ヲ挙ゲル上ニ於テ余程困難デアラウカト考ヘルノデアリマス」「此辺ニ就キマシテ充分ノ御準備ガアラウト存ジマスガ」「一応伺ツテ置キマス」

⑤ 沢柳質問にたいし配属將校制は永久に実施するとの文相答弁があつたが、「現役將校デアリマスカラ、私素人デ間違フカ存ジマセヌガ、戦時事變ノ際等ニ於テ、直ニ学校カラ引上ゲラレルト云フコトニナルダラウト考ヘマス」「其場合ニハ予備後備ノ將校ヲ以テ補充セシムルト云フヤウナコトニモ御取扱ニナルノデアリマスカ、或ハ戦時中ハ教練ハ中止ト云フヤウナ御考ヘデアリマスカ、其辺モ伺ヒタウゴザイマス」

松浦幹事長の答弁は次のようであつた。⑦については、「色々実施上ニ就キマシテモ此研究所デ研究致スト云フコトニ無論ナルダラウト思ヒマス」、①についても、「是等ハ何レ又陸軍ノ方トモ協定致シテ相当ノ改正ヲ致シタイト考ヘマス」と質問者の趣旨を肯定した答えをした。

㉞については、「例へば中学校ノ如キハ体操ノ時間ハ三時間」となっているが、「ソレハ三時間ノ中デハヤリ得ナイノデアリマス、尤モ中学校ノ方ハ体操ノ為ニ三時間以内ヲ増シ得ル（中略）ト云フコトニナツテ居ル、其増シタ時間ヲ勘定ニ入レマスレバ、其範囲内ニ於テハ出来ルト思フ（中略）ト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス」と、實際上増加がありうる旨の答弁を行い、㉞については、「現役将校ヲ配置シテ真ニ清新ノ氣ヲ以テ之ヲ行ヒマスト云フコトニナリマスレバ、高等学校ニ於テ之ヲ実行スルコト必ズシモ困難デハナイト考ヘルノデアリマス」と強気の答弁を行った。しかし㉞については、「有事ノ際ニ於キマシテハ予備役デアリマシテモ皆引出サレルノデアリマシテ是ハ已ムヲ得ヌコトデアリマス、併ナガラ（中略）動員計画ノコトハ運用ノ上ニ於キマシテ、必要ナ学科ヲ教授シテ居ルト云フヤウナ者デアレバ、或場合ニ於テハ幾分カソレヲ残サレルト云フヤウナコトガアリ得ルト思ヒマス」けれども、「兎ニ角有事ノ際ニ於テ之ガ出征ヲスルト云フコトハ已ムヲ得ヌコトデアリマシテ」、「サウ云フ場合ハ已ムヲ得ヌコト考ヘマス」と、答弁は冴えなかつた。

#### ⑧ 特別委員への付託

以上の質疑応答があつたのち、議長（加藤総裁）は昼食休憩を提案したのにたいし、阪谷は「大分質問モ尽キタヤウデアリマス」から、「質問ノアル御方ハ此次ノ總會デナサルコト」「ヲ議長ニ於テ御認ニナツテ、本案ハ委員ニ御付託ニナツテ、今日ハ是デ閉会ニナルコトヲ希望致シマス」と、特別委員付託の動議を提出した。かつての臨時教育会議では、建議案の委員付託に最後まで反対していた阪谷が、今回率先して委員付託の動議を提出したのは、きわめて対照的なことであつた。

阪谷提案は賛成を得て受け入れられ、議長により九人の特別委員が指名されたのち、散会になつた。特別委員は、福原隼二郎（貴族院議員・前文部次官）、沢柳政太郎（帝国教育会長）、佐野善作（東京商科大学長）、八代六郎（海軍大將）、江木千之（枢密顧問官）、平沼騏一郎（枢密顧問官）、山梨半造（陸軍大將）、大島健一（陸軍大將）、川田正徴（公立中学校長）の各委員であつた。

### 三 文政審議会における配属将校制度に関する答申の採択（第七回總會）

翌一九二五（大正一四）年一月一〇日第七回總會が開かれた（午後一時四〇分〜四時四五分）。この第七回總會には、特別委員会の審議経過と結果が報告され、それについて林毅陸（慶応義塾大学長）、山川健次郎（前出）、大津淳一郎（衆議院議員）、高田早苗（早稲田大学長）、滝沢菊太郎（師範学校長）、関直彦（前出）、木場貞長（貴族院議員）、井上哲次郎（帝國学士院会員）、大島健一（陸軍大将）、鎌田栄吉（貴族院議員）、阪谷芳郎（前出）の各委員が質疑または意見の表明を行った。その大要は以下のごとくである。

#### 1 特別委員会の報告と答申案

特別委員会の審議経過および結果の報告は、特別委員長江木千之から行われた。江木は、第五回總會の直後自分が委員長に互選されたこと、特別委員会は昨年二月一七日、二二日、二五日および本年一月六日の計四回開いたこと、会議には文部大臣ほか文部・陸軍当局者の出席を求めたことを明らかにしたのち、左のような「委員当局者間ニ於ケル質問応答ノ大略」と「各委員ヨリ（の）種々ノ希望」を整理して述べた。

「（前略）委員当局者間ニ於ケル質問応答ノ大略ヲ次ニ申シ述べマス

問 教練ノ目的ハ種々アルケレドモ其ノ主トスル所ハ徳育ニ在ル、即チ規律、協同、服従、忍耐、敢為等ノ気性ヲ涵養シ我が建國ノ精神ニ副フベキ資質ヲ陶冶スルコトヲ主眼トシナケレバナラス、而シテ此目的ヲ達セントスルニハ学校全体ノ教育ヲシテ之ト同一ノ歩調ヲ取ラシムル必要ガアルガ之ニ関スル特別ノ施設ガアルカ

答 本案実施ノ際ニハ教練ノ教授要目ヲ詳細ニ制定シ又配属将校及学校長ニハ充分ニ其精神ヲ訓示スル積リデアル、曩ニ本会ニ於テ決議セラレタ師範教育改善ノ計画中、修身歴史ノ教授時数ヲ増加シタノモ同一ノ精神カラ出テ居ルノデアル、尚

ホ及ブ限り手段ヲ講ジテ遺漏ナキコトヲ期スル考デアル

問 今日ハ臨時教育會議ノ當時ニ比ベテ思想界ノ變化ハ事実トシテ認メラレルケレドモ、教練ヲ振作シテ質実剛健ノ氣風ヲ養フコトノ必要ニ至ツテハ何等異ナル所ハナイ、然ルニ世間ニハ今回ノ施設ヲ以テ特ニ軍事ノ教育ヲ奨励セムトスルカノ如ク誤解スル者ガ少クナイ、此点ニ関シ当局ハ如何ナル手段ヲ採ラントスルノデアルカ

答 本案ニ就イテハ文部陸軍兩者間ニ種々協議ヲ要スベキ事項ガアツタカラ、今日迄当局者ノ考ヲ周知セシムルコトガ出来ナカツタ為ニ、揣摩臆測シテ誤解ヲ生ゼシムルニ至ツタノハ頗ル遺憾トスル所デアアル、併ナガラ愈々実施ノ曉ニハ之ヲ公示シテ趣旨ノ徹底ヲ図ル積リデアル

問 諸學校ニ配属セシムベキ將校ニ対シ其ノ養成ノ計画ガ出来テ居ルカ

答 現ニ士官學校ニ於テ養成シツツアル者ヲ順次ニ學校ニ配属セシムル計画デアアル

問 將校ハ一朝ニシテ養成スルコトハ出来ナイカラ、本案ニ依ツテ諸學校ニ配属セシメムトスル將校ハ国防上之ヲ存置スル必要ガアラウト思ハレル、果シテ然ラバ他日現役將校ヲ學校ニ配属セシムル制度ヲ廃止スル場合ガアツテモ、尚現役トシテ此千何百名ノ將校ヲ存置スル方針デアアルカ

答 本案ノ施設ハ内閣ノ更迭等ニヨツテ容易ニ變更シ得ルモノデナイト信ズル、軍備ハ成ルベク縮小スル方ガ宜シイケレドモ、有事ノ場合ノ為ニ相当數ノ將校ヲ存置スル必要ガアル、故ニ仮令本案ノ制度ニ變化ヲ生ズルコトガアツテモ配属將校ハ尚ホ現役トシテ存置スル考デアアル、是ハ特ニ陸軍大臣ノ確答ヲ得タノデアリマス

問 現役將校ハ聯隊付トシテ學校ノ教育ニ従事セシムルトシタナラバ其將校ハ一面ニ於テ學校長ノ指揮ヲ受クルト同時ニ、他ノ一面ニ於テ聯隊長ノ監督ニ服スルコトニナルノデアアルカ、尚ホ教練ノ狀況及配属將校ノ勤務狀態ヲ觀察スル為ニ陸軍大臣ハ特別ノ將校ヲ學校ニ派遣スルコトガアルカ

答 配属將校ノ身分ハ現役デアアルカラ聯隊付トスルノデ、間接ニ聯隊長ノ監督ヲ受クルコトニナルガ其ノ業務ニ対シテハ当然學校長ノ指揮ヲ受ケル訳デアアル、其ノ關係ハ恰モ航空研究所員タル現役將校トヨク似テ居ル、要スルニ身分上ハ陸軍側ノ監督ヲ受ケルケレドモ、其ノ業務ニ就テハ文部側ノ監督ヲ受ケルノデアアル、尚ホ陸軍大臣ハ一年一回特別視察將校ヲ學校ニ派遣スル予定デアル

問 陸軍側ヨリ特別ノ視察將校ヲ派遣スルノハ教育干涉ノ譏ヲ受ケル虞ガアル、若シ視察ノ必要ガアルナラバ寧ロ將校ヲ

文部省督学官ニ任命スルカ、或ハ御用掛トスルカシテ文部系統トシテ視察セシメテハ如何カ

答 教練ノ監督ハ官制上文部大臣ニ属スルカラ、此方面ノ監督機關ハ文部省ノ機關デナケレバナラヌ、陸軍將校ヲ文部省督学官等トスルコトノ趣旨ハ御尤ノ次第デアルガ、行政整理ヲ必要トスル今日ノ場合ニハ、其ノ実現ハ困難ト思フ、又陸軍ノ視察官ハ自ら別種ノ機關デ、配属將校ノ身分ヲ監督シ且生徒教練ノ実績ニ照シテ認定学校ノ状況ヲ視察スルモノデアル、從來徴兵令上ノ学校ノ認定ハ文部陸軍兩者ニ於テ協議決定シツツアルノデアル

問 本案ノ実施ニ関シ海軍將校ハ学校ニ配属セシメナイノデアルカ

答 海軍当局ノ意見モ学校ニ配属セシムル者ニハ原則トシテ陸軍將校デ可イトシテ居ル、但シ便宜ニ依リ海軍將校ヲ之ニ充テテ可イ場合モアル、尚ホ神戸高等商船学校等ニ於テハ現役海軍將校ニ依ツテ教練ヲ行ツテ居ルガ、地方ノ商船学校デハ未ダ此事ヲ実施シテ居ラヌ、何レ本案ガ決定シタナラバ、海軍省ト交渉スル筈デ、目下兩者ニ於テ考究中デアル

問 本案ヲ実施スベキ学校ノ教練ノ程度ハ、中隊教練以下デアラウト考ヘル、果シテ然ラバ現役將校ヨリモ現役下士ヲ配属セシメタ方が適當デハナイカ

答 下士ヲ配属セシムルニハ大ナル費用ヲ要スル、尚ホ教練ノ精神ヲ理解スル程度ニ於テ將校ハ下士ヨリモ優ツテ居ル、故ニ佐官尉官中ノ優秀ナル教育ニ堪能ナル者ヲ配属セシムル方針デアル、併ナガラ野外演習等ノ際下士ヲ要スル場合ニハ、都合ノ出来ルダケ之ヲ派遣シテ將校ヲ補助セシムルヤウ取計ラハウト思フ

問 本案ノ実施ハ現行規定ノ時間内デ出来ルト云フノデアルガ、例ヘバ学校ニ就テ云ヘバ、体操ノ毎週教授時數ハ、学科課程表デハ三時間、其外ニ擊劍柔術等ノ為ニ三時間以内ヲ増加シ得ルト云フ規定ニナツテ居ル、現行規定ノ時間内トハ如何ナル意義カ

答 現行規定ニ於テ許サレタル時間ノ義デアル、三時間以内増加シ得ルノハ武道ノ為ノミデハナク体操科全部ノ為デアル、依ツテ中学校デハ此許サレタル總時數ノ範圍内ニ於テ適當ニ実施スル考デアル

問 普通各学科目ニハ主任ノ教員ヲ置クコトニナツテ居ルガ、体操科ニハ種々ノ分科モアルカラ、尚ホ一層其必要ガアラウ、本案実施ノ場合ハ現役將校ヲシテ体操科全体ノ主任タラシムル考デアルカ

答 学科目ノ主任ハ学校長ニ於テ当該科目ヲ担当スル教員中ニ就キ、適當ト認ムル者ヲ以テ之ニ充テルノガ普通デアル、体操科ニ就イテハ官等ノ關係等カラ現役將校ノ主任トナル場合ノアルコトヲ想像シテ居ルケレドモ、必シモ現役將校ヲシテ

主任タラシメントスル精神デハナイ、或ハ高等師範学校出身者ヲ以テ之ニ充ツル場合モアルデアラウ、又或ハ予、後備将校ノ優秀者ヲ以テ之ニ充ツル場合モアラウト思フ

問 配属将校ハ之ヲ有資格教員トシテ取扱ヒ教諭等ノ名称ヲ付スルコトニナルノデアルカ

答 配属将校ハ教員トシテ取扱フ予定デアルケレドモ、資格及名称ニ就イテハ協議ガ未ダ決定シテ居ラヌ

問 体操教員中ニハ高等師範学校体操科出身者モ少クナイガ、ソレト軍人系統タル配属将校トハ果シテ能ク融和シ得ルデアラウカ

答 他ノ体操教員トノ関係ニ就イテハ現ニ現役将校ヲ招聘シテ居ル学校ノ實際ニ徴シ、豪モ懸念スベキモノガナイヤウニ思ハレル、本案実施ノ際ニハ配属将校ヲ召集シテ充分ニ其心得ヲ訓示シ、又学校長ニ対シテモ深ク注意スル積リデアル  
問 配属将校ハ普通教員ト同様ニ学校ニ於ケル庶務、例ヘバ宿直、掃除監督等ノ如キニ当ラシムベキデアルカ、或ハ寧ろ客分トシテ普通ノ教員ト区別スベキデアルカ

答 配属将校ト学校ニ於ケル庶務トノ関係ハ、学校長ニ於テ適當ニ処置セシメテ宜シイト思フ

問 現ニ学校ノ教育ニ従事スル予、後備将校ハ、本案実施ノ後モ罷免セシメナイトシタナラバ、他ノ学科目ノ教員数トノ均衡ヲ失スル虞ハナイカ

答 予後備将校ハ成ベク其儘ニシテ置クノデアル、要スルニ教練ノ成績ヲ一層良好ナラシメンガ為ニ教授力ヲ減ゼシメザル方針デアル

問 現役将校ハ成ベク其ノ母校タル中等学校ニ配属セシムル方針デアルカ、果シテ然ラバ中学校出身者タル現役将校ハ学校ニ配属セラルルコトニナツテ、幼年学校出身者タル現役将校ハ之ニ比シテ不利益トナルコトハナイカ

答 現役将校ヲ其ノ母校ニ配属セシムルコトハ未ダ決定シテ居ラヌ、尚考究中デアル、次ニ幼年学校出身者モ中学校第二学年修了者デアルカラ、其中学校ヲ母校ト見ラレ得ルノデアル、大体将校中ノ優秀者ヲ学校ニ配属セシムル方針ヲ執リ、其出身ニ対シテ不公平ノ事ガナイヤウニ力メル

問 在營年限短縮ノ特典ハ学校ノ種類ニ従ヒ、個々ノ学校ニ付与スルノデアルカ、又ハ認定ニ依リ個々ノ卒業生ニ与ヘルノデアルカ

答 在營年限短縮ノ特典ハ個々ノ学校ニ付与スル考デアル、併シ学校ヲ卒業シテモ教練ノ成績不良ナル者ニハ特典ヲ与ヘ

ナイコトガアル

問 若シ学校ノ種類ニ依リ在當年限ニ長短ヲ置クトシタナラバ、師範学校卒業者ハ国民教育ノ義務ヲ負フ者デアルカラ、之ハ取除ケトシテ宜イガ、其他二就イテハ兵役義務ノ平等ヲ期スル上ニ不合理デハナイカ

答 兵役義務ハ絶対ニ同一デアルコトハ出来ヌ、現ニ兵種ニ依ツテ義務ニ違ヒガアル、凡ソ兵役義務ハ事情ノ許ス限り短縮スル必要ガアル、ソレ故ニ政府ハ一般ノ兵役義務ヲ或程度迄短縮セントスル希望ヲ有シテ居ル、而シテ本案ハ其ノ一端トシテ計画シタモノデアアル、学校卒業者ノ在當年限短縮ハ畢竟教練ヲ行ツタ結果デアアル、又之ニ依ツテ国費ヲモ減ズルコトガ出来ル

問 現行ノ一年志願兵制度ハ本案実施ノ為ニ変更セラレルノデアルカ

答 一年志願兵制度ハ将来廃止セラレルコトニナルガ、徴兵令改正ニ至ル迄ハ本案ニ依ル在當年限短縮ノ精神ハ、婦休制ニ依ツテ実施スル考デアアル、尚ホ師範学校卒業者ニハ大正十四年四月ヨリ、其ノ他ノ学校卒業者ニハ大正一五年四月ヨリ実施セムトスル予定デアアル

問 本案ヲ実施スベキ学校数及之ニ要スル経費ハ何程カ

答 其学校数ハ約千二百校デアアル、配属将校千二百人ノ俸給旅費等ノ為ニ陸軍省ハ二百万円ヲ計上シタ、文部省ニ於テモ野営等ニ要スル経費ヲ見積ツタガ、不幸ニシテ予算ガ通過シナカッタカラ、差当リハ現今実施シツツアル範囲内デ之ヲ行ハシメル外ハナイ、但シ将来ハ予算ヲ取ツテ実施ノ完全ヲ期スル見込デアアル

右ノ質疑応答ノ後討論ニ入りマシタガ、満場一致諮問第四号案ヲ別紙ノ趣旨ニ依リ実施スルコトヲ賛成スルト共ニ、各委員ヨリ種々ノ希望ヲ陳述セラレマシタ、次ニ之ヲ列挙シマス

一、本案ノ趣旨精神ヲ明カニシ且ツ其ノ名称ハ文部陸軍両省共ニ教練ト呼ブヤウニセラレタイ

一、配属将校ノ人選ニ付キ充分注意セラレタイ

一、体操科ノ主任ハ予メ一定スルコトナク学校長ノ人選ニ一任シ、其適當ト認ムル者ヲ以テ之ニ充テラレタイ

一、体操科ノ教練・遊戯・武道ハ孤立シテ行フベキモノデナイカラ、配属将校ヲシテ之ヲ統一シテ監督スル主任ノ地位ニ置カレタイ

一、配属将校ハ一般ノ教員ト同様授業ノ外庶務ニモ当ラシムルカ、若シクハ一般ノ教員ト分ケテ客分タルノ地位ニ置カシム

ルヤウセラレタイ

一、配属将校ヲ教員トシテ取扱ツテ宜シイガ、宿直雜役等ニ当ラシメズ、品位ヲ保持セシメルヤウセラレタイ

一、配属将校ノ外現役下士ヲモ派遣セラレタイ

一、将校ハ數校掛持トシテ下士ヲ各校ニ派遣セラレタイ

一、配属将校ノ監督ニ関シ、文部陸軍兩省ノ系統ヲ明ニセラレタイ

一、学校長監督ノ下ニ配属将校ト他ノ教員トノ聯絡統一ヲ図ラレタイ

一、小学校ニ於テモ教練・武科ヲ課シ尚其ノ基礎ヲ造ル為ニ幼稚園ヲ付設セラレタイ

一、小学校児童ニハ必シモ教練ヲ課スルノ必要ヲ認メナイケレドモ、其ノ根底ヲ養フガ為ニ師範学校生徒ニ課スル教練ニハ充分意ヲ用ヒラレタイ

一、中等学校等ニ在学セザル一般ノ青年ニ対シテモ成ルべく速ニ本案ニ準ジテ教練ヲ行フヤウニセラレタイ

一、中学校ノ規定中体操ニ関シ「擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」トアルノヲ必ズ之ヲ加フルヤウニ改メラレタイ

一、銃器ノ手入修理ヲ鄭重ニシ武器尊重ノ念ヲ養ハレタイ

一、生徒身体強壯ノ度異ナルガ為軍隊ニ於ケルガ如ク一律ニ之ヲ行フハ困難デアラウカラ、之ニ対シ相当ナル注意ヲ加ヘラレタイ

一、本件ハ在營年限短縮ニ資スベキモノデアルカラ、充分ニ吟味シタル進度表ヲ作製セラレタイ

右ノ如ク沢山ノ希望が出マシタガ、其内多クハ当局者ヨリ充分了解ノ上適當ニ処置スベキコトヲ言明セラレマシタ、又其數項ハ委員ノ間ニ於テ其所見ヲ異ニシ、採択セザルモノモアリマシテ、遂ニ討議ノ結果本案実施ノ主旨ヲ明ニシテ之ヲ可決シ、且ツ之ガ実施上ニ関シ三箇条ノ希望要件ヲ付スルコトヲ決議シタノデアリマス、尚最後ニ一委員ヨリ提出セラレタル二箇条ノ希望ガアリマス、其第一ハ教育ハ重大ナル国務ナリ、苟モ教育ニ裨補シ得ベキモノハ、資ツテ以テ之ヲ大済スルノ際ナカルベカラズ、将校ノ配属亦之ガ為ナリ、一般ニ此趣旨ヲ体シ教育ノ渾融円熟ヲ図ラシメラレタシ、其第二ハ文ヲ貴ビ武ヲ重ンズルハ徳性ノ奉公ノ本議ニ欠クベカラザルモノナルコトヲ諒得シ、文武兩科ノ教育ヲシテ互ニ之ヲ推奨スルノ雅量美風ヲ養ハレタシ、此二箇条ハ委員会ノ意見トシテ可決致シマシテ、特ニ是ハ總會ノ議決ヲ求ムル訳デアリマセヌガ、委員会ノ意見トシテ特ニ之ヲ速記録ニ残スコトニ致シタノデアリマス<sup>(53)</sup>」

江木委員長の右の報告を見る限り、特別委員会では教練の目的から実施上の問題点にいたるまでさまざまな質問が  
出され、多種多様な希望意見が出されたことが分かる。これをとにかく一つの答申案にまとめるにいたつた過程で、  
江木委員長の果たした役割は大きいものがあつたと推測される。

しかし、右の答申案は、江木報告によれば「別紙」として各委員に配布されていたようであるが、「議事速記録」に  
は収録されていない。後の修正討論を参考にしてその全文を復元すれば、左のごとくであつた。

以後の討論で問題となるのは傍線を施した部分であり、これに関する説明は次に掲げる林毅陸の質疑にたいする委  
員長答弁のなかで補足された。

### 答 申 案

学校ニ於ケル教練ヲ振出セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役將校ヲ配屬セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之  
カ教授ニ当ラシムルコトハ德育ヲ裨補シ体育ニ資益スルノ主旨ヲ以テ之ヲ行フヘキモノト認ム而シテ之カ実  
際上自然ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ常例ノ在營年限ヲ相当ニ短縮スルノ途ヲ開ク  
コト亦可然ト思惟ス尚実施上ニ就キ希望スル所ノ要件左ノ如シ

一、配屬將校ノ監督ニ関シ文部陸軍兩省ノ系統ヲ明カニセラレタキコト

一、体操科ニ主任ヲ置ク場合ニハ他ノ学科目ノ主任ト同シク学校長ノ適當ト認ムル者ヲ以テ之ニ充ツルコ  
ト

一、中等学校ニ在学セサル一般ノ青年ニ対シテモ成ルヘク速ニ本案ニ準シ教練ヲ実施セラレタキコト  
右及答申候也

大正 年 月 日

文政審議會總裁

子爵

加藤高明

内閣総理大臣

子爵

加藤高明殿

## 2 答申案の審議採択過程

① 配属将校と学校長の関係および教練振作の目的などについての質問（林毅陸）

江木委員長の報告にたいして、林毅陸から三点にわたり質問が出された。質問の趣旨は、②配属将校の任免に関する学校長の権限、③教練の時間増に関する学校長の裁量権、④軍人と教育者の任務の違いの自覚についてであった。すなわち、

⑦ 「将校ハ学校ノ一職員トシテ配属セシ」め、「当然校長ノ指揮監督ノ下ニ置カレルト云フコトデ、其辺ハ極メテ明白ニセラレタノデアリマス」が、「校長ノ指揮監督ノ下ニ在ル以上、校長ニ於テ不適任ノ将校ト見レバ之ヲ罷メナケレバナラヌ、又最初之ヲ採用シマスル場合ニモ、不適任ノ将校ナリト校長ガ認ムルナラバ、ソレヲ強ク採用スルニハ及バヌ筈デアリマセウ」、「其ノ点ヲ尚ホ念ノ為ニ明カニシテ置キタイト思フノデアリマス」

① 「学校ノ課業ノ総時間数ノ制限」があるにもかかわらず、教練の時間を増す要望が起つた場合、「他ノ学科ノ時間ヲ幾ラカ減シテ、教練ノ為ニ時間ヲ増スト云フヤウナ融通デモ学校長ニ於テスルコトニナルノデアリマスカ」

② 「是ハ態々御尋スルノモ如何カト思ヒマスケレドモ、此所謂軍事教育ト云フ言葉ノ為ニ色々ノゴタゴタガ起ツテ居ッタコトハ、屢々人ノ言ハレタ通りデ」、「此案ニ就キマシテ所謂軍事教育ト云フヤウナ言葉モ努メテ避ケラレマシテ、此報告ニアリマシタヤウニ『学校ノ德育ヲ裨補シ（以下略）ト斯ウアリマス』ならば『至極色々ノ誤解ヲ防ギ得ル訳デアリマス、サリナガラ』「軍人ハ常ニ戦争ト云フモノヲ念頭ニ置イテ居ルノハ当然ノ事デアル」、「併シ教育者ハ戦争ト云フコトヨリモ平和ト云フコトヲ以テ常ニ念トシテ居ルベキ筈デアル」、「当局ニ於テモ私ノ考ト同様ノ希望ガアルト云フコトヲ承リ得マスレバ甚ダ仕合セデアリマス」<sup>34)</sup>

これにたいして江木は、「当局ニ対スル御質問ガ大部分ヲ占メテ居ルト考ヘマスガ、委員会ノ結果ニ対シテノ御質問モ含ンデ居ルト考ヘマスカラ、委員会側ニ就テ一ニ御答ヲ致シテ置キタイ」と前置きして、⑦については「委員会ニ於テ特ニ此点ニ就テノ質問応答ハナカツタ」けれども、「身分上ニ関スルコトニ就テハ陸軍大臣ガ監督セラルルノデアリマスカラシテ、其進退ニ就テハ陸軍側ニ於テセラルルコトト考ヘラレ」、**「配属サレタル将校ガ教育ノ實際上ニ適當シナイト云フ点ヲ校長ニ於テ認ムルナラバ、教育ノ上ニ於テ適當シナイ所ガアルト云フコトヲ申立テルコトハ自然差支ハナイ、斯ウ云フヤウニ委員会ノ経過デハナツテ居ルヤウニ考ヘル」**が、「尚ホ此点ニ付テハ当局者ヨリ（中略）ハツキリ即答ヲ願ヒタイ」と答えた。

江木のあとに答弁に立つた岡田は、「配属シテ学校ノ職員トナツタ場合ニ於テ、不適任デアツタ場合ニ処置ヲ取ルコトニ就テハ委員長ノ御尋（答弁）か）ノ通りデアリマスガ、マダ学校ノ職員ニナラヌ先ニ、又職員ニ任命セムトスル場合ニ於テ、校長ガ之ニ対シテ異議ヲ申立テルコトガ出来ルカドウカ」という「点ハ規定ノ上カラ申シマス、異議ノ申立ハ出来ナイト云フコトニシテ置ク積リデアリマス」と述べ、前回の総会における答弁をより厳密なものにした。

①については、江木は「時間ノコトニ就テハ只今御報告致シマシタダケデ」「是モ其以上ノコトハドウカ当局ヨリ御答ヲ願ヒタイ」と述べた。岡田は、「大略現在ノ規定ノ体操ノ時間内ニ於テ実行スル積リデアリ」、「時間ノ最高限度ヲ定メテアルノハ多分中学ダケト聞イテ居リマスガ、中学ダケニ於キマシテハ（中略）最高限度ヲ超過スルト云フヤウナ機会ハ起リ得ナイ」から、「此点ニ付テノ御心配ノ点ハナカラウカト思ツテ居リマス」と答えた。

②については、江木は「御尋ハ至極御尤ノコトデ」、「此点ニ就テハ委員会ニ於テハ余程審議ヲ尽シタ」結果、「当局者ノ案ニアリマス国防能力ノ増進ヲ図ルト云フコト」は教練のみにおいて達成されるものではないから、「殊更ニ此教育ノ一部分タル教練ニ就テ斯ノ如キ言葉ヲ用ユルノハ差控ヘタ方が宜カラウ、之ガ或ハ誤解ヲ来ス因ニナルカモ知レヌカラ、斯ウ云フ言葉ダケハ出サヌ方が宜カラウト考ヘ」、「德育ヲ裨補シ体育ニ資益スルノ主旨ヲ以テ之ヲ行フベキモノト認ム、斯ウ云フコトニ立言ヲ致シタノデアリマス」と答え、委員会で政府諮問案の文言を修正した考え方を明

らかにした。<sup>(35)</sup> (答申案文の表現については先の江木委員長報告にはふれられておらず、ここではじめて説明されたものである。) 岡田も「コノ問題ハ誠ニ『デリケート』ナコトデアリマシテ、言葉ノ使ヒヤウ或ハ言廻ニ依ツテ非常ナ誤解等モ生ズルノデ」、<sup>(36)</sup>「非常ナ場合ニ対スル所ノ訓練ト云フコトモ平生附ケテ置カケレバナリマセヌカラ(中略)国防能力ノ増進ト斯様ニ申シテ宜シト思フノデアリマス」けれども、「之ガ為ニ非常ニ誤解ヲ生ジテ、大変ナ好戦的ノ精神ヲ養成スルノデアル、所謂『ミリタリズム』ヲ養成スルノデアルト云フヤウナ考ヲ起シマスナラバ、是ハ当局者ノ精神ノ在ル所ト大ニ違ツテ居ルノデアリマスカラ、用語ナドニ於テハ勿論充分ノ注意ヲ致サナケレバナラヌト斯ウ思フノデアリマス」と、委員会修正に理解を示し、「軍事教育ト云フ如キ言葉ヲ当局者ハ最初ヨリ一度モ用ヒテ居リマセヌ」のに「世間ガ斯様ナ名前ヲ下シタ」ため「世間ノ誤解」をうけたことを苦々しげに語った。

② 特別委員会案にたいする修正提案(山川健次郎)

右の林毅陸の質問が一段落したあと、早くも意見表明が行われた。その一番手は山川健次郎であった。山川は「私ハ今回ノ諮問第四号ニ全然賛成スル者デアル」と自らの立場を明らかにしたうえで、「殆ド之ニ反対ノ御方ハナイヤウニハ見受ケマスケレドモ、私ガ賛成致ス点ヲ明ラカニシ、且ツ又此委員長ノ報告ニ対シマシテ少シバカリ修正ヲ致シタイ」として次のように述べた。そこでは、自分は「軍国主義」「演武主義」「侵害主義」を主張しているのではなく「国防主義」を述べているのだとして、国防は国家にとっても国民にとっても不可欠のことで、教育が国防能力の増進を分担することはきわめて大切であって、誤解を恐れる余り国防の文字を表に出さないのは「卑怯」だとさえいつている。

「私ガ申上ゲマスル迄モナク学校デア兵式体操——教練ト言ヒマスカ、兵式体操ト云フノガ極ク普通デアリマスカラ、仮リニ此名前デ申シマスガ、兵式体操(中略)ハ御承知ノ如ク明治十八九年頃森文部大臣ガ初メテ入レラレタノデアリマス、抑々此兵式体操ト云フモノヲ森氏ノ学校ニ入レラレタノハ、私ハ森氏カラ詳シイ考ヲ聞イタノデアアリマセンガ、(中略)亜米

利加デ南北戦争ノ苦キ經驗デ国民ニ軍事思想ト云フモノガナイト云フト、是ハトシタ目ニ遭フ、(中略)国民拳ツテ是ハドウシテモ一般ニ軍事思想ト云フモノガナケレバナラヌト云フコトガ、モウ輿論」となり、その結果「上ハ大学ト云フ教育機関カラ下ハ小学校マデ軍事教育ト云フコトニ大ニ骨ヲ折ツタ」というアメリカの事情を「森氏が見ラレテ、ソレヲ日本ニ携ヘテ帰ラレタ」ものである。「其軍事教育ト云フモノノ目的ハ何カト云フト、全ク其国防ト云フモノ」にほかならなかつた。「森氏が没セラレテ間モナク教育勅語ガ出」され、そのなかに「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズト云フコトガアル」、それを實現するためには「義勇公ニ奉ズル準備ト云モノガナケレバナラヌ」、「文部当局(中略)ハ、大ニ学校ニ軍事教育ト云フモノヲ奨励センケレバナラヌ」、「成程其体育ニモ德育ニモ裨補スルコトガアリマセウシ、又智育ノ方ニモ裨補スルコトガアリマセウ、併ナガラ第一トシテハ是ハ義勇奉公ノ準備デアアルカラシテ、其事ヲ明カニスルト云フコトハ是ハ大切ナコトデア  
ルダラウト思フ」、「国防ノ能力ヲ増進スルト云フコトハ極ク大切ナコトデアアルカラ、之ガ為ニハ私ハ此大金ヲ掛ケテモ決シテ惜シムベキモノデハナイ」、「唯ドウモ自分等ニハハツキリシナイ、德育ヲ裨補スルト云フヤウナ極クボンヤリシタ、ハツキリシナイコトデアルト、(学生に)能ク説キ明シラシテ聞カセマセウケレドモ、ドウモ乗氣ガ薄イ、真劍味ガ少イ、随ツテ此大金ヲ掛ケテ行フ所ノ現役將校ヲ配属セシムルト云フコトハ、何ノ益モナサヌト云フコトニナリハセヌカ、是ハ国防ノ為ニスルノデアアル、非常ニ大切ナコトデアアル(中略)ト云フヤウニ言ヒ聴カセマスレバ、極ク手ツ取りバヤク若イ者ノ頭ニ這入りマスカラ、是非サウ云フ風ニアリタイト思フデアリスマス、世ノ中ノ誤解ト云フコトヲ非常ニ御心配ニナルヤウデアリマスガ、此誤解ト云フモノモ多クハ為ニスル人が多ク捏造シテ拵ヘタコトデ、何モ今度ノ事ト云フモノハ新シイ事デハチツトモナイ」、「又外国ニ対スル御心配モアルヤウデアリマスガ、先刻申上ゲタ通り亜米利加辺リデハ、大ビラニ学校ニ於テ軍事教育ト云フコトデヤツテ居ルノデアリマス」、「サウ云フ風デアリマスカラ彼等ハ大ビラニヤツテ居ルノヲ、日本デハ言葉ニ挙ゲテ言フト誤解ヲ招クカラシテ、殊更ニ言葉ダケハ避ケテ置クト云フヤウナコトハ、誠ニドウモ失礼ノ申上ゲヤウデアリマスガ、何ダカ卑怯ナヤウニ私共ハ感ズルノデアリマス、何デモナイコトデ、国防能力ヲ増進スルト云フコトハ詰リ教育勅語ノ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズルト云フ準備ヲスルノデアアル、一言デ以テ是ハ贊成ガ出来ルコトデアアル」、「ソレデ私ハ此委員長ノ報告ヲ少々修正致シタイ、即チ「学校長ノ指揮監督ノ下ニ之ガ教授ニ当ラシムルコト」ト云フ所カラソコヘ  
『国防能力ヲ増進シ且ツ』云々ト云フ九字ヲ加ヘタイト云フデアリマス、(中略)ドウカ一ツ御賛成ヲ願ヒマス」<sup>(37)</sup>

臨時教育會議で、国防のための軍事教育（その軍事教育は精神面の強化にとどまらず技術面の強化も意図されていた）の実現、学校の兵營化を主張していた山川の発言からすると、この修正案はむしろ以前ほど直線的なものではなかった。

③ 学校の調和を乱さないようにという希望を付しての賛成意見（滝沢菊太郎）

山川から修正案が出されたあと、滝沢菊太郎は「私ハ諮詢第四号ニ賛成致ス者デアリマス、其理由ハ段々ト当局者ノ御方ニ承リマシタカラ諄々シク述ベマセヌ、甚ダ時宜ニ適シテ御計画ト思ヒマス」と、賛成意見を述べた。だが、「諮詢第四号ニ賛成」だという趣旨が、委員会案や山川修正案には反対だけれどもそれに賛成だということのか、それに相対的に近い山川修正案に賛成だということのか、あるいはまた漠然と諮詢第四号で提案されている配属将校制度の採用に賛成だというのかは判然としない。なお、それに続いて、次のような希望意見が表明された。

「ドウカスウ云フ計画ガ出来マシタ以上ハ、従来ノ学校ノ職員ト新ニ配属サレル現役将校ノ方々トノ間ニ、ドウカ調和統一シテサウシテ教育ノ為メ国家ノ為ニドウカ著シイ成績ヲ挙ゲタイ、斯ウ云フコトヲ私モ望ム一人デアリマス、ソレニ付テ簡単ニ私ハ希望ヲ述ベマス、（中略）主トシテ私ノ申スコトハ中等学校ニ付テ申スノデアリマス、今度来ラレル所ノ現役将校ハ其宮中席次トカ法定席次トカ云フ方カラ申シマスト云フト、随分少カラヌ学校ニ於テ（中略）主任教員ハ勿論校長以上デアラウト思フ、しかし「職員會議」や「色々儀式ノ時」に「校長少クトモ主任教員ノ上ニ立タレルト云フコトガアリマシタナラバ、ドウモ其学校ガ調和ヲ害スルヤウナコトガアリハスマイカ、サウ云フコトニナツテハ甚ダ是ハ残念ナコトデアラカシテ、此処ハ一ツ文部省ト陸軍省デ然ルベク御協定ニナツテ、サウシテ大体ノ其点ニ付テノ方針ヲ一ツ御決メニナツテ、サウシテ学校当局ニ御通知下サルコトヲ望ミマス」

学校現場でただちに当面する厄介な問題をとりにあげてその解決を要望しているところは、やはり学校長であつた。

④ 軍備縮小・軍事的訓練の拡大を求める山川修正案賛成意見（関直彦）

これにたいして関直彦は、諸外国が「我帝国ヲ掣肘」せんとしている情勢のなかで必要なのは軍事的訓練をひろ

く国民に施すことであり、過大な国費を要する軍備の縮小、常備兵の縮小、在營年限の短縮を行い、学校教練を強化することだと、次のように率直明快な賛成意見を述べた。

「私ハ本案ニ全然賛成デアリマスルガ、其趣旨ニ於テ多少露骨ニ申述ベテ見タイト思ヒマス、若シ速記ヲ御覽ノ上ニ於キマシテ、或ハ多少社会ニ対シ遠慮スベキ点ガアリ、或ハ又國際關係ノ上ニ遠慮スベキ点ガアルト云フコトデアリマシタナラバ、後デ御削除下サイマシテ差支ナイ、御断申シテ露骨ニ申上ゲタイト思ヒマス、其趣旨ニ於キマシテハ私ハ諮問案ノ御精神ニハ全然賛成デアリマス、元來此兵式ノ教練ハ以前カラ行ハレテ居リマシタガ、山川先生ノ申サレル通り萎靡振ハナカツタ、ソレデ大正六年ノ十二月デアリマシタカ教育會議ノ開カレテ居ル当時ニ於キマシテ、吾々委員数名ガ此問題ニ付キマシテ建議ヲ致シタノデアリマス」、建議にいう「德育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝國ノ現状ニ鑑ミ」という部分は「今回特別委員会ノ御報告ガアリマシタ通りノ趣意ニハ相違アリマセヌガ、其次」の「帝國学界ノ現状ニ鑑ミ之ヲ宇内大局ノ将来ニ察シ洵ニ緊急措ク能ハザルノ一大要務ナリト確信ス」という部分における「宇内大局ノ将来ニ察シ緊急措ク能ハザルノ要務ト当時ニ於テ吾々が建議ノ趣旨ヲ書キマシタ所以ハ、啻ニ德育体育ト云フ表面ダケノ意味デナイ、一朝緩急アラバ義勇公ニ奉ズルノ準備ヲシテ置カナケレバナラス、(中略)国民ガ全体ニ於テ常ニ訓練スル所ガナカツタナラバ国家ヲ維持スルコトガ出来ナイト云フ心配ノ上カラ、特ニ此兵式教練ヲ振興スルト云フコトノ建議ヲ致シタノデアアルノデアリマス、所ガソレハ大正六年ノコトデアリマシタガ、其後今日ニ至ル数年ノ宇内ノ大局ヲ見マスルト云フト、吾々が曾テ憂ヘタ所ノ憂慮ハ將ニ現実サレントスル有様ニナリツツアルト云フコトヲ甚ダ遺憾トスルノデアリマス、其一例ヲ申シテ見マスレバ、頻ニ米國ノ如キハ軍備ヲ制限シ軍備ヲ縮少スルト云フコトヲ主張シマシテ、(中略)海軍ノ制限ヲサレタノデアリマス、(中略)世界ノ平和ヲ保ツガ為ニハ各國軍備ヲ競争スルト云フコトハ甚ダ危険デアルカラシテ、之ヲ制限スルト云フコトハ洵ニ結構ナコトデアツテ、吾々ハ特ニ之ヲ其趣旨ニ於テ賛成ハスルノデアリマス、併ナガラ表面唱フル所ハ世界ノ平和デアリマスルガ、其裏面ノ實際ヲ考ヘテ見マスルト云フト、是ハ特ニ我帝國ヲ撃射スルノ目的ニ外ナラヌト私ハ露骨ニ考ヘルノデアリマス、(中略)軍備縮少ノ目的ハ全ク日本ヲ撃射スルノ目的ニ外ナラナイト私ハ露骨ニ觀察ヲ致スノデアリマス、從來英國ニ於キマシテモ米國ニ於キマシテモ、各学校ニ於テ兵式ノ教練ヲシテ居ルト云フコトハ事実デアル、英吉利ニ於キマシテモ亜米利加ニ於キマシテモ亦仏蘭西ニ於キマシテモ、射撃学校ト云フモノヲ設ケテ居ツテ、常ニ射撃ト云フコトヲ奨励致シテ居

ル、或ハ運動ノ為メ或ハ遊戯ノ為ニ国民ハ喜ンデ——若イ者ハ喜ンデ其射撃学校ニ參ツテ射撃ノ稽古ヲ致シテ居ル、我国ノ有様ヲ見マスルト云フト銃ヲ持ツ者ト云フモノハ兵隊限りデアル、(中略)斯ル場合ニ於キマシテ一朝緩急アツタ場合ニ於テイザト云フ時ニ、何ヲ以テ起ツカト云ヘバ何等吾々ハ準備ガ無イノデアリマス、(中略)我国ニ於テハ世界カラシテ陸軍國ト見ラルル如ク、今日迄ハ常備兵ヲ増スノミヲ以テ国防ノ計画トセラレテ居ル、国民ノ軍備、精神の国防ノ計画ト云フモノハ更ニサレテナカツタト云フコトハ甚ダ遺憾デアル、常備兵ノミヲ以テ国防ノ計画ヲ立テルコトニナリマスレバ、益々国民ノ負担ヲ重ク致シマシテ殆ド予算ノ半額ハ海陸軍ノ為ニ取ラレ、總テノ文明的ノ施設ニ向ツテハ僅ニ其半額ヨリシカ支弁スルコトガ出来ナイト云フ情無イ有様デアリマス、斯カル状態ニ於テ進ミマシタナラバ、(中略)経済的ノ我国ノ滅亡ト云フコトヲ私ハ將來ニ亘ツテ恐レルノデアリマス、故ニ吾々ハ多年ノ主張ト致シマシテ、ドウシテモ軍備ヲ縮少スル常備兵ヲ縮少スル、又長イ歲月ノ間ニ箇年若クハ三箇年ノ如キ從前行ハレマシタル徵兵制度ニ於テ、全国ノ壯丁ノ中カラ数十万人ヲ引抜イテ経済的ノ活動ヲ止メテ、サウシテ不生産的ノ軍事教練ノ為ニ時間ヲ費サネバナラヌト云フコトニナリマス、彼等ヲ養フ國費ハ多大ナルノミナラズ、彼等ガ民間ニ於テ活動ノ結果トシテ經濟上ニ利益スル所ノモノヲ殺グノデアリマスカラシテ、一挙兩損デアアル、ドウシテモ是ハ在營年限ト云フモノヲ充分ニ短縮シテ、又常備兵ト云フモノヲ出来得ベキ限度ニ於テハ現在ノ半額ニモ減ジテ、而シテ国防ヲ充分ニスルト云フコトヲセナケレバ、此国防ヲ經濟的ニ於テ軍事的ニ於テ將來ニ維持スルコトガ困難デアルト常ニ感ジテ居ルノデアリマス、このように「一方ニ於テハ國庫ノ負担ヲ輕クシ一方ニ於テハ經濟的ノ發展ヲ遂ゲシメル為ニハ、ドウシテモ是ハ平生カラ国民全体ノ教育上ニ多少ノ軍事的ノ訓練ヲ与ヘテ置キマセヌト云フト實際ニ行ハレヌノデアリマス、兵隊ニ入營セシメタル年限ヲ短縮スルノミナラズ一朝事有ル場合ニ於テハ全国ノ壯丁尽ク銃ヲ持ツテ起ツト云フコトノ準備ガナクテハ國ヲ永遠ニ守ルコトハ出来ナイト思フノデアリマス、勿論吾々ハ決シテ侵略主義ヲ取ルモノデハナイ、唯他カラ侵サレタ場合ニ於テノミ防禦ヲスルガ為メノ準備デアリマスカラシテ、ドウシテモ是ハ平生ニ於テ其訓練ヲ一般的ニ普及セシメヌト云フト、一朝事有ル時ニ間ニ合ハヌト思ヒマス、(中略)若シ一朝今日事有ルト云フ場合ニ於キマシテハ日本ハ殆ド世界ニ無援孤立ノ地位ニ立ツテ居ル、(中略)セメテハ平生ニ於テ我国全国ノ壯丁ヲシテ軍事ノ教練ヲ充分ニ施シテ置イテ、サウシテ一朝事有ル時ノ準備ニシナケレケバナラヌト、斯様ニ私ハ信ジマシテ本案ヲ徹頭徹尾賛成致シタイ、斯様ニ信ジタノデアリマス、併シ事甚ダ無遠慮テ露骨デアリマスルカラ、或ハ斯カル言論ガ世間ニ伝リマスルト云フト彼ノ議論ハ軍國主義デアアル或ハ誤解ヲ受ケルカモ知レマセヌ、或ハ又國際的ニ斯様ナ

言論が伝ハリマスルト云フト、飛デモナイ疑ヲ受ケルカモ知レマセヌケレドモ私ハ左様ニ考ヘテ居ル、或ハ米国人ノ腹ノ中ヲ探ツテ見ルト、敵ハ日本デアルト斯様ニ考ヘテ居ルカモ知レマセヌケレドモ、表面ニ於テハ立派ナ人道的平和的ノコトヲ申シテ居リマスルカラ、吾々ハ又表面ニ於テハ或ハ徳育ニ裨補シ或ハ体育ニ資益スルト云フヤウナル言葉トシタラ宜カラウト云フヤウナ議論モ出テ来ルノデアリマスカラシテ、私ノ申上ゲタコトガ甚ダ粗野デアリマスルナラバドウカ速記録ヲ御削リ下サイマシテ差支アリマセヌガ、精神ノ上ニ於テハ此精神ヲ以テ本案ヲ賛成致シマスノデアリマス、就テハ表面ニ此議論ヲ出スコトガ出来マセヌカラシテ山川委員ノ修正説ノセメテハ其修正ガ成立ツヤウニ致シタイ、ソレデ山川君ノ修正ニモ賛成申上ゲマス次第デアリマス」<sup>(39)</sup>

⑤ 諮問案説明文の取り扱い方の確認と山川修正案賛成意見（大津淳一郎）

大津淳一郎は、委員長報告から山川修正案、さらには山川修正案にたいする関の賛成意見を聞きながら、問題が諮問第四号の「説明」文中の表現をめぐる意見の争いであることを思うと、「説明」文は諮問案ではないのだからこれを修正する、しないというのをおかしいのではないかという趣旨の発言をしながら、山川修正案にたいする賛成の意思表示を行った。

「特別委員会カラ御配付ニナリマシタ此趣意書(中略)ハドウ云フ御趣意デ出来テ居ルカト云フコトヲ了解ニ苦シムノデアリマス、(中略)諮問案ハ全然御賛成デアルノデアルガ、唯此御配布ニナツタノハ多少説明書ト抵触シテ居ル」、しかし「説明書ハ諮問案デハナイ、諮問案ニハドウモ御反対ハナイヤウデアル、サウスルト(中略)本御諮問案ニ対シテハ御反対トハ見ラレナイ全然賛成デアル、サウシテ見マスと御配付ニナツタモノハ本案ヲ賛成スルニ対シテノ希望条件デアリ又附帯決議デアル、希望条件トシテ之ヲ議決スト云フノナラマダ分ツテ居リマス、附帯決議トスルノデモ分ツテ居ル、併ナガラ唯之ヲ修正スルノデアルト云フノデハドウモ分ラナクナツテ来ル、(中略)此御配付ニナツタノハ希望条件トデモシタラバドウデアルカ、(中略)其処ヲ一ツ議事ノ進行ノ為ニ特別委員会ノ御説明ヲ乞ウテ置キタイ、サウシテカラ意見ヲ」。私ハ別ニ意見ハアリマセヌ、山川委員ノ述べラレタ通りニ全然賛成デアリマス」<sup>(40)</sup>

これにたいして江木は、「大津委員ノ御尋ハ洵ニ御尤デアリマスルガ、委員会ニ於テ此決議ヲナサレテ趣意ハ原案ノ如キ立言ノ趣意ニ於テ唯賛成ト云フコトニシテハ之ヲ実施スルノ趣意ニ誤解ヲ生ズル虞ガアル、ソレ故ニ此趣旨ヲ以テ賛成ヲスルノデアアル、斯ウ云フ趣意ヲ明ニシタモノデアリマス」と、たんに諮問案の本文だけでなく、説明文をも加えて諮問を理解し、答申をつくるべきものであることを明らかにしたのち、委員会案の文章についての説明を補足した。

⑥ 山川修正案に若干の変更を求める賛成意見（木場貞長・井上哲次郎）

木場貞長も、山川修正案に原則的に賛成との意思表示を行った。だが、「私ハ今日此場合申シタイコトハ皆控ヘル積リデアリマス、大体ニ於キマシテ山川委員ノ御説ニ賛成シタイノデアリマス」と述べたあとで、山川修正案に若干の変更を行うのが妥当ではないかと次のように述べた。

「申スノハ報告文ニ『学校ノ徳育ヲ裨補シ体育ニ資益スルノ主旨ニ於テ』ト云フノ上ニ『国防能力ヲ増進シ且』ト入レラレタノデアリマスガ、寧ロ是ハ『資益シ且国防能力ヲ増進シ』ト、学校ノ立場カラ申シマスルト学校ノ徳育ヲ裨補シ体育ヲ資益スルト云フコトノ方ガ前ニアルノガ本当デハナイカト思ヒマス、（中略）殊ニ説明書ニモ『併セテ国防能力ノ増進ヲ図リ』ト下ニアツタノヲ引上ゲテ前ノ所ニ置キマスと云フト、世間デハ彼此疑惑モ懐イテ居ル今日デモアリマスルカラシテ『前述のように』ナサレテハドンナモノデアラウカ、強イテ主張スル訳デハアリマセヌガ——若シ発言者ガソレデ宜シイト云フコトデアルナラ私ハ最モ満足ニ雙手ヲ挙ゲテ賛成スルコトガ出来ルノデアリマス」<sup>62)</sup>

この山川修正案の再修正意見は、「国防能力ノ増進」を正面に出さないといい点で、特別委員会案の立場を勘案したものといえようが、これにたいして山川は「私ハ最初申上ゲタ方ガ寧ロ良イトハ思ヒマスケレドモ、併ナガラ唯順序ノ話デアリマスカラ」それでも「差支ハナイノデアリマスルガ、段々賛成シテ下スツタ方モアリマスルカラシテ此方々ノ御同意サヘアリマスと云フト、私ハドチラデモ差支ナイト思ヒマス」と答え、要は修正の一句を入れることが大切

だという気持を言外に表わしていた。(木場は最終段階で自らの修正意見を撤回して山川修正案に賛成する。後述⑧を参照) 他方、井上哲次郎も、「私モ大体山川委員ノ説ニ賛成デアリマス」と賛意を表明したあとで、「国防能力ノ増進」を主目的として明示すべきであることを主張し、その点で山川修正案にたいしてさらに一部語句の修正を求めると、次のように述べた。

「只今入レ所ニ付テ木場サンヨリ御説ガ出マシタノデアリマスガ、学校教練振作の「主要ナル目的ハ(中略)矢張国防能力ノ増進ト云フコトニ在ルデアラウト思フノデアリマス、(中略)ソレヲ後ノ方ニ持ツテ来ルノハ如何ニモ其主要ナル目的デナクシテ側ラノ即チ『セカンダリー』ノコトデアルト云フヤウニナルト思ヒマスガ、サウ云フコトハ總テ学校教育ニ関係シタコトニ於テハ為スベキコトテナイト思ヒマス、頭隠シテ尻隠サズト云フコトハ断ジテ教育ニ関スルコトニ於テハ為スベキコトテナイト思ヒマス」、だから「私ハ矢張初メ御出シニナツタ修正案ノ方ヲ遥ニ優レリトスル者デアリマス」、「矢張其主要ナル目的ハドコ迄モ国防能力ノ増進ニ在ルト思フ、デ併セテ学校ノ德育ヲ裨補シ体育ニ資益スルト云フ風ニ行クベキデアラウト思ヒマス、ソレデアリマスカラ山川博士ノ初メノ案デハ且トナツテ居リマシタガ、私ハ且ヨリ併セテノ方ガ意味カラ言ヘバ適切デアルト考ヘマスカラ山川博士ノ御再考ヲ願ヒタイノデアリマス」<sup>(64)</sup>

これにたいする山川の応答はなかった。

⑦ 「国防」を正面に出すべきだという山川修正案賛成意見(高田早苗・木場貞長)

続いて発言した高田早苗(早稲田大学長)は「私ハ大体ニ於テハ勿論此案ニ賛成ヲシテ居ルノデアリマス、又先刻山川博士ノ修正ニモ賛成シヨウト思ヒマス」と述べ、「国防」は「軍国主義デモナケレバ侵略主義デモナイコトハ明瞭ナ訳デア」<sup>(65)</sup>るから、正面に掲げてよいと理由を説明した。

なお、「中学迄ハ強制シテ一向差支ナイノデアリマスケレドモ、高等学校専門学校ト云フ程度デハ随意ニシロト云フコトニシタラドンナモノデアラウ」という高田の意見にたいしては、松浦幹事長は「高等学校ノ如キハ現在ニ於キマシテモ兵式教練ト云フモノヲ尽クヤツテ居ル」し、「又大学予科ノ如キ大体ニ於キマシテ高等学校ニ準ジテ教育ヲ施ス

ト云フコトニナツテ居ルノデ、「中学校ト同ジク之ヲ強制シテヤリマシタ所ガ現在ノ状態ヲ余程変更スルト云フヤウナ訳デハナイ」、ただし私立学校・専門学校等については「現在体操ト云フヤウナ科目ヲ設ケテ居ラヌ処モアル（中略）、随テ運動場ナリ其他ノ設備ニ於テモ之ヲ全然欠イテ居ル処モアル」から、「サウ云フ処ニ於キマシテハ之ヲ自由ニスルト云フコトガ相当デアラウ」と考えた旨の計画の趣旨を述べた。他の委員からの支持発言はなく、高田発言はとりあげられなかった。

高田に次いで立つた木場貞長は、「只今私ハ山川委員ニ御協議ヲ致シマシタガ、ドチラデモ宜イガ変ヘルダケノ熱モナイト云フコトデアリマシタカラ、小異ノ為ニ大同ヲ破ルノハ本意デアリマスルカラ自分ノ修正説ハ出サズニ全然山川君ニ賛成致シマス」と発言し、高田と同様山川修正案に全面的賛成の意を表明した。

このような審議経過の流れからすると、山川修正案は大方の支持を得たかのごとくに思われたが、ここで陸軍側委員の一人である大島健一から委員会案支持の発言が出された。

⑧ 軍部関係者による委員会案支持意見（大島健一）

大島健一（陸軍中将）は、「国防能力ノ増進ヲ図ルト云フ文字ヲ（中略）表ニ出サヌ方ガ宜カラウト云フ」ことを特別委員会において「私モ一言致シタ者デアリマスルカラシテ茲ニ其趣意ヲ短簡ニ述べテ置キタイ」として、考えるところを次のように述べた。

「山川委員ノ御精神ハ洵ニ至当デアツテ何等之ニ反対スル意味ヲ有ツテ居ルノデハナイノデアリマス、併シ今回ノ此配属将校ヲ学校へ出シテ体操科ノ教育ニ当ラシメルト云フコトニナリマシタニ付テハ、体操ノ時間モ以前ノ規定通りデアアル、又其科目モ同ジモノデ、従来教練ヲ行ツテ居ツタモノデアアル、中学校令ノ施行規則第十三条ニ在ル体操ノ説明ニ変ラナイノデアリマス、無論国防能力ノ増進ト云フコトハ吾々一般ノ望ム所、殊ニ今日ニ在ツテハ非常ニ希望スル所デアアルコトハ申スマデモナイコトデアリマス、又（中略）国家ガ其国民ノ義務タル国防能力ヲ発達サセルト云フコトハ何等憚ル所ハナイコトト思フノデアリマス、故ニ斯ウ云フ憚ルト云フヨリハ寧ろ学校ノ性質並科目等カラ考ヘマシテ、此報告ノヤウニ致シタ方ガ至

当デアルト考ヘタノデアリマス、此国防能力ト言ヒマスト単ニ兵器ヲ取扱フモノトハ吾々ハ解シテ居リマセヌ、実ハ此国防能力ノ最モ大事ナ点ハ、国民ノ忠君愛國ノ觀念トカ或ハ各種軍隊ニ必要ナル德育殊ニ随テ又其体力ノ旺デアルト云フコトヲ希望スルノデアリマシテ、技芸ヨリハ其精神ノ方ニ重キヲ置イテ居ルノデアリマス、何故ナラバ今迄アツタ通りノ教練ヲ今迄アツタ通りノ時間デ勵行スルト云フテ直ニソレヲ以テ干戈ヲ持ツテ起ツト云フ能力ヲ与ヘルコトガ出来ナイノデアリマス」

「体操殊ニ教練ヲ嚴格ニ行ヒマスコトハ、非常ニ德育ノ上ニ良キ結果ヲ与ヘルモノト考ヘテ居ルノデアリマス」、「先ツ第一ニ規律ト云フコト」、「命令ニ服従スルト云フコト」、「隊伍ノ中ニ在ル者ガ互ニ協同シテ仕事ヲスルト云フコト」、「堅忍持久ノ精神ト云フモノモ養ハレル訳デアル」、のみならず自らが「指揮者トナツテ見ルト」、「益々規律ヲ重ンジ服従、協同、統一、堅忍不拔ト云フヤウナ諸徳ヲモ自ラ其必要ヲ深ク感ズルト云フコトガアラウト思フノデアリマス、是等ガ非常ニ德育ノ助けニナルモノデアツテ」、「殊ニ文科ノ修身歴史ト云フモノヨリ授ケラレル所ノ德育ハ相俟ツテ」、「兩々相携ヘテ立派ナ徳性ヲ涵養シ得ルト云フコトガ学校ニ於ケル最モ大切ナ所デアツテ」、「是ガ軍隊ニ這入ツテ進ンデ教育ヲ受ケレバ短イ時間デ立派ナモノニナリ、或ハ国防能力ノ増進モ無論ソレデ出来ルノデアリマシテ（中略）、吾々ハサウ云フヤウナ風ニシテ此国防能力ヲ發達サセタイ、（中略）目的ヲ德育体育モウツ国防能力ノ増進ト並ベヌデモ、今申シタ如ク德育体育ガ十分ニ行ハレバ国防能力ハ無論十分ニ進ムノデアル、斯ウ云フ点デ斯ク書表ハスヤウニナツタモノト思ヒマス」

「学校職員ノ頭ニ誤解ヲ生ズルヤウナコトハ避ケタ方ガ宜シイ」、「文部大臣ナドノ御意見ハ最初ヨリ嚴格ナ只今山川委員ノ御説ノヤウナ御意見ハ伺ツテ居ツタノデ、御意見ニハ何等吾々ハ反対ヲシテ居ラス、ノミナラズ結構デアルト思ウテ居ツタノデアリマスルケレドモ、軍隊ノ国防ノ能力ヲ増進スル上ニ於テハ、教練ノ機能ニアラズシテ体育德育ニ在ルト云フコトヲ考ヘ、吾々ハ此立派ナ徳性ヲ有ツタ立派ナ体格ヲ有ツタ者ヲ軍隊ニ送ル方ガ宜シイト斯ウ信ジマシタガ故ニサウ云フ議論ヲ致シタノデアリマス、是ガ變ツテ居リマシテ委員長ガエライ迷惑ヲサレタヤウデアリマスカラ一寸一言申シテ置キマス」<sup>(69)</sup>

これは、趣旨においては山川修正案に反対を唱えるものではなく、むしろ賛成であったが、学校教育の限界を意識し、また世論の誤解を避けようとする軍部関係者の意見表明であり、かつて臨時教育会議における山川の強硬発言に

たいして山梨半造（陸軍大将）が反対意見を述べた場面の再現のようであつた。

⑨ 江木新修正案の採扱

この大島発言が終つたところで、鎌田栄吉から、

「御議論ハ大勢尽キテ居ルカト思ヒマス、而シテ其御趣意ハ大シタ違ヒモナイヤウデ、唯文字ノ数字ヲ入レルカ入レヌカト云フダケニナツテ居リマス、江木委員ヨリ御話ノ如クニ出来ルナラバ少数多数ヲ以テ争ハズ、満場一致ノ御決議アランコトヲ希望致シマス、暫ク休憩致シマシテ御懇談ヲ願フコトニ致シタイト思ヒマス」<sup>(70)</sup>

との発言があり、特別委員会案を満場一致で可決するよう求める提案がなされた。

二〇分間の休憩・懇談ののち会議が再開され、江木から次のように新しい修正案が提示された。

「休憩中ニ色々御熟議ニナリマシタ結果ハ、此学校ノ徳育ヲ裨補シ体育ニ資益スルト云フ所ハ第一ニ学校ノ徳育ト云フ文字モ少シ穩カデアアルマイ、是ハ委員会デモ其説ガアリマシタガ、臨時教育會議ノ決議ノ文字ヲ取ツタダケデアリマシタガ、此学校ト云フコトハ必要ナカラウト思ヒマスノデ『監督ノ下ニ之ガ教授ニ当ラシムルコトハ徳育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ主旨ニ於テ之ヲ行フヘキモノト認ム』斯ウ云フ修正ガ宜カラウト云フコトデアリマシテ、茲ニ此御相談ノ結果ノ修正案ヲ申上ゲマスカラ、何卒之ニ皆様ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス」<sup>(71)</sup>

この新しい修正案は、明らかに妥協案であつたが、国防能力の文字を挿入した点において特別委員会案の実質的な破棄であつた。休憩時間中の懇談で大島発言や江木意見などがどのように処理されたか。これはきわめて興味のあるところであるが、あれほど配慮して除いた国防能力の文字を僅かな休憩・懇談のち突如として復活させたことは、修正を容認する意見が会議の大勢を占め、動かし難いものとなつていたためと考えざるを得ない。大島発言のなかに文部大臣もそのような強硬意見をもつていたことが紹介されていたが、あるいはこのあたりの意向もあつたのかも知

れない。

ともかく、江木から新修正案が出されたことによつて、山川から「今ノ修正ガ出マシタカラシテ私ノ先刻提出致シマシタ修正ハ撤回致シマス」と、修正案の取消が表明され、新修正案は「満場一致」で「可決」された。ただ、最後に阪谷芳郎から、「本員ハ只今ノ修正ニ全然賛成致シマス、併シ文字ト云フモノハ精神ニ大變ナ誤リヲ來タスコトガアリマス」として、国防を「侵略主義若クハ軍国主義」と解することなく、「純然タル国際平和ノ主義ヲ以テ賛成ヲスル」旨の確認を行ったことは、幕切れ近くで行われた修正に歯止めを効かせようとしたものとして、特記しておこう。

#### ⑩ 答申の確定

一九二五（大正一四）年一月一日、左のごとき答申が内閣総理大臣に提出された。

この答申はおおむね臨時教育会議の「兵式教練振作ニ関スル建議」の趣旨を再現したものであったが、答申本文に「国防能力ヲ裨補スル」ことが学校教練の目的として掲げられた点では右建議の水準を越えていた。もつとも、右建議の「理由」に「軍事上ノ知識技能ノ一端ヲ啓発シテ」とか「忠愛心（国民精神即チ軍人精神）」、「他日軍務ニ服スルノ素養」など直接的な表現が使われていたことにくらべれば、今回の答申は学校の軍隊化を危惧する意見にたいする配慮がなされていたといえるであろう。

希望要件として付加された三項目のうち、第一、二項は学校長の権限を確保するためのものであり、これは臨時教育会議で指摘されていた問題にたいする一応の解答であった。ただし、これが右の問題点を完全に解決することができなかつたことについては、すでに述べたところから明らかである。

また、第三項は諮詢案に示されていないものであり（もつとも政府部内ではすでに政策としてあったが）、その意味では建議的な内容であったといえる。ただ、答申にこの第三項が掲げられたことにより、文政審議會は配属將校制度を全面的に支持し、その強力なる実施を求めるものであることが明らかになった。

答 申

学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役将校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシムルコトハ德育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ主旨ニ於テ之ヲ行フヘキモノト認ム而シテ之カ実施上自然ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ常例ノ在當年限ヲ相当ニ短縮スルノ途ヲ開クコト亦可然ト思惟ス尚実施上ニ就キ希望スル所ノ要件左ノ如シ

- 一、配属将校ノ監督ニ関シ文部陸軍兩省ノ系統ヲ明カニセラレタキコト
- 一、体操科ニ主任ヲ置ク場合ニハ他ノ学科目ノ主任ト同シク学校長ノ適當ト認ムル者ヲ以テ之ニ充ツルコト

一、中等学校ニ在学セサル一般ノ青年ニ対シテモ成ルヘク速ニ本案ニ準シ教練ヲ実施セラレタキコト  
右及答申候也

大正十四年一月十一日

内閣総理大臣 子爵 加藤高明 殿  
文政審議會総裁 子爵 加藤高明

これで配属将校制度を設置するための重要な手続きは完了したといふことができるが、それが実際に発足するためには財政的な裏付けが必要である。それに関する審議は第五〇回帝國議會(一九二四年二月〜二五年三月)の予算審議のなかで行われた。

右の審議のなかで、配属将校制度の設置に反対する意見は見られなかった。いや、反対意見が見られなかっただけでなく、なかには「満腔の熱血を以て」賛成するという熱烈な支持表明さえもあつた。

「現役將校の首を繋ぐが為に軍事教育の制度が案出された」のではないかという質問にたいしては、「決して左様ではない」と岡田文相ははつきりとこれを打ち消しながらも、国防力を減退させないで四個師団を廃止するには將校を存置しておかなければならず、しかも「其將校を用なしにして置くことは出来ぬから学校の兵式訓練に充てれば即ち一挙兩得」だ<sup>(16)</sup>と述べ、配属將校制度が軍縮ときわめて深い関係にあることを認めた。これは配属將校制度が「現役將校の首を繋ぐ」うえにきわめて有用なものであったことを示すものにほかならなかった。

以上、配属將校が中等学校以上の学校に配属されるという日本教育史上の重大な出来事について、それが日本教育史上に占める意義を内在的に明らかにするために、立案過程を詳しく検討してみた。その結果明らかになったことからの要点を箇条書きにまとめると、およそ次のようである。

第一に、配属將校制度の前史は、森有礼文相によって導入された兵式体操にまでさかのぼることができ、配属將校制度はこの兵式体操を再建強化するものとして企図されたものである。

第二に、森文相による兵式体操導入の目的については、臨時教育会議に兵式教練振興の建議案を提出した中心的メンバーの一人であった江木千之は、軍事的要請に屈服したものでなく、教育それ自身のために必要だと考えられたためだと強調したが、他の提出者のなかにはこれを否定する意見もあった。

第三に、現役將校の学校配属を求める構想は、すでに臨時教育会議において右建議案が審議されたときに見られたが、現役將校の威信や質を危惧する意見や、現役將校の学校への配属により学校内秩序の混乱を指摘する意見などが出され、これに疑義が提出された。

第四に、一九二五年四月から実施された現役將校の学校配属制度は、陸軍省側からの一方的な押しつけによるものでなく、陸軍省側と文部省側とが共同で決定したものである、との説明が、文部省当局から一貫して行われた。

第五に、しかしながら、宇垣一成の日記や江木千之の非難発言、さらには文部・陸軍両省の協議の過程を見ると、

陸軍省側の強い主張を推測させる材料は少なくない。

第六に、また、配属将校制度は三次におよぶ陸軍軍縮と深い関係を持ち、これによつて整理された現役将校の救済を行うものであったという点で、文部省側がそのような動向とはまったく無関係に、独自に右の決定を行ったということもできない。

第七に、かつて臨時教育会議において指摘されていた、現役将校の学校配属にもなつて起ると予想された問題点については、文政審議会において一定の確認とそれにとたいする枠づけがなされたが、そのような事態を根絶するための予防策を講ずることはできなかった。

第八に、文政審議会における諮問にたいする審議では、現役将校の学校への配属を制度化することにたいする反対はなかった。論議は主として配属将校制度の目的における国防思想普及の問題、配属将校と学校長との関係などについて行われた。配属将校による学校教練の実施が学校の軍隊化をもたらすものではないかという危惧が表明されたことは、これを配属将校制度にたいする根本的な批判と見ることはできないが、当時の状況下においては一定の批判的発言であつたといえる。

### 注

(1) 下村寿一『岡田良平』(日本先哲叢書第二十二卷)(一九四三年)二〇九頁。

(2) 以下の叙述(本文次頁の軍事費支出額に関する表をも含む)は、松下芳男『近代日本軍事史』、藤原彰『軍事史』、岡本清一・藤島龍太郎『年表議会政治史』、遠山茂樹・今井清一・藤原彰『昭和史』新版などを参照した。

(3) 『諮詢第四号 文政審議会議事速記録』(一)二八一—二九頁。なお、文政審議会議事速記録には、頁数が付されていないが、読者が照合するのに便利なように、引用者が頁数を付した。以下に示す議事速記録の頁数もこれと同様、引用者

が便宜付した頁数である。

- (4) 阿部彰、前掲書、二七三頁・注(16)。
- (5) 「軍事教育打合せ会」『教育時論』一四二二号(一九二四年九月五日)。
- (6) 「軍事教育綱領決定」同前誌一四一三号(一九二四年九月一五日)。
- (7) 「軍事予備教育」同前誌一四一一号(一九二四年八月二五日)。
- (8) 「軍事教育と文部省」同前誌一四一四号(一九二四年九月二五日)。
- (9) 「軍事教育と陸軍省」同前誌一四一四号(同前)。
- (10) 「諮詢第四号 文政審議会議事速記録 (一)」三三—三四頁。
- (11) 松浦鎮次郎(發起人代表) 編纂『岡田良平先生小伝』(一九三五年)一八五頁。
- (12) 下村寿一、前掲書、二〇九—二一〇頁。
- (13) 『宇垣一成日記』I(一九六八年)四九六—四九七頁。
- (14) 同前、四九七頁。
- (15) 『諮詢第四号 文政審議会議事速記録 (二)』二〇三—二〇四頁。
- (16) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月四日。
- (17) 以下の各案は、「軍事教育の両省案」『教育時論』一四一五号(一九二四年一〇月五日)による。
- (18) 「軍事教育愈実施か」同前誌一四一八号(一九二四年一月五日)。
- (19) 「兵役短縮協定成立」同前誌一四一九号(一九二四年一月一五日)。
- (20) 「軍事教育の協議会」同前誌一四二二号(一九二四年二月五日)。
- (21) 「軍教細目大体決定」同前誌一四二二号(一九二四年二月一五日)。
- (22) 「公正会と軍事教育」同前誌一四二〇号(一九二四年一月二五日)。
- (23) 『東京日日新聞』一九二四年二月二七日。
- (24) 文政審議会は、一九二四(大正一三)年四月から三五(昭和一〇)年二月に至る長期にわたり「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ国民精神ノ作興教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」るために設置さ

号	件名	諮詢年月日	答申年月日	開會数	
				總會	特別委員會
10	学位令改正ニ関スル件	昭和2・12・17	昭和3・3・30 (一部修正 希望事項付)	2	3
9	師範教育制度改正ニ関スル件	同	同	4	2
8	大学令改正ニ関スル件	大正15・12・4	大正15・12・11 (提案通り)		
7	高等小学校制度ノ改善ニ関スル件	大正14・12・10	大正15・1・14 (付帯決議)	2	2
6	青年訓練ニ関スル件	同	同	2	5
5	幼稚園令制定ノ件	大正14・12・9	大正15・1・3 (一部修正)		
4	学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件	大正13・12・10	大正14・1・11 (希望事項付)	2	5
3	師範教育ノ改善充実ニ関スル件	大正13・12・2	大正13・12・25 (付帯決議)	2	6
2	中等教育改善ノ為中等教科書ノ標準編纂ノ件	同	同 (撤回)		
1	小学校令改正ノ件 (義務教育年限延長実施)	大正13・5・3	大正13・10・18 (撤回)		

れた審議会である。臨時教育會議と同様に内閣に直屬するものであったという点で、戦前の教育関係審議会としては格の高い、重要な審議会であった(但し、上論は付されていなかった)。委員総数五〇人以内で各界諸大家を網羅した大審議会であった点では、臨時教育會議を上回るものであった。総裁は歴代首相が就き、設置されてから廃止されるまでの間延べ一人を数えた。文政審議会にたいする諮詢―答申状況は、次のごとくである。

#### 文政審議会諮詢―答申状況一覽表

14	13	12	11
青年学校制度制定ニ関スル件	大阪帝国大学創設ニ関スル件	師範教育改善ニ関スル件	中学校教育改善ニ関スル件
昭和10・1・12	昭和6・4・9	昭和5・12・4	昭和3・9・28
昭和10・1・21 (一部修正 希望事項付)	昭和6・4・14 (希望事項付)	昭和5・12・23 (希望事項付)	昭和4・6・20 (一部修正 希望事項付)
3	2	3	2
3	1	4	25

〔備考〕 本表は、文部省教育調査部、前掲書による。

- (25) 『諮詢第四号』 文政審議会議事速記録 (一)、中扉。
- (26) 関直彦委員の質問にたいする松浦幹事長(文部次官)の答弁。同前(一)、一三頁。
- (27) 林陸毅委員の質問にたいする岡田副総裁(文相)の答弁。同前(二)、七四頁。
- (28) 同前(一)、二一五頁。
- (29) 同前(一)、二〇一二頁。
- (30) 同前(一)、二二二五頁。
- (31) 同前(一)、二五三六頁。
- (32) 同前(一)、三七一六〇、七七一八三、九一―九四頁。
- (33) 同前(一)、六一―七六、八四―九一、九四―九七頁。
- (34) 同前(一)、一四〇―一四三頁。
- (35) 同前(二)、一三三―一三九頁。
- (36) 同前(一)、一六一―一六二頁。
- (37) 同前(一)、一五七―一五九頁。
- (38) 同前(一)、一六二―一六三頁。

- (39) 同前(一)、九八一—一〇四頁。  
(40) 同前(一)、一〇四—一一〇頁。  
(41) 同前(一)、一一一—一二〇頁。  
(42) 同前(一)、一二〇—一二四頁。  
(43) 同前(一)、一二五—一三〇頁。  
(44) 同前(一)、一三二—一四〇頁。  
(45) 同前(一)、一四八—一五六頁。  
(46) 同前(一)、一六七—一九四頁。  
(47) 同前(一)、一九五—二〇八頁。  
(48) 同前(一)、二一五—二二八頁。  
(49) 同前(一)、二二八—二三六頁。  
(50) 同前(一)、二三六頁。  
(51) 同前(一)、二三六—二三七頁。  
(52) 同前(一)、二三八頁。  
(53) 同前(一)、二四二—二四九頁。なお、阿部彰、前掲書、四二四—四二八頁にも収録されている。  
(54) 同前(一)、四四—五九頁。  
(55) 同前(一)、五九—七〇頁。  
(56) 同前(一)、七一—八七頁。  
(57) 同前(一)、八八—一一五頁。  
(58) 同前(一)、一一七—一二〇頁。  
(59) 同前(一)、一二一—一四九頁。  
(60) 同前(一)、一五〇—一五五頁。  
(61) 同前(一)、一五五頁。

- (62) 同前(一)、一六五—一六八頁。  
 (63) 同前(二)、一六八—一六九頁。  
 (64) 同前(二)、一六九—一七四頁。  
 (65) 同前(二)、一七五頁。  
 (66) 同前(二)、一七七頁。  
 (67) 同前(二)、一八一—一八四頁。  
 (68) 同前(二)、一八五—一八六頁。  
 (69) 同前(二)、一八六—二〇四頁。  
 (70) 同前(二)、二〇四—二〇五頁。  
 (71) 同前(二)、二〇七—二〇九頁。  
 (72) 同前(二)、二〇九頁。  
 (73) 同前(二)、二一三頁。  
 (74) 同前(二)、二〇九—二一二頁。  
 (75) 『大日本帝國議會誌』第一五卷、五〇二頁(志水小一郎の質問から)。  
 (76) 同前、四四九—四五二頁。

## 第三章 配属将校制度の登場とその意義

### 一 陸軍現役将校学校配属令の公布とその目的

#### 1 陸軍現役将校学校配属令の公布

現役将校の学校配属が決定したのは、一九二五（大正一四）年四月一三日勅令第一三三号をもって公布された「陸軍現役将校学校配属令」<sup>(1)</sup>によってである。その内容の要点は次のようであった。

① まず、官立または公立の師範学校、中学校、実業学校（尋常小学校卒業程度をもって入学資格とする修業年限五年の実業学校またはこれと同等以上の実業学校）、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所または実業補習学校教員養成所には現役将校が当然に配属され、私立の中学校、実業学校、高等学校、大学予科もしくは専門学校または徴兵令一三条一項二号の規定による認定を受けている私立学校<sup>(2)</sup>については、当該学校の申請によって現役将校が配属されることになった（一条一項、二条一項）。官立・公立学校には強制的に配属しながら私立学校は任意とした理由は、「大体官公立ノ学校ニ於テハ尽ク兵式教練ヲヤツテ居ル」のにたいして、私立の大学予科や専門学校などでは「現在体操ト云フヤウナ科目ヲ設ケテ居ルヌ処モア」<sup>(3)</sup>り、「随テ運動場ナリ其他ノ設備ニ於テモ之ヲ全然欠イテ居ル処モアルノデ」<sup>(3)</sup>任意にしたと説明されている。

② 現役将校が学校に配属された目的は、これらの学校の「男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為」であつた（同前）。前述したように、教練は一九一一年以来中学校、高等学校に置かれ、一三年に至つて小学校、師範学校、高等女学校がこれに加わり、男女ともに課せられてきたのであるが、配属将校はこれらの学校の、とくに男生徒の指導を強化しようというものであつた。

③ 当時体操を課していなかつた大学については、大学学部の新し出があるときに限つて現役将校を配属することとされた（二三条三項）。しかし、実際上は後述するように、兵役免除の特典などにひかれて多くの大学が現役将校の配属を受け、学生に教練を課した。ただし、大学の教練は必修科目ではなく、希望者のみが履修するものとされた。

④ このほか官立・公立の商船学校と商船専門学校にも現役将校を配属することができることになつたが、前記の実業学校以外の実業学校、修業年限二年未満の実業補習学校、教員養成所、夜間に教練を課する学校にたいしては現役将校は配属されなかつた（五条）。

⑤ その将校の配属については陸軍大臣と文部大臣とが協議してこれを行い（一条二項）、将校が配属された学校の教練の実施状況については、さらに他の現役将校に査閲させる権限が陸軍大臣に与えられた（四条）。これは学校教育に従事する職員の人選に軍部が関与し、さらに学校教育の成果にたいする評価にも軍部が関与することを意味するものであり、軍部の直接的な教育支配に新しい道を開くものであつた。

⑥ このようなくみのもとで、配属将校は「教練ニ関シテハ当該学校長ノ指揮監督ヲ承ク」（二三条三項）べきものとされた。とはいふものの、学校長の監督権は實際上完全に配属将校のうえに及び得るかどうか、とくに配属将校の官等が校長や教員より高い場合には配属将校の取り扱ひをどうするかという問題が教育界の重大関心事となり、校長を頂点とする学校管理秩序の崩壊が危惧された。

なお、この陸軍現役将校学校配属令の公布日と同じ日、大学の総長、学長またはその他の学校設立者が現役将校の配属を申し出る際の申請書に記載すべき要件や、将校の配属を中止する場合などについて定めた「陸軍現役将校学校

配属令施行規程<sup>(4)</sup>（文部陸軍省令）をも公布した。同施行規程の附則に「大正十四年二現役将校ノ配属ヲ受ケムトスルモノハ第一条ノ申請書ヲ四月三十日迄ニ提出スヘシ」（二項）とあつたのを見ると、その実施がいかに急がれていたかが分かる。

同年七月三日付けの勅令二四六号<sup>(5)</sup>では、文部大臣所轄外の学校にも陸軍現役将校を配属することができる旨を定めた。この結果、いわゆる内地では学習院、神宮皇学館、農林省所管水産講習所および通信官吏練習所が現役将校配属学校となり、外地でも朝鮮、台湾、樺太、関東州および南満州鉄道附屬地に在る学校で、現役将校による教練の実施がなされ得ることになった。

## 2 陸軍現役将校学校配属令の目的

陸軍現役将校学校配属令の公布目的は、同じ四月一三日付けで文部省から大学、直轄学校、公私立の高等学校・専門学校、北海道庁および府県に宛てて発せられた文部省訓令第五号<sup>(6)</sup>のなかで、大要次のように述べられている。

同訓令は、まず、国民の心身の発達や資質の向上をうながし国運の隆昌をはかるという「最モ喫緊ノ一要務（中略）ノ達成ハ主トシテ之ヲ教育ノ効果ニ待タルヘカラス」と、教育の役割の国家的重要性について明らかにしたあとで、一八八六（明治一九）年以来学校に兵式体操を導入したのは右の目的を達成するためにほかならなかつたにもかかわらず、その後兵式体操が次第に形式に流れたことを「頗ル遺憾」とし、「当局ニ於テハ夙ニ学校ニ於ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之カ為ニハ現役将校ヲシテ其ノ指導ノ任ニ当ラシムルコトノ有効ナルヲ認メ之カ実行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其ノ実現ヲ見ルニ至レリ」と、公布にいたる経過を説明する。

次いで「学校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ学生生徒ノ心身ヲ鍛練シテ其ノ資質ヲ向上セシムルニ在リ」と教練の目的を述べ、それはさらに具体的には、国家的観念を明徴にし、献身奉仕の精神を振起し、責任、規律、節制、協同、服従を強化することであると述べたあとで、今回の措置はこのような目的をもつ「教練ノ教授能率ヲ増大シ其ノ実施

ヲ一層適切有効ナラシメムトスルニ外ナラス」と、教練の教授能率の増大と実施の適切有効化をめざすためのものであることを明らかにしたのであった。

この訓令は、右配属令の制定を文政審議会に諮問した際の岡田良平文相の提案趣旨説明や、その諮問を受けた文政審議会が首相に提出した答申およびその説明と同趣旨のものであり、その意味では長い間、教練の充実を求めてきた当局の集約的見解であり、国防能力の増進を技術的側面ではなく、精神的側面で実現しようとするものであった。

### 3 現役軍人学校配属の先例

学校に現役の軍人を配属し、それに学校教練を担任させることによって、学生生徒の心身の鍛練と資質向上をはかり、国防能力を増進させようというこの配属将校制度は、教育界にとつて前代未聞の出来事であったと前述したが、実は任意に現役軍人を学校に招致し、兵式体操や教練を担任させた事例はこれまでまったくないわけではなかった。現役軍人が学校で教育を担任したという事実そのものは、現役将校配属令公布の四〇年ほど前からはじめられていたのである。

一八八六（明治一九）年、時の文部大臣森有礼が現役将校を高等師範学校長に就任させた事実はあまりにも有名である。当時森文相の下で働いていた江木千之によれば、そのいきさつは次のようであったという。

「速カニ我国ノ品位ヲ引上げ」るためには「教育ニ依ルノ外ハナイ、教育ヲ振興シナクテハナラス」ことを痛感していた森文相は、当時の教育界の「惰氣満々」の有様を打開しようと「初メテ此兵式体操ヲ先ツ直轄学校即チ高等師範学校、高等中学校等ニ実施スルコト」にし、「予後備ノ士官ヲ引ツ張ツテ来テ先ツ其教官ニシタ」。しかし彼等は「現役兵ニ較ベルト非常ナ相違」があり、たとえば「麦稈帽子ニ蝙蝠傘ヲ杖突イテ（中略）指図ヲスルト云フヤウナ有様」であったため、第一に校長を入れ替え現役将校を校長にし、第二に兵式体操の教官にも現役将校を充てることにした。陸軍省にたいする交渉のすえ、第一候補の「山地將軍ヲ連レテ行クコトハ見合シテ呉レト云フコトニナツタ」が、「遂

二当時ノ陸軍将官タル山川浩君ヲ高等師範学校長ニ引ツ張ツテ参ルコトガ出来タ。また、兵式体操の教官の件は、當時陸軍士官学校を卒業したばかりの、優秀と評判の高い松石少尉の割愛を求めたところ「陸軍条例ニ於テ現役ノ将校ヲ以テ文部ノ教官ニ充テルト云フコトハ到底条例ガ許サヌ」ということで「桂陸軍次官ハ非常ニ困難セラレタ」のであったが、「遂ニ策ヲ考ヘラレ(中略)、参謀本部御用掛ト云フ名称ヲ附ケテ参謀本部ヨリ文部ノ学校教官ニ出張サスト云フコトナリマシテ松石少尉ガ高等師範ノ兵式体操ノ教官ニナツタ」というのである。

ここでは、あえて現役将校を招致しようとしたゆえんは、教育界の怠惰な雰囲気を変えるためであったことが明らかにされているが、右の第一の事例の主、陸軍歩兵大佐山川浩(当時陸軍省総務局制規課長)は一八八六年三月、兼任校長として高等師範学校に入り、九一年八月に職を辞すまで兵式体操と寄宿舎の兵営化を推し進めたところからすると、江木のいう森文相の意図は十分達せられたことになる。

第二の事例では、現役軍人の学校招致には制度上の障害があったにもかかわらず、便法を講じて迎え入れたことが強調されている。これは、第一の事例とともに、現役軍人の招聘が軍部による押しつけでなく、教育行政側から発想され、実現されたものであることを示すものである。

右の制度上の障害については、その後文部・陸軍両省からこれを取り除く試みが具体化され、現役軍人が学校で教えることが可能になった。まず、文部省側についてみると、森文相のもとで教員資格制度が整備されるなかで、中等学校教員の養成は直接養成と検定方式が制度化され(尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則<sup>9)</sup>、明治一九年一月二日(文部省令第二号)、検定方式については試験検定を原則としながら無試験検定も残された。一八九六(明治二九年)にいたり、その無試験検定の出願資格が明定されたが、そこでは帝国大学分科大学卒業生、高等学校卒業生などとならんで、「陸軍教導団歩兵科卒業生ハ兵式体操ニ関シ」「試験を須キスシテ検定ヲ行ヒ免許スルコトアルヘシ」とされるにいたった(同前教員免許規則<sup>10)</sup>。○条、明治三二年一月二日(文部省令第一二号)。

一九〇〇(明治三三年)の教員免許令(勅令第一三四号)のもとでもその方針は変わらず、「一 陸軍歩兵科士官」「二 元

陸軍教導団歩兵科卒業生」<sup>13</sup> 陸軍歩兵科下士官任官後滿四年以上現役ニ服シタル者」は「体操ニ関シ」「無試験檢定ヲ受クルコトヲ得」とされてきた(教員免許令第七条にもとづく「教員檢定ニ関スル規程」<sup>11</sup>第五條、明治三十三年六月一日文部省令第一〇号)。

これにたいして、陸軍の派遣將校取扱規則や派遣者取扱規則のなかで、学校(軍関係以外の)にたいする軍人の派遣に関する定めがいつからなされるようになったかについて、筆者はいまだ詳らかにし得ていないが、江木の前掲発言に徴すると少なくとも教育行政側における前述のごときは正措置よりも遅れてなされたことだけは間違いない。江木が臨時教育会議で「今日配屬將校ヲ用キテ宜イト云フコトニナツテ居リ」、「陸軍ノ訓令ハアルニ拘ラズ、聯隊ノ所在地ノ学校デアリナガラ矢張り現役ノ者ヲ用ヒテ居ラヌト云フヤウナ所ガ多々アル」<sup>13</sup>と述べているところから推察すると、大正期に入った頃にはすでに將校の派遣が承認されていたようである。このような変化には、既に述べたような社会の兵營化、軍隊の「国民軍」化をめざす当時の新方針が大きく影響したものと考えられる。

#### 4 学生生徒の兵役上の特典の拡大

以上のような陸軍現役將校の学校配屬制度の実施とともに、それまで学生生徒に与えられてきた兵役上の特典が、特例としてさらに拡大されることになった。これは、現役將校が担当する教練を受けた学生生徒は、そうでない学生生徒よりも頼むに足り、現役兵として服役して受けるべき訓練の幾分かをすでに済ましているという解釈に立つて認められた特例措置であった。

一九二六(大正一五)年七月二二日勅令第二六一号をもって公布された「一年志願兵及一年現役兵服務特例」<sup>14</sup>により、左記の学校で現役將校の担当する教練を受け、檢定に合格した卒業生で、一年志願兵として服務する者にたいしては、特例として、一年の在營期間を短縮しておおむね一〇ヵ月後には帰休させることとし(第一条)、また、在營期間終了後、従来課してきた勤務演習にも召集しないこととした(第五條第一項)。この特例が適用される学校は、⑦高等

学校、大学令による大学予科、①専門学校、高等師範学校または陸軍大臣がこれと同等以上と認める学校、⑦中学校卒業を入学程度とする修業年限二年以上の学校であった(第一条)。他方、師範学校で配属将校の行う教練を受け、その検定に合格し、一年現役兵となっている卒業生にたいしては、在営期間を約半分に短縮し、おおむね五ヵ月後に帰休を命ずることとした(第六条)。

この一年志願兵と一年現役兵の制度は、徴兵令で定められていた特典付きの制度であった。いずれの制度も(正確に言えば、一年志願兵制度と、一年現役兵制度の前身としての六週間現役兵制度は)、一八八九(明治二二)年一月の徴兵令改正に当たり、陸軍省顧問ドイツ陸軍少佐メツケルの進言によって創設されて以来、継続されてきたものであるが、ここで配属将校制度が発足した当時におけるこれらの制度の概要を紹介しておく、次のようである。

一九一八(大正七)年四月一日法律第二四号により改正された徴兵令<sup>(15)</sup>では、まず、一年志願兵の資格要件については、①陸軍予備役後備役将校、同相当官たることを希望する、②満一七歳以上二二歳未満の、③官立学校(小学科および選科等の別科を除く)、師範学校または中学校を卒業した者、または、勅令の定めるところにより中学校の学科程度と同等以上と認める学校を卒業した者は、④志願により、一年間陸軍現役に服することを得る、と規定し、⑤その際の食料、被服、装具等の費用は、原則として志願者の自弁によることとした。③の学校に在学する者で二二歳未満までに卒業し、入営することができる場合もそれと同じ扱いとし、この場合は卒業するまで志願者の入営を延期した(第一条第一―三項)。

この一年志願兵には、兵役への徴集が一定期間猶予されるという特典があった。それについて同令は、①一年志願兵として服役すべき者で、②⑦修業年限三年以上の専門学校、または、④これと同等以上と認める学校に在学しているものにたいしては、③本人の願いにより、④その学校の修業年限に応じて、満二七歳まで入営を延期する、と規定した(第二三条第一項)。

右の②④の学校の認定と④の入営延期については、同年九月二三日勅令第三五七号<sup>(16)</sup>において具体的に規定した。②

①の同等以上の学校の認定は、従来文部大臣だけで行ってきたものを、今後は陸軍大臣と文部大臣とでこれを行う(第一条)とし、学校の認定に陸軍大臣の関与を認めた。また、④の学校の修業年限に応じた入営延期の期限は、中学校卒業を入学程度とする修業年限三年以上の官立学校または公立私立専門学校在校する者については満二五歳まで、同様の修業年限五年以上の専門学校在校する者は満二六歳まで、そして六年以上の専門学校、東京商業学校専門部または帝国大学分科大学に在籍する者は満二七歳まで、それぞれ入営を延期する(第二条)、とし、一律に二八歳まで徴兵を延期したそれまでの大まかなやり方を改め、これからは学校の種類別に期限を設定するという新しい方法を採用した。入営延期の資格を与えられた学校名とその修業年限は、次に掲げる「学校一覧」のようであるが、学校に入営延期の資格があるかないかは、その学校の経営、さらには学校の存立そのものを左右する重大なる要因となった。

入営延期ノ資格アル学校一覧(大正九年八月四日陸普第三一六八号)

官立学校ノ部	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 帝 国 大 学</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>医学部 四年 其他ノ学部 農学実科 林学実科 兽医学実科 各三年</p>
<p>摘 要</p> <p>実科ハ専門 学校相当ノ モノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 高 等 師 範 学 校</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>文学部 三年 附属(大学予科) 三年 商業部 各三年 商業教員養成所 四年</p>
<p>摘 要</p> <p>専門部教員 養成所ハ專 門学部相当 ノモノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 帝 国 大 学</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>医学部 四年 其他ノ学部 農学実科 林学実科 兽医学実科 各三年</p>
<p>摘 要</p> <p>実科ハ専門 学校相当ノ モノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 高 等 師 範 学 校</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>文学部 三年 附属(大学予科) 三年 商業部 各三年 商業教員養成所 四年</p>
<p>摘 要</p> <p>専門部教員 養成所ハ專 門学部相当 ノモノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 帝 国 大 学</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>医学部 四年 其他ノ学部 農学実科 林学実科 兽医学実科 各三年</p>
<p>摘 要</p> <p>実科ハ専門 学校相当ノ モノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 高 等 師 範 学 校</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>文学部 三年 附属(大学予科) 三年 商業部 各三年 商業教員養成所 四年</p>
<p>摘 要</p> <p>専門部教員 養成所ハ專 門学部相当 ノモノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 帝 国 大 学</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>医学部 四年 其他ノ学部 農学実科 林学実科 兽医学実科 各三年</p>
<p>摘 要</p> <p>実科ハ専門 学校相当ノ モノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 高 等 師 範 学 校</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>文学部 三年 附属(大学予科) 三年 商業部 各三年 商業教員養成所 四年</p>
<p>摘 要</p> <p>専門部教員 養成所ハ專 門学部相当 ノモノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 帝 国 大 学</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>医学部 四年 其他ノ学部 農学実科 林学実科 兽医学実科 各三年</p>
<p>摘 要</p> <p>実科ハ専門 学校相当ノ モノトス</p>	
<p>学 校 名</p> <p>東 京 高 等 師 範 学 校</p>	<p>入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限</p> <p>文学部 三年 附属(大学予科) 三年 商業部 各三年 商業教員養成所 四年</p>
<p>摘 要</p> <p>専門部教員 養成所ハ專 門学部相当 ノモノトス</p>	

第三章 配属将校制度の登場とその意義

水原農林専門学校	鹿兒島高等農林学校	盛岡高等農林学校	佐賀高等学校	山形高等学校	水戸高等学校	松山高等学校	北海道帝国大学			九州帝国大学	東北帝国大学
	本科	本科	高等科	高等科	高等科	高等科	医学部	農学部(予科)	農学実科	工学部	医学部 其他ノ学部
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	各三年	各三年	各三年	三年	各三年
							医学部	農学部	農学実科		工学部
							ノモノトス	ノモノトス	ノモノトス		ノモノトス
広島高等工業学校	京都高等工業学校	米沢高等工業学校	熊本高等工業学校	名古屋高等工業学校	大阪高等工業学校	東京高等工業学校	山口高等学校	松本高等学校	新潟高等学校	第一乃至第八高等学校	広島高等師範学校
各科	各科	各科	各科	各科	各科	本科 工業教員養成所	高等科	高等科	高等科	高等科	文科理科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	各三年	三年	三年	三年	各三年	四年
					工業教員養成所					大学予科	
					未了					大学予科ハ 月三十一年八 迄存置	

金沢医学専門学校	新潟医学専門学校	岡山医学専門学校	千葉医学専門学校	台湾総督府高等商業学校	山口高等商業学校	小樽高等商業学校	長崎高等商業学校	神戸高等商業学校	横浜高等工業学校	秋田鉱山専門学校	京都高等蚕糸学校	上田蚕糸専門学校	東京高等蚕糸学校
薬学科			薬学科					予本科 (三年)	各科	各科	本科	本科	本科
四年	四年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	四年	三年	三年	三年	三年	三年
学 習 院	神宮皇学館	京城専修学校	東京音楽学校		東京美術学校		東京外国語学校	台湾総督府医学専門学校	京城医学専門学校	長崎医学専門学校	桐生高等工業学校	京城工業専門学校	旅順工科学堂
高等科	本科		本科 甲種師範科	シ 予備科 (予備科)	予備科 其他ノ 通科	圖書師範科	製版科、臨 時写真科	本科	専門部	薬学科	各科	各科	各科
三年	四年	三年	各三年	五年		各三年	各三年	三年	四年	三年	三年	三年	四年

第三章 配属将校制度の登場とその意義

学 校 名	私立学 校ノ部	千葉県立高等園芸学校	京都市立絵画専門学校	京都府立医学専門学校	大阪医科 大学	学 校 名	公立学 校ノ部	水 産 講 習 所	本科 遠洋漁業科 各三年
		入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限	三年	本科三年 予科二年	四年	予科四年 学部三年			
摘要					本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トス	摘要			
学 校 名		愛知医科 大学	大阪市立高等商業学校	富山県立薬学専門学校	愛知県立医学専門学校	学 校 名			
入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限		予科四年 学部三年	三年	三年	四年	入営延期ノ資格アル 学科(学部)及其修 業年限			
摘要		本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トス				摘要			

一、本覧ニ記載ナク且ツ研究科選科等ノ別科ニ属セスト認ムル科学学部又ハ学校在学者ニシテ入営延期ニ関シ疑アルモノハ兎モ角願書ヲ提出セラルヘシ当局ニ於テ調査ノ上許否ノ指令ヲ与ヘラル

二、通信省官吏練習所在学者ノ在学ノ為ノ入営延期ハ二十二歳未満迄ニ卒業シ入営シ得ル見込ノ者ノ卒業迄入営延期スルコトハ成シ得ルモ其後ハ不可ナリ即チ徴兵令第二十三条第一項ノ入営延期ハ許可セラレス

私立早稲田大学	専修大学	私立慶応義塾大学	私立明治大学	私立中央大学
学部三年 高等学院三年 高等部三年 専門部一種生 師範科 其他 三年 四年 三年	学部三年 大学二年 専門部(一種生) 三年 五年	学部 医学部四年 予科ヲ通シ七年 其他 予科ヲ通シ六年 予科 三年	学部三年 大学予科三年 専門部(正科生) 三年 六年	学部三年 大学予科三年 専門部(正科生) 三年 六年
本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トスハ 高等学院ハ 予科ニ同シ 専門部ハ専 門学校令ニ 依ル	学部予科共 一種生ニ限 ル	本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トスハ 本大学ハ大 学令ニ依ル	本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トスハ 専門部ハ専 門学校令ニ 依ル	本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トスハ 専門部ハ専 門学校令ニ 依ル
私立東洋大学	豊山大学	日蓮宗大学	天台宗大学	私立法政大学
大学部(第一種生) 専門部(第一種生) 四年 三年	本科三年 予科一年 四年	大学科 本科 予科一年 四年	本科 四年	学部三年 予科二年 専門部(正科生) 三年 五年
				本大学ハ大 学令ニ依ル 大学トスハ 専門部ハ専 門学校令ニ 依ル

第三章 配属将校制度の登場とその意義

私立曹洞宗大学	宗教大学	拓殖大学	私立立教大学学院	私立日本大学	
大学部 高等部 計 一年 四年 五月 三年	教育部 宗教科 本科 正科 予科 二年 三年	本科 予科 一年 三年 四年	学部 （第一種） 三年 予科 二年 五年	大学部 予科 二年 五年 専門部 （正科生） 三年 高等師範部 （正科生） 三年	
高等部 大学へ 進入り				本大学ハ 大学ニ依 ル 大学トス ル 専門部ハ 高等 師範部ニ 依ル ス	
同志社大学	関西大学	立命館大学	東京農業大学	私立上智大学	国学院大学
学部 予科部 三年 三年 六年	大学部 （正科生） 三年 予科 二年 正科生 三年 五年	大学部 （本科） 三年 予科 二年 本科 二年 三年 五年	大学部 高等科 予科 二年 本科 二年 計 五年	学部 予科 二年 五年 専門部 （甲種生） 三年	
本大学ハ 大学ニ依 ル					本大学ハ 大学ニ依 ル 大学トス ル 専門部ハ 高等師範 部ニ依ル ス

熊本医学専門学校	私立東京慈恵会 医院医学専門学校	日本医学専門学校	東京医学専門学校	新義真言宗智山派 私立大学智山勸学院	私立真言宗高野山大学	私立臨濟宗大学	仏教大学	真言宗京都大学	私立真宗大谷大学
四年	本科 予科 四年 五年	四年	四年	本科 予科 三年 四年	本科 四年	本科 四年	大学部 予科 本科 三年 計五年	四年	本科 予科 三年 六年
			私立東京医 学専門学校改 称						
東北学院専門部	成蹊実業専門学校	高千穂高等商業学校	九州薬学専門学校	大阪薬学専門学校	京都薬学専門学校	東京薬学専門学校	南満医学堂	大阪歯科医学 専門学校校	専大 阪歯科医学 校
文商科 師範科 文科商科 予科 本科 三年 計四年	三年	三年	三年	本科 三年	本科 三年	三年	本科 四年	本科 三年	本科 三年
神学 科第一 部 計四年 三年									
神学 科第一 部 ハ文科 ヲ 卒業シ タル 者 進 入 ス									

第三章 配属将校制度の登場とその意義

東京 学院	青 山 学 院	私立 神学社 神学校	私立 明治学院 高等学部 神学部	私立 三門 神学校	私立 明治 専門学校	私立 京城 高等商業 学校	東京 歯科 医学 専門 学校
高等学院 神学部 本科 三年	神学部 本科 三年 予本科 三年 計四年	神学部 二年 五年	予本科 三年 本科 四年	本科 前期 三年 後期 三年 五年	四年	三年	本科 四年
神学部 高等 ノ及 者之 進部 入同 入等 ハ業 ス高	神学部 本科 ノ高 者学 進部 入同 入文 本学 ノ部 業人 進学 同部 文部					業京立財 学城東団 校高洋法 改等商私 称会私	
私立 西山 専門 学校	医財 学団 法專 人東 門洋 学歯 校科	大倉 高等 商業 学校	日本 歯科 医学 専門 学校	武大 道日 專本 門武 学徳 校会	東京 物理 学校	九州 学院 神学 部	私立 関西 学院
本科 三年	四年	三年	四年	本科 四年	高等 師範 科正 科三年	予本科 三年 二年 五年	文科 商科 神学 部正 科四年 予科 二年 計五年

私立聖公会神学院	本科	三年	東亜同文書院	三年
仏教専門学校	本科	三年	日露協会学校	三年
真宗勸学校	高等科	三年		大正九年九月開校

この一年志願兵には、他にも各種の恩典が認められた。例えば、一般現役兵が三年間の就役を強制されるのにたいし、一年志願兵は、その名称に見られるごとく、一年間の就役で済むほか、その一年の就役期間中は自宅を含む営外の居住地から通勤することができ、現役満期の後は一年間予備役に服し、五年間後備役に服することとされた。一般現役兵の予備役が四年四ヵ月、後備役が一〇年であるのとくらべると、大幅な短縮であった。また一般現役兵にくらべて昇級が非常に速く、上等兵になるのに一般現役兵が二年かかるところを、一年志願兵は六ヵ月でなることができた。「勤務ニ熟達シ且品行方正ニシテ予備士官ノ教育ヲ授クルニ堪フ可キト認ムル者」という条件付きではあったが（明治三二年勅令第一四号、陸軍一年志願兵条例第五・二三条）。しかし、この制度は、原則として服役中の諸費用を志願者の自己負担としており、しかも例えば、創設当初の一八八九（明治三二年）でも六〇円という高額の費用を納入しなければならなかったため、右の学校の在学者や卒業生の出身家庭が中産階級以上であったとしても、誰でも容易にその恩恵をうけることができたということではできず、実際に恩恵を受けることができたのは地方の地主か相当の資産家の子弟が多かったようである。

この時期の徴兵令には、また、一年現役兵の制度があった。これは、小学校教師の養成機関である師範学校の生徒のみに関する特例で、二〇歳未満で師範学校を卒業した者、または、満二〇歳以上で師範学校に在校し満二三歳までにこれを卒業すべき者は、一年間陸軍現役に服させるという制度（第一四条第一項）であり、これらは志願によるもの

ではない。なお、師範学校在学中の者には卒業まで入営を延期すること、および、一年現役兵の現役を終わった者はただちに第一国民兵役に服すること、とした（同条第三・四項）。

師範学校生徒にたいする一年現役兵の制度は、実はこの時期の徴兵令、すなわち一九一八（大正七）年法律第二四号よつて改正された徴兵令ではじめて採用された制度であつて、それ以前は六週間現役兵制度であつた。この改正で六週間現役が一年現役に改められたのは、「これは恰も欧州対戦終息直後の際でもあり軍事上の進歩に伴ひ、国防の重要性に鑑み、六週間現役では到底軍人としての素養を与ふるに不十分なりとする理由に依つたものである」といわれているが、参謀次長田中義一は、「六週間現役制は、独り日本にのみ存在し、時勢の要求と国民皆兵の精神とに一致せざるを以て、其の現役期限を一ヶ年に延長し、国民の基礎教育に任ずべき師範学校卒業者の軍事教育を昂上せしめ、其の効果を国民教育に及ぼすこと」が必要である、と主張して改革を求めていた。

しかし、一般の人から見れば殆ど兵役を課されているか分からないほど短期間の六週間現役制度を一年に延長することには、各方面からの抵抗があらかじめ予測されたので、政府は師範学校長会議に諮問せず、軍の独断的な強圧手段で延長を断行したが、果たせるかな世間では、これでは師範学校に入学する者がいなくなつてしまふとの声が全国的に起り、帝国議會でも教育上由々しい問題だとして、政府や軍にたいする追及が行われた結果、文部省は入学志望者の減少を防ぐために、入営期間中俸給の七割乃至八割程度を支給する方針であると言明し、減少を食い止めようとしたが、事態は必ずしも政府の期待したようにはならず、師範学校入学志望者は漸減の傾向を見せた<sup>(20)</sup>。

配属将校制度が発足して間もない一九二七（昭和二年）四月一日、法律第四号により、徴兵令に代えて兵役法が制定された。兵役法<sup>(21)</sup>では、それまでの一年志願兵制度を幹部候補生制度に改め、学校在学者の入営延期制に代えて徴集延期制を復活させ、また一年現役制を短期現役制とし、その在営期間を五カ月に短縮した。

まず、一年志願兵制度を幹部候補生制度に改めたことは、そもそも一年志願兵制度が予後備役幹部養成に発するものであつたことからすれば、その趣旨をさらにすすめたものである。幹部候補生制度の内容については、兵役法第三

条に基づき制定された陸軍補充令<sup>(22)</sup>(同日勅令第三三二号)で詳細に定められたが、これによると、幹部候補生の資格は、①予備役および後備役の士官になりたいという希望をもつ者で、②年齢一七歳以上二八歳未満(志願の年の一二月一日現在の年齢で)にして陸軍大臣の定める身体検査に合格した者であり、③次の各号の一に該当し、且つ当該学校の配属将校が行う教練を修了し、その検定に合格した者であり、④修業期間中の食料、被服、装具等の費用を自弁する者であった。上記③の各号とは、⑦配属将校を附した学校(研究科、選科等の別科を除く)を卒業した者、⑧同様の高等学校高等科または大学令による大学予科の第一学年の課程を修了した者、または、⑨同様の学校にして陸軍大臣が高等学校高等科と同等以上と認めるものの第一学年の課程を修了した者、であつた(第五三条第一項)。この資格は、各兵科の幹部候補生の場合には必要にして十分な資格であつたが、次に掲げる各部の幹部候補生の場合には、この上にも一つの資格を備えることを必要とした。そのもう一つの資格というのは専門的資格で、経理部幹部候補生ならば、法律、経済または商業に関する学科を教授する専門学校または陸軍大臣がこれと同等以上と認めた学校を卒業した者、衛生部幹部候補生の場合は、医師免許証を有するかさもなければこれを受ける資格のある者、または、薬剤師免許証を有するかさもなければこれを受ける資格のある者、そして、獣医師部幹部候補生としては、獣医師免許証を有するかさもなければこれを受ける資格のある者、とした(第五四条)。

幹部候補生の入営後の修業期間に関しては、卒業した学校によつて差を設け、①以下に掲げる学校を卒業し且つ当該学校において配属将校の行う教練を修了し、その検査に合格した者にあつては一〇ヵ月、②それ以外の学校の場合是一年とした。①の場合は、それまでの一年志願兵の在営期間と比較すると、二ヵ月の短縮となる。その①の学校とは、⑦大学令による大学の学部もしくは予科、または高等学校高等科、⑧専門学校、高等師範学校または陸軍大臣がこれと同等以上と認める学校、及び、⑨中学校を卒業程度とする修業年限二年以上の学校、であつた(第五七条)。この兵役法では、学校在学者の入営延期の制度が姿を消し、徴集そのものを延期する制度が復活した。すなわち、同法は、中学校または中学校の学科程度と同等以上と認める学校に在学するものにたいしては、本人の願により、

学校の修業年限に応じ、二七歳に至るまで徴集を延期すると規定した(第四一条第一項)。その学校の認定と年齢区分に關しては勅令で定めることとし(同条第二項)、兵役法施行令(同年十一月三〇日勅令第三三〇号)において、中学校の学程度と同等以上と認める学校を、㉑師範学校、実業学校(尋常小学校卒業を入学程度とする修業年限五年またはこれと同等以上のものに限る)、高等学校、大学令による大学予科、専門学校、高等師範学校、大学令による大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所および実業補習学校教員養成所、㉒宮内大臣、文部大臣以外の各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、関東長官または樺太庁長官の所轄学校で、㉓の学校に準ずるもの、および、㉔上記㉑と㉒の学校以外の学校で陸軍大臣および文部大臣が認定したもので、研究科、選科等の別科を除く(第二〇〇条)とし、また、学校在学者の徴集延期の最高年齢は、中学校、高等学校尋常科および実業学校(前記㉑に限る)にあつては二二歳、師範学校、高等学校高等科および専攻科、大学令による大学予科、修業年限三年または四年の専門学校、高等師範学校(専攻科を除く)、および上記㉑の各教員養成所にあつては二五歳、また、修業年限五年以上の専門学校、高等師範学校専攻科、大学令による大学学部にあつては二七歳とした(第一〇一条第一項)。これ以外の上記㉑と㉔の学校の在学者の徴集延期の最高年齢については、これを陸軍大臣の決定に委ねることとし(同条第二項)、間もなく陸軍省告示第二二二号(昭和三年五月一六日)において定められた。

もう一つの新しく採用された短期現役制度は、一般には現役期間が陸軍二年、海軍三年(第五條)であつたにもかかわらず、年齢二五歳までに師範学校を卒業した者(小学校の教職につき資格を失つた者を除く)の現役は五カ月とし、師範学校の教練を修了していない者に限つてこれを七カ月とした。そして、これら現役を終わつた短期現役兵は、ただちに第一国民兵役に服することとした(第一〇条第一・三項)。これまでの一年現役兵を短期現役兵に改めたことによつて、在営期間は五カ月(または七カ月)に短縮されることになつたが、右に述べた一年現役兵制度が採用されたときの理由づけからすれば、短期現役兵制度は「最初から合理性を欠いた制度」<sup>(25)</sup>だつたといわれるのも無理はない。陸軍当局も後に、「この制度はわが国兵役制度上の特異の存在」であつたといひ、それが実施された所以は「小学校教育の重

要性に鑑み、なるべく多数の教育者に軍隊教育を体得せしめる反面、戦時といへども、その職務に専念せしめ得るようにし、もつて兵政、文政の協調関連を密ならしめ、彼此相助成せしめんとするにあつた」けれども、「近時の進歩せる軍事諸般の事項を、わづか五カ月の短時日をもつて、児童教育に効果あらしめ得る程度に体得させることは、不可能であるばかりでなく、教育者が一般国民と全然同様に、兵役義務を負担し、国防の第一線に立つことが、教育効果を発揚するためには、かへつて極めて肝要であると思はれる」といわざるを得ず、一九三九(昭和一四)年三月八日法律第一号をもつて兵役法を改正し、短期現役兵制度を廃止した。<sup>(26)</sup><sup>(28)</sup>

## 5 配属将校制度の歴史的意義と問題点

さて、陸軍現役将校学校配属令にもとづき現役将校が学校に配属される以前から、怠惰な教育界の雰囲気改める目的で現役軍人を学校に招致した事例が見られる以上、同令にもとづく配属将校制度はまったく新しい試みだということではできない。その意味では、配属将校制度が「教育の中へ軍国主義の胚種をひそますことに成功した」ととらえるのではなく、すでにさまざまな分野にまかれていた軍国主義の種子の一つが、配属将校制度として開花したといべきである。

しかし、この制度が中等学校のほとんどの学校に義務的に、一斉に現役将校を配属し、国防―軍事予備教育を制度的に拡充強化したことは、任意に個別的に現役軍人を学校に招致したこれまでの方法とは質的に異なつたものと見なければならぬ。しかも、これによつて、次に述べるように教練の内容、成績評価の仕方や活用方法などに大きな変更がもたらされたことを考えれば、質的な違いは一層明らかなものになる。このようなことを考慮すると、配属将校制度の登場は、軍部が「教育に干渉して教育権を侵害し、それを掌中に収めるに至るきっかけをつかんだ」という程度のもものとして把握するのではなく、学校教育の一角を軍部が直接掌中におさめたことのあらわれとして見なければならぬ。

ところで、配属将校制度の導入に際しては、教育関係者の中で危惧された問題点がいろいろあった。それらは、前にふれたように、基本的には、配属将校により既成の学校秩序が壊され、学校の中に治外法権的な領域が形成されるのではないかということであり、また、教育の論理とは異質の論理が強制されることにより、学校教育そのものが崩壊してしまうのではないかということであったが、より具体的な問題としては、学校長の監督権は配属将校にも十分に及ぶことができるかと、配属将校は官等上の優越から学校教職員を見下すことはないかといったような問題点が、深刻に語られていた。

すなわち、例えば前述のように、配属将校制度について審議した文政審議会では、答申で配属将校が「学校長ノ監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシメム」ことを明記し、校長の監督権がおよびうるよう配慮したが、校長の監督権が実際上十分に配属将校にたいして及び得るかという問題は、最後まで教育関係者の心をとらえてはなさない心配の一つであった。このような教育界の動向を察知した陸軍省は、現役将校を配属するにあたって行った講習会で学校長への服従を説いたため、初期の配属将校にはさして問題を起す者はいなかったが、その後次第に強圧的な言動を行う者が目立つようになり、教育関係者の危惧が根柢のないものではなかったことが明らかになっていった(後述第四章一、二、三参照)。

教育関係者の心をとらえて離さなかつたもう一つの問題、すなわち官等の違いからくる学校秩序の混乱という問題は、具体的にいうと、配属将校は「恐ラク大尉或ハ少佐位」であろうが、「中等学校等ニ於テハ校長以上ノ官等ノ人ガアリ、少クモ首席ノ教頭或ハ主任(中略)ヨリハ上席ノ位置ニ着ク」ことになるかも知れない。しかし配属将校は、「如何ニ優秀ナ人デア」っても、それが担任する「教練ハ十数科目アル中ノ体操科ノ一部分」である。「其教練ヲ担任スル所ノ教員ガ上席ヲ占ムルト云フヤウナコトハ如何デアルカ」ということであつた。当時の官等表からすると、たしかに現役将校は学校教職員より概して上位であり、その意味で学校の官等秩序に大きな波紋を投げかける可能性を内包するものであつたが、この点についても陸軍省は、配属将校に強い自戒を求めた。そのためか、実際に学校秩序を乱

す行為を行った現役將校の例は、報じられていない。

## 二 配属將校制度と学校教練の変化

### 1 教練教授要目の概要

配属將校制度の登場によって、教練の内容、成績評価の仕方や活用など大きな変化が見られたと前述したが、それがどのようなものであったかを次に述べよう。そのためには、まず、陸軍現役將校学校配属令が公布されたのと同じ日の一九二五(大正一四)年四月一三日、文部省訓令第六号をもって新しく定められた教練教授要目<sup>(33)</sup>の内容を概観する必要がある。それは、大要左のごときものであった。

① 教練の教材(教授事項)は、各個教練、部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務、旗信号、距離測定、測図、軍事講話、戦史、その他(兵器の取扱手入保存法、衛生及救急法、結繩、手榴彈投擲法等)ならびに軍事に関する諸設備及び各種演習の見学、野外演習等である。

これに先立つ学校体操教授要目(大正二年文部省訓令第一号『詳細は後述参照』)では「教練ハ歩兵操典ノ定ムル所ニ準拠ス」とあったが、この教練教授要目にはこのような記述はない。しかし、記述がないからといって歩兵操典に準拠した教練でなくなつたというわけではなく、むしろ基礎的な各個教練と部隊教練を中心とした従来の教練の枠を大きくひろげ、射撃、指揮法から軍事講話、戦史に至る右に列挙した数々のものを加え、本格的な軍事教育に踏み出したと見るべきである。ちなみに、歩兵操典によれば、各個教練は部隊教練の基礎であり、体操を補助として教授するものであり、徒手教練(不動ノ姿勢、転回、行進)と執銃教練(銃ノ操法、銃剣ノ着脱、装填及充填、彈藥ノ抽出、射撃、執銃行進、襲歩及突撃)と散兵教練(行進及停止、射撃)から成り、また、部隊教練は、各個教練を終つた後に行う小隊教練

(密集隊次—小隊ノ編成、整頓、小隊ノ背面向、銃ノ操法及銃剣の着脱、又銃及解銃、装填及充填、射撃、横隊の正面行進及背面向行進、斜行進、駈歩、襲歩及突撃、小隊ノ停止、退歩、方向変換、側面行進、側面行進間伍ノ分解及重複、伍々方向変換、停止及正面向、行進間右(左)向、側面縦隊ヨリ横隊ニ及横隊ヨリ側面縦隊ニ移ル、二列ヨリ一列ニ及一列ヨリ二列ニ移ル、途歩、解散及集合。散開隊次—散開、散兵線ノ運動、散兵線ノ射撃、集合及併合)をはじめとして、中隊教練(密集隊次—横隊ノ編成及区分、整頓、背面向、銃ノ操法、横隊ノ運動、側面縦隊、中隊縦隊ノ編成、横隊ヨリ中隊縦隊ニ移ル、中隊縦隊ヨリ横隊ニ移ル、側面縦隊ヨリ中隊縦隊ニ及中隊縦隊ヨリ側面縦隊ニ移ル、中隊縦隊ノ運動、方陣、射撃、銃剣突撃。散開隊次—散開及散開線ノ運動、射撃、散開線ノ増加、援隊、集合及併合)、大隊教練(大隊ノ基本形態、整頓、銃ノ操法、一ノ隊形ヨリ他ノ隊形ニ移ル、同一ノ隊形ニテ間隔、距離ノ開閉、基本隊形ノ運動、戦闘展開)、聯隊教練(聯隊ノ集合隊形、集合隊形ノ運動、戦闘展開)、および旅団教練(旅団ノ集合隊形、集合隊形ノ運動、戦闘展開)から成つていた。<sup>34)</sup>

② 教材の配当については、師範学校、中学校、実業学校に関しては学年(教材別)配当一覽表を掲げた。その備考に見られるように、師範学校の場合は、他の学校より一年早く執銃教練を課し、また、指揮法は他の学校より程度を上げることが必要であるなど、同じ中等学校のなかでも師範学校における教練はとくに程度を高くすべきこととした。これにたいして、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所、実業補習学校教員養成所(修業年限二年)に関しては、各個教練・部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務、軍事講話の教材を「適宜配当シテ之ヲ実施スヘシ」とし、大学に関しては「高等学校、大学予科等ニ於テ課シタル事項ヲ適宜配当シテ実施スヘシ」、「右ノ外戦史ノ概要ヲ授クヘシ」とし、實際上大学では講話のみであった。教練教授要目の教材配当は、中等学校にたいしてより厳密であつた。

③ 毎週教授時数と毎年野外演習日数については、学校種別・学年別にこれを示した。毎週教授時数は、師範学校第一部の全年と中学校四、五学年は三時間、専門学校程度の学校は一・五時間、大学は適宜で、その他はすべて二時間とした。毎年野外演習日数も、大学は適宜としたが、中学校、実業学校(五年制)の各一、二学年、実業学校(四

年制)の一学年および専門学校程度の学校は四日と定め、中学校三、四、五学年を五日としたほか、他はすべて六日と定めた。大学や専門学校よりも中等学校にきびしく、中等学校では低学年より高学年にきびしい教練教授要目であった。参考までに、教材の配当を中心に教練教授要目を掲げると、次のようである。

教練教授要目 (大正一四年度文部省訓令第六号・抄)

一 教材 (略)

二 教材ノ配当 (抄)

師範学校 (本科第一部)

中学校

実業学校 (修業年限五年以上)

部隊教練	学年	
	教材	教材
各個教練	徒手各個教練	第一学年
徒手小隊教練	徒手小隊教練	第二学年
徒手中隊教練	徒手中隊教練	第三学年
執銃中隊教練	執銃各個教練	第四学年
同	執銃分隊教練	第五学年
上	執銃小隊教練	

第三章 配属将校制度の登場とその意義

測 図	距離 測量	旗 信号	陣 中 勤務	指 揮 法	射 撃
地形地物ノ現示方法 地図ノ読方	歩測	手旗信号	宿営給養特二露営幕 廠営野外炊事等	搜索警戒特二歩哨斥 候等(各個)	
同	同上	手旗信号	同上	小隊長ノ動作	助教助手ノ動作
断面要写 上面景 測図	同上	手旗信号	同上	同上	予行演習
断面要写 上面景 測図	音響測量		同上	搜索警戒特二歩哨斥 候等(部隊)	予行演習
略測 図	同上		同上	同上	予行演習

軍事講話	各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等 國防 列國軍事ノ趨勢 軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要
其ノ他	兵器取扱手入保存法 衛生及救急法 手榴彈投擲法等 結繩

備考

- 一 師範學校ニ在リテハ第三学年ヨリ執銃教練ヲ課スヘシ
- 二 師範學校ニ於ケル教練特ニ指揮法ハ他ノ學校ニ比シ稍其ノ程度ヲ向上セシムルコトヲ要ス
- 三 師範學校本科第二部ニ在リテハ主トシテ本科第一部第四学年及第五学年ノ課程ヲ行フヘシ
- 四 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応シ適宜之ヲ定ムヘシ
- 五 狹窄射撃ハ依托伏射、立射、膝射、伏射各一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ設備ノ許ス場合ニ限り之ヲ行フ
- 六 器械測量ハ學校ノ状況ニ依リ之ヲ欠クコトヲ得
- 七 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムヘシ
- 八 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 九 軍事ニ關スル諸設備各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フヘシ

第三章 配属将校制度の登場とその意義

陣中勤務	指揮法	射撃	教材				学年
			部隊教練	各個教練	徒手	隊中	
宿営給養特ニ露営幕営廠 野炊等	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 (各個) 通信ノ伝達法特ニ伝令連 絡兵通伝等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作		徒手小隊教練	徒手各個教練	徒手小隊教練	第一学年
同上	同上	同上	予行演習	徒手中隊教練	徒手小隊教練		第二学年
同上	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 (部隊)	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作	狭行演習	執銃中隊教練	執銃小隊教練	執銃各個教練	第三学年
同上	同上	同上	実狭予 包窄行 射射演 撃撃習				第四学年

実業学校  
〔入学資格 高等小学校第一学年修了程度〕  
修業年限 四年

備考

- 一 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応シ適宜之ヲ定ムヘシ
- 二 狭窄射撃ハ依托伏射、立射、膝射、伏射各一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ設備ノ許ス場合ニ限り之ヲ行フ
- 三 器械測量ハ学校ノ状況ニ依リ之ヲ欠クコトヲ得
- 四 既習ノ教材ハ随時之ヲ復習セシムヘシ
- 五 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 六 軍事ニ関スル諸設備各種演習ノ見字ハ適宜之ヲ行フヘシ

其ノ他	軍事講話 各兵種ノ職能及戦闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等 衛生及救急法 手榴彈投擲法等	測 図	地形地物ノ現示方法 測 測	距離測量	旗 信 号
		地圖ノ讀方	断面要寫 景 景 景 測 測 測	目 步 測 測	手 旗 信 号
		断面要寫 景 景 景 測 測 測	器 音 械 響 測 測	同	单 手 旗 信 号
		路 断 要 寫 上 面 景 測 測 測	同	同	单 旗 信 号

第三章 配属将校制度の登場とその意義

旗 信 号	陣 中 勤 務	指 揮 法	射 擊	部 隊 教 練	各 個 教 練	教 材 学 年
手 旗 信 号	宿営給養特二露宮幕宮廠宮野外炊事等 通信ノ伝達法特二伝令連絡兵通信 搜索警戒特二步哨斥候等(各個)	小分助 隊隊教 長長助 ノノ手 動動ノ 作作動	予 行 演 習	徒 手 小 隊 教 練	徒 手 分 隊 教 練	第 一 学 年
单 旗 信 号	同 上	同 上	狭予 窄行 射演 擊習	執 銃 小 隊 教 練	徒 手 中 隊 教 練	第 二 学 年
同 上	同 上	中 隊 長 ノ 動 作	小分助 隊隊教 長長助 ノノ手 動動ノ 作作動	实狭予 包窄行 射射演 擊擊習	執 銃 中 隊 教 練	第 三 学 年

実業学校  
 入学資格 高等小学校卒業程度  
 修業年限 三年

備考

- 一 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応シ適宜之ヲ定ムヘシ
- 二 狹窄射撃ハ依托伏射、立射、膝射、伏射各一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ設備ノ許ス場合ニ限り之ヲ行フ
- 三 器械測量ハ学校ノ状況ニ依リ之ヲ欠クコトヲ得
- 四 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムヘシ
- 五 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 六 軍事ニ関スル諸設備各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フヘシ

其ノ他	軍事講話 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等 兵器取扱手入保存法	測 図	地形地物ノ現示方法 地形地物ノ現示方法	距離測量 目歩測測
		断面要寫	風景 風景	目歩測測 器械響測測
		路上断面要寫	風景 風景	目歩測測 器械響測測 量量測測
結繩	衛生及救急法 手榴彈投擲法等	断面要寫	風景 風景	目歩測測 器械響測測 量量測測

高等学校

大学予科

専門学校

高等師範学校

臨時教員養成所

実業学校教員養成所

実業補習学校教員養成所（修業年限二年）

左記ノ教材ヲ適宜配当シテ之ヲ実施スヘシ

各個、部隊教練

射撃

指揮法

陣中勤務

軍事講話

備考

- 一 高等学校尋常科ニ於ケル教練ハ中学校ニ於ケル教練ニ準ス
- 二 師範学校、中学校及実業学校ニ於ケル既習事項ニ習熟セシメ特ニ指揮法ノ程度ヲ向上セシムヘシ
- 三 部隊教練ニ於テハ簡易ナル大隊教練ヲ行フコトヲ得
- 四 射撃ニ於テハ毎年二回以上狹窄射撃ヲ行ヒ尙設備ノ許ス場合ニ於テハ一回以上実包射撃ヲ行フヘシ
- 五 軍事講話ニ於テハ外国軍制ノ要綱並諸兵聯合部隊運用ノ初歩ヲモ教授スヘシ
- 六 専門学校ニ於テハ其ノ種類ニ依リ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得
- 七 軍事ニ関スル諸設備各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フヘシ

大学



備考

- 一 師範学校本科第一部ニ在リテハ第五学年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵営又ハ野営地ニ於テ行フ
- 二 高等学校尋常科ニ関シテハ中学校ニ準ス
- 三 本表ノ日時数ハ最少限度ヲ示ス

## 2 教練教授要目の歴史的位位置

このような教練教授要目は、それまで学校体操教授要目で「体操」「遊戯」とならんでそのあり方が定められていた「教練」だけを抜き出して、教材の種類や配当、毎週教授時数や毎年野外演習日数などを学校別、学年別に整理し、一本化したものであるが、この特徴をよりよく把握するためには、それ以前にさかのぼって見てみなければならぬ。さきにもふれたように、学校の体操科のなかに、兵式体操にかえて教練が新設されたのは、中学校、高等学校では

大 学	専門 学校 程度 ノ 学校	実 業 学 校						
		三 修 業 年 限			四 修 業 年 限			
		第 三 学 年	第 二 学 年	第 一 学 年	第 四 学 年	第 三 学 年	第 二 学 年	第 一 学 年
適	一・五	二	二	二	二	二	二	二
宜	四	六	六	六	六	六	六	四

一九一一年（明治四十四）年、小学校、高等女学校、師範学校では一三（大正二年）年であったが、このうち代表例として中学校についての変遷を追いながら教練教授要目の特徴を明らかにしてみたい。<sup>(35)</sup>

(1) 学校体操教授要目制定以前

中学校のあり方を規定した中学校令（明治十九年四月一〇日勅令第一五号）の第七条にもとづいて定められた「尋常中学校ノ学科及其程度」<sup>(36)</sup>（同年六月二二日文部省令第一四号）では、体操のなかみを「普通及兵式体操」とし（五条）、体操の週当り授業時数は第五級第一年から第三級第三年までは各三時間、第二級第四年および第一級第五年では各五時間とした（四条）。はじめて登場した兵式体操について、当初は「其方法及細目ヲ具シテ文部大臣ノ認可ヲ經」<sup>(37)</sup>なければならぬとした（同年六月二四日文部省令第一五号）が、日ならずして「府県立尋常中学校体操中兵式体操細目」<sup>(38)</sup>（同年六月二九日文部省訓令第六号）をまとめ、兵式体操の内容を次のように定め、これによるべしとした。

府県立尋常中学校体操中兵式体操細目（明治十九年文部省訓令第六号）

	第四年	第五年
第一	歩兵操典生兵第一章第二章 第一教第二教第三教	歩兵操典生兵第一章第二章第四教第五教第六教 執銃ニテ歩兵操典生兵第一章ノ復習及生兵第二章第一章
表	徒手柔軟体操	執銃柔軟体操及其復習
第二	歩兵操典生兵第一章第二章	歩兵操典生兵第二章第一章及中隊 第一章
表	徒手柔軟体操	執銃柔軟体操及其復習

右第一表ニ拠ルヲ常トスト雖モ教員ノ数充分ナルトキハ第二表ニ拠ルコトヲ得

歩兵操典生兵第一部第二章ニ於テ底装法ヲ施ス能ハサル銃又ハ木銃相当ノ重量ヲ用フルトキハ口装法ニ易フルコトヲ得アルモノ

同じく中学校令第七条にもとづく「高等中学校ノ学科及其程度」(同年七月一日文部省令第一六号)においては、体操は「兵式体操」だけとし(五条)、授業時数は第一年、第二年ともに三時間であったが、「工理学志望生ニハ此科ヲ課セス」としていた(四條)。

右に掲げた兵式体操細目で明らかのように、その内容は陸軍の「歩兵操典」の基本教練を主とし、各個教練としての徒手教練、執銃教練を実施し、小隊訓練におよぶものであった。兵式体操を学校教育に導入した森文相は、それによつて忠君愛國の精神と忍耐の気力の養成を求めていたが、これは究極的には、天皇制国家を内面的に支える臣民の育成を企図するものであった。<sup>(40)</sup>

一九〇一(明治三四)年三月五日付けで中学校令施行規則<sup>(41)</sup>(文部省令第三号)が定められ、それまでの「学科及其程度」はここに吸収された。ここでは、体操は「普通体操」と「兵式体操」から成り(一三条)、体操の毎週教授時数を各学年三時間とした(一四條表)点では前掲尋常中学校の場合と変わりはないが、兵式体操のなかに器械体操をとり入れ、中隊教練を位置づけた点では、内容面に変化が見られる(二三條)。これは兵式体操の内容が拡充されたことを意味するのであるが、それは教練への脱皮の動きがはじまったものとみることができよう。はじめて明記された体操科の要旨には「身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメテ之ヲ強健ナラシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ精神ヲ快活剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ以テ要旨トス」と書かれていた(同條)。

翌〇二(明治三五)年二月六日中学校令施行規則を一部改正し<sup>(42)</sup>(文部省令第二号)、体操の毎週授業時数の増加をはかった(三時以内の増加ができる)。同日公布した中学校教授要目<sup>(43)</sup>(文部省訓令第三号)でも、体操の学年別授業時数はいずれも「毎週三時以上」と定めた。これは明らかに体操の強化をめざしたものであったが、教授要目中の体操の「教授上

ノ注意」のなかで「体操教授時間ニ於テ運動ヲ行フコト能ハサルトキハ遊戯ノ方法ヲ説明シ其ノ他体育ニ関スル講話ヲナシ又ハ軍事学ノ大要ヲ授クヘシ」(傍点は引用者とあるのを見ると、体操の強化のなかで、選択肢の一つではあるが、軍事教育の内容の強化も進んでいたことがわかる。

かかる傾向が一つのかたちをとって結実したのが一一(明治四四)年七月三二日の中学校令施行規則の一部改正で(文部省令第二六号)、体操の要旨(前掲・二三条)に「堅忍持久ノ精神」を養うことが追加され、また「体操ハ教練及体操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」と、体操のなかに教練がはじめて登場するとともに、擊劍および柔術を加えることも可能になった(二三条)。ときあたかも日露戦争(一九〇四―五年)後の国家主義高揚期であり、日露戦争の勝利の因が「国民教育」の力にあつたことがそこで語られ、確認されていた当時である。施行規則の改正がこのような動向のなかで、強い国民づくりの一環として行われたものであることはいうまでもない。文部省は、今回の施行規則の改正を、「方今ノ情勢ニ鑑ミ中等以上ノ国民タルヘキ性格ヲ涵養シ其ノ生活ノ實際ニ適切ナル普通ノ智能ヲ確得シ身体ヲ強健ナラシムルニ於テ尚遺憾ノ点尠シトセ」(45)ざる現状を改めるためのものと説明した(同年七月三一日文部省訓令第一四号)。体操科の目的に「堅忍持久ノ精神」の涵養が加えられたのはまさにこのためであり、擊劍や柔術が登場したのもこれらが生徒の鍛練上におよぼす影響力が大きいからにほかならなかつた。

## (2) 学校体操教授要目の制定

一九一一(明治四四)年七月三二日改正の中学校教授要目(文部省訓令第一五号)では、実業(農業、商業、手工)が新たに加えられたが、体操の項は全文削られた。削られた体操の項は、一三(大正二年一月二八日)にいたり学校体操教授要目(文部省訓令第一号)にまとめられた。体操科の教授のあり方については、明治三〇年代の終り頃から、陸軍の体操によって学校体操を統一しようとする陸軍側の意見と、学校体育本来の使命から独自の体操を打ち立てようとする文部省側の意見との間に対立が見られたが、一九〇七(明治四〇)年と一九〇九(明治四二)年の二回にわたる共同調査

会で合意に達した結果、この学校体操教授要目が作成されたのであった。<sup>(48)</sup>

これは、わが国の学校体育に関する最初のまとまった教授要目である。これがつくられたのは「従来各学校ニ於テハ其ノ授クル所区々ニ亘リ往々其ノ準拠スル所ニ迷ヘルノ観ナキニアラ」ざる状況にかんがみてのことだと文部省は説明していた(右文部省訓令第一号)が、その説明のなかで、「学校体操教授要目ヲ公示シテ以テ普通教育ニ於ケル該科教授上ノ参考ニ供セシムルコトト為セリ」と述べ、この教授要目が体操科の「教授上ノ参考」である旨を明らかにしたのは、当時の文部省にしては控え目な表現であり、教授要目の法的拘束性という点で注目すべきものであった。

学校体操教授要目の最大の特徴は、体操科を「体操、教練及遊戯」の三領域構成とし、中学校のみならず小学校から師範学校、高等女学校にいたるまでの学校で、兵式体操に代えて教練を登場させたことである。このうち体操の領域では、体操遊戯取調報告(一九〇五年一月三〇日、委員長 沢柳政太郎文部省普通学務局長、委員七名)の線にそってスウェーデン式体操が主流となった。従来の兵式体操の教材のうち懸垂、跳躍は体操に移されたが、集合、整頓、隊列動作から各個教練、中隊教練までの教材は新しい教練の領域にまとめられ、結局、教練は陸軍側が主張していた陸軍の体操の実現にほかならなかつた。

学校体操教授要目に示された「体操科ノ教材」(教授事項)と「体操科教材ノ配当」は、次頁に掲げるとききものであった。「体操科ノ教材」においては、体操、教練、遊戯の三領域の内容を掲げたほか、「加フルコトヲ得」とした撃剣及柔術についても教授の方針を示した。また、「体操科教材ノ配当」においては、「体操科教材ハ生徒ノ心身ノ発達ニ応シ能ク運動ノ性質ヲ考ヘ適切ナル配当ヲ為ス」ことが肝心であるとして、小学校、高等女学校、中学校、師範学校(予備科本科第一部、男生徒ノ部/女生徒ノ部)別に、学年別教材配当表を掲げた。このうち教練の部分のみを見てみると、小学校は別として、高等女学校と中学校と師範学校の配当表では、男生徒用のものと女生徒用のものとの間には違いがあり、女生徒の場合はほとんど初年度(第一学年または予備科)に集中していた。ただ、体操科全体の「教授上ノ注意」として、「体操科ニ於テ行ハシムル事項ハ生徒ノ身体及精神ヲ陶冶スルニ在ルヲ以テ常ニ其ノ目的ニ副ハン

コトヲ期シ徒ニ技術ノ末ニ走ルカ如キコトアルヘカラス」とあつた（中学校、師範学校男生徒に課すことのできる撃剣・柔術でさえも「其ノ主眼トスル所身心ノ鍛練ニ在リト雖モ特ニ精神的訓練ニ重キヲ置クヘシ技術ノ末ニ奔リ勝敗ヲ争フヲ目的トスルカ如キ弊ヲ避クルヲ要ス」と記されていた）ことに見られるように、教練は技術的訓練よりも精神的訓練に力点が置かれていたことが明らかであつた。

なお、学校体育教授要目の公布をうけて、師範学校規程、小学校令施行規則、高等女学校令施行規則についても、それぞれ一部改正が行われ、体操の条項が改められたが、この経緯と内容については省略する（大正二年二月二七日文部省令第二号、同七月一六日文部省令第二〇号、同三月六日文部省令第四号を参照）。

### 学校体操教授要目（大正二年文部省訓令第一号・抄）

#### 体操科ノ教材

体操科ノ教材ヲ体操、教練及遊戯トス

但シ中学校及師範学校男生徒ニ在リテハ撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得

#### 体操

- 第一 下肢ノ運動（表・略）
- 第二 平均運動（同右）
- 第三 上肢運動（同右）
- 第四 頭ノ運動（同右）
- 第五 呼吸運動（同右）
- 第六 胸ノ運動（同右）
- 第七 背ノ運動（同右）

第八 腹ノ運動 (同右)

第九 軀幹側方運動 (同右)

第十 懸垂運動 (同右)

第十一 跳躍運動 (同右)

注意

一 体操ニ於ケル運動ノ速度及調律ハ運動ノ性質及進度ニ応シテ緩急宜シキヲ得シムルヲ要ス

二 体操ニ於ケル運動ノ回数ハ運動ノ性質及進度ニ応シテ多寡ヲ定ムヘシ

三 体操ノ運動ニ伴フ呼唱ハ運動ノ性質等ニ依リテ用否ヲ定ムヘシ

四 号令ハ總テ分解シタル時ノ例ヲ示セリ連続若クハ結合シテ行ハシムルトキハ之ニ応シテ適宜變化セシムルヲ要ス

ス

五 懸垂及跳躍ヲ除キタル諸運動ハ啞鈴、球竿、棍棒ヲ利用シテ便宜之ヲ行ハシムルモ妨ナシ

教練

教練ハ歩兵操典ノ定ムル所ニ準拠ス其ノ行フヘキ事項ハ左ノ如シ

氣ヲ付ケ

進行

側面縦隊ヨリ横隊

休メ

停止

間隔及距離ノ開閉

集マレ

足踏

徒手小隊教練

解カレ

行進間右(左)向及其ノ停止

徒手中隊教練

番号

行進間回ハレ右(左)

執銃各個教練

整頓

駈歩

執銃小隊教練

右(左)向、半右(左)向及回ハレ

方向ヲ換ヘ

執銃中隊教練

注意

- 一 射撃、散開、突撃等ノ事ハ歩兵操典ニ明記セルヲ以テ別ニ之ヲ示サス
- 二 整頓ハ初歩ノ教授ニ在リテハ左右間隔ヲ取ラシムル為メ常ニ左手ヲ腰ニ拳ケシメ且前後ノ距離ヲ取ラシムル為メ後列生徒ヲシテ前列生徒ノ肩側ニ近ク両手ヲ前拳セシムルヲ可トス
- 三 行進ニ於ケル速歩ノ長サハ年少ノ生徒並女子ニ在リテハ適宜之ヲ縮小スヘク其ノ速度ハ年少ノ生徒ニ在リテハ稍々速キヲ常トスヘシ又速歩ハ時々種々ノ長サ及速度ニ変化シテ練習スルヲ要ス女子ニ在リテハ速歩ニ於ケル膝ノ屈ケ方ヲ少クシ股ヲ拳クルコト稍々低カルヘシ
- 足踏ハ女子ニ在リテハ膝ヲ屈スルノ度ヲ殊ニ少クスヘシ
- 駈歩ハ年少ノ生徒及女子ニ在リテハ其ノ長サヲ減スヘシ駈歩ノ長サ及速度ハ時々之ヲ変化シテ練習スルヲ可トス

四 間隔及距離ノ開閉ハ生徒数及場所ノ広狭等ニ応シ便宜ノ法ヲ用フヘシ

遊 戲

- 第一 競争ヲ主トスル遊戯  
鬼遊、徒競走、旗取競走、旗送競走、「デットボール」「センターボール」「バスケットボール」「フットボール」  
綱引等
- 第二 發表的動作ヲ主トスル遊戯  
桃太郎、渦巻、池ノ鯉、大和男子等
- 第三 行進ヲ主トスル遊戯  
十字行進、踵趾行進、「スケーチング」歩法等

		学年					
	運動		尋	常	科	高等	科
第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年	第一学年	第二学年
気ヲ付ケ	番号	行進間回ハレ 右(左)	行進間右(左) 向	斜行進	側面縦隊ヨリ 横隊	徒手小隊教練	執銃教練
休メ	半右(左)向	横隊行進	駈歩間回ハレ 右(左)	方向ヲ換ヘ	駈歩ヲ以テ行 フ諸運動		

体操科教材ノ配当(注Ⅱ教練の部分を中心に抄出)

体操科教材ハ生徒ノ心身ノ發達ニ応シ能ク運動ノ性質ヲ考ヘ適切ナル配当ヲ為ス又教材ノ進歩ハ循環漸進ノ方  
針ニ依リ各学年各学期各時毎ニ既修ノ練習ヲ行ヒツ、次第二其ノ程度ヲ進ムヘシ今教材ノ配当ヲ例示セハ左ノ如シ

小学校(一、各学年ニ於ケル配当ハ新ニ教授スヘキ事項ノミ掲ケタリ)  
(二、○印アルモノハ男子ノミノ教材ヲ示ス)

- 注意
- 一 以上ハ遊戯ノ主ナル種類ヲ例示セルニ過キス實際ノ教授ニ当リテハ適宜増減ヲ為スヘシ
  - 二 手旗信号法ハ便宜之ヲ授クヘシ
- 擊劍及柔術
- 擊劍及柔術ニ関シテハ別ニ一定ノ方式ヲ示サス從來ノ方法ニ依リ適宜之ヲ授クヘシ
- 注意
- 一 擊劍及柔術ハ其ノ主眼トスル所身心ノ鍛練ニ在リト雖モ特ニ精神的訓練ニ重キヲ置クヘシ技術ノ未ニ奔リ勝敗ヲ争フヲ目的トスルカ如キ弊ヲ避クルヲ要ス
  - 二 擊劍ニ在リテハ其ノ用具ヲ改善シ柔術ニ在リテハ其ノ身体及精神ニ及ホスヘキ危険ヲ予防スルニ注意シ且擊劍及柔術共ニ適切ナル教授ノ方法ヲ工夫シ常ニ用具ヲ清潔ナラシメンコトニ留意スルヲ要ス

教	運動	学年
	気ヲ付ケ 休メ 集マレ 解カレ 番号 整頓 右(左)向	
		第二 学 年
		第三 学 年
		第四、五 学 年

高等女学校(各学年ニ於ケル配当ハ新ニ教授スヘキ事項ノミヲ掲ケタリ)

練	教
閉間 隔及距離 開 伍々右(左) 足踏 停止 一列 二列 縦隊行進 右(左)向	集マレ 解カレ 番号(一、二) 整頓 右(左)向
	回ハレ右(左)
	駈歩
	解伍ノ重複及分

教	運動
	学年
気ヲ付ケ 休メ 集マレ 解カレ 番号 整頓 右(左)向 半右(左)向	第一学年
	第二学年
	第三学年
	第四学年
	第五学年

中学校（各学年ニ於ケル配当ハ新ニ教授スヘキ事項ノミヲ掲ケタリ）

練
半右(左)向 回ハレ右(左) 行進 停止 足踏 行進間回ハレ右(左) 駈歩 方向ヲ換ヘ 伍ノ重複及分解 側面縦隊ヨリ横隊 間隔及距離開閉



第三章 配属将校制度の登場とその意義

休 メ	運動	本 科 第 一 部				右ノ外第三学年及第四学年ニ於テ体操科ノ理論ヲ授ク又予備科ヲ置カサル場合ニ於テハ之ニ配当セル教材ヲ本科第一学年ニ加ヘ各学年ニ於ケル教材ハ適宜之ヲ斟酌スヘシ 女生徒ノ部
	学年					
気ヲ付ケ	予備科	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	練 整頓 右(左)向 半右(左)向 回ハレ右(左) 行進 停止 足踏 行進間回ハレ右(左) 行進間右(左)向 駈歩 方向ヲ換ヘ 伍ノ重複及分解 側面縦隊ヨリ横隊 間隔及距離開閉
				教授演習		

練	教
行進 停止 足踏 行進間回ハレ右(左) 行進間右(左)向 駈歩 方向ヲ換へ 伍ノ重複及分解 側面縦隊ヨリ横隊 間隔及距離開閉	集マレ 解カレ 番号 整頓 右(左)向 半右(左)向 回ハレ右(左)

右ノ外第三学年及第四学年ニ於テ体操科ノ理論ヲ授ク又予備科ヲ置カサル場合ニ於テハ之ニ配当セル教材ヲ本科第一学年ニ加ヘ各学年ニ於ケル教材ハ適宜之ヲ斟酌スヘシ

本科第二部

男生徒ノ部

本科第一部第三学年及第四学年ニ準ス

女生徒ノ部

修業年限二箇年ノモノ

第一学年

本科第一部第三学年ニ準ス

第二学年

本科第一部第四学年ニ準ス

修業年限一箇年ノモノ

第一学年

本科第一部第三学年及第四学年ニ準ス

体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動（略）

教授上ノ注意

- 一 体操科ノ教授ハ団体教授ニ依リ多数ノ生徒ヲシテ共同的ニ運動セシムルト同時ニ常ニ各生徒ノ身体及精神発達ノ状態ニ留意シ適切ナル指導ヲ為スヲ要ス
- 二 体操科ニ於テ行ハシムル事項ハ生徒ノ身体及精神ヲ陶冶スルニ在ルヲ以テ常ニ其ノ目的ニ副ハンコトヲ期シ徒ニ技術ノ末ニ走ルカ如キコトアルヘカラス
- 三 運動ハ生活上一日モ欠クヘカラサルモノナレハ漸次其ノ必要ヲ自覚セシメ家庭ニ在ルトキ又ハ卒業ノ後ニ於テモ常ニ之ヲ行フノ習慣ヲ養成センコトニ努ムルヲ要ス
- 四 体操科ノ教室ハ特ニ之ヲ清潔ニシ通風及採光ヲ完全ナラシムルヤウ注意スルヲ要ス

五 各教授時間ニ於テ授クヘキ教材ハ生徒身体及精神ノ発達ニ応セシメンコトヲ努メ又他学科目教授時間ノ配当ノ状況ヲ顧ミテ其ノ分量及排列ヲ定ムヘシ

(3) 教練教授要目の制定と学校体操教授要目の改正

一九二五(大正一四)年四月一三日、陸軍現役將校学校配属令の公布にともない、学校教練の内容基準は新たに、教練教授要目に編成された。教練教授要目の概要はすでに述べたところである。ここではそれに先立つ諸要目と比較して教練教授要目の特徴を記してみると、次のようである。

① 第一は教練の目的の変化である。一一(明治四四)年の中学校令施行規則の改正で、体操科の要旨(目的)のなかに「堅忍持久ノ精神」の涵養が付加されたことについてはすでに述べたが、陸軍現役將校学校配属令および同令施行規程が公布されるにおよんで、学校教練が「国家的觀念ヲ明徴ニシテ献身奉仕ノ精神ヲ振起」することと同時に、「命令ニ服従スルノ氣風ヲ作興シ」「國防能力ヲ増進セシム」べきことが強調されるようになった(前掲・大正一四四年文部省訓令第五号)。

② 次は内容上の変化である。これまでの教練(さらには兵式体操)は「歩兵操典」に準拠し、各個教練と部隊教練が中心であったのが、ここでは内容が一層豊富になり、射撃、指揮法、陣中勤務、旗信号、距離測量、測図、軍事講話、戦史などを包含し、本格的な軍事教育に向った。

また、従来の各個教練、部隊教練では、中等学校段階で第二学年からはじめられた徒手教練を一年繰り下げて第一学年から開始し、従来第三学年からはじまった銃銃教練は逆に一年繰り上げ第四学年開始となった(師範学校は第三学年から)。これは教練の基本をみっちり体得させようというものであったと思われる。備考のなかに、「既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムヘシ」という表現が見られ、また、かつて学校体操教授要目にあつた、体操科は生徒の心身の陶冶が目的であり、「徒ニ技術ノ末ニ走ルカ如キアルヘカラス」とのくだりが姿を消していることを考えると、教練はこの

段階で、反復練習による技術的訓練も肝要だとされるようになった、と見ることができる。

③ 教練教授要目になって、はじめて大学における教練の内容が定められた。大学は学生に体操の履修を義務づけていなかっただけ、これまでの学校体操教授要目では大学についての言及はなかつたのであるが、陸軍現役将校学校配属令で大学学部への申し出があるときに限り現役将校が配属されることになった(二条三項)のにもない、大学における教練の定めがなされたのである。しかし、教育課程に関する大学自治の慣行からすると、この事実は原理的に大きな問題であつたといわなければならぬ。ただ、実際上は、文部・陸軍両省の協定で、大学における教練は講話のみに止め、いわゆる術科は実施しないことでの出発した。

教練教授要目の施行後ほぼ一年たつた一九二六(大正一五)年五月二七日、左に掲げるところ学校体操教授要目が改正された(文部省訓令第二二二号)。改正にあつて文部省は、「地方長官ハ宜シク各学校校長ヲ督励シ本改正教授要目ニ準拠シ且ツ学校教練教授要目トノ連繫ヲ保チ」実施することを求めていたが、旧学校体操教授要目を「該科教授上ノ参考ニ供セシムル」ために公布した旨の記述、換言すれば同教授要目の参考基準としての性格についての言及が新教授要目ではなされていないことを考え合わせると、「本改正教授要目ニ準拠シ」「学校教練教授要目トノ連繫ヲ保」つことが強制的になつたと解される。

学校体操教授要目の新旧の相違を整理してみると、第一にこれまで「体操、教練及遊戯」で構成されていた体操が、改正後は「体操、教練、遊戯及競技」から成るものとされ、第二に従来の「撃剣及柔術」は「剣道及柔道」と改称された。第三に高等小学校第一学年の男子のみに課されていた徒手小隊教練が女子にも課され、女子の実業学校にも高等女学校なみの教練が実施されるなど、概して女子にたいする教練の範囲が広がつたのたいし、第四にかつて小学校高等科第二学年男子にたいして行われていた執銃教練がなくなり、小学校では徒手小隊教練どまりになつた。これらは、体操の教科内容が拡充され、内容的に整備充実される一方で、教練の教育課程の再編成がはかられたことを示している。

学校体操教授要目（大正一五年文部省訓令第二二号・抄）

体操科ノ教材

体操科ノ教材ヲ体操、教練、遊戯及競技トス但シ男子ノ師範学校、中学校及男子ノ実業学校ニ在リテハ剣道及柔道ヲ加フルコトヲ得

体操

- 第一 下肢ノ運動（表||略）
- 第二 首ノ運動（同右）
- 第三 上肢ノ運動（同右）
- 第四 胸ノ運動（同右）
- 第五 懸垂運動（同右）
- 第六 平均運動（同右）
- 第七 体側ノ運動（同右）
- 第八 腹ノ運動（同右）
- 第九 背ノ運動（同右）
- 第十 跳躍運動（同右）
- 第十一 倒立及転回運動（同右）
- 第十二 呼吸運動（同右）

注意

一 本表ニ掲ケタル体操教材ノ種目ハ概ネ教授ノ順序ヲ示セリ

第三章 配属将校制度の登場とその意義

二 本表ニ掲ケタル運動ハ概ネ単一ナル形式ノモノヲ示セリ必要ニ応シ適宜結合シテ行ハシムルヲ可トス  
 教練

氣	ヲ	著	ケ	後	向	伍ノ重複及分解
休			メ	行	進	側面縦隊ヨリ横隊
集	マ		レ	止	レ	間隔及距離ノ開閉
解	カ		レ	足	踏	徒手分隊教練
番			号	行	進	徒手小隊教練
整			頓	行	進	其ノ他
右	(左)		向	駈	歩	
半	右	(左)	向	方	向	ヲ
						換
						へ

遊戯及競技

第一 競争遊戯(表||略)

第二 唱歌遊戯(同右)

第三 行進遊戯(同右)

第四 走技・跳技及投技(同右)

第五 球技(同右)

剣道及柔道

剣道及柔道ニ関シテハ一定ノ方式ヲ示ササルモ適當ナル方法ヲ定メテ之ヲ授クヘシ

体操科教材ノ配当（注Ⅱ教練の部分を中心に抄出）

体操科教材ハ生徒児童ノ心身ノ発達ニ応シ能ク運動ノ性質ヲ考ヘ概ネ左ニ示ス所ニ準拠シ適切ナル配当ヲ為スヲ要ス  
又教材ハ循環漸進ノ方針ニ依リ各学年各学期各時毎ニ既修ノ練習ヲ行ヒツツ漸次其ノ程度ヲ進ムヘシ

小学校

各学年ニ於ケル配当ハ新ニ教授スヘキ事項ノミ掲ケタリ  
○印アルモノハ男子ノミノ教材ヲ示ス  
△印アルモノハ女子ノミノ教材ヲ示ス

教 練 氣ヲ著ケ 休メケ 集メケ 解カレ 番号レ 整頓 右(左)向 縦隊行進 止マ踏レ 足踏レ 伍左(右) 間隔及距離ノ開閉	第一学年	尋常小学校 第一学年 第二学年 第三学年 第四学年
	第二学年	
	第三学年	
	第四学年	

番右(左)号  
後半(左)向

行進間後向  
横隊行進  
伍ノ重複及分解

行進間右(左)向  
駈歩間右(左)向  
駈歩間後向

第三章 配属将校制度の登場とその意義

練 教	運 動/学 年
間側伍方駮行行足止後半右整番解集休気 隔面ノ向進進間間踏レ進向(左)向頓号レレメケ 及縦重ヲ後間右(左)向頓号レレメケ 距離ヨリ及分解 ノ横解 開閉隊	第一学年
	第二学年
	第三学年
	第四、五学年

高等女学校及女子ノ実業学校  
(各学年ニ於ケル配当ハ新二教  
 授スヘキ事項ノミ掲ケタリ)

練 教	運 動/学 年	
駮歩ヨリ速歩 斜行進 方向ヲ換へ	第五学年	尋 常 小 学 校
側面縦隊ヨリ横隊 徒手分隊教練	第六学年	
徒手小隊教練	第一学年	高 等 小 学 校
	第二、三学年	小 学 校

修業年限三年以下ノ高等女学校及実業学校ニ在リテハ夫々入学資格及修業年限等ヲ参酌シ本表中相当学年ニ準シ適宜教材ヲ配当スヘシ  
 中学校及男子ノ実業学校（各学年ニ於ケル配当ハ新二教）  
 授スヘキ事項ノミ掲ケタリ

運 動	学 年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
--------	--------	------	------	------	------	------

（表中教練の項なし）

修業年限四年以下ノ実業学校ニ在リテハ夫々入学資格及修業年限等ヲ参酌シ本表中相当学年ニ準シ適宜教材ヲ配当スヘシ  
 師範学校（各学年ニ於ケル配当ハ新二教）  
 授スヘキ事項ノミ掲ケタリ

本科第一部  
 男生徒ノ部

運 動	学 年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
--------	--------	------	------	------	------	------

（表中教練の項なし）

右ノ外適當ナル時期ニ於テ体操科ノ理論ヲ授ケ尙小学校ノ教材並教授法ノ研究ヲ為サシムヘシ

女生徒ノ部

第三章 配属将校制度の登場とその意義

運 動 学 年	
<p>氣ヲ著ケ 休メケ 集レメ 解カレ 番号 整頓 右(左)向 半右(左)向 後行進 止マレ 足踏 行進 行進 駈歩 方ヲ換ヘ 伍ノ重 側面縦 間隔及 距離ノ 開閉</p>	<p>第一学年</p>
	<p>第二学年</p>
	<p>第三学年</p>
	<p>第四学年</p>
	<p>第五学年</p>

右ノ外適當ナル時期ニ於テ体操科ノ理論ヲ授ケ尙小学校ノ教材並教授法ノ研究ヲ為サシムヘシ

本科第二部

男生徒ノ部

本科第一部男生徒ノ部第四学年及第五学年ニ準ス

女生徒ノ部

修業年限二年ノモノ

第一学年

本科第一部女生徒ノ部第四学年ニ準ス

第二学年

本科第一部女生徒ノ部第五学年ニ準ス

修業年限一年ノモノ

本科第一部女生徒ノ部第四学年及第五学年ニ準ス

専攻科

本科第一部ノ第四学年及第五学年ニ準シ稍々其ノ程度ヲ高メテ適宜教授スヘシ

体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動（略）

教授上ノ注意

- 一 体操科ノ教授ハ常ニ其ノ目的ニ副ハムコトヲ期シ徒ニ技術ノ末ニ走ルカ如キコトナク克ク各生徒児童ノ身体及精神ノ発達ニ留意シテ適切ナル指導ヲ為スヘシ
- 二 体操、教練、遊戯及競技、剣道及柔道ハ各特徴ヲ有シ互ニ相倚リテ体操科ノ一系統ヲナシ以テ身体及精神ノ陶冶ヲ完ウスルモノナルヲ以テ其ノ一部ニ偏スルカ如キコトアルヘカラス
- 三 体操科ニ於テハ体育運動ノ必要ト其ノ合理的実施ノ肝要ナルコトヲ自覺セシメ且不斷ニ之ヲ行ウノ習慣ヲ養成セムコトニカムルヲ要ス
- 四 体操場ハ常ニ之ヲ清潔ニシ用具其ノ他ノ設備ニ留意シ其ノ使用並取扱ニ注意スルヲ要ス又室内ニ在リテハ通氣及採光ヲ十分ナラシムヘシ
- 五 体操科ノ教授並教材ノ選択ハ土地ノ情況季節天候等ヲ顧慮シテ之ヲ適切ナラシムルヲ要ス

- 六 運動ノ回数及練習ノ度数ハ運動ノ性質及進度ニ応シテ多寡ヲ定メ其ノ速度及調律ハ運動ノ性質、運動セシムヘキ  
 体部ノ構造及練習程度ニ応シテ緩急宜シキヲ得シムヘシ又体操ノ呼唱ハ運動ノ性質其ノ他ニ依リテ用否ヲ定ムヘ  
 シ
- 七 運動ヲ行フ場合ノ服装ハ輕装ナルヲ可トスルモ不体裁ニ涉ラサルヤウ注意スヘシ
- 八 女子ノ運動ニ関シテハ其ノ体力並容儀ニ留意シテ教材ヲ配当セルモ尚服装等ノ状態ニ応シ適宜教材ヲ取捨シ教授  
 ノ方法ヲ適切ナラシムルヲ要ス
- 九 教練ニ於ケル行進ノ歩幅ハ兒童並女子ニ在リテハ適宜之ヲ縮小スヘク其ノ速度ハ兒童ニ在リテハ稍々速キヲ常ト  
 スヘシ又行進ハ時々其ノ歩幅速度等ニ變化ヲ与ヘテ之ヲ練習セシムルヲ要ス
- 十 女子ニ在リテハ行進ニ於ケル膝ノ屈ケ方ヲ少クシ股ヲ挙クルコト稍々低カルヘシ
- 十一 砲丸投、円盤投、槍投等ニ於テハ危害ヲ予防スル為特ニ監督ニ留意スヘシ

### 3 学校教練の成績

学校教育のあり方からすれば、教練の成績を本人に通知することは当然のことである。だが、陸軍現役将校学校配  
 属令が施行された一九二五（大正一四）年以後は、その成績が卒業期に、本人の本籍地の聯隊区司令官にも送付され、  
 入営後の参考資料に供されることになった。これも配属将校制度の登場にともなう大きな変化であった。

このことを定めたのは「学校教練成績ノ通知等ニ関スル件」<sup>(53)</sup>（大正一四年二月三日陸軍省令第三三三号）であるが、こ  
 れは全体で四条から成っていた。そこではまず、学校配属将校にたいし、毎年三月三十一日までにその年に卒業する者  
 の教練合格者名簿（様式も定められた）を作成して各人の本籍地の聯隊区司令官に送付することを義務づけ（一条）、そ  
 の通知を受けとった聯隊区司令官は九月二〇日までにこれを本籍地所管の師団長に報告し、本籍地所管の師団長は自  
 己の師団長に報告し、本籍地所管の師団長は自

分の所管外の部隊で服役すべき者については関係師団長に、自分の隷下部隊で服役すべき者については当該部隊長に、右教練合格者名簿を送付すべきこと（三条）などを定めていた。

学校教練の成績を聯隊区司令官に送付し、入営後の参考資料にするこの方式は、前述の兵營の家族化、社会と軍隊との接近を唱える明治末期以降の陸軍の新しい潮流のなかで見られた身上明細書重視（55）の系譜に属するものではないかと思われるが、これがたんに成績の送付という問題にとどまらず、教練の評価方式にまで変更をもたらした点に着目する必要がある。すなわち、それまでの教練は体操科の一領域に過ぎなかつたので、評価（採点）にあつては教練を独立させず、体操科で一括し、総合的に評価してきたのが、今回の現役將校の学校配属を契機に、教練の単独評価がはじまつたことを注目する必要があるといふことである。これが教育現場に与えた影響の大きさにもふれながら、あゝ『学校史』は次のように記している。

「当時の体育成績考査は、教練だけ独立させず、各学年ともに普通体操四〇、教練三〇、武道三〇の割合で総合採点するよう配慮されていた。その後大正十五年一月、学校教練における合否決定の規定が定められた。この結果は、生徒が卒業後兵役につく場合に特別資格の有無決定の参考資料にした。したがつて体育の学科成績とは切りはなして行なつた。合否決定の時期は、最終学年の卒業期に、卒業生を対象に行なわれた。結果が将来に響くとあつて、生徒達は教練にたいして次第に熱を入れることになつた。」

なお、配属將校による学校教練の合否決定の原則については、二六（大正一五年）の一年志願兵及一年現役兵服役特例施行規則（57）（七月二一日陸軍省令第一六号）で、次のように定めた。

① 配属將校は最終学年のなるべく卒業期に近い時点で教練の合否を決定する。ただし、高等学校高等科第一学年や大学予科第一学年などについては、その学年末近くに行う（一条）。

② 教練の不合格の条件は、正当の理由なくしばしば欠席したり、実施において怠慢で訓戒を受けても改悛しない

者や、前の学校で教練の検定を合格せず、なお成績があがらない者などとする（二二条）。

③ 一年志願兵、一年現役兵に関する教練可否の送付については、⑦配属将校は教練検定可否調名簿を作り本籍地の聯隊区司令官に送付し（四二条）、①それを受け取った聯隊区司令官は、一年志願兵（二年現役兵）在營期間別連名簿を作り師団長に差出す（五二条）、など。

#### 4 学校教練の査閲の制度化

学校教練の日頃の成果を調べるため、一年に一回、学校外で、陸軍大臣の任命にかかる教練査閲官（将校）により査閲が行われることになったのも、現役将校の学校配属にもなうもう一つの大きな変化であった。査閲という語は、現在ではほとんど使用されないが、一般には実地に検査することの意であり、戦前ではとくに軍事教育の成果を査閲官が実地にしらべることの意味した。査閲は「学校教練の華」ともいわれ、それが学校にたいする評価につながるころから、「その評価に学校全体が強い関心をもたされた。このため査閲は学校行事として最も重視され、全校あげての猛訓練が行われ」<sup>(58)</sup>、次第に「学校は教練査閲の成績を学校成績と同等に重要視するようになった」といわれるように、査閲の制度化は生徒や学校関係者に学校教練を極度に重視させる直接の原因となった。

査閲のあり方などについては、陸軍現役将校学校教練査閲規定（大正一四年六月一九日陸軍省令第二四号）によって定められた。それによると、学校教練を査閲する将校すなわち教練査閲官（二二条）は陸軍大臣によって任命され（二二条）、原則として師管毎または聯隊区毎の区域で、少なくとも毎年一回行われる教練を査閲し（三二条、六二条）、それにたいする所見を学校長立会いのもとで配属将校に申し渡す（八二条）とともに、査閲の結果を記載した報告書（そこには①査閲の方法、②教練の成績、③各配属将校に開示した所見、④将来に関する意見、⑤その他必要と認める事項が記載される）を毎年四月二〇日までに師団長に提出する義務を負わされた（九二条）。師管内の教練の査閲を指揮監督する権限をもつ師団長は、毎年五月一〇日までに管内教練査閲報告書を陸軍大臣に提出することを義務づけられていた（五二条、一〇

条。

なお、学習院、神宮皇学館、農林省所管水産講習所、通信官吏練習所ならびに樺太、関東州および南満州鉄道付屬地にある学校など、文部大臣所管外の学校にも陸軍現役將校を配属する旨の定めがなされたことにともない（前出・大正一四年勅令第二四六号）、右の査閲規定の適用範圍等に修正が施された<sup>(61)</sup>（大正一四年一〇月一九日陸軍省令第二七号）。翌年、この補足省令を加えて新たに陸軍現役將校学校教練査閲規程が公布された<sup>(62)</sup>（大正一五年九月二七日陸軍省令第一九号）。ここでは、教練査閲官は陸軍大臣によって任命され、原則として師管每または聯隊区毎の区域で毎年度少なくとも一回行われる教練を査閲し、当該学校長立会いのもとで配属將校に所見を述べるなどの前記原則は変わらなかったが、査閲の区域の例外（三条二項）や査閲の指揮監督者の例外（五条二項）に関する規定がふくらんだほか、教練査閲日割表の作成・通知・報告（七条）、教練査閲官が報告書を提出すべき期限（九条）などに関する規定が詳細になった。かくして査閲は、学校教育に重大な影響を与えていったのである。

以上、この章においては、配属將校制度の登場とその歴史的意義について検討した結果、第一に、配属將校制度は教練の充実を通して、国防能力の増進を精神的側面だけでなく、技術的側面でも実現しようとしたものであることが明らかにになった。

第二に、配属將校制度の歴史的意義としては、すでに時かられていた軍国主義の種子が開花したものであり、軍部が学校教育の一角を直接掌中におさめたものである。

第三には、配属將校制度の導入に際しては、教育関係者の間で危惧された問題があり、それは基本的には、配属將校によって既成の学校秩序が壊され、教育の論理とは異質の論理によって教育が崩壊してしまうのではないかということであった。この点については、陸軍当局が配属將校に注意を促した結果、初期の段階においては実際に学校秩序を乱すような行動に出た配属將校はいなかった。

第四に、配属将校制度は教練の内容、成績評価の仕方や活用の方法などに大きな変化をもたらした。内容は従来の教練の枠を大幅に広げ、本格的な軍事教育に歩を踏み出した。成績評価は体操全体で行われるのではなく、教練単独の評価となり、また、教練の成績は本人に通知されるだけでなく、本人の本籍地の聯隊区指令官にも送付され、入営後の参考資料に供されることにもなった。

第五に、配属将校制度の導入にともない、教練の成果を調べるために、一年に一回、学校の外で、陸軍大臣の任命にかかる教練査閲官により査閲が行われることになり、その結果、査閲の成績の善し悪しが学校評価につながったところから、査閲ひいては教練は学校全体の強い関心を惹き、重要視されることになった。

注

- (1) 全文は、教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第八卷、五六八―五六九頁を参照。
- (2) 中学校と同等以上の学校で一年志願兵になりうる特典をもつ私立学校のこと。
- (3) 『諮詢第四号 文政審議会議事速記録 (一)』。高田早苗委員の質問にたいする松浦鎮次郎幹事長(文部次官)の答弁から。
- (4) 前掲『発達史』第八卷、五七一―五七二頁。
- (5) 同前、五八七―五八八頁。
- (6) 注(1)に同じ。
- (7) 『臨時教育会議(総会)速記録 第六号』六一―〇頁。
- (8) 東京文理大学東京高等師範学校『創立六十年』(一九三一年)三三、三五頁。
- (9) 前掲『発達史』第三卷、八一七―八二〇頁。
- (10) 同前、第四卷、八三〇頁。

(11) 同前、八三八頁。

(12) 一九二六(大正一五)年七月一日にそれまでの派遣將校取扱規則にかわつて派遣者取扱規則が定められた(陸軍省達第一一号)。全文は、柴田義彦『特別法規判例学説全集 14』(一九三五年)九〇―九一頁。

(13) 『臨時教育會議(總會)速記録 第六号』五三頁。

(14) 前掲『発達史』第八卷、九二三―九二六頁。

(15) 同前、第六卷、一五〇―一五四頁。

(16) 同前、一五四―一五五頁。

(17) 「改正一年志願兵志望の友」から、菊池邦作『徴兵忌避の研究』(一九七七年)四三八―四四六頁から再掲。

(18) 前掲『発達史』第六卷、一五四頁。

(19) 『田中義一伝記』上、四八〇―四八一頁。

(20) 菊池邦作、前掲書、四八六―四九二頁。

(21) 前掲『発達史』第八卷、九二七―九二八頁。

(22) 同前、九三〇―九三四頁。

(23) 同前、九二八―九三〇頁。

(24) 同前、九三七―九三九頁。

(25) 松下芳男『日本軍事史説話』(一九七五年)五八頁。

(26) 同前、七一―七二頁。

(27) 近代日本教育制度史料編纂會編『近代日本教育制度史料』第七卷(一九六四年)一四九頁。

(28) 参考までに、本文で取り扱つた時期の前後の、学校在学者にたいする兵役上の特典制度がどのようであつたかについて、その変遷を略述すると次のようである。

一八七三(明治六)年一月に「徴兵令」が公布された当初は、⑦公立(府県および北海道開拓使の設立に係るもの)

師範学校の卒業生、⑧公立中学校および公立専門学校の卒業生、⑨文部省所轄官立学校(官立師範学校附属小学校を除く)およびその他省使に属する官立学校の卒業生、および、⑩外国に留学して一年以上の学科を卒えたという証書を所

く、およびその他省使に属する官立学校の卒業生、および、⑪外国に留学して一年以上の学科を卒えたという証書を所

持する者には、兵役を免除し（第二九条）、また、⑦文部省所轄並びにその他省使に属する官立学校および公立師範学校において、修業一年の課程を卒えた以上の生徒、①公立中学校および公立専門学校で修行三年の課程を卒えた以上の生徒、②学術修業または商用で外国へ奇留する者には、一年を限って兵役の徴集を猶予した（第三〇条）。これによると、学校は官立と公立に限られていたが、翌年一二月に陸軍卿山県有朋名で各地方官に配布された「徴兵令参考」では、私学もこれに含むことを認めたので、結局中等学校以上の学校の生徒はすべて兵役を免除になり、徴兵検査を受ける必要もなかった。

一八八三（明治一六）年一二月の改正では、代人料上納者の兵役免除を廃止したほか、上記学校の卒業者の兵役免除条項を改め、これに代えて兵役の徴集猶予の制度を規定した。徴集猶予が適用されるのは、⑦官立府県立学校（小学校を除く）卒業証書を所持し官立公立学校教員である者、および、④官立大学校およびこれに準ずる官立学校本科生徒（第一八条）であり、年齢の制限はなかった。ただ、この段階の徴集猶予は、猶予とはいえ、実態上は免除に等しいものであった、という。なお、この改正で一年志願兵の制度が設けられたが、これは主として看護卒養成が目的であって、後のような予後備役幹部養成のためのものではなかった。

一八八九（明治二二）年一月の大幅改正により、法制度の基本的骨格は、現役将校の学校配属制度が実施された時のものに近づいた。この改正で、はじめて予後備役幹部養成のための一年志願兵制度と六箇月間現役兵制度（その後間もなく六週間に短縮される）を創設し、適用資格にはじめて年齢制限を加えた。

志願により一年間陸軍現役に服するという一年志願兵の資格条件は、①満一七歳以上満二六歳以下で、②別記の学校の卒業証書を所持するか陸軍試験委員の試験に及第し、③服役中は食料、被服、装具等の費用を自弁する者であった。現役満期の後は二年間予備役に、五年間後備役に服するものとされた（第一条第一・二項）。別記の学校とは、⑦官立学校（帝国大学撰科および小学校を除く）、④府県立師範学校、中学校、もしくは文部大臣が中学校の学科程度と同等以上と認めた学校、又は、⑦文部大臣の認可を経た学則により法律学、政治学、理財学を教授する私立学校であり、これらの学校に在学する者は、本人の願により満二六歳まで兵役の徴集を猶予された（第二条第一項）。一八九三（明治二六）年三月の法改正によって、満二六歳までの猶予期限は満二八歳までに延長された（第一条および第二条）。

一年志願兵制度を徴兵忌避の観点から見ると、「かれらはその熱烈な願望にもかかわらず、徴兵忌避に失敗した不幸者」であるという。そのため、歩兵や騎兵などの戦時第一線に馳駆する兵種の志願者が少なく、主計や輜重兵のような、後方兵站部を担当する兵種を志願する者が多いのは遺憾であると、軍の関係者をして嘆かせたほどであった。さらにまた、一年志願兵の大きな特権の一つである予備役將校の資格を拒否することによって、將校になるための特訓を逃れようと画策し、終末試験をわざわざ落第した者もあった、という（菊池邦作、前掲書、四四七―四五七頁）。

他方、六箇月間陸軍の現役に服することのできる者は、①同じく満一七歳以上満二六歳以下で、②官立府県立師範学校の卒業者であった。③この場合は、服役中の費用は自弁ではなく、当該学校が弁償するものとした。現役満期の後は七年間予備役に、三年間後備役に服することとされた（第一条第三・四項）。本人の願により満二六歳まで徴兵猶予されたこと、およびその後満二六歳までが満一八歳までと改められたことは、右の場合と同じであった。これにたいして、一八八九（明治二二）年一月の法改正では、①満一七歳以上満二六歳以下で、②官立府県立師範学校の卒業証書を所持し、官立公立小学校の教職にある者は、六週間陸軍現役に服せしむ（六箇月服することを得、ではなく）と、服役を義務づけ、そのかわり③その現役に関する費用は官給とした（第一条第三・四項）。僅か一〇ヵ月後に改正を行い、六箇月を六週間に縮めた理由については明らかではない。

ちなみに、六週間現役兵教育担当者の目から見ると、六週間現役兵は体格が著しく不良で、言語不明瞭、姿勢・態度・号令もすこぶる不良で、常識も欠乏していると、良いところなしのきびしい評価が下されていたが、それにもかかわらず、「其ノ軍事的修養ノ如何ハ直チニ帝國軍隊繼承者ノ素養ニ関係シ、其ノ青年会及在郷軍人会等ニ於ケル言動ハ直ニ國民全般殊ニ在郷軍人ニ著シキ影響ヲ与フル」が故に、六週間現役兵にたいする教育に成功しないと「帝國軍隊後継者タル小学児童ノ教育ニ悪影響ヲ及ボスノミナラズ、遂ニハ一般社会ニ対シテモ亦影響スルコトナシト」しないとして、現役兵教育の教官の選定においても、また支給被服・装具等の待遇面においても、現役兵に不快の念を与えないように、大変神経を使っていたという（和歌山M.M生「六週間現役兵ノ教育」『偕行社記事』第四九七号、一一―一頁）。この六週間現役兵制度は「政府（軍）が、國民の軍國主義教育を重視し、いわゆる小國民（小学生の生徒・児童）時代から軍國主義思想を徹底的にあまねく浸透させるための国家的重責を負わせる交換条件として、小学校教育の専門家である師範学校卒業の小学校正教員だけに与えた特権的兵役制度」であり、「実質的には六週間現役兵の兵役免除条項に

なっている」ともいわれている（菊池邦作、前掲書、四七〇頁）。

このような六週間現役兵制度にせよ、前述した一年志願兵制度にせよ、いろいろな学校の学生生徒にたいして特典を与え、しかも猶予期間も長くとっていたこれらの制度を悪用し、徴兵延期を唯一の目的として学校に長期間籍を置くという弊害が生ずるに至ったので、一九一八（大正七）年の法改正で、徴集猶予制に代えて一年志願兵の入営延期制を導入した。これについては、本文で述べた通りであるが、学生生徒は二〇歳の徴兵適齢期に達したら、徴兵検査を受け、合格者については、一年志願兵を志願すれば二八歳を期限として入営の延期を認めるとというのがこの制度で、在学中は徴兵を猶予するのではなく、ただ入営を延期するだけという考え方に改めたものである。

右の改正では、また、師範学校卒業者の六週間現役制を一年現役制に改め、現役期間を六週間から一年に延長した。これもすでに述べたごとくであり、軍事上の進歩と国防の重要性に鑑み、六週間では不十分だと判断した結果の措置であった。

一九二七（昭和二）年四月、「徴兵令」に代えて「兵役法」が制定された。ここでは、これまでの一年志願兵制度を幹部候補生制度に改め、学校在学者の入営延期制を廃止して徴集延期制を復活させ、また、師範学校卒業者の一年現役兵を短期現役兵と改め、その在営期間を五ヵ月とした。詳細は、既述のごとくである。

一九三九（昭和一四）年三月、戦時体制に備えるために兵役法の改正が行われた。この時期は、中国との戦争の真つ最中で、中国大陸に大兵力を投入し、さらに、北のソ連にたいする備えとしても多くの軍隊が必要になってきた頃であるから、兵員の大量の徴集が不可欠であり、徴兵制度の大幅な改変が必要であった。陸軍情報部が発表した法改正の意義にもとづき、この大改正の特徴を見てみると、重点は次の六点であった。第一は、服役期間の改正である。多数の戦時所要兵力を保持するためには、徴兵人員を増加するとともに、服役期間を延長することが必要であるところから、陸軍についても、海軍についても、補充兵役期間をそれぞれ延長した。第二は、徴集順序決定法の改正である。最近の軍事の進歩にともなうて、いよいよ体位の優良な兵員を必要とするにもかかわらず、壮丁の体位はかえって逐年低下の傾向にあるので、身長の繰り下げに当たって適当な方法によって行うことを認めたものである。第三は、召集に関する改正である。戦時兵力の相当部分を占める在郷軍人の軍事能力を軍事の進歩にともなうたものにし、またなるべく多数の既教育補充兵を保有するとともに事後における迅速な兵員補充を容易にするために、勤務演習の召集日数の延長ほか、

いくつかの改正を行った。第四は、短期現役制度を廃止し、一般壮丁と同じ標準と方法で徴集することにした。その意図については本文で述べたごとくである。第五は、在学徴集延期制度の改正である。軍の精否は、将兵の体力・気力の優劣に負うところが多く、体力・気力はまた、年齢の老若に支配されるところが少なくなく、また、在学徴集延期制度の適用を受ける資格のある者の中には、戦時軍隊の重要部位を占めるべき多数の要員を含んでいる事実を鑑み、延期の最高年齢をおおむね一年引き下げたと同時に、早生まれ（一月二日より四月一日迄の間に出生した者）と遅生まれ（四月二日より一月一日迄の間に出生した者）の区別を行い、両者の間に一年の差を設けて、従来この区別なく一律に取り扱ってきた不合理を是正した。第六は、在外指定学校の範囲の拡張であり、「満州国」設立の学校等に在学する者にたいする適用であった。

なお、一九四二（昭和一七）年になると、大学をはじめ、高等教育・中等教育諸学校の在学年限や修業年限が臨時に短縮される事態が起こり、在学徴集延期等は瓦解した。

以上については、各法令のほか、高山毅・高垣金三郎『学年短縮と兵役』（一九四二年）および、松下芳男、前掲書、をも参照した。なお、在学年限や修業年限の短縮については、前掲『学年短縮と兵役』や福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』（一九八〇年）ほかが参考になる。

(29) 『岩波講座現代教育学』5（一九六二年）一七五頁。

(30) 仲新監修『日本近代教育史』（一九七三年）三〇二頁。

(31) 同前(一)、沢柳政太郎委員の質問から。

(32) 参考までに当時の官等表を掲げておく。

陸軍将校の官等表（高等官官等俸給令第一表文武高等官官等表による）

勅		奏								
親	任	任			任					
陸軍大将	陸軍中将	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等

第三章 配属将校制度の登場とその意義

								親 任	勅		
								一 等			陸軍中将 相当官
								同	任		
								二 等			陸軍少将 相当官
								同	奏		
								三 等			陸軍大佐 相当官
								同			陸軍中佐 相当官
								四 等			陸軍少佐 相当官
								同			陸軍大尉 相当官
								五 等			陸軍中尉 相当官
								同			陸軍少尉 相当官
								六 等			
								七 等			
								八 等	任		
								九 等			

帝国大学・官立大学・文部省直轄学校教官の官等表（同前）



〔備考〕(7) 師範学校校長は委任官。その他の教諭、助手は判任官待遇。

(4) 小学校の校長の一部は委任官待遇、その他の校長と教諭は判任官待遇。

(ウ) 待遇官吏は官吏の一段下位。

(33) 前掲『発達史』第八卷、五七三—五八五頁。

(34) 『歩兵操典』(明治三二年陸達第二号)の「第一部基本教練」による。

(35) 以下の叙述は、岸野雄三『学校体育史——体操を中心とした本邦学校体育の変遷』(『教育文化史大系』1、一九五三年)および井上一男『学校体育制度史』増補版(一九七〇年)によるところが多い。

(36) 前掲『発達史』第三卷、一五五—一六〇頁。

(37)(38) 同前、一六〇頁。

(39) 同前、一六一—一六五頁。

(40) 兵式体操の意義や内容等については、木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』(前掲)を参照のこと。

(41) 前掲『発達史』第四卷、一七八—一九〇頁。

(42) 同前、一九一頁。

(43) 同前、一九二—二六八頁。

(44) 同前、第五卷、一四六—一五〇頁。

(45) 同前、一五一頁。

(46) 同前、一五二—二二〇頁。

(47) 同前、第六卷、三九—八六頁。

(48) 岸野雄三、前掲書、二四四頁、井上一男、前掲書、七二頁。

(49) 全文は井上一男、同前、二六〇—二八二頁に収録されている。

(50) スウェーデン式体操の創始者はリング(P. H. Ling)(一七七七—一八四七)であり、彼は、ドイツ体操に立脚し、人体の生理・解剖学的原理にもとづいて独自の体操を組織した。その目的は身体の調和的發展にあった。彼の体操は、彼の死後弟子のリードベック(C. H. Liedbeck)・ゲオルギー(C. A. Georgii)が公にした『体操の一般的基礎』(Gymnastikens

allmänggrunder)によれば、(i)教育体操、(ii)兵式体操、(iii)医療体操、(iv)美的体操の四種類に分類されたが、スウェーデン式体操の真面目は、(i)教育体操と(ii)医療体操にあつた。

実際の体操教授は初期の段階では教材の数が少なく、運動形式もきわめて簡単で、体・頭・臂・下肢の四部位の運動に過ぎなかつたが、リングの後を継いで中央体操学校長になつたブランディング(T. C. Branding) (一七九九—一八八一)は医療体操を完成し、リングの子ヤルマー—リング(H. F. Ling) (一八二〇—一八六)は教育体操を完成した。ヤルマー—リングは運動の種類を増加し、日課体操を創案した。日課体操は教授案によつて行われ、準備体操、主運動、整理運動の三つの部分から構成された。

この頃の中央体操学校の体操は、最初に秩序運動を行い、次に準備運動として下肢、上肢、頭・首、体の各運動を行い、主運動としては下肢、背、懸垂、平均、肩・背・首、行進・走、腹・体側、跳躍の各運動を行い、整理運動として呼吸および下肢の運動を行つていた。二宮文右衛門「スウェーデン式体操」阿部重孝他編輯『教育学辞典』第三卷(一九三八年)、一三三三—一三三四頁。

(51) 前掲『発達史』第八卷、八〇六一—八五七頁。

(52) 聯隊区司令官とは、聯隊区司令部の責任者をいう。聯隊区司令部は各聯隊区に置かれ、師団長の管理に属し、当該聯隊区内における①徴兵および召集に関する事務、②在郷軍人の服務および召集に関する事務、③在郷將校団に関する事務、④在郷軍人会に関する事務を掌る。聯隊区は次の如くである。おおむね四聯隊区で一師管を構成し、全国を二〇の師管に分けていた。〈第一師管〉麻布・甲府・本郷・佐倉、〈第二師管〉福島・若松・仙台・山形、〈第三師管〉名古屋・岐阜・桑名・津、〈第四師管〉大阪・篠山・堺・和歌山、〈第五師管〉広島・松山・山口・岩国、〈第六師管〉熊本・八代・鹿児島・都城・沖繩、〈第七師管〉札幌・函館・釧路・旭川、〈第八師管〉青森・盛岡・秋田・弘前、〈第九師管〉金沢・鯖江・高岡・富山、〈第一〇師管〉姫路・鳥取・福知山・神戸、〈第一一師管〉丸亀・徳島・善通寺・高知、〈第一二師管〉中津・大分・小倉・福岡、〈第一三師管〉新発田・村松・松本・高田、〈第一四師管〉水戸・宇都宮・高崎・熊谷、〈第一五師管〉豊橋・飯田・静岡・浜松、〈第一六師管〉大津・敦賀・京都・奈良、〈第一七師管〉福山・岡山・浜田・松江、〈第一八師管〉大村・佐賀・久留米・高瀬、〈第一九師管〉江原道・咸鏡南道・咸鏡北道、〈第二〇師管〉京畿道・黄海道・平安南道・平安北道・忠清南道・忠清北道・全羅南道・全羅北道・慶尚南道・慶尚北道。師管の番号は師団の番号と同一。第一九、二〇師管は演

習召集、簡易点呼施行のために設定されたもの。時事新報社編纂『時事年鑑大正十四年』二八四―二八六頁。

(53) 『発達史』第八卷、五八八―五九〇頁。

(54) 師団長とは師団司令部の責任者をいう。師団長には陸軍中将が親補せられ、天皇に直隸し、部下軍隊を統率し、軍事に係る諸件を総括し、その主管にかかる各部団体の動員計画を掌る（近衛師団長はなお宮闕守衛のことに任ずる）。各師団司令部の所在地は次のごとくであった。近衛司令部―東京、第一師団司令部―東京、第二―仙台、第三―名古屋、第四―大阪、第五―広島、第六―熊本、第七―旭川、第八―弘前、第九―金沢、第一〇―姫路、第一―善通寺、第一二―小倉、第一三―高田、第一四―宇都宮、第一五―豊橋、第一六―京都、第一七―岡山、第一八―久留米、第一九―羅南、第二〇―龍山。前掲『時事年鑑大正十四年』二八四頁。

(55) たとえば、田中義一は一〇年（明治四三）年八月、町村長や地方有志者を前に次のように述べていた。「兵卒ノ入営前ニアナタ方ノ所カラ身上明細書ト云フモノヲ送ツテ頂ク様ニナツテ居リマス」のは、兵営においても「本当ノ教育ト云フモノハ個人個人ニ就テ教育ヲセネバナラヌモノ」であり、「十把一束ノ鑄型ノ中ニ叩込ム」ことであつてはならないからにはならない。「アナタ方ノ方へ身上明細書ヲ御依頼シタノハ、其ノ人ノ教育ノ程度ガドウデアルカ、家庭ノ状況ガドウデアルカ、家庭ハ円満デアルカ、若クハ始終家庭ニ冷カナ風ガ吹イテ居ルカ、又一体此ノ人ハ入営前ニハドウ云フ性癖ガアツタカ、酒ヲ飲シダ人デアルカ、若クハ人カラ爪弾キサレル行動ヲシタ者デアルカ、或ハ其人ノ家ニハ精神病ノ系統ガ有ツタカト云フヤウナコトマデ先ヅ中隊長ガ調ベテ、（中略）個人個人ニ就テ研究ヲシテ、サウシテ、教育法ヲ案出サセルタメデアリマス」。「満期ニナル時ニ、アナタ方ノ所へ此ノ者ハ入営ヲシテカラ帰ルマデ、一体ドウ云フ行状デアツタトカ、ドンナ勤務振りデアツタトカ、中隊長ガ隊長トシテ、又一軒ノ家ノ親トシテ（中略）細カク書イテアナタ方ノ所へ御参考ニ差上ゲル」。「以テ能ク軍隊ト地方ト適切ニ結付ケルニ便宜ナル手段ト思ヒマス」と。田中義一「地方ト軍隊トノ関係ニ就テ」、中内敏夫編集・解説『ナシヨナリズムと教育』（前出）、八五、九三―九四頁。

(56) 『岩玉高等学校九十年史』一四一、一四三頁。

(57) 『発達史』第八卷、五九一―五九五頁。

(58) 『金沢一中泉丘高校七十年史』一九三頁。

(59) 『福岡県立朝倉高等学校創立五十年史』八四五頁。

(60) 『發達史』第八卷、五八五―五八七頁。

(61) 同前、五八八頁。

(62) 同前、五九五―五九八頁。

## 第四章 配属将校制度の批判と初期配属将校の実態

### 一 配属将校制度導入にたいする反対論

#### 1 新聞・雑誌に見られた反対論

このように学校教育にたいして大きな影響を与えた現役将校の学校配属とそれによる学校教練の強化の動きにたいして、世論はどのような反応を示したであろうか。現役将校の学校配属に関する立案過程は当時一般には公表されなかつたので、一般の教師や民衆がこれにたいして意見を述べる機会はなかつた。わずかに、時折新聞紙上に、陸軍省と文部省の交渉のようや文政審議会での審議の状況が報じられるのにたいして、右の動きは学校における「軍事教育」または「軍事予備教育」を強化するものであるとの批判的社説が新聞・雑誌上にあらわれたにすぎない。

一般新聞紙上には、岡田良平文相が就任後間もなく配属将校制度の構想にとりくみはじめた二四（大正一三）年九月頃から、配属将校制度を批判する社説が載るようになった。このような社説の多くに共通して見られる一つの特徴は、これは軍事教育を強化するもので、教育にたいする軍部の侵犯であり、教育の独立を侵すものだという主張であつた。一例をあげれば、「本案を実施したる暁、陸軍の勢力が学校教育に侵入し、大学以下の諸学校が、陸軍の監督に服するの有害なる結果を生ずるに至る」であろうことは「争ふ所を得ざる所」であつて、それにより「学校教育の独立は其

存在を失ふに至らざるを得ない<sup>(1)</sup>。というような論調がそれである。かかる論調の背後には、教育といふいと名目と軍事とは本質的に違いがあるという主張、たとえば、教育は「時処の一切を超絶したところの永遠の真理を教える事業」であるのにたいし、「軍事精神は、或は起るかも知れない禍に對して、いかにそれと闘い、そして勝つかの方術を説くもの」であつて、「物の見方と知識」が「極めて局部的であり、偏狭であり、排他的である」<sup>(2)</sup>。「軍事に与かる人々」が、「全局的」たるべき教育へ介入するのはきわめて問題があるというような考え方があつた。今日の時点で見ると、配属將校制度の導入によつて学校教育の独立性が侵され、失われたというよりは、その導入以前にすでに独立性は失われていたことは明らかであるが、配属將校制度の導入にたいして右のような主張が述べられたことは、この制度が當時の人びとにとつてもいかに問題の多いものであつたかを示している。

とはいへ、国防のための教育までも否定する立場はほとんど見られず、どちらかといへば、計画中の学校教練強化策の内容を問題とし、それが時代遅れであることを指摘する主張が多かつた。たとえば、

「何故に今少しく實際的にして文明市民の教育に相応しいものを計画しなかつたのであらうか。軍事教育について吾人の最も考へねばならぬことは、(中略)短き軍隊教練により直に精銳の軍隊と化し得る市民を養成するにある。而して軍事教育の目的が既に此にある以上、軍事教育の要諦は(中略)科学的知識と機械に對する理解と、即ちこれを一口に云へば近代科学的教養を与ふるにあること論を俟たない」<sup>(3)</sup>

と、旧式で時代遅れの兵器を使う軍事教育についてどれほど効果があるかを疑い、近代的科学的教養こそが勝負であるとして主張しているのはその一例である。

このような意見が新聞紙上に載るようになると、雑誌上にも軍事教育反對の論文が見られるようになる。ただし、その際にも、教育現場に働く教師や一般民衆の声はほとんど聞くことができず、大学教授や雑誌の編集にかかわる人びとの意見が多かつた。そのなかから教育現場に近い論者の意見を一、二選んで紹介する。

原田実（早稲田大学第一高等学院主事兼教授）は、「軍事教育問題の批判」<sup>(5)</sup>で次のように述べていた。

「この軍事教育の企てが、決して陸軍省の発案でなく、文部省の発案であるという諸所に見えたる文部当局の弁解を正直に先づ容れることとして、出来るだけ親切にそして善意に解釈」すると、「この学校に於ける軍事教育拡充案の理由」は、第一に「軍備縮少による徴兵の在営年限短縮を陸軍省をして実施せしめる一助として、徴兵前先づ学校に於て軍事予備教育をしてやらうと云ふ（中略）親切気或ひは老婆心」であり、第二は「青年の精神的弛緩の匡救、即ち質実剛健の風を青年の間に作興しようといふ文政当局の謂はば責任の自覚」、第三は「教員の不足を充たさうとする野心、野心といつて言ひ過ぎなら思ひ付き」である。

「これ等の理由に果してどれだけの根拠乃至合理性が含まれてゐる」かを検討すると、第一の理由については、「徴兵在営年限の短縮によつて軍費の一大節約をなし得ると同時に、その短縮期間の軍事教育を学校に於てするといふのであるから」「一見極めて適切な良策であるかに見える」けれども、そもそも「せねばならぬ仕事の殆んど無数に渋滞してゐる苦の文政の当局者が、何を酔狂に軍務にまで手出しをするのか。」「そのような余事をする余裕があるならば、寧ろ学校教育の年限を短縮すべきである。（中略）若し学校が軍務当局に対して何等かの責任があるとすれば、心身共に健全なる壮丁を軍隊に送るといふこと」であつて、「特殊な体力を有するものでなければ施し得ないところの兵式教練を課するなどといふことは、（学校教育の機会均等の原則からして）許さるべきでないのだ」。第二の理由については、「人格の円満なる発達によつて始めて贏ち得らるべき質実剛健の精神は、かくの如き浅薄なる皮相的の教練によりて練鍛さるべきものでなく、寧ろ、新しい科学に関する知識と、体力と、団体的共同動作の力とを養うてさへ置けばよろしい。武器操縦の原理が其処に既に含まれて居るからである。」また、第三の理由にたいしては、「いくら鼻負目に見ても今日の文政当局に理想的な教育者養成の自信はありさうにないのだから、これを寧ろ軍人に仰がうといふなどは、寔にしほらしい限りといふべきである」が、「これは全く当局者の責任のがれの甚だしいものであつて、冗談でない、断じて許すことは出来ぬ。」最後にこの軍事教育の思い付きには、意識的無意識的に、軍国主義的精神の宣伝、或ひは官僚主義から来る国民を奴隸化しようとの思想が多分にその基礎として働いて居る」ことを指摘し、その撤回を求める。

この論文のなかの、「一旦事のあつた場合、この公敵折伏の爲めに」「進んで戦線に効を致すが如き国民を学校が養成すべきであると言ふのなら、それは受けとれる」という表現からして、学校教育の国防目的、良兵養成目的そのもの否定されていないが、文部当局の「軍事教育」強化にたいしては鋭い批判があびせかけられていた。

須藤鬼一の論文「軍事予備教育を排す」は、その副題にあるごとく「教育界の危機、教育家の奮起を促す」ためのものであり、「敢て反対せんがための反対ではなく、教育界の危機に際し、到底黙止するに忍びない」氣持から筆執つたと前置きして、次のように述べた。

「近時岡田文相は人に語つて、今度実行せんと欲する軍事教育なるものは、従來の兵式体操に多少の変更を加へたまでのことであるから、別に取り立てて言ふべきほどのことでもない」と言い、人びとは「一寸聞くと、誰も彼も成程尤も、その位のことなら却つて結構だと言ひたくなる。」「岡田文相はまた青年子弟の氣風が一般に文弱の弊に陥り、だらしなき有様となりつつあるを慨き、これが救済の一策として軍隊的教練を徹底的に行ひ、以て質実剛健の氣象を盛ならしめんとするのであると言つてゐる。これもまた人をして大に首肯せしむるに足るの言として聞かれなくてもない。」また、「今日欧米各国に於ては表面に軍備縮少の事を議してゐるけれども、その実は競うて国防の充實を図り、学校等に於ける軍事教育は頗る盛になりつつあるから、我が国もまたこれに後れを取つてはならぬ。(中略)国防の事決して忽にすべきでないとは、これ亦岡田文相の口から出た言である。」しかしながら、「些しく欺かれざるの心を持って慎重に考へ來るときは、実に戦慄を禁ずることの出来ない問題である。我が国教育界の危機これに係つてゐると言ふべく、また他面より見るときは、国家の基礎を危くする重大問題であるとも言はなければならぬのである。」

「今日の教育が文弱に流れ易いからと言つて、これを救済せんがために軍人の助力を乞はんとするが如きは実に何事であるか。今日の教育者を侮辱するの甚だしきものと言はなければならぬ。」「国防を忽せにしてはならぬ」ということと「学校で教へる兵式体操と、どれだけ密接の關係があるだらうか。」「現役将校が果して学校の教官として役に立つかどうかといふやうなことは敢て論ずるまでの必要もあるまい。如何となれば日本国民としての陶冶を受けるには、別して軍人を必要としないからである。日本国民としての心得は教育勅語に尽きてゐる。小学校に入学して後、その大義に則つて進むべきこと

を懇切丁寧に教へられてゐる苦である。国防に関する精神的準備は充分に出来てゐる苦である。今更何を軍人の教官から聞かなければならぬのであるか。」

「岡田文相が軍事教育に関して国防云々を口にしたのは、単に精神的準備に止まらないで、予備の将校を養成するといふ点からも出てゐる。」しかし「現在の一年志願の兵役期間を了して予備将校の資格を有する連中で、一朝有事の際に将校としての価値を發揮し得られる者が幾人あらうか。」「今回の軍事教育によつて国家有事の際役に立つべき将校を養成するの素地たらしめんなどは片腹痛き心地せられるのである。」「在学期間短縮の問題（中略）などは問題にいたくない。然ういふことは軍事教育を肯定した上での問題である。吾人は今回の所謂軍事教育なるものを全然否定し去らんとするものであるから、今更これに関して何等言ふところはない。」「吾人は学校教育の領界に専門の現役軍人を教官として容るるの余地がないと言ふだけで充分であると信ずる。要するに教育の事は教育者自らがこれに当れば足るのである。」

教育界では十分国防能力を身につけさせる教育が行われてゐるから、軍隊の助力は不必要である、と教育界の独立を主張し、軍事教育を否定するこの説のような考え方は、当時の反対論に意外に多く見られたところであつた。しかし、そこでいわれる軍事教育の否定は、軍事教育の本質的な否定ではない。国防意識を身につけさせ、すぐれた軍人としての基礎を養ふことについての学校教育の役割は、当然の前提とされていたからである。

これにたいして、軍国主義や侵略主義の本質を問題にし、そこから軍事教育の反対を説こうとする所論も見られた。たとえば、長谷川万次郎（如是閑）「教育に対する軍国的侵略」<sup>(7)</sup>は、左のごとくであつた。

「現役将校を全国の教育機関に配置する如きは、日本の今日の普通教育機関が既に可なり豊富に有つてゐる軍国的情力に一層の馬力を加へるものである。」「精神と身体の訓練に於て軍国的に仕立られた人間は、前述の世界の現勢の中心に於ける国民としては全く出来損ひの人間である。」「我等は嘗て本欄で、丸腰となつた予後備軍人を教育家として採用する事にさへ反対したのである。それは今日の国民教育は、『社会的』機能の発達に全力を傾倒すべきであつて、骨董的愛国者や個人主義的商人や、半泥棒や全泥棒や、土佐犬やを養成すべき機関ではないと信ずるからである。」「軍国的侵略が、他国の領土に

対することを封じられたので、自国の教育に対して、その暇になつた筒先を向けるなどは、甚だ不穩当であり、迷惑千万である。」

その趣旨は、配属将校制度は日本の普通教育機関の軍国的情力を一層大きなものにする、という抜粋部分に明らかであるから、あえて再説を省く。

大山郁夫「教育の社会性と国家性」<sup>(8)</sup>は、必要なことは軍事教育の強化ではなく、教育の個性化であり、国家主義教育からの解放だと次のように述べた。

わが国では「教育の社会性の方面」が強調されかけると、「直ちに国家的教育の側からの圧迫の下に、忽ちに萎縮させられ」てきたが、「その最高頂点に達した」のが「例の軍事教育計画」である。「潑刺とした自由精神を欠き、生々躍動する創造的意欲を失ひかかつてゐる」学生たちにたいして、「この上、無批判的服従精神に立脚する規律づくめの軍事訓練を彼等の上に加へることでなくて、彼等の個性の社会生活への自由展開の道を開くこと」、換言すれば「社会的教育」を『国家的教育』の反社会的方面からの圧迫から解放することが必要なのである。

平林初之助は「二重教育と文相の責任」<sup>(9)</sup>と題する一文で、文部省は平和運動の中心にならなければならないと、次のように述べた。

「学校でやるべき仕事は幾らでもあります。体育はもとより必要ですが、それには平和的な、効果の多い体育はいくらもある筈です。未成年の青少年に、人を殺す武器をもたせて、絶対服従の道徳を教へこむといふやうなことを、文教を司る人間が考へついたことは吾々には想像だも出来ません。文部省などは、さしずめ、これと正反対に、平和運動の中心となつて、軍閥と、それを動かしてゐる請負商と軍器工業家とか我利の為に国家を破滅に導かうとするのを防止すべきではありませんか。

軍事教育は、如何に弁解するとも、文部省が陸軍省に隸属したこと、教育が独立を失つて軍国主義の手段になつてしまつ

たことを意味するものであります。全国の教育家がこれを甘受するかどうか、教育の神聖と文部省の独立の名に於て、十分岡田文相を糾弾すべきだと私は思ひますが。」

また、秋田雨雀は「教育の自殺」<sup>(10)</sup>と題して次のように記していた。これも前出の諸論と同じように、教育は人間を大切にし、平和のために尽すべきである、とする確信に裏打ちされたものであった。

「『殺戮の犯罪であることが個人の上にはばかりでなく、衆合の上でも等しい』<sup>(11)</sup>といふ簡単な事実を人類に示すところの教育が殺戮を容認する技術の教練を甘んじて受け入れるといふことは、殆んど常識としても考へ得られないことでなければならぬ。

資本家が軍事教育を主張するのは資本家には自然であらう

軍人が軍事教育を主張するのは軍人には自然であらう

然し、教育家が軍事教育を主張するのは、何んなに鼻負目に見ても自然とはいへない。

教育家よ、諸君が諸君の校庭を殺戮の用意の為に開く時その教育は滅んでしまつてゐるのだ。

文部大臣よ、君は何故喜んでミイラたらしめるのであるか？」

## 2 教育擁護同盟の活動

軍人のなかには、たとえば後述する陸軍中将小田切政純や海軍大佐水野広徳のように、公然と軍事教育に反対を唱える人もいたが、彼等は例外中の例外であった。教育界でも、一般の学校教職員の間からは、公然たる批判意見は見られなかった。これは「順良信愛威重」の三氣質（師範学校令一条二項）の育成に力を注いだ師範学校教育の成果であると同時に、教員の市民的権利を制限し（たとえば、集会及政社法、治安警察法）、教員に政論を禁じた（たとえば、明治二六年文部省訓令第一号、二七年文部省訓令第三号）<sup>(11)</sup>教育行政の結果であつたのであろう。このような状況のなかにあつ

て、教育擁護同盟の活動は目ざましく、「教育擁護同盟が敢然と立つて之に反対し、文相に迫るに至つた態度は、大に吾人の意を強ふするものがある<sup>(12)</sup>」といわれた。

教育擁護同盟とは、小学校の小規模学級の整理統合、「資力薄弱」市町村の小学校における二部教授または三学級二教員制の実施、補助教員、専科教員の整理などをすすめようとした原敬内閣の市町村教育費整理案に反対して、二一（大正一〇）年三月、帝国教育会の沢柳政太郎、野口援太郎らの呼びかけで結集した教育家・教育ジャーナリストの団体をいう。『帝国教育会五十年史』（三十二年）によれば、同盟に参加した同人は、それぞれの所属する「会若しくは肩書から全然離れて」結集したといわれているのにたいし、『下中弥三郎事典』（六五年）では、「当時東京から発行されていた教育雑誌記者の団体に已未倶楽部というのがあり」、この倶楽部が「帝国教育会と提携し二三の同志を加え教育擁護同盟に発展解消し<sup>(14)</sup>」たとあり、両者の叙述の間には違いが見られるが、同年三月八日、二二人の同人で、「吾人は地方教育費整理節約の如き提案を以て、国民教育の基礎を破壊し、国家の発達を阻害するものと認め、茲に結束して教育擁護運動を開始し、国家永遠の大策を確立せんことを期す」との決議を行い、教育費整理反対運動に立ち上がったものであったことはたしかであった。

この教育擁護同盟の配属将校制度にたいする反対運動は、政府に対決し政策の変更を求めるとともに、他方で「教育実行家」を中心に世論を啓蒙し、決起をうながさうというものでもあった。

二四（大正二三）年一〇月、学校における軍事教育強化の動きが政府部内で本格化していた頃、教育擁護同盟は軍事教育、教員の政治活動の制限、その他教育政策・行政上の重要問題について、岡田良平文相の方針を批判する「意見書」をまとめ、岡田文相に反省をうながすとともに、一般識者にも事の重要性を訴えた。その「意見書概要」は左に掲げるところであるが、そのうちの「軍事教育に関する意見」では、配属将校制度の導入とそれによる学校教練の強化をねらいとする今回の措置は文部省主導であり、国防強化の観点から当然の措置であつて、諸外国でも競つて行われているもので問題はないとする岡田文相の主張にたいし、八項目にわたつてこれを批判し、反対の意を表明してい

る。当時においてはもつとも詳細にわたる反論であつた。

「岡田文相の政策に対する意見書概要（抄）」

教育擁護同盟

岡田文相が現内閣に文相となられた時吾人はそれに対して非常に期待を抱いてゐた。然るにその後、文相の教育政策を見るに、大いに吾人の期待に反し、新時代の要求する教育を圧伏するが如き態度を示されたのは吾人の意外とし、又深く遺憾とする所である。本同盟はそれに対し委員を派して親しくその意見を拝聴したが、愈々意外に感ずる所多く、若し氏の意見が実行さるる暁には我が教育の進歩に多大の障礙を与ふべきを信じ、茲に吾人の所見を公表して文相の反省を促し同時に一般識者の公平なる批判に訴へんとするものである。

第一 軍事教育に関する意見

軍事教育に関し、文相の意見の要点は（一）今回の軍事教育（は）文部省自身の提起で他から押売されたものではない。（二）世界各国も競つて国防の充実を図り、学校等では軍事教育が盛になりつつある。（三）我国でも軍備は縮小しても国防は忽にしてはならぬ。（四）兵卒は直ちに養成出来るが、将校の養成は容易でない故、常に考へておかねばならぬ。（五）軍事教育は兵営内でなければ行はれぬといふ様な考へを改めること、（六）軍縮による過剰将校を各学校に配して軍事教育を施すし、入営期間を短縮し幹部を養成する為その方法を陸軍文部両省で研究中である。（七）世界を平和ならしむるには各国軍備を充実しておかねばならぬ。

之に対して我々は

- （一）斯る方法によつて、従來の一年志願兵以上の成績を挙げ得るや否や。
- （二）中学以上に軍事教育を施し、入営期間を短縮しやうとするのは、有産階級の子弟にのみ特典を重ねるものである。
- （三）陸軍の教育のみを行ふのは国防の真精神に反する。
- （四）陸軍大臣の指揮による軍人が学校の職員となるのは、学校長の統御に大なる障礙を与へる。
- （五）我国の今日迄の地位は戦によつて得られた物である。更にその上軍事教育を施すとあつては、列国をして益々我国を好戦国として眺めるに至らしむる。

(六) 軍備充実に由る国力均衡が平和の保証たり得ぬことは。

(七) 軍事教育は政費節約の目的を達し得ない。

(八) 軍事教育は他の学科時間の減少を来し、生徒に対して更に過重の負担を加ふることとなる。

以上の理由により反対の意見を表明するものである。文相は軍縮による過剰將校を救はんが為に学校教育を犠牲にして顧ないと考へられても已むを得ないと信ずる。

第二 教育者の政治活動に就いて(略)

第三 学校劇に就いて(略)

第四 教育上の新主義について(略)

第五 義務教育年限延長、義務教育費国库負担金増額、並師範教育改善(略)

このような「意見書」が発表された後も、文部省と陸軍省の間になお協議が重ねられていく有様を見た教育擁護同盟は、世論の帰趨状況を調べ、これを社会的問題として世人にアピールし、さらにすすんで軍事教育の進展をいっそう強力に阻止しようという意図から、同年一月四日夜丸の内の中央亭に朝野の名士数十人を招待し、軍事教育に関する意見交換会を開いた。当夜の出席者は擁護同盟同人のほか、尾崎行雄、山榊儀重、塚本はま子、松下芳男、中川敏夫、長瀧武に小田切中将、水野大佐など、帝国議會議員、大学教授、新聞記者、軍人などを網羅するものであった。関根悦郎の記するところによると、当夜は晚餐が終ったあと、野口援太郎から開会の挨拶があり、擁護同盟の意向説明がなされたのちに、参会者から意見が表明された。まず、衆議院議員の尾崎行雄からは、「軍事教育とは人殺しの教育」であり、「一般教育は人を救ふ教育」であるから、「軍事教育は何処までも軍隊の仕事でなければならぬ」と軍事教育反対意見が出され、軍閥横暴にたいする批判が述べられた。次いで教育擁護同盟の藤五郎からは、文相との会見のようが報告され、「教育が政府の変る度毎にその根本方針からしてぐらぐらする様では何時になつても立派な教育は行はれない」と教権確立の必要性が強調された。続いて立った小田切中将からは、「軍人といふものの思想が、

一般社会の人達と較べて如何に異つた、特殊のものであるか」が披露され、「斯やうな軍人が学校に入つて果して学校内の調和が保てるか否か、問題である」、「教育家は教育の為のみならず、日本全国の為にかかる愚策を止めしめる様努力しなければならぬ」という意見が出された。

鳥取県選出の衆議院議員で視学の経験もあり教育の事情に精通している山榊儀重は、「此事が一般生徒の精神教育を目的とする軍事教育ならば勿論反対である」が、「然し教育者が左様な隙を与へたことは、教育者の責任である」。「精神教育でなくて、軍事専門教育であるならば、今日既に兵式教練が課されてゐる」ので必要はない。「問題は之をも止めるか」どうかであるが、「擁護同盟の意見は、現在の兵式教練をも止めるといふのではないらしい。さうとすれば更に之を徹底させるか、又は別な案がなければならぬ」がどうかと擁護同盟の側に問題を提起した。これにたいして下中弥三郎は、「擁護同盟の根本趣旨は、現在の兵式教練をも認めるものではない」、配属将校制は「軍部の頗る巧妙な策戦で、以て全国民を軍国化さそうとするもの」であるから、「人間教育の破壊であつて、一議に及ばず反対しなければならぬ」と主張し、松下芳男の賛成を得た。法政大学教授中川敏夫は、「軍事教育案が例へ実施されても」「学生は決して甘んじて之を受けないから」「必ず完全な成果を挙げる事は出来ない」と確信しているが、「吾人は斯る案を黙過することは出来ない。宜しく実施前に於て撤廃さすべきである」と述べた。

このような議論を聞いていた海軍大佐水野広徳は、陸軍の主張に比して「文相の意見と称するものは非常に露骨な軍国主義である」のは「妙な話であるが、何れにしても斯る精神が教育を支配するとなれば、結果は恐るべしと言はねばならぬ。一体政府では、陸軍縮少によつて生じた国防の欠陥を補ふ為だといふが、私の見る所では、陸軍の縮少によつて国防に欠陥を生じはしない。」「在営年限短縮は軍事教育を行はずともやり得る。」「現在の兵式教育と称するものも撤廃に賛成であるが、実際問題として不可能なれば、そのままとして、教官は予備で結構である」と述べた。次いで病欠席の慶応義塾大学教授石田信太郎から書面で送られた軍事教育反対の意見表明が朗読されたのち、新聞記者を代表して国民新聞の長瀧武は、「今度の軍事教育案は、文相の専断であつて文部省内でも殆んど皆反対である」

と記者の觀察を述べ、「兎に角当局のやり方には徹頭徹尾誠意がない。かくの如き案を弾劾すると共に、文相其人をも弾劾すべきである」と結んだ。<sup>(17)</sup>

この意見交換会には、軍事教育の実施に絶対反対の立場をとる意見から、軍事教育に賛成するにしても問題があるという意見まで、さまざまの批判意見が出された。<sup>(18)</sup>野口援太郎が「吾々はこの上更に一言を附加する必要はない」と述べているところを見ると、充分な意見交換が行われたようであり、主催者にとつても参会者にとつても「頗る意義ある盛大な会合」であつたに違いない。<sup>(20)</sup>

意見交換会はこのあと「決議」案を採択し、理由書を付して文部大臣と陸軍大臣を訪問しこれを提示し、また全国中学校長会と師範学校長会からも意見を聴取することを決めて散会した。「決議」文は次のようであつた。<sup>(21)</sup>

#### 「決議」

陸軍在営年限短縮の名に於て現役将校を学校に派し軍事訓育を施さんとする文陸両省の立案は学校教育本来の目的を破壊しその能率を低下するのみでなく明かに軍部の教育干渉である。吾人は極力その実現に反対する。

軍事教育意見交換会

### 3 学生生徒の軍事教育反対闘争

「恐らくは文部陸軍当局はそれ（反対意見や反対運動）に耳を仮さず、実行するだらう。けれ共僕は大きく心配して居ない。其の教育を受ける学生生徒は黙して居ない。軍人に対する反感は従来以上に強く彼等の頭を支配する」<sup>(22)</sup>から、と土田杏村が述べていたように、配属将校によつて教練を課される当の学生たちは、激しい「軍事教育反対闘争」に立ち上つた。<sup>(23)</sup>

一九二四（大正一三）年一月一日夜、早稲田大学社会科学研究会は早稲田大学新聞を動かして軍事教育批判講演

会を開き、学生の立場から批判の第一声を放ったのを手はじめに、同月一二日夜には都下大学雄弁連盟、大学新聞連盟の提唱によって、都下各大学生有志からなる軍事教育問題協議会が開かれた。ここには早、慶、明、法、立、帝、日、専修、青山、歯医専など、各大学・専門学校の学生代表者八十余人が網羅され、開会直ちに全国学生軍事教育反対同盟を結成し、「吾人は軍事教育に絶対に反対す」との決議を可決すると同時に、今後全国的集中組織として公開講演会を開いたり、文部当局への抗議や代議士訪問などあらゆる手段により阻止運動を行うことを決定した。<sup>24)</sup>

全国軍事教育反対同盟の実行委員会による抗議行動はめざましく、一月二二日、二〇〇人の学生で抗議文を文部省につきつけたのを手はじめに、二三日には林癸未夫（早大教授）、赤神良讓（明大教授）、大田黒敏雄（同前）、水野広徳（海軍大佐）、下中弥三郎（教育擁護同盟）らを招いて各大学連合軍事教育批判大演説会を催し、二六日には陸軍省を訪れ反対意見を述べるなど、運動は急速にたかまりを見せた。東京におけるこのような運動のたかまりは、一二月に入って各地の社会科学連合会の学生によってうけつがれ、ひろがっていった。しかし、文部省から各学校にたいして学生による演説会の禁止、軍事教育反対同盟の解散などが指示されるにおよんで、運動は少なからず困難な局面に遭遇した。ために、このような圧迫に激怒した同盟の学生は文部省に押しかけ、会見を拒否した岡田文相を大臣室にカシ詰めにして抗議したほどであった（二月一七日）。

翌二五（大正二四）年、配属将校制度案は多少の修正を施されながら文政審議会を通過し、開会中の第五〇回帝國議会の予算審議でも多数をもって承認される気配が明らかになったのを見てとった軍事教育反対同盟は、冬休み明けの一月二四日を「軍事教育反対デー」とし、国際連盟協会の各大学支部と協力して一大街頭示威運動を敢行しようとした。この動きを察知した警視庁は、同盟に中止を示唆したが聞き入れられなかったため、その前日の二三日に学生の政治運動の禁止を理由として中止を命じた。これに抗議するために集まった同盟員、一般学生と、早稲田、明治の各大学で軍教反対学生大会を終えて示威行進してきた学生とが合流した牛ヶ淵公園で、学生と警官が衝突し、数人の学生が検束されるといふ事態が起った。

その日学生たちは、検束された者の奪還、警視庁への抗議、第二回示威運動の計画などを決め、軍教反対のために徹底的に闘い抜く旨の宣言を採択して解散したが、三月の帝国議会閉幕後は各大学における闘争に転じ、軍事教育の正体を具体的事実によって暴露し、反対運動を続行していく方針を明らかにするようになった。このような状況のなかで小樽高商事件（後述三？を参照）が発生する。

しかし、このような学生の反対運動も、配属将校制度の実施を阻害することはできず、結局は文部省により押え込まれ、窒息させられていった。学生たちにとって国家権力はあまりにも強大であった。

## 二 初期配属将校の実態

### 1 現役将校の学校配属状況

関係諸学校への現役将校の配属は、一九二五（大正一四）年八月までに完全に終わったといわれている<sup>(25)</sup>。「陸軍現役将校学校配属令」が公布し施行されてから四カ月ほどの間に、である。

しかし、配属された将校の数は、私の知る限りでは必ずしも明確にはされていない。一〇四一人、一〇八四人、一八五人などさまざまな数字が残されている<sup>(26)</sup>。だが、おおよその人数を知りたいという場合には、一〇〇〇人程度と考えてよいようである。

右の数字のうち「一〇四一人」は、『教育時論』の誌上に陸軍省発表として紹介された数字であるが、配属将校の内訳を明示しているので参考になる。それによると、現役将校は一〇四一人に一〇四一人配属された。配属先の内訳は大学四一校、高等学校（大学予科を含む）三五校、専門学校五七校、教員養成所六校、師範学校（高等師範学校を含む）六三校、中学校五一七校、実業学校三二四校、神宮皇学館一校、学習院一校であり、配属将校の階級別内訳は大佐一

八人、中佐三八人、少佐二一四人、大尉六三九人、中尉一三二人で、尉官が全体の四分の三程度を占めていた。<sup>(27)</sup> 女子単独校を除いたこれらの官・公立学校の総数は一五七三校であったから、現役将校が配属された学校はそのおよそ三分の二ということになる。<sup>(28)</sup>

このようにかなり迅速に、広い範囲の学校に現役将校が配属されたが、陸軍当局がこれだけの配属将校をそろえるまでには「非常に苦心した」といわれている。その真偽のほどを確かめる手だてを私は持たないが、配属将校制度の発足にあたり、はじめ当局は「全国の聯隊に向つて学校行き希望者を募つた」けれども「これに対する申出が極めて少く特に關西方面からは殆ど皆無の有様であつたので、これではならぬと改めて命令的に陸軍省から指名召集した」とか、「これら將校の多数は軍教反対の声の煩さい折柄学校に配属されることを余り喜んでゐない処へ學生側でも反対態度をとつて来てゐた手前陸軍当局では果して軍事教育をやるにはやつても今後うまく行くかどうかを杞憂してゐる向もある」と<sup>(29)</sup>と伝えられたところなどから察すると、陸軍当局の思惑通りにスムーズに発足したとはいえない面があつたことは事実のようである。

## 2 初期配属将校の資質

現役将校の学校配属にあつては「成ルベク学校ノ生徒ノ人格ヲ認め」、「兵隊扱ヲシナイヤウニ、生徒ヲシテ悦ンデ面白ク感ジツツ此訓練ヲ受ケルト云フヤウナ扱方ニシテ戴キ」<sup>(30)</sup>たいという要望が強かつた。これは、配属将校の選抜にあつては最優秀の人材を選び、軍隊における教育との違いを十分に意識して生徒の教育にあたる将校を派遣してほしいということにほかならない。

これにたいして陸軍側は、学校の体操・教練は「軍隊ノ教育、兵卒ノ教育トハ全く目的ヲ異ニシテ居ル」ことはもちろんであるから、人選に注意し、「全軍ノ將校ノ中カラ最モ優秀ニシテ最モ適當ナル」者を、「成ルベクナラバ陸軍大学出身ノ將校ヲモ多ク」選びたいとか、あるいはまた「母校ニ將校ヲ派遣スルト云フヤウニ致シマシテ、成ルベク

地方ノ青年、地方ノ学生、地方ノ風習ヲ能ク知ツテ居ル將校ヲヤルヤウニ選抜」したいと述べ、さらに「選抜シタ上ハ毎年ソレヲ皆集メマシテ充分ニ訓示ヲ与へ、又注意モ与へ、又文部省カラモ其学校ノ御話ヲ承リ、充分ニ準備シテ学校ノ方ヘ配布スル積リ」だ<sup>(31)</sup>という方針を明らかにした。

配属將校を毎年集めて再研修を施すという右の方針は結局実現されなかったが、新任配属將校に事前に訓示や注意を与え、文部省の話も聞かせるというオリエンテーションは、一九二五（大正一四）年の実施を前に次のように行われた。

一九二五年三月一五日召集。一六日陸軍大臣、陸軍次官、軍務局長等の訓示講演。一七日文部大臣、文部次官、専門学務局長、普通学務局長、実業学務局長、塚原督学官の講演。一八日拝謁、文部次官講演。一九日森岡督学官、北学校衛生官講演。二〇日より二八日まで新兵器展覧、講話研究、質疑応答、見学会等、というのが講習会のスケジュールである。この講習会は「陸軍では本邦初めての実施であるから最も慎重なる態度を持し、全將校を三部六十二班に別ち、第一部（第一班乃至第二十二班）は大学高等学校、専門学校、高等師範学校、師範学校への派遣將校で、第二部（第二十二班乃至第四十一班）は中学校への派遣將校で、第三部は実業学校への派遣將校で夫々組織し各部に部長、並に部長附属を又各班長並に班連絡係を夫々設けて居」た、<sup>(32)</sup>といわれている。

この講習会で陸軍側が学校や学生生徒にたいしてかなり細かい配慮をすべき旨配属將校に要請していることは、前掲の方針表明がその場限りのものではなかったことを示している。たとえば、一六日、陸軍次官は「校長ニ対シテハ服從ノ美德ヲ発現スベシ」「他ノ職員トノ和衷協同ニ関シテハ特ニ注意スルヲ要ス」と説き、とくに関係の深い体操科教員については、決してこれを「指揮命令」してはならず、兵式体操担当の在郷軍人で自分より上官がいた場合には「自ら進ンデ其指示ニ從フノ雅量」をもつべきであると論じた。<sup>(33)</sup>同じ日、教育総監部第一課長はさらに細かく、学生生徒との接し方に関する指示を与えた。たとえば、学生生徒は「概シテ不仕鱗ニ映」り、時として教官に「無遠慮」「不快」の言葉をつかい「不遜」の態度をとるものもあるが、「此等ノ多クハ故意カラテナク又反抗心カラテモナク、

天真爛漫ナル学生、生徒ノ性情ノ発露」であるから、彼等の「言動ニ対シ一々神経ヲ尖ラシ、頭カラ吐(怒)鳴リ付ケル様ナコト」は敵にいましめられなければならない<sup>(34)</sup>と述べた。また、学校教育と軍隊教育との違いについては、学校教練は「学生生徒心身ノ鍛練ヲ主目的」とするものであつて、「戦争ヲ直接目的トスル軍隊教育」とは違ふ。たとえ学校教練の内容が軍隊における初歩の訓練内容とほとんど同じであつても、前者においてはそれは「手段」であるの<sup>(35)</sup>にたいし、後者においてはそれ自身が「目的物」である」と違いを強調していた。

この講習会における陸軍次官の講演(前出)は全国各地の新聞にまで報道され、関心をもつて読まれたようである。講演の概要を比較的詳しく報道した『福井新聞』(一九二五年三月一八日)の記事を引用しておく、ここでは陸軍次官の講演要旨を次の一三項目にまとめていた。

- 一、居常其の言動を慎むべし。
- 二、校長に対しては、服従の美德を発現すべし。
- 三、他の職員との和衷協同に関しては、特に注意するを要す。
- 四、学生生徒に対しては、公平を旨とし、常に、温情と威厳を以て之に臨み、師弟の情誼、厚からしむること肝要なり。
- 五、校風、地方の習慣学生生徒の気風思想を洞察し之に適應して其の業務を実施すべし。
- 六、常に校紀を厳守し、範を被教育者に垂るるの概なかるべからず。
- 七、教練の可否は、卒業者兵役上の特典に関するを以て、深く之が決定に注意し、公正適実ならざるべからず。
- 八、精神を離れて、徒らに形式的画一の弊に陥るなきを要す。
- 九、本部以外の服務に関しては、条理と道義的觀念に訴え、適当に進退を定むるを要す。
- 一〇、常に不偏不党正己を持するを要す。
- 一一、軍隊と国民との連鎖たるの概なかるべからず。
- 一二、内外軍事の現状、及び其の趨勢に関し、又、学制の概要を知得しあるを要す。
- 一三、教練、補助として、軍隊より臨時将校下士の派遣を請い、又は軍隊の教育設備資料等を借用する場合には、学校の要

求と軍隊の現状とに鑑み、適当に之を処置するを要す<sup>(36)</sup>」

右のような長期の講習会を経て学校に配属された現役将校は、おおむね講習会で与えられた指示の線に沿って行動したものと思われる。たとえば、自分の出身校である岩玉中学校に赴いた配属将校陸軍歩兵大尉吉川資は、赴任一年後校友会雑誌に載せた「学校教練の振作に就て」と題する一文のなかで、

「教練は教育の大方針である教育勅語に基き、既に明治十九年以来一般の諸学校に課せられまして、其趣旨とする所は生徒の心身を鍛練し忠良の国民たる資質を向上せしむるにあること素よりであります。(中略)元來教育の全部が忠良なる臣民健全なる国民を養成するのが目的であります。就中教練は質実剛健なる気性を養成すると共に、国防能力を増進する上に其効果が甚だ大なりと信ずるのであります。

学校教練は、軍隊でやる軍事教育の一部を学校へ移したという意味合のものではございませんが、此の程度の軍事智識及軍隊的の動作は忠良なる国民として当然心得ておかねばならぬと信じます。殊に我国は国民皆兵を以て建軍の本義として居りますし、加へて近代戦の特色は所謂国家総動員でありまして、(中略)国民挙て戦争の惨烈に克ち国家擁護のために一身を犠牲にするの覚悟は、従来よりも一層緊要であると信じます。」<sup>(37)</sup>

と、国防意識または国防能力の高揚をうながしながらも、学校教育と軍隊教育との違いには留意していたことをうかがわせる。

多数の学校史をひもといてみると、初期配属将校は「陸軍省の慎重な選考もあつて、人格温厚な武人での指導も適切、生徒職員間にもよく親しまれた」<sup>(38)</sup>人が多かったようであつたが、一九三〇年代に入るにつれて「自分は『天皇陛下ノ命令ニ依リ』行動しているのであるから、自分の行動は絶対である」<sup>(39)</sup>ことを強調し、校長の命によつて動いてゐるのではないことを暗におわすような将校が出てくるようになり、「配属将校の發言権が増大し、学校全体を大きく左右」<sup>(40)</sup>するようになっていったことが明らかにされている。

### 三 配属将校をめぐる事件

#### 1 小樽高商事件

しかし、一九三〇年代に入る以前でも、なかには細心の配慮を欠いた配属将校がいなかった。一九二五（大正二四）年秋に起ったいわゆる小樽高商事件のきっかけをつくった配属将校鈴木少佐はその例である。小樽高商事件の経緯をも含めて、ここに紹介しておこう。<sup>(41)</sup>

同年一〇月一五日、小樽高等商業学校（以下、小樽高商という）では配属将校鈴木少佐の指揮の下で、野外演習が行われた。ところが、野外演習にあたって同少佐が提示した次のごとき「想定」<sup>(42)</sup>がきわめて妥当性を欠くものであるとして、学生のみならず朝鮮人や日本人労働者から強い抗議を受けたのである。

#### 「想定

(一)十月十五日午前六時天狗岳を中心として俄然大地震あり。札幌及び小樽の家屋殆んど崩壊し諸所に火災起り折柄の西風に火勢を強め今や小樽市民は人心恟々として適従するところを知らず。

(二)無政府主義者団は不逞鮮人を煽動し此時機に於て札幌及び小樽公園に於て画策しつつあるを知れる小樽在郷軍人団は忽ち奮起しこれと格闘の後東方に撃退したるが敵は汐見台高地の天険に拠り頑強に反抗し肉飛び骨砕け鮮血に満山紅葉と化せしも獅子奮迅一步も退かず、ために進撃は一頓挫するに至れり。

(三)小樽高等商業学校生徒隊に応急準備令下り該隊は午前九時校庭に集合し隊を編成すその任務は在郷軍人団と協力し敵を絶滅するにあり。」

すなわち、ここでは「無政府主義者団」に加えて「不逞鮮人」が仮想敵とされていたのである。これを伝え聞き知つた小樽港三千の朝鮮人積荷人夫は、関東大震災当時の弾圧の生々しい記憶を呼び起して蹶起し、評議会系の小樽労働組合、政治研究会小樽支部もこれと相呼応して宣言を発表し、演説会を開き、代表者を通じて鈴木少佐を糾弾し、少佐から不明を謝すとの弁明を得たのである。しかしこの問題は、一少佐の「不明」の問題ではなく、軍事教練が学生への団体訓練や精神修養だけのものではないことを露呈したものだとして学生層に大きな衝撃を与え、軍事教育反対の全国的運動へとひろがったのであった。

小樽の労働団体が質問状を發したのに回答を拒否した当局を見て、小樽高商内の社会科学研究会は学生有志の名をもつて「全国の学生諸君に檄す！」という次のごとき声明書<sup>(43)</sup>を發表した。

「諸君！吾々は今、明白に軍事教育の何物であるかを知り得た。それは虐げられる同胞に対する虐げる同胞の威嚇の鞭の外に何物でもなかつた。明日の新社会を建設すべき無産階級の台頭に対する、寄生享楽階級の巧妙にして惨酷なる、組織的弾圧以外の何物でもなかつた。吾々は今、轟々たる軍教反対の世論を排し、在營期間短縮の好餌を掲げてまで、吾々真理の追求者たるべき青年学徒に、敢て銃剣を把らせたことの何のためであるかを知りて、全身の血の逆流するを覚える。

諸君！吾々は曾つて凡ゆるブルジョア学者の詭弁と欺罔を以て階級対立の事実に盲目である様に強ひられて来た。而も今や、ブルジョアジの傀儡として、間断なき生活苦から跳き出でようとする同胞を敵視することを強ひられるのだ。震災のどさくさに紛れて、卑怯にも幾多の労働運動者及び朝鮮の同胞を屠つた新武士道精神を学ぶことを強ひられるのだ。

諸君！諸君は之れに盲従するか？

否！否！否！吾々はお互にかかる軍事教育を受けることの如何に良心に忍びざるところであり、如何に吾々の心を憤激せしめ、之と徹底的に抗争し闘撃することを誓はしめたか、を知つてゐる。吾々はお互の熱愛する学園に、自由と正義が吐息して倒れてゐるのを見て、尚起たざる程のお上品な偽善者でないことを知つてゐる。そして吾々の胸から流れる血汐が、吾々に何を叫ぶべきかを教へる。

軍事教育を葬れ！妥協は墮落である。儉安は裏切りである。無批判の看過は良心的不具者たることを意味する。

全国の学生諸君！ 内部から軍教に対する積極的反対運動を起せ！」

この檄に依じて、学内における軍事教練の暴露と反対運動を続行することを申し合わせていた学生社会科学聯合会（一九二二年全国二六校に設立されていた学生社会思想団体の連盟として結成されたもの。「学聯」、F・Sと略称）はただちに反対運動を起し、一〇月二日に文部省と小樽高商当局に嚴重抗議、文部省にはこの事件についての教官および文部当局の責任や軍事教育の今後の方針を問う五〇の質問書を提出した。だが、この質問にたいして、「想定は穩当を欠くものありと認むるも、軍事教育の方針は変更の必要を認めず」という程度の回答がなされたのにとどまったため、学連はさらに左のような抗議文を発表した。<sup>54</sup>

### 「決議文」

先に文部当局は軍事教育を施行するに當つて、その主眼とするところは、国民体育の發達、国民道德の涵養、国民精神の統一にありとなし、与論の反対をも顧みず強制的に之を実施せしめたのである。然るに最近發表された小樽高商に於ける想定の一部は、——例へそれが一法官の立案とはいへ——当局自身の軍事教育そのものの立案の主眼が奈辺にあるやを暴露せしものと言はねばならぬ。

之に拠れば、恰も現下日本の無産者と朝鮮人の凡てが「兇徒」と呼ばれ不逞と罵られるに価するもの如く、また彼等の破壊的行為によつて国民が混乱に墜し入れられつつあるもの如く表現されてゐるのを見る。

斯くの如き觀念を若き青年学徒の腦裏に刻み、これを以て軍事教育たりと云ふならば明かに、そは、文部当局自身が国民平和の破壊を鼓吹し、血腥き市民戦争への参加を学生に煽動するものと言はざるを得ぬ。

現下我国無産者の運動は合法的に、順調にその歩を進めつつある。かかる時に際して斯の如き流言虚構を公表して平然たるは、国民の大多数たる無産大衆に対する挑戦に等しきことは何人とも争ひ得ざる明白事である。況んや軍事教育それ自身過去に於て多くの反対を受け、今も尚全国学生の殆ど全般の受動的反抗を醸成しつつある状態を思へば、今回の事件の影響は推察に足るものがある。

我等社会科学聯合会は忠実に社会的形勢を客観し、これが最も妥当なる解決に腐心するものである。従つてかかる立場にある我々は今回の如き輕拳に対し、又全国的に従来秘に行はれつつある同一の企画に対し飽迄も文部当局の責任を問ふものである。

右決議す。

大正十四年十月二十二日

日本学生社会科学聯合会

同月二八日には、学聯は各労働団体、政治団体、政治研究会、自由法曹団、一月会などと提携して反軍事教育演説会を開催し、翌二九日には文部省に再質問を求めため学聯代表者五十余名は文部省に抗議に赴いた。大臣に面会を拒否され、鈴置政務次官と学聯代表六名の間で二時間にわたる論議が行われたが、これも結論にいたらなかつたため、三項目の再質問書を提示して引上げた代表六名は、警察に検束された。

このようなありさまは、文部省の誠意のなさ<sup>も</sup>と権力的圧迫を示すもの<sup>も</sup>だとして都下自由主義的学生団体の憤激を買った。立教・早稲田・帝大の三大学新聞は一月九日付をもつて左のごとき共同宣言<sup>も</sup>を發表し、全学生に訴えた。

### 「共同宣言」

大学の本質的使命は学問の独立、研究の自由を確保するのにある。而して我等学徒の使命はあらゆる社会的現象をば、科学的理論の下に縦横に検討批判するにある。此意味に於て大学は毫も偶像化されたる抽象的国家拝跪のブルジョア・イデオロギーを養成すべき教育機関、或は軍事主義的精神の浸潤に委すべき学園たり能はざるは勿論である。

然るに今回の小樽高商野外演習想定は、先に文部当局が、国民体育の発達、国民道德の涵養、国民精神の統一等の如き美辞をつらね全国に施行せる所謂軍事教育の本質を暴露し、遂に当局当初の声明を裏切るに至れり。

而して軍事教育はその本質に於て、学問の独立を侵害し研究の自由を束縛し、且つ畢竟するに階級的国家存在の必須手段として帝国主義擁護のために一切の教育機関を軍国化し、純心なる学徒をして軍閥の傀儡たらしめんとするに、その究極の

目的を有することは、既に我等の極論せし所である。

如何に軍閥、反動文部当局が麗言を掲げて我等を欺瞞せんとするも軍事教練と学校教育はその機能上相対立するものにして、一は命令に対する絶対服従の精神を涵養するを以て主要目的となし、一は真理探求に於て自主的自由精神の涵養を目的となすものである。而も猶之を並行せんとするは理論上到底不可能事にしてその強行は、真実の意味に於ける学校をして当然なる兵營の一拡張たる残骸にすぎざるに至らしむるであらう。而して学校をして軍隊化し軍閥の驅使に甘んずる事を許容せんか、大学の使命は全く蹂躪せられ、学問の独立、研究の自由は永遠にその姿を消し一切の教育機関をあげて軍国主義的色彩の下に抹殺し去られるであらう。

吾人は学徒として学問の独立を尊重し、研究の自由を愛し、大学をして真の使命を遂行せしめん事を切望するものなるが故に、かかる内容を有する軍事教育を徹底的に葬り去り学術研究の圧迫に対し此処に断乎として反対の意を表明せんとするものである。

立教大学新聞  
早稲田大学新聞  
帝国大学新聞

一三日には、右の三大学新聞主催の学術研究擁護講演会が開かれ、大森義太郎、長谷川如是閑、千葉亀雄、麻生久、大山郁夫などの弁士によって軍事教育の反動性が追及された。

一方、一月六日には都下大学雄弁聯盟、各大学国際聯盟協会は、各大学新聞聯盟と提携し、全国学生軍事教育反対同盟の第一回協議会を開き、軍事教育打倒、全国的反対運動を起せなどのスローガンのもとに運動をすすめることを確認し、一二月七日には同盟主催の軍事教育批判演説会を開いた。

このような学聯や反対同盟の運動は、学園内に闘争をもち込んだが、帝大、早稲田、立教、青山、小樽などを別とすれば、多くの大学・高専などでは当局の圧迫が強く、運動は表面化するに至らなかった。また、活発に運動がくりひろげられた大学でも次第に圧迫が強まり、講演会の禁止、講師たる教授の禁足、決議の無視などが続き、一二月一

三日には小樽高商の反対運動の中心学生一四人が無期停学に処せられた。かくして、一九二五年の秋から冬にかけて全国に大きな衝撃を与えた反軍事教育の運動も下火になった。

## 2 大多喜中学校校長排斥事件

右の小樽高商事件は学生運動史上の著名な事件であり、そこに配属将校制度の本質が露呈されているとして、これまで多くの論稿でふれられてきたところであるが、これは野外演習の時間内における教授上の問題が発端であり、先ずもって問われるべきはそこにおける配属将校の資質であった。このような教練の中身や、その教授法に関する問題はそれとして重要ではあるが、実際にはそれ以上に大きな問題もあつた。それは配属将校の存在が学校内の調和を乱し、あるいは陸軍が教育行政側の意向を無視ないし軽視して専断的行為を行うという問題である。もつとも、前に述べたように、この学校秩序の混乱や陸軍省の専断はいずれも、前述のごとく初期の段階ではあまり一般に見られたわけではなく、一九三〇年代に入り顕在化していったといつてよいように思われるからして、本項で取り扱っている「初期配属将校の状況」として記すべき事例はあまり多くない。その数少ない事例の一つとして、一九二七（昭和二）年千葉県下の大多喜中学校で起つた校長排斥事件に言及する。

大多喜中学校の校長は、二六（大正一五）年四月、千葉師範付属小学校主事から転任してきた、「自由教育」で名高い手塚岸衛であつたが、当時の新聞の伝えるところを整理すると、日頃同校長の「自由主義」に不満を抱いていた四年生が、その前年度卒業生のなかで高等学校や専門学校に合格した者が一人もなかったことを同校長の「自由主義」がもたらしたものだとして、一六〇人が四月二二日から校長排斥を目的とした同盟休校に入り、知事官邸に陳情し、二六日にはデモ行進を行い、警官隊に阻止されると寄宿舎のガラス数十枚を破るといふ乱暴をはたらいた。学校当局は主謀者の五年生四人を退学に付し、残りの四、五年生全員に停学を命じて事態を一応収拾したが、その後県当局の調査がすすむにつれて、右の生徒の行動は同校の教練の教員である峯島要（特務曹長）の扇動によるものであつたこと

が判明し、学校当局は五月一八日、峯島教員の辞任を要求した。これにたいして峯島教員は一九日、生徒に校長の横暴を訴えた。五年生代表はこれをうけて峯島教員の免職処分を校長に抗議し、下級生を講堂に集めて立ち上るよう要請した。その結果、数名の生徒は校長室に乱入し、太田教頭と萩原教員を殴打するという事態を惹起した(手塚校長は危うく難を逃れた)。学校側は再度五人を無期停学処分にしたため、二〇日には五年生九〇人が一人も登校せず学校の裏山にたてこもるといふ事態に発展し、学校は二〇日から三日間休校となり、休校措置はその後さらに二五日まで延期された。五月二三日に開かれた全校父兄大会で県の九鬼学務部長が手塚校長を免官、太田教頭を休職処分に付する旨の方針を言明したことを知った同校長は自ら辞職届を提出、大多喜中学全教員もこれに従った。しかし、辞職は校長と教頭についてのみ受理され、六月九日付で「依願免官」と「休職」の辞令が出され、いわば喧嘩両成敗で片がつけられたのであった。

以上の新聞記事を中心とした経緯に見るかぎりには、配属将校は直接の当事者として登場せず、教練担当のもう一人の教員(特務曹長)が事件の中心であり、また直接軍事教練に関する対立が発端であったわけでもない。関谷龍吉文部省普通学務局長のように「今度の問題は手塚氏個人に対する感情問題ではなからうか。手塚氏は意志の強い人で、自分の考へをどこまでも押し通さうといふ風の人であるから、氏に反対してゐる人は多い」と、手塚校長のパスナリテイが原因で起るべくして起つた事件だと見る人も少なくなかったと思われるが、新聞の報道に見られるように、「その根源は中等学校の普通教育と軍事教育との間に意見のそぐはぬことから、軍事教育者と教員間の暗闘が深い原因となつておるらしく、この点重大に視られて居る」ということは、事件がたんに校長のパスナリテイで片付けられるものではないことを暗示している。「教育週報」では、「そもそもその根本は夷隅郡内の自由教育派の勢力をねたむ反対派との争ひで去る三月末反対派である岩瀬県視学等の手で自由教育派の小学校校長職員は大部分他郡へ移され、夷隅郡にては自由教育は成立たずとみられた矢先に付込み、校長排斥の火の手が、あがつたので、軍事教練教師安江氏(引用者注)配属将校安江大尉)が同じく教練の、教師峰島氏を、使ひ生徒をそそのかし、又その裏面には町に於て最大の勢

力を有し特務曹長でありかつ父兄の多額納税者たる某氏を利用し其他数名の有志を語らひ種々策動をめぐらしたものである」と、配属将校の演じた積極的な役割が強調されている。

中野 光氏はその著『教育改革者の群像』で、手塚校長排斥の動きは配属将校と教練教員が中心に起したものであり、その直接の原因として、①千葉県中学校生徒連合演習に参加するにあたり、配属将校が生徒全員に背囊をつけさせるべく購入方を校長に要請したのにならぬ校長はこれを許可しなかつたので、配属将校らと生徒はきわめて不満であつたこと、②手塚が校長として赴任した際に小学校教師から抜擢採用した音楽担当の青年教師半田が安江配属将校に殴打されたことにはじまる配属将校との間のしこりが増大したことなどをあげている。<sup>(50)</sup>

このような連関で先の事件を考えてみると、峯島教員だけが校長の排斥を策動し、安江配属将校が動かかなかつたと見るのは、たしかに不自然のようである。ここでは中野氏の見解にしたがつて、配属将校が校長排斥事件の陰の主役を演じたとしておこう。これは、小樽高商事件のように教練の授業内容や方法に関するものでなく、学校内人事を直接に牛耳つた事件であつたがゆえに、それが学校秩序に与える影響は深刻なものがあつた。

以上、この章においては、第一に、限られた範囲内ではあつたが、配属将校制度の導入にたいして、厳しく鋭い批判意見が出され、学生生徒の軍教反対闘争が行われたことを見た。

第二に、そのこととの関連で、現役将校の間で学校配属の希望を申し出た者は少なかつたが、陸軍省の指名召集によりかなり迅速に、広い範囲の学校に現役将校が配属された。

第三に、初期配属将校の資質については、陸軍側も世論の動向を十分に配慮し、慎重な選考を行つた結果、配属将校は学校組織の中で調和的に行動した。

しかし第四に、なかには細心の配慮を欠いた配属将校もあつた。例えば、演習の想定の中かで「無政府主義者団」に加えて「不逞鮮人」を仮装敵として、軍教反対闘争を惹起したり、あるいは校長排斥事件の扇動者となり、学校内

人事を牛耳つたりして、世の輿聲を買った。

注

- (1) 「軍事教育有害」『時事新報』一九二四年一〇月七日。
- (2) 「教育精神・軍事精神」『読売新聞』一九二四年一月一九日。
- (3) 「其影響する所を憂へよ」『東京朝日新聞』一九二四年一月四日。
- (4) たとえば、関根悦郎は「排軍事教育論」の末尾で、「この重要な軍事予備教育に対して、一二の社会評論家の外真に重要な関係を持つべき教育実務家から、何の意見をも聞くことを得なかつたのは非常に残念であつた」と記している。『文化運動』（啓明会発行）一五二号（一九二四年一月）。
- (5) 『教育時論』一四一六号（一九二四年一〇月一五日）。
- (6) 同前、一四一九号（一九二四年一月五日）。
- (7) 『我等』一九二四年九月。
- (8) 同前、一九二四年一月。また、大山郁夫「我国の教育界が直面する一緊急問題」『中央公論』一九二四年二月も参照。
- (9) (10) 『文化運動』一五三号（一九二四年二月）。
- (11) 平原春好『日本教育行政研究序説』一九七一年、一六七―一六八頁に全文を掲載してある。その他の同種文部省訓令・達類についても、同書一五八頁以下を参照。
- (12) 前掲・関根悦郎「排軍事教育論」。
- (13) 帝国教育会編『帝国教育五十年史』一九三三年、二〇八―二〇九頁。
- (14) 『下中弥三郎事典』一九六五年、六九頁。
- (15) 出発当初の二二人の同人は次のようであつた（五十音順、括弧内は所属）。相沢熙（『国民新聞』）、鯉坂国芳（『教育

問題研究」、尼子止（『教育学術界』）、稲毛阻風（『教育実驗界』）、大島正徳（『内外教育評論』）、加藤正平、川村理助（『明日の教育』）、河野清丸（『教育論叢』）、岸田時夫（『小学校』）、佐久間惣治郎（向上会）、沢柳政太郎（『帝国教育会』）、志垣寛（『小学校』）、下中弥三郎（『啓明』）、曾根松太郎（『教育界』）、多田房之輔（『日本之小学校教師』）、為藤五郎（『教育』）、野口援太郎（『帝国教育会事務主事』）、萩原太平治（向上会）、原田実（『教育時論』）、本図晴之助（『学校衛生』）、三浦藤作（『帝国教育』）、湯本武比古（『教育時論』）。同人の氏名は『帝国教育会五十年史』により、所属は『下中弥三郎事典』によつた。

(16) 『文化運動』一五二号（前出）。

(17) 関根悦郎「軍事教育意見交換会」同前一五三号（前出）。なお本号は「軍事教育批判号」であつた。

(18) 野口援太郎「軍事教育に関する意見交換会に就て」『教育時論』一四一九号（一九二四年一月一日）では、交換会にあらわれた反対論を次のように類型化している。①「もしそれ学校に於て戦争行為、殺人行為といふものを教へるものであるとしたならば、それは大いに学校教育の本旨に悖るもの」であり、「それは寧ろ軍事当局者に一任すべきこと」であるという意見。②「軍事予備教育を軍人が学校に於て行ふといふことは、非常に間違つたことである。元來軍人といふものは、（中略）極く極く狭い、非社会的な生活を営んで来たもの」であるという意見。③「軍事予備教育などいふやうな重大な問題は、決して文部大臣一個の考へを以て決定すべきものではない。」④「これを体育の上から観ると、（中略）体育運動の本来の目的に背き、却つて青少年の身体を破壊する」。

⑤「学校教育と軍事教育との本質的差異」に着目すると、「軍隊教育を学校教育にもつて来るといふことは、即ち学校教育の破壊を企てるものである」。

⑥「知・徳・体三方面の発達を十分にしてくといふところに真実の軍事予備教育が存する」ものなのに、「軍事予備教育は明かに文化の進歩を妨害する」。

⑦「ほんたうに将校をつくりたいといふ意味なら、学校なんかでは到底つくり得ない」。

⑧その他。なお、『文化運動』一五三号（前出）に掲載された五十諸家（實際は四八人）からの「軍事教育批判」の意見も同様の論調であつた。

(19) 野口援太郎、前掲論文。

(20) 関根悦郎、前掲論文。

(21) 前掲『教育時論』一四一九号および『文化運動』一五三号。

- (22) 前掲『文化運動』一五三号所載の五十諸家「軍事教育批判」中、土田杏村の回答の一部分。
- (23) 以下、学生の「軍事教育反対闘争」については、『教育時論』『文化運動』のほか、菊川忠雄『学生社会運動史』一九四七年（再版）、二七三―二八一頁を参照した。
- (24) この日の様子については、早大雄弁会幹事戸叶武の「全国に拡った学生の軍事教育反対運動」に詳しい。『文化運動』一五三号。
- (25) 「日本教育発達史」安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』第五卷、一九三三年、一〇頁。阿部彰『文政審議会の研究』一九七五年、二六九頁。
- (26) たとえば、阿部彰、前掲書では「合計一〇八四人の配属を完了した」（二六九頁）とあり、安部磯雄、前掲書には「第一回配属将校の数は、大佐三〇人、中佐三五人、少佐一九〇人、大尉九三〇人の合計一八八五人であった」（九一―一〇頁）と述べられている。このほか、『教育時論』一四四七号（一九二五年八月二五日）には、陸軍省発表として一〇四一人（内訳は本文参照）という数字が紹介されている。
- (27) 「各学校配属将校数」『教育時論』一四四七号（前掲）。なお、これまで『教育時論』のこの記事によって将校数を紹介してきた論文は少なくないが、本文中に掲げられた配属先の学校数の内訳を合算すると一〇四五になり、配属学校数の合計として記されている一〇四一との間に四校の差があることに言及しているものはない。陸軍省発表の数字に誤りがあったのか、『教育時論』誌の誤植かを確かめる手だてではないから、ここではその事実と言及しておくにとどめる。
- (28) 前掲陸軍省発表の数字は、次の点に照らしても疑義がある。すなわち、文部省調べによると、一九二五年の学校数（ただし、女子単独校を除く）は大学三四校、高等学校二九校、専門学校一三五校、教員養成所一五校、師範学校五九校、高等師範学校二校、中学校五〇二校、実業学校七九七校で、総計一五七三校となっている。先の陸軍省発表の数字は大学、高等学校、師範学校（高等師範学校を含む）、中学校のそれぞれにおいて、右の文部省調べの数字を上回っている。陸軍省発表の高等学校数には大学予科が含まれているので高等学校数は問わないにしても、その他についてはどう説明したらよいのであろうか。
- (29) 「配属将校当局苦心」『教育時論』一四三二号（一九二五年三月一五日）。

- (30) 『諮詢第四号文政審議會議事速記録』(一)、関直彦発言より。
- (31) 同前、畑英太郎答弁より。
- (32) 「配属将校組織成る」『教育時論』一四三三号(一九二五年三月二五日)。
- (33) 『偕行社記事』(一九二五年五月)別冊付録「学校教練振作の方針」二〇―二三頁。
- (34) 同前、五〇―五一頁。
- (35) 同前、一四九―一五一頁。
- (36) 『武生高校七十年史』二四六頁から再引用。
- (37) 前掲『岩玉高校九十年史』一四四頁。
- (38) 前掲『武生高校七十年史』二二二頁。
- (39) 前掲『福岡県立朝倉高等学校創立五十年史』一四五―一四六頁。
- (40) 前掲『金沢一中泉丘高校七十年史』一九三頁。
- (41) 以下は、菊川忠雄『学生社会運動史』(前掲)三三七頁以下、「小樽の軍事教育事件」『教育時論』一四五四号(一九二五年一月五日)などを参照した。なお、この事件は、大学自治の観点から、伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』(新日本新書、一九七〇年)でも取り扱われている。
- (42) 菊川忠雄、前掲書、三三七頁。
- (43) 同前、三三八―三三九頁。
- (44) 同前、三三九―三四〇頁。
- (45) 同前、三四一―三四三頁。
- (46) 『東京朝日新聞』一九二七年四月二八日、五月二一日など。なお、中野 光『教育改革者の群像』(国土新書、一九七六年)一七六頁以下をも参照した。
- (47) 『東京朝日新聞』一九二七年四月二八日。
- (48) 同前、一九二七年五月二六日。
- (49) 『教育週報』一九二七年五月二八日。

(50) 中野 光、前掲書、一七八頁。

## おわりに

配属将校制度の成立過程を明らかにすることを目的としたこの研究は、一九二〇年代までの、以上のような制度の確立を辿ることで、一応その目的を達成することができた。それ以後の配属将校制度の展開については、青年訓練所の設置と青年にたいする教練の強化の問題などとともに、別の研究に譲ることにするが、先に述べたように、一九三〇年代に入る頃から、職員会議や生徒朝礼における配属将校の発言が多くなり、しかも、自分は「天皇陛下ノ命令ニ依リ」行動しているのであるから、自分の言動はあくまで正しく、校長の命令によって動いているのではないなどの発言が目立つようになり、あるいは、軍隊内と同じような振舞をしたり、同じような訓育方法で教練を行う例が次第に明らかになっていった。<sup>(1)</sup> また、配属将校の任免や教練の実施上にも、いろいろ問題が生じた。そこから、配属将校制度は、わが国の教育の健全な発達にたいする二大障害の一つとさえいわれた。<sup>(2)</sup> 本書の最後にあたり、配属将校制度と教練のその後を考える手がかりとして、一九三〇年代におけるこれらに関する若干の問題にふれて、この研究を終わりにしたい。

### 1 東京帝大配属将校増員事件

その一は、一九三〇年代に入ると、配属将校の任免に当たって陸軍側の文部省無視、換言すれば陸軍側の一方的任免が行われるようになったということである。ここでは、三三(昭和八)年に東京帝国大学(以下、東京帝大という)で起こった配属将校増員問題を取り上げる。

ことの発端は三三年六月二三日、東京帝大の軍事教官主任沼田大佐から配属将校一名増員の件を学生課長に通告してきたことにはじまる。<sup>(3)</sup> 通常このような場合には、学生課長を通して大学側の承諾を得てから発令を行うのが慣例になつており、制度上も配属将校は軍人として、身分は陸軍大臣の管轄に属するものであつても、大学に配属され大学総長の指揮監督のもとに置かれる以上は、その任免にあつて大学総長の同意を求めなければならぬ。にもかかわらず、文部省とも協議せず、陸軍の専断により決定されたことは、軍の大学干渉の前触れだとして、東京帝大の総長や評議員などに深刻な問題としてうけとられた。

七月四日の評議会を経て一〇日、大学側の江口庶務課長、竹内学生課長と沼田大佐との三者会談が行われ、そこで沼田は大学側の不同意の趣旨を了承して問題は解決したかに見えたが、一七日陸軍省は文部省に小川大尉を差し向け、もともと本件は文部省と協議する必要のないことであり、軍部既定の異動計画として上奏裁可を経て発令すべきものであるから、この旨了承されたいと申し入れた。東京帝大にたいしては光永中佐を派遣し、現に京都帝大では何ら問題がなかつたことと、本人事は既の上奏裁可を得たという理由をもつて、東京帝大側の意見は聞き入れることはできない旨の意思表示を行った。場合によっては東京帝大から軍事教官全員の引揚げを考慮するかも知れないという文部省にたいする陸軍省側のおどしも伝えられ、事態は急変、悪化するにいたつた。

翌日以後の事態の進展をかいつまんで紹介すると、二〇日の東京帝大臨時緊急評議会では、「右ハ従来ノ慣例ヲ破リ且ツ正規ノ手續ヲ以テ文部大臣ニ協議セズ勅令第三百三十五号陸軍現役将校学校配属令ニ違反スル処置ニシテ東京帝国大学総長ノ権限ヲ無視スルモノ」であるから「緊急善処相成度」という文部大臣にたいする上申書「配属将校増員問題に關スル件」を全会一致で可決し、上申した。時の文相鳩山一郎が小野塚喜平次総長を訪ね、職を賭しても必ず本件を軌道に乗せて解決する、最悪の場合には自ら総長とともに辞職する旨を約束した七月二五日、光永中佐が大学を訪ね、沼田大佐の増員希望を大学の意見と考えたのが原因で、事件が問題にされたときには人事局において手続き済みであり、取り消しが遅れたのであつて他意はなかつたこと、文部省も了承したことゆゑ大学も了解してほしいこ

とを非公式に釈明すると同時に、東京帝大の希望により増員予定の一名を京都か名古屋の帝大に移してもよいと語つた。

翌二六日、鳩山文部、荒木陸軍両大臣の会談で増員発令は延期すること、および配属将校の増減に関しては文部・陸軍・大学三者の一致を必要とすることを覚書交換の形式をもって確定することになった。二九日の評議会内協議員会では、右の原則の確立は大学としてはむしろ当然のことで、増員発令については延期でなく、あくまで取消しを要求すべきだという強硬論も少なくなかったが、陸軍側の誠意を認めて延期説に妥協すべきだという説もあった。八月五日、文部大臣は総長を再度訪ねて、もし延期説がいられなければ自分は辞職するほかはないと、延期案の承諾を懇請した。

かくして文部大臣は八月一〇日付書簡で、まず「貴学に対しては御承認を得ざる為其の発令を見合せ候」と、さきの上申書にたいする回答文を送り、大学はこれを受諾した。ここで発令に関する三者協議の原則が確立された。

越えて九月二日文部大臣はあらためて増員について、「陸軍補充令の改正ありたる結果将来教練の聴講者を増加する模様相見え其のみならず配属将校としても入営後幹部候補生として採否を決する資料調成等の為従来よりは一層職務の繁劇を相加ふ」と予測されるため、陸軍としては「此の際現役将校一名の増員を懇望致居候」ゆえに「貴学に於ては種々御事情も在らせられる事とは存じ候へ共」右原則に基き更めて御協議仕り候次第に御座候間何卒此際陸軍の懇望御容認相煩候様小生に於ても篤と希望致し候次第格別の御尊慮に預り度」き旨の書簡を大学に送った。九月五日の評議会では増員理由なお薄弱として反対した者二人、棄権一人のほか、大多数の賛成をもって増員案は可決され、六日付で回答が文相に送られ、新しい歩兵中佐の配属を見て落着いたのであった。

この増員問題について、『小野塚喜平次 人と業績』（一九六三年）は、

「ことは一配属将校の増員に関する件であったが、これを単に手続の問題と見てはならない。その背後には、当時政治権力

の中樞を占めつつあった全陸軍がある。その力の前に、文部省はかような人事を当然のこととして軍の専行に委ね、他の大  
学もまたそれを問題とせず、そのまま受け入れて怪しまなかつたときに、敢えて争つて筋を正し、軍の力をもつてもこ  
の道理を覆し得なかつたことは、率直に言つて、大学としての伝統を守つて来た東大にして初めて出来たことで、ことに小  
野塚総長がその任にあつてこそ可能であつたと言わなければならない。<sup>7)</sup>

と記し、ここで文部省自体が軍の専行に屈し、他の大学もこれをとりたてて問題にしない風潮が一般的であつたこと  
を指摘している。大学においてさえこのような状態ならば、独立性を全くもたない中等学校段階では一層その傾向が  
強い筈である。のみならず、小野塚総長退任後しばらくして、陸軍と文部省との協議は完全に消滅し、<sup>(8)</sup>やがて陸軍の  
一方的意志により教練の術科も大学に課せられるにおよんでは、日本の学校は完全に陸軍の思うがままの支配下に置  
かれ、文部省は軍にたいする従属的地位を明確にした。配属将校制度の導入は、文部省側の主観的な意図とはかかわ  
りなく、このような軍の教育支配を可能にする具体的な手だてであつた。

## 2 上智大学事件・同志社事件

その二は、配属将校制度が天皇制教育の推進に一役買う事態が見られるようになったということである。すなわち、  
一九三〇年代のはじめ、政府が私立の高等教育機関にたいして靖国神社参拝や「御真影」下賜の申請を強制的に行わ  
せる方策を採つたとき、その道具として活用されたのが配属将校制度であつた。この問題については、久保義三編著  
『天皇制と教育』（一九九一年）に詳しく紹介されているので、詳細はそれに譲るが、ごくあらましを述べると、次のよ  
うである。

おわりに  
一九三二（昭和七）年五月に上智大学学生の靖国神社参拝拒否事件が発生したとき、陸軍は陸軍次官小磯国昭名で文  
部次官栗屋謙に宛てて現役将校の配属の停止について協議したいと書き、大学当局にたいして圧力をかけた。既に述

べたように、配属将校の引き上げは当時の大学にとって経営上は勿論、大学の存立基盤をも揺るがす重大事であったから、上智大学当局は苦肉の策として、神社参拝は宗教的理由から行うものではなく教育的行事であり、愛国的行事であることを認め、三三（昭和八）年一二月に現役将校の再配属を得た。

一方、同志社高等商業学校では、三五（昭和一〇）年六月、台風のために倒壊した武道場の復旧に際し、一部の学生が夜間に学校側に無断で武道場の中に神棚を安置したのを、校長が「本校の教育の精神」を説き、学生に自発的に撤去させたのにたいし、同校配属将校の三浦国雄中佐が「国体精神に反する。反省せねば引揚げも已むを得ぬ」との談話を新聞に発表して、学校側を威嚇した。これにたいして、同志社総長湯浅八郎の招集にかかる同志社の教育部会は、従来の慣行を尊重して行くという方針を明らかにしたが、それは陸軍側をいたく刺激するところとなり、配属将校の引揚げ通知が校長宛に送付されてくるに至った。これを受けて同志社は再度にわたり理事会を開き、協議した結果、新学期から武道場に限り神棚を置くことを決め、軍部の意向に全面的に屈伏した。

この神棚事件の後、総長は「軍部に先手を打って」「御真影」を奉戴する意向を明らかにし、同年一二月文部大臣を通じて宮内大臣にたいし「御真影」奉戴の申請を行った結果、同志社大学・専門学校・中学校・女子専門学校・高等女学校に連合で「御真影」が下付された。このように軍部の圧力により「御真影」を奉戴したケースは、その後我が国私立大学や専門学校で続出したとい<sup>(9)</sup>う。

### 3 大学等における教練の強化

その三は、大学等における教練の強化が進んだことである。

まず、一九三六（昭和一一）年一二月には海軍現役武官商船学校等配属令（勅令第三九四号）<sup>(10)</sup>を定め、公立商船学校や朝鮮総督府通信局海員養成所において生徒の教練を掌らしめるために、海軍現役武官を当該学校や養成所に配属した。翌年三月には公立商船学校教練教授要目（文部省訓令第三号）<sup>(11)</sup>を定め、陸戦教練、手旗信号法、海軍諸令則大要、

艦船兵器機関ノ大要、軍事講話を、各学年毎週二時間教授し、ほかに毎年野外演習を四時間乃至六時間実施することとした。

三七(昭和一二)年五月には、学校教練教授要目の改正を行い(文部省訓令第二六号)<sup>(12)</sup>、「教材」(教授事項)の中に「敬礼・閲兵・分列」を加え、「其ノ他」に「瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等)」を追加したほか、各学校の「教材ノ配当」欄の後の注意事項の第一に、「軍人ニ賜リタル勅諭ニ関シテハ修身ト連絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉戴セシムベシ」と明記し、大学については、注意事項の中に、「設備ノ許ス場合ニ於テハ毎年一回実包射撃ヲ行フベシ」などの項を入れた。

三九(昭和一四)年三月になると、特別に「大学教練振作ニ関スル件」(発專第八一号)<sup>(13)</sup>と題する通牒を発し、同年四月以降は学部在籍生全員に教練を受けることを義務付け、「教材」(教授事項)を「学科(戦史、戦術、軍事講話)」および「術科(各個、部隊教練、射撃、指揮法)」とすることを定めた。これは、先に述べたように、配属将校制度発足の時点では、大学の教練は講話のみとし、いわゆる術科は課さなかつたのが、ここに至り他の学校と同様に執銃訓練などを実施することになったことを意味する。<sup>(14)</sup>

#### 4 教練強化の効果

にもかかわらず、第四に、教練の強化に託した当局の期待は、必ずしも十分に効を奏したとはいえなかつたことにも注意をする必要がある。

おわりに  
たしかに、戦前日本においては、義務教育段階から軍国主義的、超国家主義的な教育を行い、またそれを担当する教師の養成をその方向で行ってきたことにより、中国その他の国々との戦争を肯定し、支持し、協力する臣民が育成されたことは事実であるが、教練を如何に上から強制しようとも、学生生徒の心までもその考え方に染めるのは、年齢が上になればなるほど、また学歴が上になればなるほど、難しい一面があつた。このことについて、例えば極東軍

事裁判で大内兵衛証人（東京帝国大学教授、経済学・財政学）は次のように述べた。<sup>(15)</sup>

「○大内証人（略）過去二七カ年大学の教授として、日本における各段階の学校の学生としての個人的経験により、軍事訓練講義および教育を各段階の学校および大学の生徒に与えることは、学生達に軍国主義的、超国家主義的精神や、日本人はすべての他民族よりも優秀なる民族である、戦争の讚美、戦争は生産的日本の将来の福祉のためには必要であるという信仰を創造する効果がありました。また学生に将来の侵略戦争のための準備に効果があつたと思います。」

「○奥山弁護人 軍事教科によつて学生達に与えられた指導は、その所期の目的を完全に達し得たでありましようか。」  
○大内証人 この目的は形式的には達しられましたが、実質的には十分達しられたという程度にはいきませぬでした、と申しますのは、学生はその教育、その目的を形式的に受入れなければ不利益でありましたから、形式的には受入れませんが、しかし全学生の心をその方に向けるということには、その教育は成功致しませぬでした。」

## 5 配属将校制度の崩壊

それだけではなく、第五に、一九三〇年代に入ると、配属将校制度の実質的な崩壊をもたらすような事態が到来した。別掲の表「教練実施学校数および配属将校数」が示しているように、配属将校制度が実施されてから、教練を実施する学校数は年々僅かながらもほぼ増加の一途を辿つたが、配属将校の数は三一（昭和六）年九月の「満州事変」を境にして加速度的に減少し、これを補うために配属将校の兼務が増加した。これは、慢性化した小規模の戦闘によつて生じた将校の損失の補填のために、配属将校を充てたためと推測される。さらに、三七（昭和一二）年七月に始まる日中戦争の下では、陸軍平時の教育を停止し、学校に派遣した現役将校の帰隊を求め、さらに予備役の召集へと進んだ。このような状態の下では、現役将校による学校教練という配属将校制度の原則は後退し、三八（昭和一三）年九月上旬からは、予備役・後備役の各兵科尉官（憲兵の科の者及現に陸軍部隊に編入中の者を除く）中より志願を以て学校配

おわりに

教練実施学校数および配属将校数

(その1) 教練実施学校数の推移(自昭和2年至同11年)

年次内訳	学 校 数		
	公立	私立	計
昭和2年	1,043	281	1,324
3	1,058	248	1,306
4	1,098	302	1,400
5	1,151	335	1,486
6	1,169	346	1,515
7	1,170	347	1,517
8	1,170	339	1,509
9	1,190	347	1,537
10	1,212	357	1,569
11	1,226	359	1,585

配属将校数の推移(自昭和2年至同11年)

年次内訳	配属将校数 合計(兼務)	階級別配属将校数(兼務人員)				
		大 佐	中 佐	小 佐	大 尉	中 尉
昭和2年	1,352(44)	52(0)	94(13)	287(11)	859(19)	67(1)
3	1,322(52)	38(0)	119(13)	365(12)	759(26)	41(1)
4	1,344(69)	39(2)	124(17)	406(18)	753(31)	22(1)
5	1,406(107)	40(2)	149(25)	439(26)	772(54)	6(0)
6	1,416(129)	45(3)	151(20)	441(32)	764(74)	15(0)
7	1,399(158)	50(5)	174(18)	484(46)	656(86)	35(3)
8	1,306(261)	45(2)	227(27)	501(95)	489(126)	44(11)
9	1,235(365)	46(5)	257(45)	531(173)	391(140)	10(2)
10	835(387)	46(3)	231(55)	375(203)	173(119)	10(7)
11	483(622)	65(6)	149(180)	201(322)	65(110)	3(4)

(その2) 学校種別教練実施学校数

学校種別	内 訳	学 校 数		
		公立	私立	計
大学(学部、予科、専門部)		38	71	109
高校・専門学校		98	55	153
臨時実業補習学校教員養成所		48	0	48
中 等 学 校		1,042	233	1,275
計		1,226	359	1,585

配属将校数(昭和11年9月調)

学校種別	内 訳	配属将校数 合計(兼務)	階級別配属将校数(兼務人員)				
			大 佐	中 佐	小 佐	大 尉	中 尉
大学(学部、予科、専門部)		93(13)	47(2)	35(8)	10(3)	1(0)	0(0)
高校・専門学校		71(73)	18(3)	51(57)	2(13)	0(0)	0(0)
臨時実業補習学校教員養成所		0(48)	0(1)	0(23)	0(16)	0(8)	0(0)
中 等 学 校		319(488)	0(0)	63(92)	189(290)	64(102)	3(4)
計		483(622)	65(6)	149(180)	201(322)	65(110)	3(4)

【出典】本下秀明、前掲書、178頁。

属将校要員に充当し、配置することになった。これらの軍人は、最初陸軍が配属将校の資格と考えていた現役将校、言い換えれば、士官学校の出身者ではなく、将校に昇任して予後備役へ編入された下士官出身者や一年志願兵幹部候補生<sup>(16)</sup>であつたと考えられるから、この段階に至つて配属将校制度のそもそもの精神は失われたといつてよいであらう。

このような状態の下では、配属将校制度は、形式的にも、実質的にも、崩壊していたと言わざるを得ず、日本の教育界は厄介な重い荷物を抱えながら、破滅への道を進んで行つた。

## 注

(1) 前掲『福岡県立朝倉高等学校創立五十年史』一四五—一四六頁。

(2) 天野貞祐氏は一九三七(昭和一二)年に『道理の感覚』と題する書物を著わし、そのなかで次のように述べた。

「しからばわれわれは如何にして道理の支配を招来しうるのであるまいか。私は教育の力によらざる限り不可能だとなつねづね考えている者でございます。教育によつて一般人の知識が開発され、人が道理を道理として不道理を不道理として会得識別しうるに至らなければならぬ。それゆゑ教育を真正の意味において盛んならしめることが国家の實在性を増し眞の力を養うゆゑんであつて、教育と教育者とを敬重することなくしては国家の隆盛は期しえられないと思ふのであります。しかるにわが国の教育はその健全な発達に関して二大障害をもつてゐる。軍事教練(或いはむしろ軍事教官)による干渉と行政機構による圧迫とがそれでありませう。この二大障害から教育と教育者とを解放することが日本教育将来の重大痛切な課題だと私は考える者であります。」(『天野貞祐全集』第一卷(一九七一年)、一八五頁)

これは、天野氏が一九三七年二月二一日長野県上諏訪にある諏訪高等女学校において行つた「三輪、岩垂、鶴飼三生記念講演」のしめくりに当たる部分であり、同書の最終部分に位置するものである。ここでは、人間の道理の感覚を鋭くし、不道理を不道理として認識できるように、教育が重要なはたらきを示すこと、教育を眞に発展させること

は国家の隆昌にもつながること、教育の健全な発達をさまたげる二大障害として軍事教練（軍事教官すなわち配属将校）による干渉と官僚支配（別のところでは「不当な庄迫干渉」とも表現されている）があることなどが指摘されている。これは、『道理の感覚』が教育の軍事的・官僚的支配にたいする批判として書かれたものであったことをも示している。

なお、天野氏は後に、同書はそれのために攻撃を受け、絶版に追い込まれたことについて、次のように述べている。『道理の感覚』はわたくしの生命をかけた書である。これにわたくしは運命を賭けた。この書の心持は昭和六年満州事変の勃発に始まり五・一五事件、機関説問題の沸騰、国体明徴の提唱、二・二六事件をへて日一日と高まりつつあった社会不安の中へ心を沈めなくてはわかりにくいであろう。『朝に道を聞きて夕に死すとも可なり』というのがわたくしの透徹した心境であった。わたくしの感じ易く激し易い心は時代の触発を真正面から受けとめずにはおられなかつたのである。不自由ほど自由をよびさまし、不道理ほど道理を感覚せしめる。その姿勢は真正面な体当たりであり、すべて現実的であった。だからこの書がひき起こした筆禍事件の経過において、わたくしはあくまでも冷静であった。すべて覚悟の上であった。初めこの書物を岩波茂雄氏がわざわざ京都まで来られて出版を引き受けて帰られた時、編集部にはこれは無事に済まぬという意見もあつたと聞く。どうでもかまわぬと考えて出版してもらつた。

果たして予期した通り事件が起こつた。京都の地方新聞は「怪著、道理の感覚」という標題で第一面全部を埋める記事を出した。一ページ全部を用いて攻撃された人は少ないだろう。しかし社会は広いもので『道理の感覚』の主張は実に正しい、よくもこう率直に述べてくれた、と丁重な手紙をよこした軍人もあつた。ちょうどその時浜田（耕作）総長は出京して留守であつた。翌日新聞記者諸君が総長の帰洛を京都駅に待ち受けて、意見を問うたところ、自分は天野教授と同意見だ、もしわるいなら、自分も責任を共にする、と何のためらいもなく、ズバリと答えられた。これで攻撃陣の勢威も腰を折られてしまった。もちろんそれで片づくわけではないが、もともと当の配属将校河村大佐はわたくしに厚意を持っておられたためか、京都師団から師団長が大学に来て総長とわたくしと会谈するという柔軟な態度であつた。わたくしは教育の独立性を守ろうとする趣旨を述べたが、師団長の態度はまことに穏かで快い会谈であつた。ただ言葉の過ぎた点もあるので自発的絶版ということに打ち切りにした。わたくしを葬ろうとしていたのに、あつけなく片づけてしまったため右翼の関係者達はおさまらず当分くすぶっていたが、自然に直接の攻撃は止んでしまった。ただ警

察の手がわたくしの上に加えられるという風説はしばらく続いていた。」(同前、四三三―四三四頁)

「いろいろ心配してもらったが、拘留のようなことは遂に起こらなかった。しかしさまざまな間接的影響は免れられなかった。当時各旧制高等学校では文化講演が行われ、わたくしは講師に招かれた際、文部省教学局はこれを中断してとり次がなかった。橋田第一高等学校長が文部大臣と成った際後任に招かれたが文部省はこれを認めなかった、等々のことがあった。恐らく文部省教学局はわたくしの思想を危険思想と考えたのであろう。それはたしかに反動的である、しかし極めて健康であることはわたくしの確信する所である。」(同前、四三五頁)

(3) 以下の事件の経過については、南原繁・蠟山政道・矢部貞治『小野塚喜平次 人と業績』(一九六三年) および「配属将校増員問題経過報告」による。

(4) 全文は右「経過報告」に収録されているが、『小野塚喜平次 人と業績』二二八頁にも再録されている。

(5) この書簡の全文は、同前書、二一九―二二〇頁に再録されている。

(6) この書簡の全文は、同前、二二〇―二二二頁に再録されている。

(7) 同前、二二二頁。

(8) 同前、二二七頁。

(9) 久保義三編著『天皇制と教育』(一九九一年) 一八一―二四、三二―七四頁。

(10) 前掲『近代日本教育制度史料』第六卷、二九一―二九二頁。

(11) 同前、二九三―二九四頁。

(12) 同前、二九五―三〇一頁。

(13) 同前、三〇六―三〇八頁。

(14) 大学の教練の強化については、極東軍事裁判において、海後宗臣証人(東京帝国大学助教教授、教育学、大内兵衛証人(東京帝国大学教授、経済学・財政学)、および滝川幸辰証人(京都帝国大学教授、法学部長)は、次のように述べていた。

◇海後宗臣証人 一九四六(昭和二一)年六月一八日

「○ハマック検察官 軍事教育はいかなる時期においても、大学において強制的になったことがございますか。

○海後証人 さきほど申しましたように、一九二五年から現役将校配属がありましたから、その講義を聴くことは義務として行なわれておりました。

○ハマツク検察官 大学におきまして、軍事科目に関する講義以外に、実際の軍事教練が強制的となったことがありますか。

○海後証人 一九三九年、執銃訓練をすることが決まりました、この年の九月からそれが実施せられております。ただし当時は野外教練の際にだけ執銃致しておりまして、大学の中におきましては、ただ軍事に関する講義がなされていただけであります。

○ハマツク検察官 それではいかなる時におきましても、学校教育が再組織せられまして、軍事教育および軍事教練というものに、より以上の勢力が注がれたという事実がありましたでしょうか。

○海後証人 一九四一年一月教練教授の要目が出されまして、この要目ができましてからは、大学内においても執銃訓練をすることがなされるようになりました。」(前掲『極東裁判—教育証言の記録』九九頁)

◇大内兵衛証人 一九四六(昭和二一)年六月一九日

「陸軍大臣の主張によって軍事訓練は私立大学を含むすべての大学校の課目となった、この訓練は昭和一三年すなわち一九三八年、荒木大将が文部大臣となった時に強制的となりました。この時より以前昭和六年すなわち一九三一年荒木大将が陸軍大臣であった時に、東京帝国大学は学課の一部として軍事訓練および講義を設けるように要求したが、大学当局により拒絶されました。こうして大学におけるこの教練は数年遷延されました。その後荒木大将は文部大臣として、各大学に軍事訓練および講義を強制的に命令しました。軍事訓練および講義は各段階の学校において、現役陸軍将校によって行なわれました。将校達は講義、訓練、宣伝によって軍国主義的および超国家主義的精神を学生に鼓吹せんと、全力を尽して学課を指導しました。軍事教官によって、日本人は優秀民族であり、戦争は生産的であり、極東、さらには世界を支配するのは日本に与えられた使命である。わが国の発展は、学生達はこの目的遂行のために、将来侵略戦争をする準備がなければならぬことを要請していると教えられました。」(同前、一一〇—一一一頁)

◇滝川幸辰証人 一九四六(昭和二一)年六月一九日

「○滝川証人 軍事教練は一九二五年から初めて大学に置かれたのであります。その時に陸軍省は優秀な将校を軍事教官

として大学へ配属しました。最初は軍事教練はただ学課、例えば戦術をやるとか、あるいは戦争の歴史について講義されたのみであつて、鉄砲を持ちあるいは教練するということはなかつたのであります。ところが年を経るにしたがつて次第に教練を始めることになり、また教練の時間が普通の学課の時間を喰込むようになったのであります。当時軍事教練の時間は軍事教官が大学総長の同意を得て、特別の時間をくれておつたのであります。

ところが次第に普通の学課の時間を喰込み、そして総長の許可を得ずに、勝手に喰込むことがしばしば出来たのであります。こういうふうにして次第次第に、徐々に大学の中に軍隊的勢力が入つて来たのであります。

○ワールン弁護人 その宣誓口供書の中には、あなたが言われたのは、将校の学内における勢力は次第に優勢となりまして、経営の方法についても漸次容喙の度を増して行きましたとあります。どういうふうにかこの大学経営の方法について容喙の度を増して行つたのでありましようか。

○滝川証人 大学の訓育は総長初め大学側で掌つかさどつているのであります。ところが軍事教育が出来てから、軍事教育が大学の訓育に干渉するという要求が出たのであります。その要求が次第に強くなりました。

○ワールン弁護人 その次第に勢力が強くなつたというのは、どういうふうにか強くなつて行つたのであります。

○滝川証人 例えば最初は軍事教育の時間に出席するも出席しないことも学生の随意であつたのであります。ところが次第に配属将校、軍事教官の干渉が加わつて来まして、例えば軍事教育に出席しない者は卒業させないということを軍事教官は学生に告げるようになりました。例えばまだ学生が頭の髪を伸ばしているという、軍事訓練に出席させないのであります。そうすると出席しないということは軍事教育の時間を受けることが出来ないから、したがつて卒業出来ない、こういう妙な所まで干渉して来ました。

○ワールン弁護人 その頭の毛を長くしているという意味は、どういう意味でありますか。そういう種類の学生は、例えば政府を顛覆させようとするようなある協会にでも属しているものでありましようか。

○滝川証人 そうでありませぬ。日本の陸軍の軍人は頭の髪を短く刈つております。したがつて学生が頭の髪を長くするというのは軍人的でないということでありませぬ。〔同前、一一九—一三〇頁〕

(15) 同前、一一二・一二二頁。

(16) 木下秀明、前掲書、一七七—一七九頁。

## あとがき

本書の草稿は、一九七一年から七五年までの四年間、財団法人野間教育研究所において、寺崎昌男所員（当時）を中心に行った共同研究「近代日本の軍と教育」の私の分担部分の報告として執筆したものであるから、脱稿後かれこれ二昔になろうとしている。しかしこの報告書は、事情があつて、共同研究終了時に完成しなかつたため、私は自分の担当部分の原稿（の主要部分）をとりあえず私が勤務する学部の研究紀要である『神戸大学教育学部研究集録』の第五八集（一九七七年一〇月）から第六五集（一九八〇年一〇月）までに連続分載した。学部の研究紀要という一般の目につきにくいものであつたにもかかわらず、私の論文には内外から予想以上に多くの反響があり、なかには単行本としての出版を勧めて下さつた編集者もあり、嬉しく思つたものだつた。編集者の方には、これが共同研究の一部であり、いづれ全体をまとめて出版する予定になつてゐることを説明してお断りしたが、残念なことに全体の報告書はその後活字にならずじまいであつた。

このような経緯についてすっかり忘れていたところ、一昨年夏頃だつたと思うが、寺崎氏から連絡があり、私の執筆部分を野間教育研究所紀要の一冊として刊行する機会を与えていただけのことになつた。まったく思いがけない、予期しないお申し出であつたため、私はその話を聞いた時には正直なところ戸惑いの気持ちが大きかつた。一五年以上も前に書いた論文を今日刊行することに果たしてどれほどの意義があるだろうか、大幅な改訂補筆が要るようではとても時間がとれないが、などと思ひながら目を通して見た結果、史料的には、草稿執筆当時はいろいろ制約があつたため、不十分な点がないわけではないが、小論の目的や枠組み、内容などの面では、これはこれとして世に送り出

してもそれなりの意義があるのではないかと思うに至り、思い切つて出版をお願いすることに決めた。当時は、私自身としても、大学の管理的なしごとから解放された直後のことでもあり、少しは研究の時間を確保できるようにしていたので、早速、一冊の書物としての体裁を整えるのに必要な程度の最小限度の補訂を行い、脱稿したのが今から丁度一年前であった。

「はじめに」でもふれたように、本書では臨時教育会議の速記録や文政審議会の議事速記録を、原文のまま比較的長文にわたり引用してある。また、関係法令や教授要目の類も、書物や雑誌類からの引用も、原文を生かすかたちで紹介していることが多い。読みやすきの点では引用文の要旨をまとめたり、引用するにしても文を思い切つて短くするほうがよく、またこれらの多くは現在刊行物のかたちで比較的容易に見ることができるようになったので、そのようにしようとは一旦は考えたのであるが、「はじめに」で述べたような理由で、引用部分を削除したり書き改めたりすることは敢えてしなかつた。

原稿を読み返すなかで、例えば、教育は大きく知育、徳育、体育の三領域から成り立つと言われているが、教練の成立過程や目的、内容などを見る限り、体育は単なる身体の鍛練に止まらず、道徳教育としての性格を強く持つものでもあることが明らかになり、体育は知育や徳育から独立した一つの領域と言えるかどうかとか、配属将校制度や教練が、青少年の人間形成の深奥に如何なる影響を与えたかなど、もっと追跡してみたいことがいろいろ心に浮んできた。しかし、本書ではあくまで配属将校制度の成立に関する研究に限定し、そのようなことはすべて他の機会に譲ることとした。

本書はこのようなものであるが、今日の日本教育史研究にいささかなりとも寄与することができれば、それは私にとつて望外のしあわせである。また、本書が教育法研究の一領域としての法制史研究を志す人びとにたいして何らかの問題提起となるならば、これにまさる喜びはない。

最後になったが、私にこのような研究をまとめるきっかけと場を与えて下さった寺崎昌男氏と、かつて共同研究の

なかでさまざまな教示をいただいた木下秀明、佐藤秀夫、中内敏夫の各氏に、あらためてお礼を申し上げたい。また、本書の刊行を引き受け、校正にも協力して下さった野間教育研究所と講談社出版サービスセンターの関係者の方々に深甚の謝意を表する。

一九九三年二月二六日

平原春好

## 著者紹介

平原 春好 (ひらはら・はるよし)

現職 神戸大学教授 (発達科学部)

専攻 教育行政・教育法

教育学博士 (東京大学)

主著 『日本教育行政研究序説』 東京大学出版会

『教育行政の課題 現代教育行政入門』 (共編) 勁草書房

『教育行政と教育法の理論』 (共編) 東京大学出版会

『日本の教育課程 その法と行政』 国土社

『学校教育法』 エイデル研究所

『教育基本法文献選集 4 義務教育・男女共学』 学陽書房

『史料 教育法』 (共編) 学陽書房

『教育法入門』 (共編) 学陽書房

『アメリカ教育法 教師と生徒の権利』 (共訳) 三省堂

---

### 野間教育研究所紀要 第36集

## 配属将校制度成立史の研究

頒布価6,000円

1993年3月30日発行

著者 平原春好

発行者 山本康雄

発行所 財団法人 野間教育研究所

東京都文京区音羽2-12-21

電話東京(03)5395-3679 〒112-01

印刷所 勝美印刷株式会社

頒布価 6,000円